

第五編 申請手續等

## 第五編 申請手続等

### 第一章 設置認可・届出関係

#### ○ 大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則

（平成十八年三月三十一日）  
文部科学省令第十二号  
最終改正 令五・九・一文科令二九

（定義）

**第一条** この省令において「大学の設置等」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 大学又は高等専門学校設置
  - 二 大学の学部、短期大学の学科又は私立の大学の学部の学科（以下「学部等」という。）の設置
  - 三 大学の大学院の設置、大学の大学院の研究科若しくは研究科の専攻（以下「研究科等」という。）の設置又は大学の大学院の研究科の専攻に係る課程の変更
  - 四 専門職大学の課程（学校教育法（以下「法」という。）第八十七条の二第一項の規定により前期課程及び後期課程に区分されたものに限る。第四条の二及び第十条第一項において同じ。）の設置及び変更
  - 五 高等専門学校の学科の設置
  - 六 大学の学部若しくは大学院の研究科又は短期大学の学科における通信教育の開設
  - 七 私立の大学の学部若しくは大学院の研究科若しくは短期大学の学科又は高等専門学校の収容定員に係る学則の変更
  - 八 大学若しくは高等専門学校又は大学の学部、大学の大学院若しくは大学院の研究科若しくは短期大学の学科（以下「大学等」という。）の設置者の変更
  - 九 大学等の廃止
- （大学又は高等専門学校設置の認可の申請）
- 第二条** 大学又は高等専門学校設置の認可を受けようとする者は、認可申請書（別記様式第一号の一）に次に掲げる書類を添えて、当該大学又は高等専門学校を開設する年度（以下「開設年度」という。）の前々年度の十月一日から同月三十一日までの間に文部科学大臣に申請するものとする。

- 一 基本計画書（別記様式第二号）
- 二 校地校舎等の図面

#### 三 学則

- 四 当該申請についての意思の決定を証する書類
  - 五 大学又は高等専門学校の設置の趣旨及び学生の確保の見通し等を記載した書類
  - 六 教員名簿（別記様式第三号）
  - 七 教員個人調書（別記様式第四号）
  - 八 教員就任承諾書（別記様式第五号）
- 2 前項の申請をした者のうち、医科大学（医学又は歯学に関する学部又は学部の学科を設置する大学をいう。以下この項において同じ。）を設置しようとする者は、同項の書類に加え、次に掲げる書類を、同項に規定する期間内に文部科学大臣に提出するものとする。
    - 一 附属病院所在地域の概況説明書（別記様式第六号）
    - 二 附属病院の医師、歯科医師、看護師等の配置計画書（別記様式第七号）
    - 三 関連教育病院（医科大学と連携して学生の臨床教育等に当たる病院をいう。）の概要等を記載した書類（関連教育病院を利用する場合に限る。）
  - 3 第一項の申請をした者のうち、薬学に関する学部又は学部の学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの（以下「臨床薬学に関する学部又は学部の学科」という。）を設置する大学を設置しようとする者は、同項の書類に加え、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第三十九条の二に規定する薬学実務実習に必要な施設の概要等を記載した書類（以下「薬学実務実習施設概要書類」という。）を、同項に規定する期間内に文部科学大臣に提出するものとする。
  - 4 第一項の申請をした者のうち、専門職大学若しくは専門職短期大学（以下「専門職大学等」という。）又は専門職学科（大学設置基準第四十二条第一項に規定する専門職学科又は短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）第三十五条に規定する専門職学科をいう。以下同じ。）を設ける大学若しくは短期大学を設置しようとする者は、同項の書類に加え、次に掲げる書類（専門職学科を設ける大学又は短期大学にあつては、第六号に掲げる書類を除く。）を、同項に規定する期間内に文部科学大臣に提出するものとする。
    - 一 教育課程連携協議会構成員名簿（別記様式第七号の二）
    - 二 教育課程連携協議会構成員就任承諾書（別記様式第七号の三）
    - 三 臨地実務実習施設の確保状況説明書（別記様式第七号の四）
    - 四 臨地実務実習施設使用承諾書（別記様式第七号の五）
    - 五 連携実務演習等に関する承諾書（別記様式第七号の六）（大学設置基準第四十二条の九第三号ただし書、短期大学設置基準第三十五条の七第一項第三号ただし書若しくは同条第二項第三号ただし書、専門職大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十三号）第二十九条第一項第三号ただし書又は専門職短期大学設置

基準（平成二十九年文部科学省令第三十四号）第二十六条第一項第三号ただし書若しくは同条第二項第三号ただし書の規定により、卒業の要件として、連携実務演習等（大学設置基準第四十二条の九第三号ただし書、短期大学設置基準第三十五条の七第一項第三号ただし書、専門職大学設置基準第二十九条第一項第三号ただし書又は専門職短期大学設置基準第二十六条第一項第三号ただし書に規定する連携実務演習等をいう。）を修得させる場合に限る。）

六 必要校地面積の減算説明書（別記様式第七号の七）（専門職大学設置基準第四十六条第二項又は専門職短期大学設置基準第四十四条第二項の規定の適用を受ける者に限る。）

七 必要校舎面積の減算説明書（別記様式第七号の八）（大学設置基準別表第三イ（2）備考第二号、短期大学設置基準別表第二イ備考第五号、専門職大学設置基準別表第二イ備考第五号又は専門職短期大学設置基準別表第二イ備考第五号の規定の適用を受ける者に限る。）

5 第一項の申請をした者のうち、既設の大学、学部等、大学の大学院又は研究科等（以下この項において「既設大学等」という。）を廃止し、その職員組織等を基に大学を設置しようとする者は、同項の規定にかかわらず、当該大学に置く学部等又は研究科等のうち、教育研究上の目的、授与する学位の種類及び分野、教員組織の編制並びに教育課程の編成等が既設大学等と同等であると文部科学大臣が認めるものについては、教員個人調書（別記様式第四号）を提出することを要しない。

6 第一項の申請をした者のうち、既設の高等専門学校又は高等専門学校等の学科（以下この項において「既設高等専門学校等」という。）を廃止し、その職員組織等を基に高等専門学校を設置しようとする者は、同項の規定にかかわらず、当該高等専門学校に置く学科のうち、教育上の目的、学科の分野、教員組織の編制及び教育課程の編成等が既設高等専門学校等と同等であると文部科学大臣が認めるものについては、教員個人調書（別記様式第四号）を提出することを要しない。

7 第一項の申請をしようとする者のうち、あわせて通信教育の開設の認可を受けようとする者は、同項の書類に加え、第六条第一項第九号及び第十号に掲げる書類を、第一項に規定する期間内に文部科学大臣に申請するものとする。

（学部等の設置の認可の申請及び届出）

**第三条** 学部等の設置の認可を受けようとする者は、認可申請書（別記様式第一号の一）に次に掲げる書類を添えて、当該学部等を開設する年度（以下「学部等開設年度」という。）の前々年度の三月一日から同月三十一日までの間に文部科学大臣に申請するものとする。

- 一 基本計画書（別記様式第二号）
- 二 校地校舎等の図面

三 学則（変更事項を記載した書類及び新旧の比較対照表を含む。）

四 当該申請についての意思の決定を証する書類

五 学部等の設置の趣旨及び学生の確保の見通し等を記載した書類

六 教員名簿（別記様式第三号）

七 教員個人調書（別記様式第四号）

八 教員就任承諾書（別記様式第五号）

2 前項の申請をしようとする者のうち、医学又は歯学に関する学部又は学部の学科を設置しようとする者は、同項の書類に加え、前条第二項に掲げる書類を、前項に規定する期間内に文部科学大臣に提出するものとする。この場合において、前条第二項第三号中「医科大学」とあるのは「医学又は歯学に関する学部又は学部の学科」とする。

3 第一項の申請をしようとする者のうち、臨床薬学に関する学部又は学部の学科を設置しようとする者は、同項の書類に加え、薬学実務実習施設概要書類を、第一項に規定する期間内に文部科学大臣に提出するものとする。

4 第一項の申請をしようとする者のうち、専門職大学等の学部等又は大学若しくは短期大学の専門職学科を設置しようとする者は、同項の書類に加え、前条第四項に掲げる書類（同項第六、第一項に規定する期間内に文部科学大臣に提出するものとする）

5 第一項の申請をしようとする者のうち、大学設置基準第五十条第一項、短期大学設置基準第四十三条第一項、専門職大学設置基準第六十二条第一項又は専門職短期大学設置基準第五十九条第一項に規定する国際連携学科を設置しようとする者は、第一項の規定にかかわらず、当該学科を開設する年度の前々年度の三月一日から同月三十一日まで又は当該学科を開設する年度の前年度の八月一日から同月三十一日まで若しくは三月一日から同月三十一日まで又は当該学科を開設する日の属する年度の八月一日から同月三十一日までの間に文部科学大臣に申請するものとする。

6 第一項の申請をしようとする者のうち、既設の大学又は学部等（以下この項において「既設大学等」という。）を廃止し、その職員組織等を基に学部等を設置しようとする者は、同項の規定にかかわらず、当該学部等のうち、教育研究上の目的、授与する学位の種類及び分野、教員組織の編制並びに教育課程の編成等が既設大学等と同等であると文部科学大臣が認めるものについては、教員個人調書（別記様式第四号）を提出することを要しない。

7 第一項の申請をしようとする者のうち、大学の学部を設置しようとする者は、同項の規定にかかわらず、当該学部に設ける学科のうち、当該大学の授与する学位の種類及び分野の変更を伴わないものについては、教員個人調書（別記様式第四号）を提出することを要しない。

- 8 第一項の申請をしようとする者のうち、あわせて通信教育の開設の認可を受けようとする者は、同項の書類に加え、第六条第一項第九号及び第十号に掲げる書類を、第一項に規定する期間内に文部科学大臣に申請するものとする。
- 9 学部等の設置の届出を行おうとする者は、届出書（別記様式第一号の二）に第一項に掲げる書類（同項第七号及び第八号に掲げるものを除く。）を添えて、学部等開設年度の前年度の四月一日から十二月三十一日までの間に文部科学大臣に届け出るものとする。この場合において、同項第四号中「申請」とあるのは「届出」とする。
- 10 前項の届出を行おうとする者のうち、臨床薬学に関する学部又は学部の学科を設置しようとする者は、同項の書類に加え、薬学実務実習施設概要書類を、前項に規定する期間内に文部科学大臣に提出するものとする。
- 11 第九項の届出を行おうとする者のうち、大学設置基準第四十一条第一項に規定する学部等連係課程実施基本組織、大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）第三十条の二第一項に規定する研究科等連係課程実施基本組織及び短期大学設置基準第三条の二第一項に規定する学科連係課程実施学科（以下この項において「学部等連係課程実施基本組織等」という。）を設置しようとする者は、第九項の規定にかかわらず、届出書（別記様式第一号の二）に第一項に掲げる書類（同項第二号、第七号及び第八号に掲げるものを除く。）を添えて、当該学部等連係課程実施基本組織等を開設する日の一年前の日から二月前の日までの間に文部科学大臣に届け出るものとする。この場合において、同項第四号中「申請」とあるのは、「届出」とする。
- 12 第九項の届出を行おうとする者のうち、専門職大学等の学部等又は大学若しくは短期大学の専門職学科を設置しようとする者は、同項の書類に加え、前条第四項に掲げる書類を、第九項に規定する期間内に文部科学大臣に提出するものとする。
- 13 第九項の届出を行おうとする者のうち、あわせて通信教育の開設の届出を行おうとする者は、同項の書類に加え、第六条第一項第九号及び第十号に掲げる書類を、第九項に規定する期間内に文部科学大臣に届け出るものとする。
- （大学の大学院の設置、研究科等の設置又は大学の大学院の研究科の専攻に係る課程の変更の認可の申請及び届出）
- 第四条** 前条第一項、第五項から第九項まで及び第十三項の規定は、大学の大学院の設置、研究科等の設置又は大学の大学院の研究科の専攻に係る課程の変更の認可の申請及び届出について準用する。この場合において、次の表の第一欄に掲げる規定中同表の第二欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第三欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| 第一欄    | 第二欄   | 第三欄   |
|--------|---|---|
| 第三条第一項 | 学部等の設置  | 大学の大学院の設置、研究科等の設置又は大学の大学院の研究科の専攻に係る課程の変更  |
|        | 学部等を開設する年度  | 大学の大学院を設置する年度、研究科等を設置する年度又は大学の大学院の研究科の専攻に係る課程を変更する年度  |
| 第三条第五項 | 学部等開設年度   | 研究科等開設年度  |
|        | 大学設置基準第五十条第一項、短期大学設置基準第四十三条第一項、専門職大学設置基準第六十二条第一項又は専門職短期大学設置基準第五十九条第一項に規定する国際連携学科を設置 | 大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）第三十五条第一項又は専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）第三十五条第一項に規定する国際連携専攻を設置又は当該専攻に係る課程を変更 |
| 第三条第六項 | 学科を開設   | 専攻を設置又は当該専攻に係る課程を変更   |
|        | 大学又は学部等   | 大学又は大学の大学院若しくは研究科等  |
|        | 学部等を  | 大学の大学院又は研究科等を   |
|        | 学部等の  | 大学の大学院又は研究科等の   |
|        | 大学の学部   | 大学の大学院の研究科  |
| 第三条第七項 | 学部に設ける学科  | 研究科に設ける専攻   |
|        | 学部等の設置  | 大学の大学院の設置、研究科等の設置又は大学の大学院の研究科の専攻に係る課程の変更  |
| 第三条第九項 | 学部等開設年度   | 研究科等開設年度  |

2 前項の申請をしようとし、又は届出を行おうとする者のうち、専門職大学院に係る



研究科等を設置しようとし、又は大学の大学院の研究科の専攻に係る課程の変更であつて専門職大学院の課程を設けようとする者は、同項において準用する前条第一項、第五項から第九項まで及び第十三項の規定により提出する書類に加え、第二条第四項第一号及び第二号に掲げる書類を、前条第一項に規定する期間内に文部科学大臣に提出するものとする。

(専門職大学の課程の設置及び変更の認可及び届出)

**第四条の二** 専門職大学の課程の設置及び変更の認可を受けようとする者は、認可申請書(別記様式第一号の一)に次に掲げる書類を添えて、当該専門職大学の課程を開設し、又は変更する年度(第十条第一項において「専門職大学の課程開設年度」という。)の前々年度の三月一日から同月三十一日までの間に文部科学大臣に申請するものとする。

- 一 基本計画書(別記様式第二号)
- 二 学則(変更事項を記載した書類及び新旧の比較対照表を含む。)
- 三 当該申請についての意思の決定を証する書類
- 四 前期課程及び後期課程の設置の趣旨等を記載した書類
- 五 教員名簿(別記様式第三号)

2 専門職大学の課程の変更の届出を行うおとする者は、届出書(別記様式第一号の一)に前項に掲げる書類を添えて、当該課程を変更する年度の前年度の四月一日から十二月三十一日までの間に文部科学大臣に届け出るものとする。この場合において、同項第三号中「申請」とあるのは「届出」とする。

| 第一欄    | 第二欄                                 | 第三欄   |
|--------|-------------------------------------|---|
| 第三条第一項 | 学部等の<br>学部等を                        | 高等専門学校の学科の<br>高等専門学校の学科を                              |
| 第三条第六項 | 学部等開設年度<br>大学又は学部等<br>既設大学等<br>学部等を | 学科開設年度<br>高等専門学校又は高等専門学校の学<br>既設高等専門学校等<br>高等専門学校の学科を |

| 第三条第九項 | 学部等の<br>学部等開設年度 | 学部等の<br>学部等開設年度       |
|--------|-----------------|-----------------------|
|        | 学部等の<br>学部等開設年度 | 高等専門学校の学科の<br>学部等開設年度 |

(高等専門学校の学科の設置の認可の申請及び届出)

**第五条** 第三条第一項、第六項及び第九項の規定は、高等専門学校の学科の設置の認可の申請及び届出について準用する。この場合において、次の表の第一欄に掲げる規定中同表の第二欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第三欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(大学の学部若しくは大学院の研究科又は短期大学の学科における通信教育の開設の認可の申請及び届出)

**第六条** 大学の学部若しくは大学院の研究科又は短期大学の学科における通信教育の開設の認可を受けようとする者(第二条第七項及び第三条第八項に規定するものを除く)は、認可申請書(別記様式第一号の一)に次に掲げる書類を添えて、当該通信教育を開設する年度(以下「通信教育開設年度」という。)の前々年度の三月一日から同月三十一日までの間に文部科学大臣に申請するものとする。

- 一 基本計画書(別記様式第二号)
- 二 校地校舎等の図面
- 三 学則(変更事項を記載した書類及び新旧の比較対照表を含む。)
- 四 当該申請についての意思の決定を証する書類
- 五 大学における通信教育の開設の趣旨及び学生の確保の見通し等を記載した書類
- 六 教員名簿(別記様式第三号)
- 七 教員個人調査(別記様式第四号)
- 八 教員就任承諾書(別記様式第五号)
- 九 通信教育実施方法説明書(別記様式第八号)
- 十 通信教育に係る規程

2 大学の学部若しくは大学院の研究科又は短期大学の学科における通信教育の開設の届出を行うおとする者は、届出書(別記様式第一号の一)に前項に掲げる書類(同項第七号及び第八号に掲げるものを除く)を添えて、通信教育開設年度の前年度の四月一日から十二月三十一日までの間に文部科学大臣に届け出るものとする。この場合において、同項第四号中「申請」とあるのは「届出」とする。

(私立の大学の学部若しくは大学院の研究科若しくは短期大学の学科又は高等専門

学校の収容定員に係る学則の変更の認可の申請及び届出)

## 第七条

私立の大学の学部若しくは大学院の研究科又は短期大学の学科の収容定員(通信教育に係るものを除く。)に係る学則の変更の認可を受けようとする者は、認可申請書(別記様式第一号の一)に次に掲げる書類を添えて、当該学則を変更する年度(以下「学則変更年度」という。)の前々年度の三月一日から同月三十一日まで又は前年度の六月一日から同月三十日までの間に文部科学大臣に申請するものとする。

一 基本計画書(別記様式第二号)

二 校地校舎等の図面

三 学則(変更事項を記載した書類及び新旧の比較対照表を含む。)

四 当該申請についての意思の決定を証する書類

五 学則の変更の趣旨及び学生の確保の見通し等を記載した書類

六 教員名簿(別記様式第三号)

2 私立の大学の学部若しくは大学院の研究科又は短期大学の学科の通信教育に係る収容定員に係る学則の変更の認可を受けようとする者は、認可申請書(別記様式第一号の一)に前項並びに第六条第一項第九号及び第十号に掲げる書類を添えて、前項に規定する期間内に文部科学大臣に申請するものとする。

3 私立の高等専門学校に収容定員に係る学則の変更の認可を受けようとする者は、認可申請書(別記様式第一号の一)に第一項に掲げる書類を添えて、同項に規定する期間内に文部科学大臣に申請するものとする。

4 私立の大学の学部若しくは大学院の研究科又は短期大学の学科の収容定員(通信教育に係るものを除く。)に係る学則の変更の届出を行おうとする者は、届出書(別記様式第一号の一)に第一項に掲げる書類を添えて、学則変更年度の前年度の四月一日から十二月三十一日までの間に文部科学大臣に届け出るものとする。この場合において、同項第四号中「申請」とあるのは「届出」とする。

5 私立の大学の学部若しくは大学院の研究科又は短期大学の学科の通信教育に係る収容定員に係る学則の変更の届出を行おうとする者は、届出書(別記様式第一号の一)に第一項並びに第六条第一項第九号及び第十号に掲げる書類を添えて、前項に規定する期間内に文部科学大臣に届け出るものとする。この場合において、第一項第四号中「申請」とあるのは「届出」とする。

6 私立の高等専門学校の収容定員に係る学則の変更の届出を行おうとする者は、届出書(別記様式第一号の一)に第一項に掲げる書類を添えて、第四項に規定する期間内に文部科学大臣に届け出るものとする。この場合において、第一項第四号中「申請」とあるのは「届出」とする。

7 前三項の規定にかかわらず、同一の大学の学部若しくは大学院の研究科若しくは短期大学の学科又は高等専門学校の学科についての前三項の届出と第三条第九項、

第四条第一項、第四条の二第二項、第五条又は第六条第二項の届出とを同一の日に行う場合は、前三項の届出書(別記様式第一号の一)及び前三項の規定により添付する書類を提出することを要しない。

(大学等の設置者の変更の認可の申請)

## 第八条

大学等の設置者の変更の認可を受けようとする者は、認可申請書(別記様式第一号の一)に次に掲げる書類を添えて、文部科学大臣に申請するものとする。

一 基本計画書(別記様式第二号)

二 校地校舎等の図面

三 学則(変更事項を記載した書類及び新旧の比較対照表を含む。)

四 当該申請についての意思の決定を証する書類

五 変更の事由及び時期を記載した書類

六 教員名簿(別記様式第三号)

(大学等の廃止の認可の申請及び届出)

## 第九条

大学等の廃止の認可を受けようとする者は、認可申請書(別記様式第一号の一)に次に掲げる書類を添えて、文部科学大臣に申請するものとする。

一 基本計画書(別記様式第二号)

二 当該申請についての意思の決定を証する書類

三 廃止の事由及び時期並びに学生の処置方法を記載した書類

2 大学等の廃止の届出を行おうとする者は、届出書(別記様式第一号の一)及び学則(変更事項を記載した書類及び新旧の比較対照表を含む。)に前項に掲げる書類を添えて、文部科学大臣に届け出るものとする。この場合において、同項第二号中「申請」とあるのは「届出」とする。

(認可の手続)

## 第十条

文部科学大臣は、第二条第一項及び第七項、第三条第一項(第四条及び第五条において準用する場合を含む。)、及び第八項(第四条において準用する場合を含む。)、第四条の二第一項、第六条第一項並びに第七条第一項から第三項までの申請があった場合には、開設年度、学部等開設年度、研究科等開設年度、専門職大学の課程開設年度、学科開設年度、通信教育開設年度又は学則変更年度の前年度の三月三十一日までに当該申請に係る認可をすることがどうかを決定し、当該申請をした者に対しその旨を速やかに通知するものとする。

2 第三条第五項(第四条において準用する場合を含む。)の申請があった場合には、当該申請のあった月の翌月から起算して六月以内に当該申請に係る認可をすることがどうかを決定し、当該申請をした者に対しその旨を速やかに通知するものとする。

(法第四条第三項の命令の期限)

## 第十一条

文部科学大臣は、法第四条第二項の届出(次条、第十三条及び第十四条にお

いて単に「届出」という。)をした者に対し、法第四条第三項の規定による命令を行う場合には、当該届出があつた日から起算して六十日以内にこれを行わなければならない。ただし、当該届出と関連を有する認可の申請が行われている場合においては、この限りでない。

(認可等の公表)

**第十二条** 文部科学大臣は、法第四条第一項の認可(次条及び第十四条において単に「認可」という。)をした場合又は届出があつた場合には、速やかに、その旨、名称、位置、当該認可の申請又は届出の際に提出された基本計画書(別記様式第二号)、校地校舎等の図面、学則、大学の設置等の趣旨及び学生の確保の見通し等(大学等の設置者の変更にあつては、変更の事由及び時期)を記載した書類及び教員名簿(別記様式第三号。年齢及び月額基本給を除く。)並びに次条に規定する事項その他必要な事項(大学等の廃止の認可をした場合又は届出があつた場合にあつては、その旨、名称、位置及び次条に規定する事項その他必要な事項)をインターネットの利用その他適切な方法により公表するものとする。

(留意事項)

**第十三条** 文部科学大臣は、認可を受けた者又は届出を行った者が当該認可又は届出に係る大学の設置等に関する計画(次条において「設置計画」という。)を履行するに当たつて留意すべき事項(次条において「留意事項」という。)があると認めるときは、当該者に対し、当該事項の内容を通知するものとする。

(履行状況についての報告等)

**第十四条** 文部科学大臣は、設置計画及び留意事項の履行の状況を確認するため必要があると認めるときは、認可を受けた者又は届出を行った者に対し、その設置計画及び留意事項の履行の状況について報告を求め、又は調査を行うことができる。

(認可申請書等)

**第十五条** この省令の規定による認可申請書(別記様式第一号の一)その他の書類(次項において「認可申請書等」という。)については、別表のとおりとする。

2 文部科学大臣は、必要があると認めるときは、認可申請書等以外の書類の提出を求め、又は認可申請書等の一部の提出を免除することができる。

附則

- 1 この省令は、平成十八年四月一日から施行する。
- 2 大学の設置等の認可の申請手続等に関する規則(平成三年文部省令第四十六号)は、廃止する。
- 3 令和六年度に令和十一年度までの期間を付して私立の大学の学部の収容定員(医学に関する学部の学科に係るものに限る。)を増加する学則の変更の認可を受けようとする場合における第七条第一項の規定の適用については、同項中「当該学則を変更

する年度(以下「学則変更年度」という。)の前々年度三月一日から同月三十一日まで又は前年度の六月一日から同月三十日までの間」とあるのは、「文部科学大臣が定める期間内」とする。

4 令和六年度に令和十一年度までの期間を付して私立の大学の学部の収容定員(医学に関する学部の学科に係るものに限る。)を七百二十人を超えて増加する学則の変更の認可を受けようとする者は、第七条第一項各号に掲げる書類に加え、基幹教員の氏名等を記載した書類(附則別記様式)を添えて文部科学大臣に申請するものとする。

附則 (平一九・三・三〇文科令一〇)

この省令は、平成十九年四月一日から施行し、この省令による第三条の改正規定は、平成十八年四月一日から適用する。ただし、第二条の改正規定は、平成二十年三月一日から施行する。

附則 (平二〇・九・三〇文科令三〇)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平二一・二・二七文科令一抄)

(施行期日)

1 この省令は、平成二十一年三月一日から施行する。

附則 (平二一・一・一一文科令三五)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平二二・一・一一〇文科令二〇)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平二三・一・一一四文科令三八)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平二四・一・一一九文科令三七)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平二五・一・一一一文科令二九)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平二六・一・一一〇文科令一)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平二六・二・二三文科令四)

この省令は、平成二十六年三月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十六年十月一日から施行する。

附則 (平二六・一〇・七文科令三三)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平二七・二・一一〇文科令二)

この省令は、平成二十七年三月一日から施行する。

**附則**（平二九・五・三十一文科令二八）

この省令は、公布の日から施行する。

**附則**（平三〇・二・二十八文科令四）

この省令は、平成三十年三月一日から施行する。

**附則**（令元・八・二三文科令一一抄）

1 この省令は、公布の日から施行する。

**附則**（令元・十・二二文科令一七）

この省令は、公布の日から施行する。

**附則**（令元・一〇・三二文科令一九）

この省令は、令和二年一月一日から施行し、令和三年度における大学の設置等に係る認可の申請及び届出から適用する。

**附則**（令三・一・一五文科令二）

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

**附則**（令三・九・一文科令四二）

この省令は、公布の日から施行する。

**附則**（令四・八・三文科令二六）

この省令は、公布の日から施行する。

**附則**（令四・九・三〇文科令三三）

（施行期日）

1 この省令は、令和四年十月一日から施行する。

（経過措置）

2 大学設置基準等の一部を改正する省令（令和四年文部科学省令第三十四号）附則第二条及び第三条の規定によりなお従前の例により認可の申請又は届出を行う場合は、改正前の様式を使用するものとする。

**附則**（令五・九・一文科令二九）

この省令は、公布の日から施行する。

## 〇〇大学設置認可申請書

年 月 日

文 部 科 学 大 臣 殿

申請者の職名及び氏名

このたび、〇〇大学を設置したいので、学校教育法第 4 条第 1 項の規定により認可されるよう、別紙書類を添えて申請します。なお、認可の上は、確実に申請に係る計画を履行します。

(注)

- 1 「〇〇大学設置」及び「〇〇大学を設置」の部分については、認可の申請の内容に応じ、適切に表記を変更すること。
- 2 設置者の変更の認可を受けようとする場合には、「申請者の職名及び氏名」の欄は、当該変更に関する地方公共団体、公立大学法人又は学校法人の連名とすること。
- 3 「学校教育法第 4 条第 1 項」の部分については、申請の内容に応じ、「学校教育法第 4 条第 1 項及び学校教育法施行令第 2 3 条第 1 項」とすること。

## 〇〇大学〇〇学部設置届出書

年 月 日

文 部 科 学 大 臣 殿

届出者の職名及び氏名

このたび、〇〇大学〇〇学部を設置することについて、学校教育法第4条第2項の規定により、別紙書類を添えて届け出ます。なお、届出の上は、確実に届出に係る計画を履行します。

(注)

- 1 「〇〇大学〇〇学部設置」及び「〇〇大学〇〇学部を設置」の部分については、届出の内容に応じ、適切に表記を変更すること。
- 2 「学校教育法第4条第2項」の部分については、届出の内容に応じ、「学校教育法第4条第2項及び学校教育法施行令第23条の2第1項」とすること。

### 基本計画書

| 基本計画書                            |  |  |          |          |          |          |          |                |                          |  |
|----------------------------------|--|--|----------|----------|----------|----------|----------|----------------|--------------------------|--|
| 事項                               | 記入欄  |  |          |          |          |          |          |                | 備考                       |  |
| 計画の区分                            |  |  |          |          |          |          |          |                |                          |  |
| フリガナ設置者                          |  |  |          |          |          |          |          |                |                          |  |
| フリガナ大学の名称                        |  |  |          |          |          |          |          |                |                          |  |
| 大学本部の位置                          |  |  |          |          |          |          |          |                |                          |  |
| 大学の目的                            |  |  |          |          |          |          |          |                |                          |  |
| 新設学部等の目的                         |  |  |          |          |          |          |          |                |                          |  |
| 新設学部等の概要                         | 新設学部等の名称   | 修業年限   | 入学定員     | 編入学定員    | 収容定員     | 学位       | 学位の分野    | 開設時期及び開設年次     | 所在地                      |  |
|                                  | 計  | 年  | 人        | 年次<br>人  | 人        |          |          | 年<br>月<br>第 年次 |                          |  |
| 同一設置者内における変更状況<br>(定員の移行、名称の変更等) |  |  |          |          |          |          |          |                |                          |  |
| 教育課程                             | 新設学部等の名称   | 開設する授業科目の総数  |          |          |          | 卒業要件単位数  |          |                |                          |  |
|                                  |  | 講義   | 演習       | 実験・実習    | 計        | 単位       |          |                |                          |  |
|                                  | 科目   | 科目   | 科目       | 科目       |          |          |          |                |                          |  |
| 新設分                              | 学部等の名称   |  | 基幹教員     |          |          |          |          | 助手             | 基幹教員以外の<br>教員<br>(助手を除く) | 大学設置基準別表第一に定める基幹教員数の四分の三の数<br>○○人<br><br>大学設置基準別表第一に定める基幹教員数の四分の三の数<br>○○人 |
|                                  |  |  | 教授       | 准教授      | 講師       | 助教       | 計        |                |                          |  |
|                                  |  |  | 人<br>( ) | 人<br>( ) | 人<br>( ) | 人<br>( ) | 人<br>( ) | 人<br>( )       | 人<br>( )                 |  |
|                                  |  | a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの  | ( )      | ( )      | ( )      | ( )      | ( )      | ( )            | ( )                      |  |
|                                  |  | b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの(aに該当する者を除く)  | ( )      | ( )      | ( )      | ( )      | ( )      | ( )            | ( )                      |  |
|                                  |  | 小計(a~b)  | ( )      | ( )      | ( )      | ( )      | ( )      | ( )            | ( )                      |  |
|                                  |  | c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの(a又はbに該当する者を除く)  | ( )      | ( )      | ( )      | ( )      | ( )      | ( )            | ( )                      |  |
|                                  |  | d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの(a, b又はcに該当する者を除く) | ( )      | ( )      | ( )      | ( )      | ( )      | ( )            | ( )                      |  |
|                                  |  | 計(a~d)   | ( )      | ( )      | ( )      | ( )      | ( )      | ( )            | ( )                      |  |
|                                  |  |  | ( )      | ( )      | ( )      | ( )      | ( )      | ( )            | ( )                      |  |
|                                  |  | a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの  | ( )      | ( )      | ( )      | ( )      | ( )      | ( )            | ( )                      |  |
|                                  |  | b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの(aに該当する者を除く)  | ( )      | ( )      | ( )      | ( )      | ( )      | ( )            | ( )                      |  |
|                                  | 小計(a~b)  | ( )  | ( )      | ( )      | ( )      | ( )      | ( )      | ( )            |                          |  |
|                                  | c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの(a又はbに該当する者を除く)  | ( )  | ( )      | ( )      | ( )      | ( )      | ( )      | ( )            |                          |  |
|                                  | d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの(a, b又はcに該当する者を除く) | ( )  | ( )      | ( )      | ( )      | ( )      | ( )      | ( )            |                          |  |
|                                  | 計(a~d)   | ( )  | ( )      | ( )      | ( )      | ( )      | ( )      | ( )            |                          |  |
|                                  | 計  | ( )  | ( )      | ( )      | ( )      | ( )      | ( )      | ( )            |                          |  |

|                 |   |                                      |                                      |                                      |                    |                                      |         |     |     |                                    |
|-----------------|---|--------------------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|--------------------|--------------------------------------|---------|-----|-----|------------------------------------|
| 既               |   |                                      | ( )                                  | ( )                                  | ( )                | ( )                                  | ( )     | ( ) | ( ) | 大学設置基準別表第一イに定める基幹教員数の四分の三の数<br>〇〇人 |
|                 | a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの   |                                      | ( )                                  | ( )                                  | ( )                | ( )                                  | ( )     | ( ) | ( ) |                                    |
|                 | b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）   |                                      | ( )                                  | ( )                                  | ( )                | ( )                                  | ( )     | ( ) | ( ) |                                    |
|                 | 小計（a～b）   |                                      | ( )                                  | ( )                                  | ( )                | ( )                                  | ( )     | ( ) | ( ) |                                    |
|                 | c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）   |                                      | ( )                                  | ( )                                  | ( )                | ( )                                  | ( )     | ( ) | ( ) |                                    |
|                 | d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く） |                                      | ( )                                  | ( )                                  | ( )                | ( )                                  | ( )     | ( ) | ( ) |                                    |
| 計（a～d）          |   | ( )                                  | ( )                                  | ( )                                  | ( )                | ( )                                  | ( )     | ( ) |     |                                    |
| 設               |   |                                      | ( )                                  | ( )                                  | ( )                | ( )                                  | ( )     | ( ) | ( ) | 大学設置基準別表第一イに定める基幹教員数の四分の三の数<br>〇〇人 |
|                 | a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの   |                                      | ( )                                  | ( )                                  | ( )                | ( )                                  | ( )     | ( ) | ( ) |                                    |
|                 | b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）   |                                      | ( )                                  | ( )                                  | ( )                | ( )                                  | ( )     | ( ) | ( ) |                                    |
|                 | 小計（a～b）   |                                      | ( )                                  | ( )                                  | ( )                | ( )                                  | ( )     | ( ) | ( ) |                                    |
|                 | c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）   |                                      | ( )                                  | ( )                                  | ( )                | ( )                                  | ( )     | ( ) | ( ) |                                    |
|                 | d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く） |                                      | ( )                                  | ( )                                  | ( )                | ( )                                  | ( )     | ( ) | ( ) |                                    |
| 計（a～d）          |   | ( )                                  | ( )                                  | ( )                                  | ( )                | ( )                                  | ( )     | ( ) |     |                                    |
| 分               | 計   |                                      | ( )                                  | ( )                                  | ( )                | ( )                                  | ( )     | ( ) | ( ) |                                    |
| 合計              |   |                                      | ( )                                  | ( )                                  | ( )                | ( )                                  | ( )     | ( ) | ( ) |                                    |
| 職 種             |   | 専 属                                  |                                      | そ の 他                                |                    | 計                                    |         |     |     |                                    |
| 事 務 職 員         |   | 人<br>( )                             |                                      | 人<br>( )                             |                    | 人<br>( )                             |         |     |     |                                    |
| 技 術 職 員         |   | ( )                                  |                                      | ( )                                  |                    | ( )                                  |         |     |     |                                    |
| 図 書 館 職 員       |   | ( )                                  |                                      | ( )                                  |                    | ( )                                  |         |     |     |                                    |
| そ の 他 の 職 員     |   | ( )                                  |                                      | ( )                                  |                    | ( )                                  |         |     |     |                                    |
| 指 導 補 助 者       |   | ( )                                  |                                      | ( )                                  |                    | ( )                                  |         |     |     |                                    |
| 計               |   | ( )                                  |                                      | ( )                                  |                    | ( )                                  |         |     |     |                                    |
| 校 地 等           | 区 分   | 専 用                                  | 共 用                                  | 共用する他の学校等の専用                         |                    | 計                                    |         |     |     |                                    |
|                 | 校 舎 敷 地   | m <sup>2</sup>                       | m <sup>2</sup>                       | m <sup>2</sup>                       |                    | m <sup>2</sup>                       |         |     |     |                                    |
|                 | そ の 他   | m <sup>2</sup>                       | m <sup>2</sup>                       | m <sup>2</sup>                       |                    | m <sup>2</sup>                       |         |     |     |                                    |
| 合 計             |   | m <sup>2</sup>                       | m <sup>2</sup>                       | m <sup>2</sup>                       |                    | m <sup>2</sup>                       |         |     |     |                                    |
| 校 舎             |   | 専 用                                  | 共 用                                  | 共用する他の学校等の専用                         |                    | 計                                    |         |     |     |                                    |
|                 |   | m <sup>2</sup><br>( m <sup>2</sup> ) | m <sup>2</sup><br>( m <sup>2</sup> ) | m <sup>2</sup><br>( m <sup>2</sup> ) |                    | m <sup>2</sup><br>( m <sup>2</sup> ) |         |     |     |                                    |
| 教 室 ・ 教 員 研 究 室 |   | 教 室                                  | 室                                    | 教 員 研 究 室                            |                    | 室                                    |         |     |     |                                    |
| 図 書 ・ 設 備       | 新設学部等の名称  | 図書<br>〔うち外国書〕                        |                                      | 学術雑誌<br>〔うち外国書〕                      |                    | 機械・器具                                | 標本      |     |     |                                    |
|                 |   | 冊                                    | 電子図書<br>〔うち外国書〕                      | 種                                    | 電子ジャーナル<br>〔うち外国書〕 | 点                                    | 点       |     |     |                                    |
|                 | 計   | [ ]<br>( [ ] )                       | [ ]<br>( [ ] )                       | [ ]<br>( [ ] )                       | [ ]<br>( [ ] )     | ( ) ( )                              | ( ) ( ) |     |     |                                    |
| スポーツ施設等         |   | スポーツ施設                               |                                      | 講堂                                   |                    | 厚生補導施設                               |         |     |     |                                    |
|                 |   | m <sup>2</sup>                       |                                      | m <sup>2</sup>                       |                    | m <sup>2</sup>                       |         |     |     |                                    |



|                 |                 |           |            |              |            |            |              |            |     |
|-----------------|-----------------|-----------|------------|--------------|------------|------------|--------------|------------|-----|
| 経費の見積り及び維持方法の概要 | 区分              | 開設前年度     | 第1年次       | 第2年次         | 第3年次       | 第4年次       | 第5年次         | 第6年次       |     |
|                 | 教員1人当り研究費等      |           |            |              |            |            |              |            |     |
|                 | 共同研究費等          |           |            |              |            |            |              |            |     |
|                 | 図書購入費           |           |            |              |            |            |              |            |     |
|                 | 設備購入費           |           |            |              |            |            |              |            |     |
|                 | 学生1人当り納付金       |           | 第1年次<br>千円 | 第2年次<br>千円   | 第3年次<br>千円 | 第4年次<br>千円 | 第5年次<br>千円   | 第6年次<br>千円 |     |
|                 | 学生納付金以外の維持方法の概要 |           |            |              |            |            |              |            |     |
| 既設大学等の状況        | 大学等の名称          |           |            |              |            |            |              |            |     |
|                 | 学部等の名称          | 修業年限<br>年 | 入学定員<br>人  | 編入学定員<br>年次人 | 収容定員<br>人  | 学位又は称号     | 収容定員充足率<br>倍 | 開設年度       | 所在地 |
|                 | 附属施設の概要         |           |            |              |            |            |              |            |     |

(注)

- 1 共同学科の認可の申請及び届出の場合、「計画の区分」、「新設学部等の目的」、「新設学部等の概要」、「教育課程」及び「新設分」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 2 「新設分」及び「既設分」の備考の「大学設置基準別表第一イ」については、専門職大学にあつては「専門職大学設置基準別表第一イ」、短期大学にあつては「短期大学設置基準別表第一イ」、専門職短期大学にあつては「専門職短期大学設置基準別表第一イ」にそれぞれ読み替えて作成すること。
- 3 「既設分」については、共同学科等に係る数を除いたものとする。
- 4 私立の大学の学部又は短期大学の学科の収容定員に係る学則の変更の届出を行おうとする場合は、「教育課程」、「教室・教員研究室」、「図書・設備」及び「スポーツ施設等」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 5 大学等の廃止の認可の申請又は届出を行おうとする場合は、「教育課程」、「校地等」、「校舎」、「教室・教員研究室」、「図書・設備」、「スポーツ施設等」及び「経費の見積り及び維持方法の概要」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 6 「教育課程」の欄の「実験・実習」には、実技も含むこと。
- 7 空欄には、「-」又は「該当なし」と記入すること。

### 基本計画書

| 基本計画書                             |           |             |           |                 |           |          |          |                          |     |
|-----------------------------------|-----------|-------------|-----------|-----------------|-----------|----------|----------|--------------------------|-----|
| 事項                                | 記入欄       |             |           |                 |           |          |          |                          | 備考  |
| 計画の区分                             |           |             |           |                 |           |          |          |                          |     |
| フリガナ設置者                           |           |             |           |                 |           |          |          |                          |     |
| フリガナ大学の名称                         |           |             |           |                 |           |          |          |                          |     |
| 大学本部の位置                           |           |             |           |                 |           |          |          |                          |     |
| 大学の目的                             |           |             |           |                 |           |          |          |                          |     |
| 新設研究科等の目的                         |           |             |           |                 |           |          |          |                          |     |
| 新設研究科等の概要                         | 新設研究科等の名称 | 修業年限<br>年   | 入学定員<br>人 | 編入学員<br>年次<br>人 | 収容定員<br>人 | 学位       | 学位の分野    | 開設時期及び開設年次<br>年月<br>第 年次 | 所在地 |
|                                   | 計         |             |           |                 |           |          |          |                          |     |
| 同一設置者内における変更状況<br>(定員の移行, 名称の変更等) |           |             |           |                 |           |          |          |                          |     |
| 教育課程                              | 新設研究科等の名称 | 開設する授業科目の総数 |           |                 |           | 修了要件単位数  |          |                          |     |
|                                   |           | 講義          | 演習        | 実験・実習           | 計         |          |          |                          |     |
|                                   |           | 科目          | 科目        | 科目              | 科目        | 単位       |          |                          |     |
| 研究科等の名称                           |           | 専任教員        |           |                 |           |          | 助手       | 専任教員以外の教員<br>(助手を除く)     |     |
|                                   |           | 教授          | 准教授       | 講師              | 助教        | 計        |          |                          |     |
| 新設分                               |           | 人<br>( )    | 人<br>( )  | 人<br>( )        | 人<br>( )  | 人<br>( ) | 人<br>( ) | 人<br>( )                 |     |
|                                   |           | ( )         | ( )       | ( )             | ( )       | ( )      | ( )      | ( )                      |     |
|                                   | 計         | ( )         | ( )       | ( )             | ( )       | ( )      | ( )      | ( )                      |     |
| 既設分                               |           | ( )         | ( )       | ( )             | ( )       | ( )      | ( )      | ( )                      |     |
|                                   |           | ( )         | ( )       | ( )             | ( )       | ( )      | ( )      | ( )                      |     |
|                                   | 計         | ( )         | ( )       | ( )             | ( )       | ( )      | ( )      | ( )                      |     |
| 合計                                |           | ( )         | ( )       | ( )             | ( )       | ( )      | ( )      | ( )                      |     |
| 職種                                |           | 専属          |           |                 | その他       |          |          | 計                        |     |
| 事務職員                              |           | 人<br>( )    |           |                 | 人<br>( )  |          |          | 人<br>( )                 |     |
| 技術職員                              |           | ( )         |           |                 | ( )       |          |          | ( )                      |     |
| 図書館職員                             |           | ( )         |           |                 | ( )       |          |          | ( )                      |     |
| その他の職員                            |           | ( )         |           |                 | ( )       |          |          | ( )                      |     |
| 指導補助者                             |           | ( )         |           |                 | ( )       |          |          | ( )                      |     |
| 計                                 |           | ( )         |           |                 | ( )       |          |          | ( )                      |     |

|   |               |               |                                      |                                      |                                      |                                      |                  |                    |         |    |
|---|---------------|---------------|--------------------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|------------------|--------------------|---------|----|
| 校<br>地<br>等   | 区 分           |               | 専 用                                  | 共 用                                  | 共用する他の<br>学校等の専用                     | 計                                    |                  |                    |         |    |
|   | 校 舎 敷 地       |               | m <sup>2</sup>                       | m <sup>2</sup>                       | m <sup>2</sup>                       | m <sup>2</sup>                       |                  |                    |         |    |
|   | そ の 他         |               | m <sup>2</sup>                       | m <sup>2</sup>                       | m <sup>2</sup>                       | m <sup>2</sup>                       |                  |                    |         |    |
|   | 合 計           |               | m <sup>2</sup>                       | m <sup>2</sup>                       | m <sup>2</sup>                       | m <sup>2</sup>                       |                  |                    |         |    |
| 校 舎   |               |               | 専 用                                  | 共 用                                  | 共用する他の<br>学校等の専用                     | 計                                    |                  |                    |         |    |
|   |               |               | m <sup>2</sup><br>( m <sup>2</sup> ) | m <sup>2</sup><br>( m <sup>2</sup> ) | m <sup>2</sup><br>( m <sup>2</sup> ) | m <sup>2</sup><br>( m <sup>2</sup> ) |                  |                    |         |    |
| 講義室等・新設研究科等<br>の専任教員研究室   |               |               | 講義室                                  | 実験・実習室                               | 演習室                                  | 新設研究科等の<br>専任教員研究室                   |                  |                    |         |    |
|   |               |               | 室                                    | 室                                    | 室                                    | 室                                    |                  |                    |         |    |
| 図<br>書<br>・<br>設<br>備   | 新設研究科等の名称     | 図書<br>〔うち外国書〕 |                                      | 電子図書<br>〔うち外国書〕                      |                                      | 学術雑誌<br>〔うち外国書〕                      |                  | 電子ジャーナル<br>〔うち外国書〕 | 機械・器具   | 標本 |
|   |               | 冊             | 冊                                    | 種                                    | 種                                    | 点                                    | 点                |                    |         |    |
|   |               | [ ]           | [ ]                                  | [ ]                                  | [ ]                                  | [ ]                                  | [ ]              | [ ]                | [ ]     |    |
|   |               | ( [ ] )       | ( [ ] )                              | ( [ ] )                              | ( [ ] )                              | ( [ ] )                              | ( [ ] )          | ( [ ] )            | ( [ ] ) |    |
|   | 計             | [ ]           | [ ]                                  | [ ]                                  | [ ]                                  | [ ]                                  | [ ]              | [ ]                |         |    |
|   |               | ( [ ] )       | ( [ ] )                              | ( [ ] )                              | ( [ ] )                              | ( [ ] )                              | ( [ ] )          | ( [ ] )            |         |    |
| 経<br>費<br>の<br>見<br>積<br>り<br>及<br>び<br>維<br>持<br>方<br>法<br>の<br>概<br>要 | 区 分           | 開設前年度         | 第1年次                                 | 第2年次                                 | 第3年次                                 | 第4年次                                 | 第5年次             |                    |         |    |
|   |               | 教員1人当り研究費等    | 千円                                   | 千円                                   | 千円                                   | 千円                                   | 千円               | 千円                 |         |    |
|   |               | 共同研究費等        | 千円                                   | 千円                                   | 千円                                   | 千円                                   | 千円               | 千円                 |         |    |
|   |               | 図書購入費         | 千円                                   | 千円                                   | 千円                                   | 千円                                   | 千円               | 千円                 |         |    |
|   |               | 設備購入費         | 千円                                   | 千円                                   | 千円                                   | 千円                                   | 千円               | 千円                 |         |    |
|   | 学生1人当り<br>納付金 | 第1年次          | 第2年次                                 | 第3年次                                 | 第4年次                                 | 第5年次                                 |                  |                    |         |    |
|   | 千円            | 千円            | 千円                                   | 千円                                   | 千円                                   |                                      |                  |                    |         |    |
| 学生納付金以外の維持方法の概要   |               |               |                                      |                                      |                                      |                                      |                  |                    |         |    |
| 既<br>設<br>大<br>学<br>等<br>の<br>状<br>況                                    | 大 学 等 の 名 称   |               |                                      |                                      |                                      |                                      |                  |                    |         |    |
|   | 学 部 等 の 名 称   | 修業<br>年限<br>年 | 入学<br>定員<br>人                        | 編入学<br>定 員<br>年次<br>人                | 収容<br>定員<br>人                        | 学位又<br>は称号                           | 収容定員<br>充足率<br>倍 | 開設<br>年度           | 所 在 地   |    |
|   |               |               |                                      |                                      |                                      |                                      |                  |                    |         |    |
| 附属施設の概要   |               |               |                                      |                                      |                                      |                                      |                  |                    |         |    |

(注)

- 1 共同教育課程の認可の申請及び届出の場合、「計画の区分」、「新設研究科等の目的」、「新設研究科等の概要」、「教育課程」及び「新設分」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 2 「既設分」については、共同教育課程に係る数を除いたものとする。
- 3 私立の大学院の研究科の収容定員に係る学則の変更の届出を行おうとする場合は、「教育課程」、「講義室等・新設研究科等の専任教員研究室」、及び「図書・設備」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 4 大学等の廃止の認可の申請又は届出を行おうとする場合は、「教育課程」、「校地等」、「校舎」、「講義室等・新設研究科等の専任教員研究室」、「図書・設備」及び「経費の見積り及び維持方法の概要」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 5 「教育課程」の欄の「実験・実習」には、実技も含むこと。
- 6 空欄には、「－」又は「該当なし」と記入すること。

### 基本計画書

| 基本計画  |   |             |      |       |     |     |         |            |                      |  |  |  |  |
|---|---|-------------|------|-------|-----|-----|---------|------------|----------------------|--|--|--|--|
| 事項  | 記入欄   |             |      |       |     |     |         |            | 備考                   |  |  |  |  |
| 計画の区分   |   |             |      |       |     |     |         |            |                      |  |  |  |  |
| フリガナ設置者   |   |             |      |       |     |     |         |            |                      |  |  |  |  |
| フリガナ高等専門学校の名称                                     |   |             |      |       |     |     |         |            |                      |  |  |  |  |
| 高等専門学校の位置   |   |             |      |       |     |     |         |            |                      |  |  |  |  |
| 高等専門学校の目的   |   |             |      |       |     |     |         |            |                      |  |  |  |  |
| 新設学科の目的   |   |             |      |       |     |     |         |            |                      |  |  |  |  |
| 新設学科の概要   | 新設学科の名称   | 修業年限        | 入学定員 | 編入学員  | 収容員 | 称号  | 学科の分野   | 開設時期及び開設年次 | 所在地                  |  |  |  |  |
|   |   | 年           | 人    | 年次人   | 人   |     |         | 年月<br>第 年次 |                      |  |  |  |  |
|   |   |             |      |       |     |     |         |            |                      |  |  |  |  |
|   |   |             |      |       |     |     |         |            |                      |  |  |  |  |
|   | 計   |             |      |       |     |     |         |            |                      |  |  |  |  |
| 同一設置者内における変更状況<br>(定員の移行, 名称の変更)                  |   |             |      |       |     |     |         |            |                      |  |  |  |  |
| 教育課程  | 新設学科の名称   | 開設する授業科目の総数 |      |       |     | 学級数 | 卒業要件単位数 |            |                      |  |  |  |  |
|   |   | 講義          | 演習   | 実験・実習 | 計   |     |         | 単位         |                      |  |  |  |  |
|   |   | 科目          | 科目   | 科目    | 科目  |     |         |            |                      |  |  |  |  |
| 新設  | 学科の名称   |             | 基幹教員 |       |     |     |         | 助手         | 基幹教員以外の教員<br>(助手を除く) | 高等専門学校設置基準第6条第9項に定める専ら当該高等専門学校の教育に従事する基幹教員の数〇〇人<br><br>高等専門学校設置基準第6条第9項に定める専ら当該高等専門学校の教育に従事する基幹教員の数〇〇人 |  |  |  |
|   |   |             | 教授   | 准教授   | 講師  | 助教  | 計       |            |                      |  |  |  |  |
|   |   | 人           | 人    | 人     | 人   | 人   | 人       | 人          | 人                    |  |  |  |  |
|   | うち、一般科目担当基幹教員                                     | ( )         | ( )  | ( )   | ( ) | ( ) | ( )     | ( )        | ( )                  |  |  |  |  |
|   | a. 一般科目担当基幹教員のうち、専ら当該高等専門学校の教育に従事する者              | ( )         | ( )  | ( )   | ( ) | ( ) | ( )     | ( )        | ( )                  |  |  |  |  |
|   | b. 一般科目担当基幹教員のうち、年間8単位以上の授業科目を担当する者 (aに該当する者を除く。) | ( )         | ( )  | ( )   | ( ) | ( ) | ( )     | ( )        | ( )                  |  |  |  |  |
|   | うち、専門科目担当基幹教員                                     | ( )         | ( )  | ( )   | ( ) | ( ) | ( )     | ( )        | ( )                  |  |  |  |  |
|   | a. 専門科目担当基幹教員のうち、専ら当該高等専門学校の教育に従事する者              | ( )         | ( )  | ( )   | ( ) | ( ) | ( )     | ( )        | ( )                  |  |  |  |  |
|   | b. 専門科目担当基幹教員のうち、年間8単位以上の授業科目を担当する者 (aに該当する者を除く。) | ( )         | ( )  | ( )   | ( ) | ( ) | ( )     | ( )        | ( )                  |  |  |  |  |
|   |   | ( )         | ( )  | ( )   | ( ) | ( ) | ( )     | ( )        | ( )                  |  |  |  |  |
|   | うち、一般科目担当基幹教員                                     | ( )         | ( )  | ( )   | ( ) | ( ) | ( )     | ( )        | ( )                  |  |  |  |  |
|   | a. 一般科目担当基幹教員のうち、専ら当該高等専門学校の教育に従事する者              | ( )         | ( )  | ( )   | ( ) | ( ) | ( )     | ( )        | ( )                  |  |  |  |  |
|   | b. 一般科目担当基幹教員のうち、年間8単位以上の授業科目を担当する者 (aに該当する者を除く。) | ( )         | ( )  | ( )   | ( ) | ( ) | ( )     | ( )        | ( )                  |  |  |  |  |
|   | うち、専門科目担当基幹教員                                     | ( )         | ( )  | ( )   | ( ) | ( ) | ( )     | ( )        | ( )                  |  |  |  |  |
| a. 専門科目担当基幹教員のうち、専ら当該高等専門学校の教育に従事する者              | ( )   | ( )         | ( )  | ( )   | ( ) | ( ) | ( )     | ( )        |                      |  |  |  |  |
| b. 専門科目担当基幹教員のうち、年間8単位以上の授業科目を担当する者 (aに該当する者を除く。) | ( )   | ( )         | ( )  | ( )   | ( ) | ( ) | ( )     | ( )        |                      |  |  |  |  |
| 計   | ( )   | ( )         | ( )  | ( )   | ( ) | ( ) | ( )     | ( )        | ( )                  |  |  |  |  |

|  |  |   |        |   |        |   |   |   |   |
|--|--|---|--------|---|--------|---|---|---|---|
| 既  |  | 0 | 0      | 0 | 0      | 0 | 0 | 0 | 高等専門学校設置基準第6条第9項に定める専ら当該高等専門学校の教育に従事する基幹教員の数〇〇人 |
|  | うち、一般科目担当基幹教員                                    | 0 | 0      | 0 | 0      | 0 | 0 | 0 |   |
|  | a. 一般科目担当基幹教員のうち、専ら当該高等専門学校の教育に従事する者             | 0 | 0      | 0 | 0      | 0 | 0 | 0 |   |
|  | b. 一般科目担当基幹教員のうち、年間8単位以上の授業科目を担当する者（aに該当する者を除く。） | 0 | 0      | 0 | 0      | 0 | 0 | 0 |   |
|  | うち、専門科目担当基幹教員                                    | 0 | 0      | 0 | 0      | 0 | 0 | 0 |   |
|  | a. 専門科目担当基幹教員のうち、専ら当該高等専門学校の教育に従事する者             | 0 | 0      | 0 | 0      | 0 | 0 | 0 |   |
|  | b. 専門科目担当基幹教員のうち、年間8単位以上の授業科目を担当する者（aに該当する者を除く。） | 0 | 0      | 0 | 0      | 0 | 0 | 0 |   |
|  |  | 0 | 0      | 0 | 0      | 0 | 0 | 0 |   |
|  | うち、一般科目担当基幹教員                                    | 0 | 0      | 0 | 0      | 0 | 0 | 0 |   |
|  | a. 一般科目担当基幹教員のうち、専ら当該高等専門学校の教育に従事する者             | 0 | 0      | 0 | 0      | 0 | 0 | 0 |   |
|  | b. 一般科目担当基幹教員のうち、年間8単位以上の授業科目を担当する者（aに該当する者を除く。） | 0 | 0      | 0 | 0      | 0 | 0 | 0 |   |
|  | うち、専門科目担当基幹教員                                    | 0 | 0      | 0 | 0      | 0 | 0 | 0 |   |
| a. 専門科目担当基幹教員のうち、専ら当該高等専門学校の教育に従事する者             | 0  | 0 | 0      | 0 | 0      | 0 | 0 |   |   |
| b. 専門科目担当基幹教員のうち、年間8単位以上の授業科目を担当する者（aに該当する者を除く。） | 0  | 0 | 0      | 0 | 0      | 0 | 0 |   |   |
| 計  | 0  | 0 | 0      | 0 | 0      | 0 | 0 | 0 |   |
| 合 計  | 0  | 0 | 0      | 0 | 0      | 0 | 0 | 0 |   |
| 職 種  | 専 属  |   | そ の 他  |   | 計      |   |   |   |   |
| 事 務 職 員  | 人<br>0   |   | 人<br>0 |   | 人<br>0 |   |   |   |   |
| 技 術 職 員  | 0  |   | 0      |   | 0      |   |   |   |   |
| 図 書 館 職 員  | 0  |   | 0      |   | 0      |   |   |   |   |
| そ の 他 の 職 員                                      | 0  |   | 0      |   | 0      |   |   |   |   |
| 指 導 補 助 者  | 0  |   | 0      |   | 0      |   |   |   |   |
| 計  | 0  |   | 0      |   | 0      |   |   |   |   |

|                 |                                      |                                      |                                      |                                      |                    |            |              |      |
|-----------------|--------------------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|--------------------|------------|--------------|------|
| 校地等             | 区分                                   | 専用                                   | 共用                                   | 共用する他の学校等の専用                         | 計                  |            |              |      |
|                 | 校舎敷地                                 | m <sup>2</sup>                       | m <sup>2</sup>                       | m <sup>2</sup>                       | m <sup>2</sup>     |            |              |      |
|                 | その他                                  | m <sup>2</sup>                       | m <sup>2</sup>                       | m <sup>2</sup>                       | m <sup>2</sup>     |            |              |      |
|                 | 合計                                   | m <sup>2</sup>                       | m <sup>2</sup>                       | m <sup>2</sup>                       | m <sup>2</sup>     |            |              |      |
| 校舎              | 専用                                   | 共用                                   | 共用する他の学校等の専用                         | 計                                    |                    |            |              |      |
|                 | m <sup>2</sup><br>( m <sup>2</sup> ) | m <sup>2</sup><br>( m <sup>2</sup> ) | m <sup>2</sup><br>( m <sup>2</sup> ) | m <sup>2</sup><br>( m <sup>2</sup> ) |                    |            |              |      |
| 教室              | 室                                    |                                      |                                      |                                      |                    |            |              |      |
| 図書・設備           | 新設学科の名称                              | 図書<br>〔うち外国書〕<br>冊                   | 電子図書<br>〔うち外国書〕                      | 学術雑誌<br>〔うち外国書〕<br>種                 | 電子ジャーナル<br>〔うち外国書〕 | 機械・器具<br>点 | 標本<br>点      |      |
|                 |                                      | [ ]<br>( [ ] )                       | [ ]<br>( [ ] )                       | [ ]<br>( [ ] )                       | [ ]<br>( [ ] )     | ( ) ( )    | ( )          |      |
|                 | 計                                    | [ ]<br>( [ ] )                       | [ ]<br>( [ ] )                       | [ ]<br>( [ ] )                       | [ ]<br>( [ ] )     | ( ) ( )    | ( )          |      |
| スポーツ施設等         | スポーツ施設                               |                                      | 講堂                                   | 厚生補導施設                               |                    |            |              |      |
|                 | m <sup>2</sup>                       |                                      | m <sup>2</sup>                       | m <sup>2</sup>                       |                    |            |              |      |
| 経費の見積り及び維持方法の概要 | 区分                                   | 開設前年度                                | 第1年次                                 | 第2年次                                 | 第3年次               | 第4年次       | 第5年次         |      |
|                 |                                      | 教員1人当り研究費等                           |                                      |                                      |                    |            |              |      |
|                 |                                      | 共同研究費等                               |                                      |                                      |                    |            |              |      |
|                 |                                      | 図書購入費                                |                                      |                                      |                    |            |              |      |
|                 | 設備購入費                                |                                      |                                      |                                      |                    |            |              |      |
|                 | 学生1人当り納付金                            |                                      | 第1年次<br>千円                           | 第2年次<br>千円                           | 第3年次<br>千円         | 第4年次<br>千円 | 第5年次<br>千円   |      |
| 学生納付金以外の維持方法の概要 |                                      |                                      |                                      |                                      |                    |            |              |      |
| 既設大学等の状況        | 大学等の名称                               |                                      |                                      |                                      |                    |            |              |      |
|                 | 学部等の名称                               | 修業年限<br>年                            | 入学定員<br>人                            | 編入学定員<br>年次人                         | 収容定員<br>人          | 学位又は称号     | 収容定員充足率<br>倍 | 開設年度 |
| 附属施設の概要         |                                      |                                      |                                      |                                      |                    |            |              |      |

(注)

- 1 私立の高等専門学校の場合、収容定員に係る学則の変更の届出を行おうとする場合は、「教育課程」、「教室」、「図書・設備」及び「スポーツ施設等」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 2 高等専門学校の廃止の認可の申請又は届出を行おうとする場合は、「教育課程」、「校地等」、「校舎」、「教室」、「図書・設備」、「スポーツ施設等」及び「経費の見積り及び維持方法の概要」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 3 「教育課程」の欄の「実験・実習」には、実技も含むこと。
- 4 空欄には、「-」又は「該当なし」と記入すること。







|          |                    |                    |      |                    |      |                    |      |     |
|----------|--------------------|--------------------|------|--------------------|------|--------------------|------|-----|
| 既設学部等の状況 | 大学等の名称             | 修業年限               | 入学定員 | 編入学定員              | 収容定員 | 学位又は称号             | 開設年度 | 所在地 |
|          | 学部等の名称             | 年                  | 人    | 年次人                | 人    |                    |      |     |
| 校舎       | 専用                 | m <sup>2</sup>     |      | 共用する他の学校等の専用       |      | 計                  |      |     |
|          | ( ) m <sup>2</sup> | ( ) m <sup>2</sup> |      | ( ) m <sup>2</sup> |      | ( ) m <sup>2</sup> |      |     |
| 既設学部等の状況 | 大学等の名称             | 修業年限               | 入学定員 | 編入学定員              | 収容定員 | 学位又は称号             | 開設年度 | 所在地 |
|          | 学部等の名称             | 年                  | 人    | 年次人                | 人    |                    |      |     |
| 校舎       | 専用                 | m <sup>2</sup>     |      | 共用する他の学校等の専用       |      | 計                  |      |     |
|          | ( ) m <sup>2</sup> | ( ) m <sup>2</sup> |      | ( ) m <sup>2</sup> |      | ( ) m <sup>2</sup> |      |     |
| 既設学部等の状況 | 大学等の名称             | 修業年限               | 入学定員 | 編入学定員              | 収容定員 | 学位又は称号             | 開設年度 | 所在地 |
|          | 学部等の名称             | 年                  | 人    | 年次人                | 人    |                    |      |     |
| 校舎       | 専用                 | m <sup>2</sup>     |      | 共用する他の学校等の専用       |      | 計                  |      |     |
|          | ( ) m <sup>2</sup> | ( ) m <sup>2</sup> |      | ( ) m <sup>2</sup> |      | ( ) m <sup>2</sup> |      |     |

- (注)
- 1 共同学舎を認置する場合、別記様式第2号（その1の1）に加え、この書類を作成すること。
  - 2 「新設分」及び「既設分」の備考の「大学設置基幹別表第一-I」については、専門職大学にあつては「専門職大学設置基幹別表第一-I」、短期大学にあつては「短期大学設置基幹別表第一-I」、専門職短期大学にあつては「専門職短期大学設置基幹別表第一-I」にそれぞれ読み替えて作成すること。
  - 3 私立の大学の学部又は短期大学の学科の収容定員に係る学印の変更の届出を行おうとする場合は、「教育課程」、「図書・設備」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
  - 4 大学の廃止の認可の申請を行おうとする場合は、「教育課程」、「教室」、「教員研究室」、「図書・設備」、「図書・設備」、「図書の見直し及び維持方法の概要」及び「校舎」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
  - 5 「教育課程」の欄の「実験・実習」には、実技を含むこと。
  - 6 空欄には、「-」又は「該当なし」と記入すること。





|                   |                            |           |               |                      |               |            |                            |     |
|-------------------|----------------------------|-----------|---------------|----------------------|---------------|------------|----------------------------|-----|
| 既設<br>研究科等の<br>状況 | 大<br>学<br>等<br>の<br>名<br>称 | 修業年限<br>年 | 入学<br>定員<br>人 | 編入学<br>定員<br>年次<br>人 | 収容<br>定員<br>人 | 学位又<br>は称号 | 開設<br>年度                   | 所在地 |
|                   | 専<br>用                     |           |               |                      |               |            | 計<br>m <sup>2</sup><br>( ) |     |
| 校                 | 大<br>学<br>等<br>の<br>名<br>称 | 修業年限<br>年 | 入学<br>定員<br>人 | 編入学<br>定員<br>年次<br>人 | 収容<br>定員<br>人 | 学位又<br>は称号 | 開設<br>年度                   | 所在地 |
|                   | 専<br>用                     |           |               |                      |               |            | 計<br>m <sup>2</sup><br>( ) |     |
| 校                 | 大<br>学<br>等<br>の<br>名<br>称 | 修業年限<br>年 | 入学<br>定員<br>人 | 編入学<br>定員<br>年次<br>人 | 収容<br>定員<br>人 | 学位又<br>は称号 | 開設<br>年度                   | 所在地 |
|                   | 専<br>用                     |           |               |                      |               |            | 計<br>m <sup>2</sup><br>( ) |     |
| 校                 | 大<br>学<br>等<br>の<br>名<br>称 | 修業年限<br>年 | 入学<br>定員<br>人 | 編入学<br>定員<br>年次<br>人 | 収容<br>定員<br>人 | 学位又<br>は称号 | 開設<br>年度                   | 所在地 |
|                   | 専<br>用                     |           |               |                      |               |            | 計<br>m <sup>2</sup><br>( ) |     |

(注)

- 1 共同教育課程を設置する場合、別記様式第2号(その1の2)に加え、この書類を作成すること。
- 2 大学の研究科の収容定員に係る学期の変更の届出を行うおくとする場合は、「教育課程」、「講義室等」、「新設研究科等の専任教員研究室」及び「図書・設備」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 3 「大学の廃止の認可の申請を行うおくとする場合は、「教育課程」、「校地等」、「講義室等」、「新設研究科等の専任教員研究室」、「図書・設備」、「経費の見積もり及び維持方法の概要」及び「校舎」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 4 「教育課程」の欄の「実験・実習」には、実技を含むこと。
- 5 空欄には、「-」又は「該当なし」と記入すること。

| 教 育 課 程 等 の 概 要 |         |      |           |     |    |    |      |             |       |          |     |    |    |    |    |
|-----------------|---------|------|-----------|-----|----|----|------|-------------|-------|----------|-----|----|----|----|----|
| (〇〇学部〇〇学科等)     |         |      |           |     |    |    |      |             |       |          |     |    |    |    |    |
| 科目区分            | 授業科目の名称 | 配当年次 | 主要授業科目    | 単位数 |    |    | 授業形態 |             |       | 基幹教員等の配置 |     |    |    |    | 備考 |
|                 |         |      |           | 必修  | 選択 | 自由 | 講義   | 演習          | 実験・実習 | 教授       | 准教授 | 講師 | 助教 | 助手 |    |
| 〇〇科目            |         |      |           |     |    |    |      |             |       |          |     |    |    |    |    |
|                 | 小計（科目）  | -    | -         |     |    |    |      |             |       |          |     |    |    |    |    |
| △△科目            |         |      |           |     |    |    |      |             |       |          |     |    |    |    |    |
|                 | 小計（科目）  | -    | -         |     |    |    |      |             |       |          |     |    |    |    |    |
| □□科目            |         |      |           |     |    |    |      |             |       |          |     |    |    |    |    |
|                 | 小計（科目）  | -    | -         |     |    |    |      |             |       |          |     |    |    |    |    |
| △△科目            |         |      |           |     |    |    |      |             |       |          |     |    |    |    |    |
|                 | 小計（科目）  | -    | -         |     |    |    |      |             |       |          |     |    |    |    |    |
| 合計（科目）          |         | -    | -         |     |    |    |      |             |       |          |     |    |    |    |    |
| 学位又は称号          |         |      | 学位又は学科の分野 |     |    |    |      |             |       |          |     |    |    |    |    |
| 卒業・修了要件及び履修方法   |         |      |           |     |    |    |      | 授業期間等       |       |          |     |    |    |    |    |
|                 |         |      |           |     |    |    |      | 1学年の学期区分    |       |          |     | 期  |    |    |    |
|                 |         |      |           |     |    |    |      | 1学期の授業期間    |       |          |     | 週  |    |    |    |
|                 |         |      |           |     |    |    |      | 1時限の授業の標準時間 |       |          |     | 分  |    |    |    |

(注)

- 学部等、研究科等若しくは高等専門学校等の学科の設置又は大学の学部若しくは大学院の研究科又は短期大学の学科における通信教育の開設の届出を行うとする場合には、授与する学位の種類及び分野又は学科の分野が同じ学部等、研究科等若しくは高等専門学校等の学科（学位の種類及び分野の変更等に関する基準（平成十五年文部科学省告示第三十九号）別表第一備考又は別表第二備考に係るものを含む。）についても作成すること。
- 私立の大学の学部若しくは大学院の研究科又は短期大学の学科若しくは高等専門学校の収容定員に係る学則の変更の認可を受けようとする場合若しくは届出を行うとする場合、大学等の設置者の変更の認可を受けようとする場合又は大学等の廃止の認可を受けようとする場合若しくは届出を行うとする場合は、この書類を作成する必要はない。
- 開設する授業科目に応じて、適宜科目区分の枠を設けること。
- 「主要授業科目」の欄は、授業科目が主要授業科目に該当する場合、欄に「○」を記入すること。なお、高等専門学校等の学科を設置する場合は、「主要授業科目」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 「単位数」の欄は、各授業科目について、「必修」、「選択」、「自由」のうち、該当する履修区分に単位数を記入すること。
- 「授業形態」の欄の「実験・実習」には、実技も含むこと。
- 「授業形態」の欄は、各授業科目について、該当する授業形態の欄に「○」を記入すること。ただし、専門職大学等又は専門職学科を設ける大学若しくは短期大学の授業科目のうち、臨地実務実習については「実験・実習」の欄に「臨」の文字を、連携実務演習等については「演習」又は「実験・実習」の欄に「連」の文字を記入すること。
- 「基幹教員等の配置」欄の「基幹教員等」は、大学院の研究科又は研究科の専攻の場合は、「専任教員等」と読み替えること。
- 「基幹教員等の配置」欄の「基幹教員以外の教員（助手を除く）」は、大学院の研究科又は研究科の専攻の場合は、「専任教員以外の教員（助手を除く）」と読み替えること。
- 課程を前期課程及び後期課程に区分する専門職大学若しくは専門職大学の学部等を設置する場合又は前期課程及び後期課程に区分する専門職大学の課程を設置し、若しくは変更する場合は、次により記入すること。
  - 各科目区分における「小計」の欄及び「合計」の欄には、当該専門職大学の全課程に係る科目数、「単位数」及び「基幹教員等の配置」に加え、前期課程に係る科目数、「単位数」及び「基幹教員等の配置」を併記すること。
  - 「学位又は称号」の欄には、当該専門職大学を卒業した者に授与する学位に加え、当該専門職大学の前期課程を修了した者に授与する学位を併記すること。
  - 「卒業・修了要件及び履修方法」の欄には、当該専門職大学の卒業要件及び履修方法に加え、前期課程の修了要件及び履修方法を併記すること。
- 高等専門学校等の学科を設置する場合は、高等専門学校設置基準第17条第4項の規定により計算することのできる授業科目については、備考欄に「☆」を記入すること。

| 教育課程等の概要（共同学科等） |         |      |        |       |     |           |    |              |    |       |          |     |    |    |    |    |
|-----------------|---------|------|--------|-------|-----|-----------|----|--------------|----|-------|----------|-----|----|----|----|----|
| （共同〇〇学部〇〇学科等）   |         |      |        |       |     |           |    |              |    |       |          |     |    |    |    |    |
| 科目区分            | 授業科目の名称 | 配当年次 | 主要授業科目 | 開設大学  | 単位数 |           |    | 授業形態         |    |       | 基幹教員等の配置 |     |    |    |    | 備考 |
|                 |         |      |        |       | 必修  | 選択        | 自由 | 講義           | 演習 | 実験・実習 | 教授       | 准教授 | 講師 | 助教 | 助手 |    |
| 〇〇科目            |         |      |        |       |     |           |    |              |    |       |          |     |    |    |    |    |
|                 | 小計（科目）  | -    | -      |       |     |           |    |              |    |       |          |     |    |    |    |    |
| △△科目            |         |      |        |       |     |           |    |              |    |       |          |     |    |    |    |    |
|                 | 小計（科目）  | -    | -      |       |     |           |    |              |    |       |          |     |    |    |    |    |
| □□科目            | 〇〇科目    |      |        |       |     |           |    |              |    |       |          |     |    |    |    |    |
|                 | 小計（科目）  | -    | -      |       |     |           |    |              |    |       |          |     |    |    |    |    |
|                 | △△科目    |      |        |       |     |           |    |              |    |       |          |     |    |    |    |    |
|                 | 小計（科目）  | -    | -      |       |     |           |    |              |    |       |          |     |    |    |    |    |
| 合計（科目）          |         | -    | -      |       |     |           |    |              |    |       |          |     |    |    |    |    |
| 学位              |         |      |        | 学位の分野 |     |           |    | 授業期間等        |    |       |          |     |    |    |    |    |
| 卒業・修了要件及び履修方法   |         |      |        | 開設大学  |     | 開設単位数（必修） |    | 授業期間等        |    |       |          |     |    |    |    |    |
|                 |         |      |        |       |     |           |    | 1 学年の学期区分    |    |       | 期        |     |    |    |    |    |
|                 |         |      |        |       |     |           |    | 1 学期の授業期間    |    |       | 週        |     |    |    |    |    |
|                 |         |      |        |       |     |           |    | 1 時限の授業の標準時間 |    |       | 分        |     |    |    |    |    |

（注）

- 共同学科等を設置する場合は、別記様式第2号（その2の1）に代えて、この書類を作成すること。
- 共同学科等を設置する場合は、この書類に加え、別記様式第2号（その2の1）の例により、構成大学別のものを作成すること。
- 学部等、研究科等の設置又は大学の学部若しくは大学院の研究科又は短期大学の学科における通信教育の開設の届出を行うおとする場合には、授与する学位の種類及び分野又は学科の分野が同じ学部等、研究科等（学位の種類及び分野の変更等に関する基準（平成十五年文部科学省告示第三十九号）別表第一備考又は別表第二備考に係るものを含む。）についても作成すること。
- 私立の大学の学部若しくは大学院の研究科又は短期大学の学科の収容定員に係る学則の変更の認可を受けようとする場合若しくは届出を行うおとする場合、大学等の設置者の変更の認可を受けようとする場合又は大学等の廃止の認可を受けようとする場合若しくは届出を行うおとする場合は、この書類を作成する必要はない。
- 開設する授業科目に応じて、適宜科目区分の枠を設けること。
- 「主要授業科目」の欄は、授業科目が主要授業科目に該当する場合、欄に「〇」を記入すること。
- 「単位数」の欄は、各授業科目について、「必修」、「選択」、「自由」のうち、該当する履修区分に単位数を記入すること。
- 「授業形態」の欄の「実験・実習」には、実技も含むこと。
- 「授業形態」の欄は、各授業科目について、該当する授業形態の欄に「〇」を記入すること。ただし、専門職大学等又は専門職学科を設ける大学若しくは短期大学の授業科目のうち、臨地実務実習については「実験・実習」の欄に「臨」の文字を、連携実務演習等については「演習」又は「実験・実習」の欄に「連」の文字を記入すること。
- 「基幹教員等の配置」欄の「基幹教員等」は、大学院の研究科若しくは研究科の専攻の場合は、「専任教員等」と読み替えること。
- 「基幹教員等の配置」欄の「基幹教員以外の教員（助手を除く）」は、大学院の研究科又は研究科の専攻の場合は、「専任教員以外の教員（助手を除く）」と読み替えること。
- 課程を前期課程及び後期課程に区分する専門職大学若しくは専門職大学の学部等を設置する場合又は前期課程及び後期課程に区分する専門職大学の課程を設置し、若しくは変更する場合は、次により記入すること。
  - 各科目区分における「小計」の欄及び「合計」の欄には、当該専門職大学の全課程に係る科目数、「単位数」及び「基幹教員等の配置」に加え、前期課程に係る科目数、「単位数」及び「基幹教員等の配置」を併記すること。
  - 「学位」の欄には、当該専門職大学を卒業した者に授与する学位に加え、当該専門職大学の前期課程を修了した者に授与する学位を併記すること。
  - 「卒業・修了要件及び履修方法」の欄には、当該専門職大学の卒業要件及び履修方法に加え、前期課程の修了要件及び履修方法を併記すること。

教育課程等の概要 (国際連携学科等)

| ○○学部 国際連携○○学科  |         |        |      |        |      |             |    |    |      |    |       |            |    |     |    |  |  |
|--|---------|--------|------|--------|------|-------------|----|----|------|----|-------|------------|----|-----|----|--|--|
| 科目区分   | 授業科目の名称 | 共同開設科目 | 配当年次 | 主要授業科目 | 開設大学 | 単位数         |    |    | 授業形態 |    |       | 備考         |    |     |    |  |  |
|  |         |        |      |        |      | 必修          | 選択 | 自由 | 講義   | 演習 | 実験・実習 |            | 教授 | 准教授 | 講師 |  |  |
|  |         |        |      |        |      | 申請大学        |    |    |      |    |       | 国際連携外国大学   |    |     |    |  |  |
|  |         |        |      |        |      | 専任教員等の配置    |    |    |      |    |       | 小計         |    |     |    |  |  |
|  |         |        |      |        |      | 単位数         |    |    |      |    |       | 小計         |    |     |    |  |  |
|  |         |        |      |        |      | 1学年の学期区分    |    |    |      |    |       | 小計         |    |     |    |  |  |
|  |         |        |      |        |      | 1学期の授業期間    |    |    |      |    |       | 小計         |    |     |    |  |  |
|  |         |        |      |        |      | 1時間の授業の標準時間 |    |    |      |    |       | 小計         |    |     |    |  |  |
| 学位   |         |        |      |        |      | 学位の分野       |    |    |      |    |       | 学位の単位数(必修) |    |     |    |  |  |
| 卒業   |         |        |      |        |      | 修了要件及び履修方法  |    |    |      |    |       | 授業期間等      |    |     |    |  |  |
|  |         |        |      |        |      | 開設大学等       |    |    |      |    |       | 共同開設科目     |    |     |    |  |  |
|  |         |        |      |        |      | 共同開設科目      |    |    |      |    |       |            |    |     |    |  |  |
|  |         |        |      |        |      | 共同開設科目      |    |    |      |    |       |            |    |     |    |  |  |
| <p>(注)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>国際連携学科等を設置する場合は、別記様式第2号(その2の1)に代えて、この書類を作成すること。加えて、国際連携学科等を設置する大学、国内連携大学及び連携外国大学別にこの書類を作成すること。共同開設科目については、当該科目の単位を修得した場合に、単位を修得したとする大学の書類に含めること。</li> <li>私立の大学の学部若しくは大学院の研究科又は短期大学の学科に係る学期別の変更の認可を受けようとする場合若しくは届出を行うおうとする場合、大学等の設置者の変更の認可を受けようとする場合又は大学等の廃止の認可を受けようとする場合若しくは届出を行うおうとする場合は、この書類を作成する必要がある。</li> <li>開設する授業科目に応じて、適宜科目区分の枠を設けること。</li> <li>「主要授業科目」の欄は、授業科目が主要授業科目に該当する場合、欄に「○」を記入すること。</li> <li>「単位数」の欄は、各授業科目について、「必修」、「選択」、「自由」のうち、該当する履修区分に単位数を記入すること。</li> <li>「授業形態」の欄は、「実験・実習」には、実技も含むこと。</li> <li>「授業形態」の欄は、各授業科目については、該当する授業形態の欄に「○」を記入すること。ただし、専門職大学等又は専門職学科を設ける大学若しくは短期大学の授業科目のうち、臨地実務実習については「実験・実習」の欄に「臨」の文字を、連携実務実習等については「演習」又は「実験・実習」の欄に「連」の文字を記入すること。</li> <li>「基幹教員等の配置」欄の「基幹教員等」は、大学院の研究科若しくは研究科の専攻の場合は、「専任教員等」と読み替えること。</li> <li>課程を前期課程及び後期課程に区分する専門職大学若しくは短期大学の課程を設け、若しくは変更する場合は、次により記入すること。                     <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 各科目区分における「小計」の欄及び「合計」の欄には、当該専門職大学の全課程に係る科目数、「単位数」及び「基幹教員等の配置」を併記すること。</li> <li>(2) 「学位」の欄には、当該専門職大学を卒業した者に授与する学位に加え、当該専門職大学の前期課程を修了した者に授与する学位を併記すること。</li> <li>(3) 「卒業・修了要件及び履修方法」の欄には、当該専門職大学の卒業要件及び履修方法に加え、前期課程の修了要件及び履修方法を併記すること。</li> </ol> </li> </ol> |         |        |      |        |      |             |    |    |      |    |       |            |    |     |    |  |  |

| 専門職大学等又は専門職学科を設ける大学若しくは短期大学における実験、実習又は実技による授業科目<br>並びにこれに代替する演習による授業科目一覧<br>（○○学部○○学科等） |                       |        |     |    |    |               |  |
|---|-----------------------|--------|-----|----|----|---------------|--|
| 科目区分  | 授業科目の名称               | 主要授業科目 | 単位数 |    |    | 授業形態<br>[臨/連] | 臨地実務実習に代えて連携実務演習等（実験、実習又は実技によるものに限る。）を修得させる事由及び見込まれる教育効果 |
|   |                       |        | 必修  | 選択 | 自由 |               |  |
| 実験、実習又は実技による授業科目  | 基礎科目                  |        |     |    |    |               |  |
|   | 職業専門科目                |        |     |    |    |               |  |
|   | 展開科目                  |        |     |    |    |               |  |
|   | 総合科目                  |        |     |    |    |               |  |
|   | 小計（科目）                |        |     |    |    |               |  |
|   | うち卒業・修了に必要な実習等単位数     | -      | -   |    |    |               |  |
|   | うち卒業・修了に必要な臨地実務実習等単位数 |        |     |    |    |               |  |
| 演習による実習等代替授業科目  | 基礎科目                  |        |     |    |    |               | 実験、実習又は実技に代えて演習による授業科目を修得させる事由及び見込まれる教育効果                |
|   | 職業専門科目                |        |     |    |    |               |  |
|   | 展開科目                  |        |     |    |    |               |  |
|   | 総合科目                  |        |     |    |    |               |  |
|   | 小計（科目）                |        |     |    |    |               |  |
|   | うち卒業・修了に必要な演習代替単位数    | -      | -   |    |    |               |  |
|   | うち卒業・修了に必要な連携実務演習等単位数 |        |     |    |    |               |  |
| 合計（科目）  |                       |        |     |    |    |               |  |
|   | うち卒業・修了に必要な実習等又は演習単位数 | -      | -   |    |    |               |  |
|   | うち卒業・修了に必要な臨地実務実習等単位数 |        |     |    |    |               |  |

（注）

- 1 専門職大学等、専門職大学等の学部等、専門職学科を設ける大学若しくは短期大学、専門職学科を設置する場合又は専門職大学の課程を設置若しくは変更する場合は、別記様式第2号（その2の1）、（その2の2）又は（その2の3）に加え、この書類を作成すること。
- 2 「主要授業科目」の欄は、授業科目が主要授業科目に該当する場合、欄に「○」を記入すること。
- 3 「単位数」の欄は、各授業科目について、「必修」、「選択」、「自由」のうち、該当する履修区分に単位数を記入すること。
- 4 「授業形態」欄には、実験、実習、実技又は演習の別を記入するとともに、臨地実務実習による授業科目にあつては「[臨]」の括弧書きを、連携実務演習による授業科目にあつては「[連]」の括弧書きを追加すること。
- 5 「小計」の欄の「うち卒業・修了に必要な実習等単位数」には、実験、実習又は実技による授業科目の単位数を、「うち卒業・修了に必要な臨地実務実習等単位数」には臨地実務実習又は連携実務演習等（実験、実習又は実技によるものに限る。）に係る単位数を、「うち卒業・修了に必要な演習代替単位数」には演習による授業科目の単位数を、「うち卒業・修了に必要な連携実務演習等単位数」には連携実務演習等（演習によるものに限る。）に係る単位数を記入すること。
- 6 「実験、実習及び実技に代えて演習による授業科目を修得させる事由及び見込まれる教育効果」の欄には、臨地実務実習に代えて連携実務演習等（演習によるものに限る。）を修得させる場合のやむを得ない事由についても記入すること。
- 7 卒業・修了に必要な単位のうちに、基礎科目、職業専門科目、展開科目又は総合科目以外の授業科目であつて、実験、実習若しくは実技又は演習によるものに係る単位を含める場合には、科目区分の枠を追加して記入すること。
- 8 課程を前期課程及び後期課程に区分する専門職大学の課程を設置し、若しくは変更する場合は、各科目区分における「小計」の欄及び「合計」の欄には、当該専門職大学の全課程に係る科目数及び「単位数」に加え、前期課程に係る科目数及び「単位数」を併記すること。



| 授 業 科 目 の 概 要 |         |        |        |    |
|---------------|---------|--------|--------|----|
| (〇〇学部〇〇学科等)   |         |        |        |    |
| 科目<br>区分      | 授業科目の名称 | 主要授業科目 | 講義等の内容 | 備考 |
|               |         |        |        |    |
|               |         |        |        |    |
|               |         |        |        |    |
|               |         |        |        |    |

(注)

- 1 開設する授業科目の数に応じ、適宜枠の数を増やして記入すること。
- 2 専門職大学等又は専門職学科を設ける大学若しくは短期大学の授業科目であって同時に授業を行う学生数が40人を超えることを想定するものについては、その旨及び当該想定する学生数を「備考」の欄に記入すること。
- 3 私立の大学の学部若しくは大学院の研究科又は短期大学の学科若しくは高等専門学校の出発定員に係る学則の変更の認可を受けようとする場合若しくは届出を行おうとする場合、大学等の設置者の変更の認可を受けようとする場合又は大学等の廃止の認可を受けようとする場合若しくは届出を行おうとする場合は、この書類を作成する必要はない。
- 4 「主要授業科目」の欄は、授業科目が主要授業科目に該当する場合、欄に「○」を記入すること。なお、高等専門学校の学科を設置する場合は、「主要授業科目」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 5 高等専門学校の学科を設置する場合は、高等専門学校設置基準第17条第4項の規定により計算することのできる授業科目については、備考欄に「☆」を記入すること。

| 授業科目の概要（共同学科等） |      |         |        |        |    |
|----------------|------|---------|--------|--------|----|
| （共同〇〇学部〇〇学科等）  |      |         |        |        |    |
| 科目区分           | 開設大学 | 授業科目の名称 | 主要授業科目 | 講義等の内容 | 備考 |
|                |      |         |        |        |    |
|                |      |         |        |        |    |
|                |      |         |        |        |    |
|                |      |         |        |        |    |

（注）

- 1 共同学科等を設置する場合は、別記様式第2号（その3の1）に代えて、この書類を作成すること。
- 2 共同学科等を設置する場合は、この書類に加え、別記様式第2号（その3の1）の例により、構成大学別のものを作成すること。
- 3 開設する授業科目の数に応じ、適宜枠の数を増やして記入すること。
- 4 専門職大学等又は専門職学科を設ける大学若しくは短期大学の授業科目であって同時に授業を行う学生数が40人を超えることを想定するものについては、その旨及び当該想定する学生数を「備考」の欄に記入すること。
- 5 私立の大学の学部若しくは大学院の研究科又は短期大学の学科の収容定員に係る学則の変更の認可を受けようとする場合若しくは届出を行おうとする場合、大学等の設置者の変更の認可を受けようとする場合又は大学等の廃止の認可を受けようとする場合若しくは届出を行おうとする場合は、この書類を作成する必要はない。
- 6 「主要授業科目」の欄は、授業科目が主要な授業科目に該当する場合、欄に「○」を記入すること。

| 授業科目の概要（国際連携学科等） |      |         |        |        |    |
|------------------|------|---------|--------|--------|----|
| （〇〇学部 国際連携〇〇学科）  |      |         |        |        |    |
| 科目区分             | 開設大学 | 授業科目の名称 | 主要授業科目 | 講義等の内容 | 備考 |
|                  |      |         |        |        |    |
|                  |      |         |        |        |    |
|                  |      |         |        |        |    |
|                  |      |         |        |        |    |

（注）

- 国際連携学科等を設置する場合は、別記様式第2号（その3の1）に代えて、この書類を作成すること。加えて、国際連携学科等を設置する大学、国内連携大学及び連携外国大学別にこの書類を作成すること。共同開設科目については、当該科目の単位を修得した場合に、単位を修得したとする大学の書類に含めること。
- 開設する授業科目の教に応じ、適宜枠の教を増やして記入すること。
- 専門職大学等又は専門職学科を設ける大学若しくは短期大学の授業科目であって同時に授業を行う学生数が40人を超えることを想定するものについては、その旨及び当該想定する学生数を「備考」の欄に記入すること。
- 私立の大学の学部若しくは大学院の研究科又は短期大学の学科に係る学則の変更の認可を受けようとする場合若しくは届出を行おうとする場合、大学等の設置者の変更の認可を受けようとする場合又は大学等の廃止の認可を受けようとする場合若しくは届出を行おうとする場合は、この書類を作成する必要はない。
- 「主要授業科目」の欄は、授業科目が主要な授業科目に該当する場合、欄に「○」を記入すること。

教 員 名 簿

(用紙 日本産業規格 A4 横型)

| 学 長 又 は 校 長 の 氏 名 等 |     |                          |    |           |               |               |
|---------------------|-----|--------------------------|----|-----------|---------------|---------------|
| 調書<br>番号            | 役職名 | フリガナ<br>氏名<br><就任(予定)年月> | 年齢 | 保有<br>学位等 | 月額基本給<br>(千円) | 現 職<br>(就任年月) |
|                     |     |                          |    |           |               |               |













| 基幹教員の年齢構成・学位保有状況 |         |       |        |        |        |        |        |       |     |     |
|------------------|---------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|-----|-----|
| 職 位              | 学 位     | 29歳以下 | 30～39歳 | 40～49歳 | 50～59歳 | 60～64歳 | 65～69歳 | 70歳以上 | 合 計 | 備 考 |
| 教 授              | 博 士     | 人     | 人      | 人      | 人      | 人      | 人      | 人     | 人   |     |
|                  | 修 士     | 人     | 人      | 人      | 人      | 人      | 人      | 人     | 人   |     |
|                  | 学 士     | 人     | 人      | 人      | 人      | 人      | 人      | 人     | 人   |     |
|                  | 短 期 大 士 | 人     | 人      | 人      | 人      | 人      | 人      | 人     | 人   |     |
|                  | そ の 他   | 人     | 人      | 人      | 人      | 人      | 人      | 人     | 人   |     |
| 准 教 授            | 博 士     | 人     | 人      | 人      | 人      | 人      | 人      | 人     | 人   |     |
|                  | 修 士     | 人     | 人      | 人      | 人      | 人      | 人      | 人     | 人   |     |
|                  | 学 士     | 人     | 人      | 人      | 人      | 人      | 人      | 人     | 人   |     |
|                  | 短 期 大 士 | 人     | 人      | 人      | 人      | 人      | 人      | 人     | 人   |     |
|                  | そ の 他   | 人     | 人      | 人      | 人      | 人      | 人      | 人     | 人   |     |
| 講 師              | 博 士     | 人     | 人      | 人      | 人      | 人      | 人      | 人     | 人   |     |
|                  | 修 士     | 人     | 人      | 人      | 人      | 人      | 人      | 人     | 人   |     |
|                  | 学 士     | 人     | 人      | 人      | 人      | 人      | 人      | 人     | 人   |     |
|                  | 短 期 大 士 | 人     | 人      | 人      | 人      | 人      | 人      | 人     | 人   |     |
|                  | そ の 他   | 人     | 人      | 人      | 人      | 人      | 人      | 人     | 人   |     |
| 助 教              | 博 士     | 人     | 人      | 人      | 人      | 人      | 人      | 人     | 人   |     |
|                  | 修 士     | 人     | 人      | 人      | 人      | 人      | 人      | 人     | 人   |     |
|                  | 学 士     | 人     | 人      | 人      | 人      | 人      | 人      | 人     | 人   |     |
|                  | 短 期 大 士 | 人     | 人      | 人      | 人      | 人      | 人      | 人     | 人   |     |
|                  | そ の 他   | 人     | 人      | 人      | 人      | 人      | 人      | 人     | 人   |     |
| 合 計              | 博 士     | 人     | 人      | 人      | 人      | 人      | 人      | 人     | 人   |     |
|                  | 修 士     | 人     | 人      | 人      | 人      | 人      | 人      | 人     | 人   |     |
|                  | 学 士     | 人     | 人      | 人      | 人      | 人      | 人      | 人     | 人   |     |
|                  | 短 期 大 士 | 人     | 人      | 人      | 人      | 人      | 人      | 人     | 人   |     |
|                  | そ の 他   | 人     | 人      | 人      | 人      | 人      | 人      | 人     | 人   |     |

(注)

- 1 この書類は、申請又は届出に係る学部等ごとに作成すること。
- 2 この書類は、基幹教員についてのみ作成すること。
- 3 この書類は、申請又は届出に係る学部等の開設後、当該学部等の修業年限に相当する期間が満了する年度における状況を記載すること。
- 4 「基幹教員の年齢構成・学位保有状況」欄の「基幹教員」は、大学院の研究科又は研究科の専攻の場合、「専任教員」と読み替えること。
- 5 専門職大学院若しくは専門職大学の前期課程を修了した者又は専門職大学又は専門職短期大学を卒業した者に対し授与された学位については、「その他」の欄にその数を記載し、「備考」の欄に、具体的な学位名称を付記すること。

| 基幹教員の年齢構成・学位保有状況<br>（専門職大学等又は専門職学科を設ける大学若しくは短期大学の実務の経験等を有する基幹教員） |      |          |          |          |          |          |          |          |          |     |
|--|------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|-----|
| 職 位  | 学 位  | 29歳以下    | 30～39歳   | 40～49歳   | 50～59歳   | 60～64歳   | 65～69歳   | 70歳以上    | 合 計      | 備 考 |
| 教 授  | 博 士  | 人<br>(人) | 人<br>(人) | 人<br>(人) | 人<br>(人) | 人<br>(人) | 人<br>(人) | 人<br>(人) | 人<br>(人) |     |
|  | 修 士  | 人<br>(人) | 人<br>(人) | 人<br>(人) | 人<br>(人) | 人<br>(人) | 人<br>(人) | 人<br>(人) | 人<br>(人) |     |
|  | 学 士  | 人<br>(人) | 人<br>(人) | 人<br>(人) | 人<br>(人) | 人<br>(人) | 人<br>(人) | 人<br>(人) | 人<br>(人) |     |
|  | 短期大士 | 人<br>(人) | 人<br>(人) | 人<br>(人) | 人<br>(人) | 人<br>(人) | 人<br>(人) | 人<br>(人) | 人<br>(人) |     |
|  | その他  | 人<br>(人) | 人<br>(人) | 人<br>(人) | 人<br>(人) | 人<br>(人) | 人<br>(人) | 人<br>(人) | 人<br>(人) |     |
| 准教授  | 博 士  | 人<br>(人) | 人<br>(人) | 人<br>(人) | 人<br>(人) | 人<br>(人) | 人<br>(人) | 人<br>(人) | 人<br>(人) |     |
|  | 修 士  | 人<br>(人) | 人<br>(人) | 人<br>(人) | 人<br>(人) | 人<br>(人) | 人<br>(人) | 人<br>(人) | 人<br>(人) |     |
|  | 学 士  | 人<br>(人) | 人<br>(人) | 人<br>(人) | 人<br>(人) | 人<br>(人) | 人<br>(人) | 人<br>(人) | 人<br>(人) |     |
|  | 短期大士 | 人<br>(人) | 人<br>(人) | 人<br>(人) | 人<br>(人) | 人<br>(人) | 人<br>(人) | 人<br>(人) | 人<br>(人) |     |
|  | その他  | 人<br>(人) | 人<br>(人) | 人<br>(人) | 人<br>(人) | 人<br>(人) | 人<br>(人) | 人<br>(人) | 人<br>(人) |     |
| 講 師  | 博 士  | 人<br>(人) | 人<br>(人) | 人<br>(人) | 人<br>(人) | 人<br>(人) | 人<br>(人) | 人<br>(人) | 人<br>(人) |     |
|  | 修 士  | 人<br>(人) | 人<br>(人) | 人<br>(人) | 人<br>(人) | 人<br>(人) | 人<br>(人) | 人<br>(人) | 人<br>(人) |     |
|  | 学 士  | 人<br>(人) | 人<br>(人) | 人<br>(人) | 人<br>(人) | 人<br>(人) | 人<br>(人) | 人<br>(人) | 人<br>(人) |     |
|  | 短期大士 | 人<br>(人) | 人<br>(人) | 人<br>(人) | 人<br>(人) | 人<br>(人) | 人<br>(人) | 人<br>(人) | 人<br>(人) |     |
|  | その他  | 人<br>(人) | 人<br>(人) | 人<br>(人) | 人<br>(人) | 人<br>(人) | 人<br>(人) | 人<br>(人) | 人<br>(人) |     |
| 助 教  | 博 士  | 人<br>(人) | 人<br>(人) | 人<br>(人) | 人<br>(人) | 人<br>(人) | 人<br>(人) | 人<br>(人) | 人<br>(人) |     |
|  | 修 士  | 人<br>(人) | 人<br>(人) | 人<br>(人) | 人<br>(人) | 人<br>(人) | 人<br>(人) | 人<br>(人) | 人<br>(人) |     |
|  | 学 士  | 人<br>(人) | 人<br>(人) | 人<br>(人) | 人<br>(人) | 人<br>(人) | 人<br>(人) | 人<br>(人) | 人<br>(人) |     |
|  | 短期大士 | 人<br>(人) | 人<br>(人) | 人<br>(人) | 人<br>(人) | 人<br>(人) | 人<br>(人) | 人<br>(人) | 人<br>(人) |     |
|  | その他  | 人<br>(人) | 人<br>(人) | 人<br>(人) | 人<br>(人) | 人<br>(人) | 人<br>(人) | 人<br>(人) | 人<br>(人) |     |
| 合 計  | 博 士  | 人<br>(人) | 人<br>(人) | 人<br>(人) | 人<br>(人) | 人<br>(人) | 人<br>(人) | 人<br>(人) | 人<br>(人) |     |
|  | 修 士  | 人<br>(人) | 人<br>(人) | 人<br>(人) | 人<br>(人) | 人<br>(人) | 人<br>(人) | 人<br>(人) | 人<br>(人) |     |
|  | 学 士  | 人<br>(人) | 人<br>(人) | 人<br>(人) | 人<br>(人) | 人<br>(人) | 人<br>(人) | 人<br>(人) | 人<br>(人) |     |
|  | 短期大士 | 人<br>(人) | 人<br>(人) | 人<br>(人) | 人<br>(人) | 人<br>(人) | 人<br>(人) | 人<br>(人) | 人<br>(人) |     |
|  | その他  | 人<br>(人) | 人<br>(人) | 人<br>(人) | 人<br>(人) | 人<br>(人) | 人<br>(人) | 人<br>(人) | 人<br>(人) |     |

（注）

- 1 専門職大学等、専門職大学等の学部等、専門職学科を設ける大学若しくは短期大学、専門職学科を設置する場合又は専門職大学の課程を設置し、若しくは変更する場合は、別記様式第3号（その3の1）に加え、この書類を作成すること。
- 2 この書類は、申請又は届出に係る学部等ごとに作成すること。
- 3 この書類は、専門職大学設置基準第35条第1項、専門職短期大学設置基準第32条第1項、大学設置基準第42条の3第1項又は短期大学設置基準第35条の8第1項に規定する実務の経験等を有する基幹教員についてのみ作成すること。
- 4 それぞれの年齢区分ごとに、別記様式第3号（その3の1）に記入した基幹教員の数の内数として、実務の経験等を有する基幹教員の数を記入するとともに、実務の経験等を有する基幹教員のうち専門職大学設置基準第35条第2項、専門職短期大学設置基準第32条第2項、大学設置基準第42条の3第2項又は短期大学設置基準第35条の8第2項に規定する者の数を括弧書きで記入すること。
- 5 この書類は、申請又は届出に係る学部等の開設後、当該学部等の修業年限に相当する期間が満了する年度における状況を記載すること。
- 6 「基幹教員の年齢構成・学位保有状況」欄の「基幹教員」は、大学院の研究科又は研究科の専攻の場合、「専任教員」と読み替えること。
- 7 専門職大学院若しくは専門職大学の前期課程を修了した者又は専門職大学又は専門職短期大学を卒業した者に対し授与された学位については、「その他」の欄にその数を記載し、「備考」の欄に、具体的な学位名称を付記すること。

| 実務の経験等を有する基幹教員一覧 |      |       |      |    |                          |              |         |                     |  |
|------------------|------|-------|------|----|--------------------------|--------------|---------|---------------------|--|
| (〇〇学部〇〇学科等)      |      |       |      |    |                          |              |         |                     |  |
| 番号               | 調書番号 | 実務家区分 | 教員区分 | 職位 | フリガナ<br>氏名<br><就任(予定)年月> | 実務経験<br>の年月数 | 実務経験の概要 |                     | 大学等における教員歴, 保有学位又は<br>企業等における研究上の業績の概要 |
|                  |      |       |      |    |                          |              | 期間      | 勤務先・役職名・<br>主な職務内容等 |  |
|                  |      |       |      |    |                          | 年 月          |         |                     |  |
|                  |      |       |      |    |                          | 年 月          |         |                     |  |
|                  |      |       |      |    |                          | 年 月          |         |                     |  |
|                  |      |       |      |    |                          | 年 月          |         |                     |  |
|                  |      |       |      |    |                          | 年 月          |         |                     |  |
|                  |      |       |      |    |                          | 年 月          |         |                     |  |
|                  |      |       |      |    |                          | 年 月          |         |                     |  |
|                  |      |       |      |    |                          | 年 月          |         |                     |  |

|                 |   |
|-----------------|---|
| 実務の経験等を有する基幹教員数 | 人 |
| うち「実(研)」の人数     | 人 |

- (注)
- この書類は, 専門職大学等, 専門職大学等の学部等, 専門職学科を設ける大学若しくは短期大学, 専門職学科を設置する場合又は専門職大学の課程を設置し, 若しくは変更する場合に作成すること。
  - この書類は, 専門職大学設置基準第35条第1項, 専門職短期大学設置基準第32条第1項, 大学設置基準第42条の3第1項又は短期大学設置基準第35条の8第1項に規定する実務の経験等を有する基幹教員についてのみ作成すること。
  - 「番号」の欄には, 通し番号を記入すること。
  - 「実務家区分」の欄には, 実務の経験等を有する基幹教員のうち, 専門職大学設置基準第35条第2項, 専門職短期大学設置基準第32条第2項, 大学設置基準第42条の3第2項又は短期大学設置基準第35条の8第2項に規定する者については「実(研)」の文字を記入すること。
  - 「大学等における教員歴, 保有学位又は企業等における研究上の業績の概要」の欄は, 実務の経験等を有する基幹教員のうち, 専門職大学設置基準第35条第2項, 専門職短期大学設置基準第32条第2項, 大学設置基準第42条の3第2項又は短期大学設置基準第35条の8第2項に規定する者について記入し, これに該当しない者については斜線を引くこと。
  - 「実務の経験等を有する基幹教員数」の欄の「うち「実(研)」の人数」は, 実務の経験等を有する基幹教員のうち, 専門職大学設置基準第35条第2項, 専門職短期大学設置基準第32条第2項, 大学設置基準第42条の3第2項又は短期大学設置基準第35条の8第2項に規定する者の人数を記入すること。
  - 実務の経験等を有する基幹教員の数に応じ, 適宜枠を増やして記入すること。

## 教 員 個 人 調 書

| 履 歴 書                     |     |              |      |                |
|---------------------------|-----|--------------|------|----------------|
| フリガナ                      |     | 性別           |      | 生年月日（年齢）       |
| 氏名                        |     |              |      | 年 月 日（満 歳）     |
| 国籍                        |     | 現住所          |      |                |
| 月額基本給                     | 千円  |              |      |                |
| 学 歴                       |     |              |      |                |
| 年 月                       | 事 項 |              |      |                |
| 年 月                       |     |              |      |                |
| 年 月                       |     |              |      |                |
| 年 月                       |     |              |      |                |
| 職 歴                       |     |              |      |                |
| 年 月                       | 事 項 |              |      |                |
| 年 月                       |     |              |      |                |
| 年 月                       |     |              |      |                |
| 年 月                       |     |              |      |                |
| 学 会 及 び 社 会 に お け る 活 動 等 |     |              |      |                |
| 現在所属している学会                |     |              |      |                |
| 年 月                       | 事 項 |              |      |                |
| 年 月                       |     |              |      |                |
| 年 月                       |     |              |      |                |
| 年 月                       |     |              |      |                |
| 賞 罰                       |     |              |      |                |
| 年 月                       | 事 項 |              |      |                |
| 年 月                       |     |              |      |                |
| 年 月                       |     |              |      |                |
| 年 月                       |     |              |      |                |
| 現 在 の 職 務 の 状 況           |     |              |      |                |
| 勤 務 先                     | 職名  | 学部等又は所属部局の名称 | 勤務状況 |                |
|                           |     |              |      |                |
| 開 設 後 の 職 務 の 状 況         |     |              |      |                |
| 勤 務 先                     | 職名  | 学部等又は所属部局の名称 | 勤務状況 |                |
|                           |     |              |      |                |
| 年 月 日                     |     |              |      | 上記のとおり相違ありません。 |
|                           |     |              |      | 氏名             |

（注）

- 1 この書類は、学長（高等専門学校にあっては校長）及び基幹教員（大学院にあっては専任教員）について作成すること。
- 2 医科大学又は医学若しくは歯学に関する学部若しくは学部の学科の設置の認可を受けようとする場合、附属病院の長についてもこの書類を作成すること。
- 3 「国籍」の欄は、当該学長等が外国籍である場合にのみ、その国名を記入すること。

|                        |             |                     |                          |     |
|------------------------|-------------|---------------------|--------------------------|-----|
| <b>教 育 研 究 業 績 書</b>   |             |                     |                          |     |
| 年 月 日                  |             |                     |                          |     |
| 氏名                     |             |                     |                          |     |
| 研 究 分 野                |             | 研 究 内 容 の キ ー ワ ー ド |                          |     |
| 教 育 上 の 能 力 に 関 する 事 項 |             |                     |                          |     |
| 事項                     | 年月日         | 概 要                 |                          |     |
| 1 教育方法の実践例             |             |                     |                          |     |
| 2 作成した教科書, 教材          |             |                     |                          |     |
| 3 教育上の能力に関する大学等の評価     |             |                     |                          |     |
| 4 実務の経験を有する者についての特記事項  |             |                     |                          |     |
| 5 その他                  |             |                     |                          |     |
| 職 務 上 の 実 績 に 関 する 事 項 |             |                     |                          |     |
| 事項                     | 年月日         | 概 要                 |                          |     |
| 1 資格, 免許               |             |                     |                          |     |
| 2 特許等                  |             |                     |                          |     |
| 3 実務の経験を有する者についての特記事項  |             |                     |                          |     |
| 4 その他                  |             |                     |                          |     |
| 研 究 業 績 等 に 関 する 事 項   |             |                     |                          |     |
| 著書, 学術論文等の名称           | 単著・<br>共著の別 | 発行又は<br>発表の年月       | 発行所, 発表雑誌等<br>又は発表学会等の名称 | 概 要 |
| (著書)                   |             |                     |                          |     |
| 1                      |             |                     |                          |     |
| 2                      |             |                     |                          |     |
| 3                      |             |                     |                          |     |
| :                      |             |                     |                          |     |
| (学術論文)                 |             |                     |                          |     |
| 1                      |             |                     |                          |     |
| 2                      |             |                     |                          |     |
| 3                      |             |                     |                          |     |
| :                      |             |                     |                          |     |
| (その他)                  |             |                     |                          |     |
| 1                      |             |                     |                          |     |
| 2                      |             |                     |                          |     |
| 3                      |             |                     |                          |     |
| :                      |             |                     |                          |     |

(注)

- 1 この書類は, 学長（高等専門学校にあっては校長）及び基幹教員（大学院にあっては専任教員）について作成すること。
- 2 医科大学又は医学若しくは歯学に関する学部若しくは学部の学科の設置の認可を受けようとする場合, 附属病院の長についてもこの書類を作成すること。
- 3 「研究業績等に関する事項」には, 書類の作成時において未発表のものを記入しないこと。

| 教育・実務業績書（専門職大学等又は専門職学科を設ける大学若しくは短期大学の教員） |                     |       |
|--|---------------------|-------|
|  |                     | 年 月 日 |
| 氏名                                       |                     |       |
| 職 業 分 野                                  | 職 務 内 容 の キ ー ワ ー ド |       |
| 教 育 上 の 能 力 に 関 す る 事 項                  |                     |       |
| 事項                                       | 年月日                 | 概 要   |
| 1 教育方法の実践例                               |                     |       |
| 2 作成した教科書，教材                             |                     |       |
| 3 当該分野の実務業績に対する産業界等の評価                   |                     |       |
| 4 その他                                    |                     |       |
| 実 務 上 の 実 績 に 関 す る 事 項                  |                     |       |
| 事項                                       | 年月日                 |       |
| 1 資格，免許                                  |                     |       |
| 2 職務の経歴及び職務上の業績                          |                     |       |
| 3 当該分野の実務業績に対する産業界等の評価                   |                     |       |
| 4 その他                                    |                     |       |
| 研 究 業 績 等 に 関 す る 事 項                    |                     |       |
| 事項                                       | 年月日                 | 概 要   |
| 1 著書，論文，その他の成果発表                         |                     |       |
| 2 特許等                                    |                     |       |
| 3 その他                                    |                     |       |

（注）

- 1 専門職大学等，専門職大学等の学部等，専門職学科を設ける大学若しくは短期大学又は専門職学科を設置する場合は，2に掲げる教員について，別記様式第4号（その2の1）に代えて，この書類を作成すること。
- 2 この書類は，次の（1）から（3）までの教員について，作成すること。
  - （1）専門職大学設置基準第38条第5号若しくは第6号に該当すること（これらの号に該当することにより同令第39条第1号，第40条第1号又は第41条第1号に該当することを含む。），専門職短期大学設置基準第35条第4号若しくは第7号に該当すること（これらの号に該当することにより同令第36条第1号，第37条第1号又は第38条第1号に該当することを含む。），大学設置基準第13条第5号若しくは第6号に該当すること（これらの号に該当することにより同令第14条第1号，第15条第1号又は第16条第1号に該当することを含む。）又は短期大学設置基準第23条第4号若しくは第7号に該当すること（これらの号に該当することにより同令第24条第1号，第25条第1号又は第25条の2第1号に該当することを含む。）により，教授，准教授，講師又は助教になろうとする者。
  - （2）専門職大学設置基準第39条第5号に該当すること（同号に該当することにより同令第40条第1号又は第41条第1号に該当することを含む。），専門職短期大学設置基準第36条第4号に該当すること（同号に該当することにより同令第37条第1号又は第38条第1号に該当することを含む。），大学設置基準第14条第5号に該当すること（同号に該当することにより同令第15条第1号又は第16条第1号に該当することを含む。）又は短期大学設置基準第24条第4号に該当すること（同号に該当することにより同令第25条第1号又は第25条の2第1号に該当することを含む。）により，准教授，講師又は助教になろうとする者。
  - （3）専門職大学設置基準第41条第3号，専門職短期大学設置基準第38条第3号，大学設置基準第16条第3号又は短期大学設置基準第25条の2第3号に該当することにより，助教になろうとする者。
- 3 「研究業績等に関する事項」の欄の「1 著書，論文，その他の成果発表」には，書類の作成時において未発表のものを記入しないこと。

## 教 員 就 任 承 諾 書

年 月 日

(申請者名) 殿

氏名

私は、〇〇大学の設置の認可の上は、〇〇学部〇〇学科の基幹教員のうち、専ら当該大学等の教育研究に従事し、〇〇学部〇〇学科の主要授業科目を担当する者として、〇〇年〇〇月〇〇日から就任し、下記の科目を担当することを承諾します。

なお、他大学では、当該大学の教育研究に専ら従事する者として勤務することはなく、上記として就任することには問題ございません。

### 記

- ・ (授業科目名)
- ・
- ・
- ・
- ・

### (注)

- 1 この書類は、学長（高等専門学校にあっては校長）及び教員について作成すること。
- 2 医科大学又は医学若しくは歯学に関する学部若しくは学部の学科の設置の認可を受けようとする場合、附属病院の長についてもこの書類を作成すること。
- 3 「〇〇大学の設置」及び「〇〇学部〇〇学科」の部分については、認可の申請の内容に応じ、適切に表記を変更すること。
- 4 「〇〇学部〇〇学科の基幹教員のうち、専ら当該大学等の教育研究に従事し、〇〇学部〇〇学科の主要授業科目を担当する者」及び、「就任し、下記の科目を担当する」及び「他大学では、当該大学の教育研究に専ら従事する者として勤務することはなく」の部分については、役職、授業科目の担当の有無等に応じ、適切に表記を変更すること。



## 附属病院所在地域の概況説明書

| 事項              | 記入欄                     |                |       |                |          |             | 備考    |
|-----------------|-------------------------|----------------|-------|----------------|----------|-------------|-------|
|                 | 区 域                     | 左の区域に含まれる市区町村名 | 人口    | 過去3年間における人口増減数 |          |             |       |
| 年               |                         |                |       | 年              | 年        |             |       |
| 人口及びその動態        | 所在地からほぼ10km圏内にある市区町村の区域 |                | 千人    | 千人             | 千人       | 千人          |       |
|                 | 所在地からほぼ20km圏内にある市区町村の区域 |                |       |                |          |             |       |
|                 | 同一都道府県内                 |                |       |                |          |             |       |
|                 |                         |                |       |                |          |             |       |
| 医療機関の配置状況       | 区 域                     | 医療機関数          | 保有病床数 | 医師数            | 医師一人当り人口 | 推定患者数(年間延べ) |       |
|                 |                         |                |       |                |          | 入院患者数       | 外来患者数 |
|                 | 所在地からほぼ10km圏内にある市区町村の区域 |                | 床     | 人              | 人        | 人           | 人     |
|                 | 所在地からほぼ20km圏内にある市区町村の区域 |                |       |                |          |             |       |
|                 | 同一都道府県内                 |                |       |                |          |             |       |
| 附属病院の患者確保の見通し   |                         |                |       |                |          |             |       |
| 附属病院と地域社会との連携関係 |                         |                |       |                |          |             |       |

(注)

- 「人口及びその動態」及び「医療機関の配置状況」の欄に記入する数値について、その基礎となった調査統計等の名称及び調査時点を「備考」の欄に記入すること。
- 「所在地からほぼ10(20)km圏内にある市区町村の区域」とは、当該附属病院の所在する市区町村(政令指定都市の区を含む。)又は当該附属病院の所在地から直線距離で10(20)km以内に市区役所、町村役場が所在する市区町村の区域をいう。

## 附属病院の医師，歯科医師，看護師等の配置計画書

| 区分<br>職名        | 専任  |      |      |      |   | 兼任  |      |      |      |   | 計   |      |      |      |   | 備考 |
|-----------------|-----|------|------|------|---|-----|------|------|------|---|-----|------|------|------|---|----|
|                 | 開設時 | 第一年次 | 第二年次 | 第三年次 | 計 | 開設時 | 第一年次 | 第二年次 | 第三年次 | 計 | 開設時 | 第一年次 | 第二年次 | 第三年次 | 計 |    |
| 医 師             | 人   | 人    | 人    | 人    | 人 | 人   | 人    | 人    | 人    | 人 | 人   | 人    | 人    | 人    | 人 |    |
| 歯 科 医 師         |     |      |      |      |   |     |      |      |      |   |     |      |      |      |   |    |
| 薬 剤 師           |     |      |      |      |   |     |      |      |      |   |     |      |      |      |   |    |
| 看 護 師           |     |      |      |      |   |     |      |      |      |   |     |      |      |      |   |    |
| 准 看 護 師         |     |      |      |      |   |     |      |      |      |   |     |      |      |      |   |    |
| 看 護 助 手         |     |      |      |      |   |     |      |      |      |   |     |      |      |      |   |    |
| 診療放射線技師         |     |      |      |      |   |     |      |      |      |   |     |      |      |      |   |    |
| 診療エックス線技師       |     |      |      |      |   |     |      |      |      |   |     |      |      |      |   |    |
| 臨床検査技師          |     |      |      |      |   |     |      |      |      |   |     |      |      |      |   |    |
| 衛生検査技師          |     |      |      |      |   |     |      |      |      |   |     |      |      |      |   |    |
| 栄 養 士           |     |      |      |      |   |     |      |      |      |   |     |      |      |      |   |    |
| 歯 科 衛 生 士       |     |      |      |      |   |     |      |      |      |   |     |      |      |      |   |    |
| 歯 科 技 工 士       |     |      |      |      |   |     |      |      |      |   |     |      |      |      |   |    |
| 理 学 療 法 士       |     |      |      |      |   |     |      |      |      |   |     |      |      |      |   |    |
| 作 業 療 法 士       |     |      |      |      |   |     |      |      |      |   |     |      |      |      |   |    |
| 臨床工学技士          |     |      |      |      |   |     |      |      |      |   |     |      |      |      |   |    |
| その他の技術職員        |     |      |      |      |   |     |      |      |      |   |     |      |      |      |   |    |
| 事 務 員           |     |      |      |      |   |     |      |      |      |   |     |      |      |      |   |    |
| そ の 他 の 職 員     |     |      |      |      |   |     |      |      |      |   |     |      |      |      |   |    |
| 計               |     |      |      |      |   |     |      |      |      |   |     |      |      |      |   |    |
| これらの職員の確保のための計画 |     |      |      |      |   |     |      |      |      |   |     |      |      |      |   |    |

(注)

- 1 医師及び歯科医師については、当該大学の教員である医師及び歯科医師の数をそれぞれ括弧書き（内数）で記入すること。
- 2 「その他の技術職員」とは、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等医療従事者をいう。
- 3 「これらの職員の確保のための計画」の欄には、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、准看護師、診療放射線技師、診療エックス線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、歯科衛生士及び歯科技工士の確保のための計画の概要について記入すること。

教育課程連携協議会構成員名簿

〇〇専門職大学等

| 番号 | 構成員区分 | 関係する学部等<br>又は研究科等 | 氏名 | 年齢 | 現所属及び役職名 | 当該専門職大学等の課程に係る職業に<br>関する主な経歴 |
|----|-------|-------------------|----|----|----------|------------------------------|
|    |       |                   |    |    |          |                              |
|    |       |                   |    |    |          |                              |
|    |       |                   |    |    |          |                              |
|    |       |                   |    |    |          |                              |
|    |       |                   |    |    |          |                              |

(注)

- 1 一の大学に複数の教育課程連携協議会を設ける場合には、それぞれの教育課程連携協議会ごとに作成すること。
- 2 教育課程連携協議会の構成員の数に応じ、適宜枠を増やして記入すること。
- 3 「番号」の欄には、通し番号を記入すること。
- 4 「構成員区分」の欄には、大学設置基準第42条の5第2項各号、短期大学設置基準第35条の4第2項各号、専門職大学設置基準第10条第2項各号、専門職短期大学設置基準第7条第2項各号又は専門職大学院設置基準第6条の2第2項各号に規定する教育課程連携協議会の構成員の区分を記入すること。
- 5 「関係する学部等又は研究科等」の欄は、当該構成員が特定の学部等又は研究科等と連携するものである場合に、当該学部等又は研究科等の名称を記入すること。
- 6 「当該専門職大学等の課程に係る職業」の欄は、当該構成員が当該専門職大学等の課程に係る職業における実務の経験の有する場合に記入すること。ただし、大学設置基準第42条の5第2項第2号及び第4号、短期大学設置基準第35条の4第2項第2号及び第4号、専門職大学設置基準第10条第2項第2号及び第4号、専門職短期大学設置基準第7条第2項第2号及び第4号又は専門職大学院設置基準第6条の2第2項第2号に規定する構成員については、必ず記入すること。

## 教育課程連携協議会構成員就任承諾書

年 月 日

(申請・届出者名) 殿

氏名

私は、〇〇専門職大学の設置の認可の上は、〇〇専門職大学の教育課程連携協議会の構成員として、〇〇年〇〇月〇〇日から就任することを承諾します。

(注)

- 1 「〇〇専門職大学」の部分は、認可の申請又は届出の内容に応じ、適切に表記を変更すること。

### 臨地実務実習施設の確保状況説明書

(〇〇専門職大学〇〇学部等)

| 番号 | 授業科目    |              |         | 臨地実務実習施設    |       |         |           |            |
|----|---------|--------------|---------|-------------|-------|---------|-----------|------------|
|    | 授業科目の名称 | 必修, 選択, 自由の別 | 履修予定学生数 | 施設番号        | 施設の名称 | 受入予定学生数 | 当該施設実習時間数 | 受入予定学生・時間数 |
| 1  |         |              | 人       |             |       | 人       | 時間        | 人・時間       |
|    |         | 単位数          | 施設実習時間数 |             |       | 人       | 時間        | 人・時間       |
|    |         | 単位           | 時間      |             |       | 人       | 時間        | 人・時間       |
|    |         |              |         | 受入学生・時間数 小計 |       |         |           |            |
| 番号 | 授業科目    |              |         | 臨地実務実習施設    |       |         |           |            |
|    | 授業科目の名称 | 必修, 選択, 自由の別 | 履修予定学生数 | 施設番号        | 施設の名称 | 受入予定学生数 | 当該施設実習時間数 | 受入予定学生・時間数 |
| 2  |         |              | 人       |             |       | 人       | 時間        | 人・時間       |
|    |         | 単位数          | 施設実習時間数 |             |       | 人       | 時間        | 人・時間       |
|    |         | 単位           | 時間      |             |       | 人       | 時間        | 人・時間       |
|    |         |              |         | 受入学生・時間数 小計 |       |         |           |            |
| 番号 | 授業科目    |              |         | 臨地実務実習施設    |       |         |           |            |
|    | 授業科目の名称 | 必修, 選択, 自由の別 | 履修予定学生数 | 施設番号        | 施設の名称 | 受入予定学生数 | 当該施設実習時間数 | 受入予定学生・時間数 |
| 3  |         |              | 人       |             |       | 人       | 時間        | 人・時間       |
|    |         | 単位数          | 施設実習時間数 |             |       | 人       | 時間        | 人・時間       |
|    |         | 単位           | 時間      |             |       | 人       | 時間        | 人・時間       |
|    |         |              |         | 受入学生・時間数 小計 |       |         |           |            |

|          | 必修 | 選択 | 自由 | 合計 |
|----------|----|----|----|----|
| 履修予定学生数計 | 人  | 人  | 人  | 人  |
| 単位数計     | 単位 | 単位 | 単位 | 単位 |
| 施設実習時間数計 | 時間 | 時間 | 時間 | 時間 |

| 受入予定学生・時間数計 | 必修   | 選択   | 自由   | 合計   |
|-------------|------|------|------|------|
|             | 人・時間 | 人・時間 | 人・時間 | 人・時間 |

(注)

- 「番号」の欄には、通し番号を記入すること。
- 開設する臨地実務実習に係る授業科目の数及び当該授業科目の授業を行う臨地実務実習施設の数に応じ、適宜枠の数を増やして記入すること。
- 「授業科目」の欄の「施設実習時間数」は、当該授業科目の授業時間数のうち臨地実務実習施設において履修させる授業の時間数を記入すること。
- 「臨地実務実習施設」欄の「施設番号」は、臨地実務実習施設一覧（別紙様式第7号の4（その2））に記入する施設番号を記入すること。
- 「臨地実務実習施設」欄の「当該施設実習時間数」は、当該授業科目に係る施設実習時間数のうち、当該臨地実務実習施設において履修させる授業の時間数を記入すること。
- 「臨地実務実習施設」の欄の「受入予定学生・時間数」は、受入予定学生数に当該施設実習時間数を乗じて得た数を記入すること。
- 「履修予定学生数計」の欄、「単位数計」の欄、「施設実習時間数計」の欄は、全ての授業科目の履修予定学生数、単位数及び施設実習時間数をそれぞれ合計した数を記入すること。
- 「受入予定学生・時間数計」の欄は、全ての授業科目に係る臨地実務実習施設の受入予定学生・時間数を合計した数を記入すること。

臨地実務実習施設一覧

(〇〇専門職大学〇〇学部等)

| 施設番号 | 臨地実務実習施設の名称 | 所在地 | 履修させる授業科目     |            |     |              |           |            | 主な実習場所の面積                                    | 備考 |
|------|-------------|-----|---------------|------------|-----|--------------|-----------|------------|--|----|
|      |             |     | 授業科目の名称       | 必修・選択・自由の別 | 単位数 | 履修予定学生数      | 当効施設実習時間数 | 受入予定学生・時間数 |  |    |
| 1    |             |     |               |            | 単位  | 人            | 時間        | 人・時間       | うち必修科目分<br>㎡<br>うち選択科目分<br>㎡<br>うち自由科目分<br>㎡ |    |
|      |             |     |               |            | 単位  | 人            | 時間        | 人・時間       |  |    |
|      |             |     |               |            | 単位  | 人            | 時間        | 人・時間       |  |    |
|      |             |     | 計             | (科目)       | 単位  | 人            | 時間        | 人・時間       |  |    |
| 2    |             |     |               |            | 単位  | 人            | 時間        | 人・時間       | うち必修科目分<br>㎡<br>うち選択科目分<br>㎡<br>うち自由科目分<br>㎡ |    |
|      |             |     |               |            | 単位  | 人            | 時間        | 人・時間       |  |    |
|      |             |     |               |            | 単位  | 人            | 時間        | 人・時間       |  |    |
|      |             |     | 計             | (科目)       | 単位  | 人            | 時間        | 人・時間       |  |    |
|      |             |     | 受入予定学生・時間数の合計 |            |     | 主な実習場所の面積の合計 |           |            |  |    |
|      |             |     | うち必修科目分       |            |     | うち必修科目分      |           |            | ㎡  |    |
|      |             |     | うち選択科目分       |            |     | うち選択科目分      |           |            | ㎡  |    |
|      |             |     | うち自由科目分       |            |     | うち自由科目分      |           |            | ㎡  |    |

(注)

- 1 使用する臨地実務実習施設の数及び当該施設で授業を行う臨地実務実習の授業科目の数及び、適宜枠の数を増やして記入すること。
- 2 「施設番号」の欄には、通し番号を記入すること。
- 3 「履修させる授業科目」の欄の「履修予定学生数」の計は、各授業科目の履修予定学生数を合計したのべ人数を記入すること。
- 4 「履修させる授業科目」の欄の「当効施設実習時間数」は、当該授業科目の授業時間数のうち当該施設において履修させる授業の時間数を記入すること。
- 5 「主な実習場所の面積」の欄は、当該施設内の実習場所のうち、特に継続的又は反復して使用する部屋等の全部又は一部の場所(臨地実務実習の教育活動における中心的な場所として使用する部分)の面積を記入すること。
- 6 「主な実習場所の面積」の欄の「うち必修科目相当分」は、主な実習場所のうち、必修科目の授業で使用する部分の面積を、「うち選択科目相当分」は、選択科目の授業で使用する部分(必修科目の授業で使用する部分を除く。)の面積を、「うち自由科目相当分」は、自由科目の授業で使用する部分(必修科目又は選択科目で使用する部分を除く。)の面積を記入すること。

### 臨地実務実習施設の概要

|                          |                               |                         |                |       |                  |             |                |        |
|--------------------------|-------------------------------|-------------------------|----------------|-------|------------------|-------------|----------------|--------|
| 施設に関する事項                 | 名 称                           |                         |                |       |                  |             |                |        |
|                          | 所 在 地                         | (キャンパスからの移動方法 (所要時間 分)) |                |       |                  |             |                |        |
|                          | 施設の面積                         | ㎡ (うち主な実習場所の面積 ㎡)       |                |       |                  |             |                |        |
|                          | 開設者・管理者、<br>従業員数              | 開 設 者                   |                | 管 理 者 |                  |             | 従 業 員 数        |        |
|                          |                               |                         |                |       |                  |             | 人              |        |
|                          | 事業の概要                         |                         |                |       |                  |             |                |        |
| 当該施設の<br>選定理由            |                               |                         |                |       |                  |             |                |        |
| 履修させる授業科目<br>に関する事項      | 各授業科目                         | 授業科目の名称                 | 必修・選択・<br>自由の別 | 単位数   | 履修予定<br>学生数      | 施設実習<br>時間数 | 受入予定学生<br>・時間数 | 主な実習場所 |
|                          |                               |                         |                | 単位    | 人                | 時間          | 人・時間           |        |
|                          |                               |                         |                | 単位    | 人                | 時間          | 人・時間           |        |
|                          | 全 体                           | 計 ( 科目)                 |                | 単位    | のべ<br>人          | 時間          | 人・時間           |        |
| 実習の実施体制に関する事項            | 実習指導者                         | 氏名                      | 所属・職名          |       | 実務経験年数           | 担当授業科目      |                |        |
|                          |                               |                         |                |       | 年                |             |                |        |
|                          |                               |                         |                |       | 年                |             |                |        |
|                          |                               |                         |                |       | 年                |             |                |        |
| その他の指導体制                 |                               |                         |                |       |                  |             |                |        |
| 実習受入期間・<br>1日当たり実習<br>時間 | 実 習 受 入 期 間                   |                         |                |       | 1 日 当 たり 実 習 時 間 |             |                |        |
|                          | 年間 日                          |                         |                |       | 時間               |             |                |        |
| その他                      | 他の学校等からの<br>校外実習受入れ予<br>定     | 他の学校等の名称                | 受入れ人数          |       | 受入期間             |             |                |        |
|                          |                               |                         | 人              |       | 年度 年間 日          |             |                |        |
|                          |                               |                         | 人              |       | 年度 年間 日          |             |                |        |
|                          | 当該施設が使用で<br>きなくなった場合<br>の代替措置 |                         |                |       |                  |             |                |        |
| 備 考                      |                               |                         |                |       |                  |             |                |        |

(注)

- この書類は、使用する臨地実務実習施設について作成すること。
- 「施設の面積」の欄の「うち主な実習場所の面積」は、当該施設の実習場所のうち、特に継続的又は反復して使用する部屋等の全部又は一部の場所で、臨地実務実習の教育活動における中心的な場所として使用する部分の面積を記入すること。
- 「履修させる授業科目に関する事項」の「全体」の欄の「履修予定学生数」の計は、各授業科目の履修予定学生数を合計したのべ人数を記入すること。
- 「実習指導者」の欄は、実習指導者の数に応じ、適宜枠の数を増やして記入すること。
- 「他の大学等からの実習受入れ予定」の欄は、受入れを予定する他の大学等の数に応じ、適宜枠を増やして記入すること。
- 「他の大学等からの実習受入れ予定」の欄の「受入れ人数」は、受入れを予定している学生等の人数を記入すること。

## 臨地実務実習施設使用承諾書

年 月 日

(申請・届出者名) 殿

開設者又は管理者の職名及び氏名

〇〇専門職大学〇〇学部等の臨地実務実習施設として、〇〇年度より(臨地実務実習施設名)を使用することを承諾します。

(注)

- 1 この書類は、使用する臨地実務実習施設の全てについて作成すること。ただし、同一の開設者又は管理者が二以上の臨地実務実習施設を開設又は管理する場合には、当該二以上の臨地実務実習施設について一の承諾書を作成すれば足りるものとする。
- 2 「〇〇専門職大学〇〇学部等」の部分は、認可の申請又は届出の内容に応じ、適切に表記を変更すること。
- 3 「(臨地実務実習施設名)」の部分は、使用を承諾する臨地実務実習施設の名称を記入すること。なお、1のただし書に掲げる方法により承諾書を作成する場合には、二以上の臨地実務実習施設の名称を列記すること。



## 連携実務演習等に関する承諾書

年 月 日

(申請・届出者名) 殿

事業者名

〇〇専門職大学〇〇学部等の連携実務演習等の連携先事業者として、〇〇年度より下記の授業科目の実施に関し、連携・協力することを承諾します。

記

・ (授業科目名)

(注)

- 1 この書類は、臨地実務実習に代えて連携実務演習等を開設する場合に、その連携先事業者について作成すること。
- 2 「〇〇専門職大学〇〇学部等」の部分は、認可の申請又は届出の内容に応じ、適切に表記を変更すること。

### 必要校地面積の減算説明書

(〇〇専門職大学等)

| 必要校地面積の減算に関する説明   |                |                     |                                      |                                      |                                      | 備考                                   |                                      |
|-------------------|----------------|---------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|
| 校地面積を減ずる事由等       | 立地等            | 校地の所在地              |                                      |                                      |                                      |                                      |                                      |
|                   |                | その場所に立地することが特に必要な事由 |                                      |                                      |                                      |                                      |                                      |
|                   |                | 所要の土地の取得が困難な事由      |                                      |                                      |                                      |                                      |                                      |
|                   | 教育上必要な環境の整備の状況 |                     |                                      |                                      |                                      |                                      |                                      |
|                   | その他特記事項        |                     |                                      |                                      |                                      |                                      |                                      |
| 保有する校地等の面積        | 区分             |                     | 当該専門職大学等の校地等面積                       |                                      |                                      | 共用する他の学校等の専用                         | 合計                                   |
|                   |                |                     | 専用                                   | 共用                                   | 小計                                   |                                      |                                      |
|                   | 校地             | 校舎敷地<br>(うち空地)      | m <sup>2</sup><br>( m <sup>2</sup> ) | m <sup>2</sup><br>( m <sup>2</sup> ) | m <sup>2</sup><br>( m <sup>2</sup> ) | m <sup>2</sup><br>( m <sup>2</sup> ) | m <sup>2</sup><br>( m <sup>2</sup> ) |
|                   |                | 運動場用地               | m <sup>2</sup>                       | m <sup>2</sup>                       | m <sup>2</sup>                       | m <sup>2</sup>                       | m <sup>2</sup>                       |
|                   |                | 小計                  | m <sup>2</sup>                       | m <sup>2</sup>                       | m <sup>2</sup>                       | m <sup>2</sup>                       | m <sup>2</sup>                       |
|                   | その他            |                     | m <sup>2</sup>                       | m <sup>2</sup>                       | m <sup>2</sup>                       | m <sup>2</sup>                       | m <sup>2</sup>                       |
|                   | 合計             |                     | m <sup>2</sup>                       | m <sup>2</sup>                       | m <sup>2</sup>                       | m <sup>2</sup>                       | m <sup>2</sup>                       |
| 収容定員              | 区分             | 員数                  | 収容定員等に関する特記事項                        |                                      |                                      |                                      |                                      |
|                   | 昼間             | 人                   |                                      |                                      |                                      |                                      |                                      |
|                   | 夜間             | 人                   |                                      |                                      |                                      |                                      |                                      |
|                   | 昼夜開講           | 人                   |                                      |                                      |                                      |                                      |                                      |
|                   | 計              | 人                   |                                      |                                      |                                      |                                      |                                      |
| 収容定員上の学生一人当たり校地面積 |                | m <sup>2</sup>      |                                      |                                      |                                      |                                      |                                      |

(注)

- この書類は、専門職大学設置基準第46条第2項又は専門職短期大学設置基準第44条第2項の規定により、所要の校地面積を減ずることとする場合に作成すること。
- 「教育上必要な環境の整備の状況」の欄には、必要校地面積を減ずることとしても教育に支障がないことについての説明を含め、当該専門職大学等における教育環境の整備状況についての説明を記入すること。
- 「収容定員上の学生一人当たり校地面積」の欄は、校地（共用部分を含む。）の面積を収容定員の員数で除した面積を記入すること。
- 「収容定員等に関する特記事項」の欄は、昼間学部及び夜間学部を併設し、又は昼夜開講制を行う場合における学生の履修及び施設の使用の態様など、収容定員等に関連して特に説明すべき事項がある場合に記入すること。

### 必要校舎面積の減算説明書

(〇〇専門職大学〇〇学部等)

| 必要校舎面積の減算に関する説明       |   |                       |                       |                       |                | 備考             |                |    |   |
|-----------------------|---|-----------------------|-----------------------|-----------------------|----------------|----------------|----------------|----|---|
| 校舎面積を減ずる事由            | 【    】 設置基準上必修化された臨地実務実習のための施設を企業等の事業者の施設の使用により確保 |                       |                       |                       |                |                |                |    |   |
|                       | 【    】 その他の相当の事由                                  |                       |                       |                       |                |                |                |    |   |
| 保有する校舎面積              | 専用  | 共用                    | 共用する他の学校等の専用          | 計                     |                |                |                |    |   |
|                       | (    m <sup>2</sup> )                             | (    m <sup>2</sup> ) | (    m <sup>2</sup> ) | (    m <sup>2</sup> ) |                |                |                |    |   |
| 臨地実務実習及び臨地実務実習施設      | 臨地実務実習  | 単位数                   | 区分                    | 必修                    | 選択             | 自由             | 計              |    |   |
|                       |   |                       | 設置基準上の必要単位数           | 単位                    |                |                |                | —  | — |
|                       |   |                       | 開設単位数                 | 単位                    | 単位             | 単位             | 単位             | 単位 |   |
|                       |   |                       | うち卒業に必要な単位数           |                       | 単位             | 単位             | —              | 単位 |   |
|                       | うち設置基準上の必要単位数相当分                                  | 単位                    | 単位                    | —                     | —              |                |                |    |   |
|                       | 臨地実務実習施設  | 主な実習場所の面積             |                       | m <sup>2</sup>        | m <sup>2</sup> | m <sup>2</sup> | m <sup>2</sup> |    |   |
|                       |   | うち設置基準上の必要単位数相当分      |                       | m <sup>2</sup>        | m <sup>2</sup> | —              | m <sup>2</sup> |    |   |
| 当該施設を使用できなくなった場合の代替措置 |   |                       |                       |                       |                |                |                |    |   |
| その他の校外実習              | 校外実習を行う授業科目及びその実習内容                               | 授業科目                  | 実習内容                  |                       |                |                |                |    |   |
|                       |   | 使用する施設                |                       |                       |                |                |                |    |   |
| 立地                    | 校舎の所在地  |                       |                       |                       |                |                |                |    |   |
|                       | 所在地周辺の概況  |                       |                       |                       |                |                |                |    |   |
| 教育研究上必要な環境の整備の状況      |   |                       |                       |                       |                |                |                |    |   |
| その他特記事項               |   |                       |                       |                       |                |                |                |    |   |

- (注)
- この書類は、専門職大学設置基準別表第2イ備考第5号又は専門職短期大学設置基準別表第2イ備考第5号の規定により所要の校舎面積を減ずることとする場合に作成すること。
  - 「校舎面積を減ずる事由」の欄は、該当するものについて【    】内に「○」を記入すること。
  - 「保有する校舎面積」の欄は、申請又は届出に係る学部等の開設後、当該学部等の修業年限に相当する期間が満了する年度（以下「完成年度」という。）における校舎面積を記入すること。ただし、校舎を段階的に整備する場合には、完成年度における校舎面積に加え、開設年度における校舎面積を括弧内に併記すること。
  - 「臨地実務実習」の「単位数」の欄の「設置基準上の必要単位数」は、専門職大学にあつては「20単位」と、二年制の専門職短期大学（卒業要件の特例を適用する夜間三年制の専門職短期大学を含む。）にあつては「10単位」と、三年制の専門職短期大学（卒業要件の特例を適用する夜間三年制の専門職短期大学を除く。）にあつては「15単位」と記入すること。
  - 「臨地実務実習」の「単位数」の欄の「開設単位数」は、「必修」、「選択」及び「自由」のそれぞれについて、臨地実務実習に係る開設授業科目の単位数の合計を記入すること。
  - 「臨地実務実習」の「単位数」の欄の「うち卒業に必要な単位数」は、「必修」については5により記入した開設単位数と同じ単位数を、「選択」については開設単位数のうち当該専門職大学等の卒業に必要な単位数を記入すること。
  - 「臨地実務実習」の「単位数」の欄の「うち設置基準上の必要単位数相当分」は、次により記入すること。
    - 「必修」については、4により記入した設置基準上の必要単位数が、5により記入した開設単位数を下回る場合には、当該設置基準上の必要単位数を記入し、それ以外の場合には、当該開設単位数を記入すること。
    - 「選択」については、(1)により記入した必修科目に係る設置基準上の必要単位数相当分の単位数が、4により記入した設置基準上の必要単位数を下回る場合には、それらの差に相当する単位数を記入し、それ以外の場合には、「0単位」と記入すること。
  - 「臨地実務実習施設」の「主な実習場所の面積」の欄には、臨地実務実習施設一覧（別記様式第7号の4（その2））に記入する主な実習場所の面積の合計を記入すること。
  - 「臨地実務実習施設」の「主な実習場所の面積」の欄の「うち設置基準上の必要単位数相当分」は、「必修」及び「選択」のそれぞれについて、8により記入した主な実習場所の面積に、7により記入した設置基準上の必要単位数相当分の単位数を5により記入した開設単位数で除して得た割合を乗じて得た面積を記入すること。
  - 「その他の校外実習」の欄は、臨地実務実習以外の授業科目で校外実習を行う場合に記入すること。なお、「授業科目」及び「実習内容」の欄は、校外実習を行う授業科目の数に応じ、適宜枠の数を増やして記入すること。
  - 「立地」の「所在地周辺の概況」の欄には、学生の教育、厚生補導等に関連する周辺の施設等の状況について記入すること。
  - 「教育研究上必要な環境の整備の状況」の欄には、必要校舎面積を減ずることとしても教育研究に支障がないことについての説明を含め、当該専門職大学等の学部等の教育研究環境の整備状況についての説明を記入すること。

### 通信教育実施方法説明書

(〇〇学部〇〇学科等)

| 通信教育を開設する学部等の計画         |      |              |             |          | 備考 |
|-------------------------|------|--------------|-------------|----------|----|
| 主たる授業の方法                | 印刷教材 | 放送           | メディア利用      | 面接       |    |
| 開設する授業科目の合計単位数          |      |              |             |          |    |
| うち卒業又は修了に必要な単位数         |      |              |             |          |    |
| 職 種                     |      | 通信教育の課程を専ら担当 | 通学の課程を併せて担当 | 計        |    |
| 基 幹 教 員                 |      | 人<br>( )     | 人<br>( )    | 人<br>( ) |    |
| 基 幹 教 員 以 外 の 教 員       |      | ( )          | ( )         | ( )      |    |
| 計                       |      | ( )          | ( )         | ( )      |    |
| 職 種                     |      | 専属           | その他         | 計        |    |
| 事 務 職 員                 |      | 人<br>( )     | 人<br>( )    | 人<br>( ) |    |
| 技 術 職 員                 |      | ( )          | ( )         | ( )      |    |
| 図 書 館 職 員               |      | ( )          | ( )         | ( )      |    |
| そ の 他 の 職 員             |      | ( )          | ( )         | ( )      |    |
| 指 導 補 助 者               |      | ( )          | ( )         | ( )      |    |
| 計                       |      | ( )          | ( )         | ( )      |    |
| 指導補助者の名称、役割、採用条件及び研修の方法 |      |              |             |          |    |

| 通 信 教 育 の 実 施 方 法 |           |              |    |                | 備考   |
|-------------------|-----------|--------------|----|----------------|------|
| 印刷教材授業の実施計画       | 利用する教材の特色 |              |    |                |      |
|                   | 学修過程の管理方法 |              |    |                |      |
|                   | 試験の実施方法等  |              |    |                |      |
| 放送授業の実施計画         | 利用する技術の特色 |              |    |                |      |
|                   | 学修過程の管理方法 |              |    |                |      |
|                   | 試験の実施方法等  |              |    |                |      |
| メディア利用授業の実施計画     | 利用する技術の特色 |              |    |                |      |
|                   | 同時双方向性の確保 |              |    |                |      |
|                   | 学修過程の管理方法 |              |    |                |      |
|                   | 試験の実施方法等  |              |    |                |      |
| 面接授業の実施計画         | 実施期間      | 実施施設の名称及び所在地 |    | 授業科目の名称        |      |
|                   |           |              |    |                |      |
|                   |           |              |    |                |      |
|                   | 実施施設の名称   | 室の区分         | 室数 | 総面積            | 収容人員 |
|                   |           |              |    | m <sup>2</sup> | 人    |
|                   |           |              |    |                |      |

別表

| 認可の申請又は届出の区分                        | 大学又は高等専門学校等の設置(第2条)      |                         | 学部等の設置(第3条)、高等専門学校等の設置(第3条)又は大学の大学院の設置、研究科等の設置又は大学の大学院の研究科の専攻に係る課程の変更(第4条) |                          | 専門職大学の課程の設置及び変更(第4条の2)   |                         | 大学における通信教育の開設(第5条)       |                         | 私立の大学又は高等専門学校等の収容定員に係る学則の変更(第6条) |   | 大学等の設置者の変更(第7条)          |             | 大学等の廃止(第8条) |             |
|-------------------------------------|--------------------------|-------------------------|--|--------------------------|--------------------------|-------------------------|--------------------------|-------------------------|----------------------------------|---|--------------------------|-------------|-------------|-------------|
|                                     | 認可を受けようとする場合             | 認可を受けようとする場合            | 届出を行おうとする場合  | 届出を行おうとする場合              | 届出を行おうとする場合              | 届出を行おうとする場合             | 届出を行おうとする場合              | 届出を行おうとする場合             | 届出を行おうとする場合                      | 届出を行おうとする場合                                 | 届出を行おうとする場合              | 届出を行おうとする場合 | 届出を行おうとする場合 | 届出を行おうとする場合 |
| 提出期限                                | 開設年度の前々年度の10月1日から同月31日まで | 開設年度の前々年度の3月1日から同月31日まで | 開設年度の前々年度の3月1日から同月31日まで又は開設年度の前年度の8月1日から同月31日まで                            | 開設年度の前々年度の4月1日から12月31日まで | 開設年度の前々年度の4月1日から12月31日まで | 開設年度の前々年度の3月1日から同月31日まで | 開設年度の前々年度の4月1日から12月31日まで | 開設年度の前々年度の3月1日から同月31日まで | 開設年度の前々年度の12月31日まで               | 開設年度の前々年度の3月1日から同月31日まで又は開設年度の6月1日から同月30日まで | 開設年度の前々年度の4月1日から12月31日まで |             |             |             |
| 認可申請書                               | 様式第1号(1)                 | ○                       | ○  | ○                        | ○                        | ○                       | ○                        | ○                       | ○                                | ○   | ○                        | ○           | ○           | ○           |
| 届出書                                 | 様式第1号(2)                 | ○                       | ○  | ○                        | ○                        | ○                       | ○                        | ○                       | ○                                | ○   | ○                        | ○           | ○           | ○           |
| 基本計画書                               | 様式第2号(その1)               | ○                       | ○  | ○                        | ○                        | ○                       | ○                        | ○                       | ○                                | ○   | ○                        | ○           | ○           | ○           |
|                                     | 様式第2号(その1の2)             | ※1                      | ※1   | ※1                       | ※1                       | ※1                      | ※1                       | ※1                      | ※1                               | ※1  | ※1                       | ※13         | ※13         | ※13         |
|                                     | 様式第2号(その1の3)             | ※2                      | ※2   | ※2                       | ※2                       | ※2                      | ※2                       | ※2                      | ※2                               | ※2  | ※2                       | ※2          | ※2          | ※2          |
|                                     | 様式第2号(その1の4)             | ※3                      | ※3   | ※3                       | ※3                       | ※3                      | ※3                       | ※3                      | ※3                               | ※3  | ※3                       | ※3          | ※3          | ※3          |
|                                     | 様式第2号(その1の5)             | ※4                      | ※4   | ※4                       | ※4                       | ※4                      | ※4                       | ※4                      | ※4                               | ※4  | ※4                       | ※4          | ※4          | ※4          |
|                                     | 様式第2号(その2の1)             | ○                       | ○  | ○                        | ○                        | ○                       | ○                        | ○                       | ○                                | ○   | ○                        | ○           | ○           | ○           |
|                                     | 様式第2号(その2の2)             | ※3                      | ※3   | ※4                       | ※3                       | ※4                      | ※3                       | ※3                      | ※3                               | ※3  | ※3                       | ※3          | ※3          | ※3          |
|                                     | 様式第2号(その2の3)             | ※5                      | ○  | ○                        | ○                        | ○                       | ※5                       | ※5                      | ○                                | ○   | ○                        | ○           | ○           | ○           |
|                                     | 様式第2号(その2の4)             | ※6                      | ※6   | ※6                       | ※6                       | ※6                      | ○                        | ○                       | ○                                | ○   | ※6                       | ※6          | ※6          | ※6          |
|                                     | 様式第2号(その3の1)             | ○                       | ○  | ○                        | ○                        | ○                       | ○                        | ○                       | ○                                | ○   | ○                        | ○           | ○           | ○           |
| 様式第2号(その3の2)                        | ※3                       | ※3                      | ○  | ※3                       | ○                        | ※3                      | ※3                       | ※3                      | ※3                               | ○   | ○                        | ○           | ○           |             |
| 様式第2号(その3の3)                        | ※5                       | ○                       | ○  | ○                        | ○                        | ※5                      | ※5                       | ○                       | ○                                | ○   | ○                        | ○           | ○           |             |
| 校地校舎等の図面                            | ○                        | ○                       | ○  | ○                        | ○                        | ○                       | ○                        | ○                       | ○                                | ○   | ○                        | ○           | ○           |             |
| 学則                                  | ○                        | ○                       | ○  | ○                        | ○                        | ○                       | ○                        | ○                       | ○                                | ○   | ○                        | ○           | ○           |             |
| 学則(変更事項を記載した書類及び新旧の比較対照表を含む。)       | ○                        | ○                       | ○  | ○                        | ○                        | ○                       | ○                        | ○                       | ○                                | ○   | ○                        | ○           | ○           |             |
| 意思の決定を証する書類                         | ○                        | ○                       | ○  | ○                        | ○                        | ○                       | ○                        | ○                       | ○                                | ○   | ○                        | ○           | ○           |             |
| 大学の設置の趣旨及び学生の確保の見通し等を記載した書類         | ○                        | ○                       | ○  | ○                        | ○                        | ○                       | ○                        | ○                       | ○                                | ○   | ○                        | ○           | ○           |             |
| 学部等の設置の趣旨及び学生の確保の見通し等を記載した書類        | ○                        | ○                       | ○  | ○                        | ○                        | ○                       | ○                        | ○                       | ○                                | ○   | ○                        | ○           | ○           |             |
| 前期課程及び後期課程の設置の趣旨等を記載した書類            | ○                        | ○                       | ○  | ○                        | ○                        | ○                       | ○                        | ○                       | ○                                | ○   | ○                        | ○           | ○           |             |
| 大学における通信教育の開設の趣旨及び学生の確保の見通し等を記載した書類 | ○                        | ○                       | ○  | ○                        | ○                        | ○                       | ○                        | ○                       | ○                                | ○   | ○                        | ○           | ○           |             |
| 変更の事由及び時期を記載した書類                    | ○                        | ○                       | ○  | ○                        | ○                        | ○                       | ○                        | ○                       | ○                                | ○   | ○                        | ○           | ○           |             |
| 学則の変更の趣旨及び学生の確保の見通し等を記載した書類         | ○                        | ○                       | ○  | ○                        | ○                        | ○                       | ○                        | ○                       | ○                                | ○   | ○                        | ○           | ○           |             |
| 廃止の事由及び時期並びに学生の措置方法を記載した書類          | ○                        | ○                       | ○  | ○                        | ○                        | ○                       | ○                        | ○                       | ○                                | ○   | ○                        | ○           | ○           |             |
| 教員名簿                                | 様式第3号(その1)               | ○                       | ○  | ○                        | ○                        | ○                       | ○                        | ○                       | ○                                | ○   | ○                        | ○           | ○           | ○           |
|                                     | 様式第3号(その2の1)             | ○                       | ○  | ○                        | ○                        | ○                       | ○                        | ○                       | ○                                | ○   | ○                        | ○           | ○           | ○           |
|                                     | 様式第3号(その2の2)             | ※1                      | ※1   | ※1                       | ※1                       | ※1                      | ※1                       | ※1                      | ※1                               | ※1  | ※1                       | ※1          | ※1          | ※1          |
|                                     | 様式第3号(その2の3)             | ※2                      | ※2   | ※2                       | ※2                       | ※2                      | ※2                       | ※2                      | ※2                               | ※2  | ※2                       | ※2          | ※2          | ※2          |
|                                     | 様式第3号(その2の4)             | ※3                      | ※3   | ※3                       | ※3                       | ※3                      | ※3                       | ※3                      | ※3                               | ※3  | ※3                       | ※3          | ※3          | ※3          |
|                                     | 様式第3号(その2の5)             | ※4                      | ※4   | ※4                       | ※4                       | ※4                      | ※4                       | ※4                      | ※4                               | ※4  | ※4                       | ※4          | ※4          | ※4          |
|                                     | 様式第3号(その3の1)             | ○                       | ○  | ○                        | ○                        | ○                       | ○                        | ○                       | ○                                | ○   | ○                        | ○           | ○           | ○           |
| 様式第3号(その3の2)                        | ※6                       | ※6                      | ※6   | ※6                       | ※6                       | ○                       | ○                        | ○                       | ○                                | ※6  | ※6                       | ※6          | ※6          |             |
| 様式第3号(その4)                          | ※6                       | ※6                      | ※6   | ※6                       | ※6                       | ○                       | ○                        | ○                       | ○                                | ※6  | ※6                       | ※6          | ※6          |             |
| 教員個人調書                              | 様式第4号(その1)               | ○                       | ○  | ○                        | ○                        | ○                       | ○                        | ○                       | ○                                | ○   | ○                        | ○           | ○           | ○           |
|                                     | 様式第4号(その2の1)             | ○                       | ○  | ○                        | ○                        | ○                       | ○                        | ○                       | ○                                | ○   | ○                        | ○           | ○           | ○           |
|                                     | 様式第4号(その2の2)             | ※7                      | ※7   | ※7                       | ※7                       | ※7                      | ○                        | ○                       | ○                                | ○   | ○                        | ○           | ○           |             |
| 教員就任承諾書                             | 様式第5号                    | ○                       | ○  | ○                        | ○                        | ○                       | ○                        | ○                       | ○                                | ○   | ○                        | ○           | ○           |             |
| 附属病院所在地域の概況説明書                      | 様式第6号                    | ※8                      | ※8   | ※8                       | ※8                       | ○                       | ○                        | ○                       | ○                                | ○   | ○                        | ○           | ○           |             |
| 附属病院の医師、歯科医師、看護師等の配置計画書             | 様式第7号                    | ※8                      | ※8   | ※8                       | ※8                       | ○                       | ○                        | ○                       | ○                                | ○   | ○                        | ○           | ○           |             |
| 関連教育病院の概要等を記載した書類                   | ○                        | ○                       | ○  | ○                        | ○                        | ○                       | ○                        | ○                       | ○                                | ○   | ○                        | ○           | ○           |             |
| 乗学実務実習施設概要書類                        | ○                        | ○                       | ○  | ○                        | ○                        | ○                       | ○                        | ○                       | ○                                | ○   | ○                        | ○           | ○           |             |
| 教育課程連携協議会構成員名簿                      | 様式第7号の2                  | ※10                     | ※10  | ※10                      | ※10                      | ※10                     | ※10                      | ※10                     | ※10                              | ※10   | ※10                      | ※10         | ※10         |             |
| 教育課程連携協議会構成員就任承諾書                   | 様式第7号の3                  | ※10                     | ※10  | ※10                      | ※10                      | ※10                     | ※10                      | ※10                     | ※10                              | ※10   | ※10                      | ※10         | ※10         |             |
| 臨地実務実習施設の確保状況説明書                    | 様式第7号の4                  | ※6                      | ※6   | ※6                       | ※6                       | ※6                      | ※6                       | ※6                      | ※6                               | ※6  | ※6                       | ※6          | ※6          |             |
| 臨地実務実習使用承諾書                         | 様式第7号の5                  | ※6                      | ※6   | ※6                       | ※6                       | ※6                      | ※6                       | ※6                      | ※6                               | ※6  | ※6                       | ※6          | ※6          |             |
| 連携実務演習等に関する承諾書                      | 様式第7号の6                  | ※6                      | ※6   | ※6                       | ※6                       | ※6                      | ※6                       | ※6                      | ※6                               | ※6  | ※6                       | ※6          | ※6          |             |
| 必要校地面積の減算説明書                        | 様式第7号の7                  | ※6                      | ※6   | ※6                       | ※6                       | ※6                      | ※6                       | ※6                      | ※6                               | ※6  | ※6                       | ※6          | ※6          |             |
| 必要校舎面積の減算説明書                        | 様式第7号の8                  | ※6                      | ※6   | ※6                       | ※6                       | ※6                      | ※6                       | ※6                      | ※6                               | ※6  | ※6                       | ※6          | ※6          |             |
| 通信教育実施方法説明書                         | 様式第8号                    | ※11                     | ※11  | ○                        | ○                        | ○                       | ○                        | ○                       | ○                                | ※12   | ※12                      | ○           | ○           |             |
| 通信教育に係る規程                           | ○                        | ○                       | ○  | ○                        | ○                        | ○                       | ○                        | ○                       | ○                                | ○   | ○                        | ○           | ○           |             |

(注)

- 1 ※1は、大学の大学院の設置、研究科等の設置又は大学の大学院の研究科の専攻に係る課程を変更する場合には、別記様式第2号(その1の1)に代えて別記様式第2号(その1の2)を、別記様式第3号(その2の1)に代えて別記様式第3号(その2の2)を作成すること。
- 2 ※2は、高等専門学校又は高等専門学校の学科の設置をする場合には、別記様式第2号(その1の1)に代えて別記様式第2号(その1の3)を、別記様式第3号(その2の1)に代えて別記様式(その2の3)を作成すること。
- 3 ※3は、共同学科を設置する場合又は申請若しくは届出に係る大学等が共同学科を設置している場合に添付すること。
- 4 ※4は、共同教育課程を設置する場合又は申請若しくは届出に係る大学等が共同教育課程を設置している場合に添付すること。
- 5 ※5は、国際連携学科等を設置する場合には、別記様式第2号(その2の1)に代えて別記様式第2号(その2の3)を、別記様式第2号(その3の1)に代えて別記様式第2号(その3の3)を作成すること。
- 6 ※6は、専門職大学等を設置する場合、専門職大学等の学部等を設置する場合、専門職学科を設ける大学若しくは短期大学、専門職学科を設置する場合又は専門職大学の課程を設置若しくは変更する場合に添付すること。
- 7 ※7は、専門職大学等を設置する場合、専門職大学等の学部を設置する場合、専門職学科を設ける大学若しくは短期大学又は専門職学科を設置する場合は、別記様式第4号(その2の2)(注)2に掲げる教員について、別記様式第4号(その2の1)に代えて別記様式第4号(その2の2)を作成すること。
- 8 ※8は、医学若しくは歯学に関する学部又は学部の学科を設置する場合に添付すること。
- 9 ※9は、臨床薬学に関する学部又は学部の学科を設置する場合に添付すること。
- 10 ※10は、大学の学部に専門職学科を設置する場合、短期大学の学科に専門職学科を設置する場合、専門職大学等を設置する場合、専門職大学等の学部等を設置する場合、専門職大学の課程を設置若しくは変更する場合、専門職大学院に係る研究科等を設置する場合又は大学の大学院の研究科の専攻に係る課程の変更であって専門職大学院の課程を設けることとなるものを行う場合に添付すること。
- 11 ※11は、通信教育を開設する場合に添付すること。
- 12 ※12は、私立の大学の通信教育に係る取容定員に係る学則を変更する場合に添付すること。
- 13 ※13は、大学の大学院の設置者変更又は研究科等の設置者変更のみを行う場合は、別記様式第2号(その1の1)に代えて別記様式第2号(その1の2)を、大学の廃止又は大学の学部等の廃止と併せて大学院の廃止又は大学院の研究科等の廃止を行う場合は、別記様式第2号(その1の1)に加えて別記様式第2号(その1の2)を添付すること。





- 大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則附則第三項の規定により読み替えて適用する同令第七条第一項の規定に基づき、令和六年度の私立の大学の収容定員（医学に関する学部の学科に係るものに限る。）を増加する学則の変更の認可の申請に係る文部科学大臣が定める期間

（令和五年九月一日）  
文部科学省告示第百二号

大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則附則第三項の規定により読み替えて適用する同令第七条第一項の文部科学大臣が定める期間は、令和五年九月四日から九月十一日までとする。

- 高等専門学校教員資格の認定の申請について定める件

（平成十五年三月三十一日）  
文部科学省告示第四十六号  
最終改正 令二・十二・二十八

高等専門学校設置基準（昭和三十六年文部省令二十三号）第十一条第六号、第十二条第五号、第十三条第三号及び第十四条第二号の規定に基づき、公立及び私立の高等専門学校教員資格の認定の申請について次のように定める。

なお、平成六年文部省告示第百十八号（高等専門学校の設置の認可及び教員資格の認定の申請手続）は、廃止する。

- 1 高等専門学校設置基準第十一条第六号、第十二条第五号、第十三条第三号及び第十四条第二号の規定による公立及び私立の高等専門学校の教員資格の認定の申請は、高等専門学校を設置する都道府県若しくは市町村の教育委員会の教育長又は公立大学法人若しくは学校法人の理事長が行うものとする。

- 2 前項の申請は、第一号様式による教員資格認定申請書に第二号様式による教員資格認定個人調査を添えて行うものとする。

#### 附則

この告示は、平成十五年四月一日から施行する。

#### 附則

（施行期日）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この告示による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この告示の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

(用紙 日本産業規格A4縦型)

教員資格認定申請書

年 月 日

文部科学大臣 ○○○○ 殿

申 請 者

申請者の職名及び氏名

このたび、(氏名)を○○高等専門学校○○学科○○担当の(職名)として就任させたいと思いますから、前記の者について高等専門学校設置基準第○条第○号に規定する認定をしてくださるよう別紙書類を添えて申請します。

## 教員資格認定個人調書

|                              |              |        |                                 |    |
|------------------------------|--------------|--------|---------------------------------|----|
| ふりがな<br>氏名                   |              | 男・女    | 本籍地                             |    |
| 生年月日(年齢)                     | 年 月 日 ( 歳)   | 現住所    |                                 |    |
| 就任させようとする<br>職名              |              | 就任予定日  | 年 月 日                           | 現職 |
| 担当授業科目                       | 一般科目又は専門科目の別 |        |                                 |    |
| 学歴                           |              |        |                                 |    |
| 学位称号                         | 資格及び免許       |        |                                 |    |
| 職歴                           |              | 職歴の年月数 | 年月 年月<br>教歴 ( )<br>その他 ( )<br>計 |    |
| 学校、試験所、会社<br>等で従事した職務の<br>概要 |              |        |                                 |    |
| 学校における学生指<br>導歴              |              |        |                                 |    |
| 学生指導に関する著<br>書、論文等           | 発表年月         | 発表課題名  | 発表学会誌等                          | 概要 |
|                              |              |        |                                 |    |
| 学術に関する著書、<br>論文等             |              |        |                                 |    |
| 技術上の資格等                      |              |        |                                 |    |
| 社会活動、競技歴等                    |              |        |                                 |    |

## (注)

- 1 「現職」の欄には、学校に勤務している者については、学校名、所属学科名、職名及び担当授業科目名を、民間会社等に勤務している者については、会社名及び所属部課係名又は試験所名等を記入すること。
- 2 「資格及び免許」の欄には、担当授業科目と特に関連のある資格及び免許について記入すること。
- 3 「職歴」の欄には、学校における職歴がある場合には専任又は兼任の別を付記すること。
- 4 「職歴の年月数」の欄には、就任予定日までの職歴の年月数を記入すること。なお、括弧の中には、高等専門学校における教歴の年月数を記入すること。
- 5 「学校、試験所、会社等で従事した職務の概要」の欄には、担当授業科目に関連する業務について、その概要を記入すること。なお、共同研究の場合はその旨を付記すること。
- 6 「学校における学生指導歴」の欄には、主事、主任等の名称及び在職年月数を記入すること。
- 7 「学術に関する著書、論文等」の欄には、担当授業科目に関連する著書、学術論文等(発行又は発表が予定されているものを含む。)について記入し、同欄中「概要」の欄には各著書、学術論文等ごとに200字以内でその概要を記入すること。なお、共著の場合は、担当部分を明記すること。
- 8 「技術上の資格等」の欄には、「資格及び免許」の欄に記入したもの以外の技術上の資格、研修歴等を記入すること。
- 9 「学生指導に関する著書、論文等」及び「学術に関する著書、論文等」の欄に記入した著書、論文等の原文を添付すること。

○ 臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とする薬学を履修する  
大学の設置等の認可の申請手続等について

記

令和五年九月二一日五文科高第九二〇号  
文部科学省高等教育局長から  
各公立私立大学学長  
大学を設置する各地方公共団体の長  
各公立大学法人の理事長  
大学を設置する各学校法人の理事長  
大学を設置する各学校設置会社の代表取締役  
放送大学学園理事長あて通知

「大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則（平成十八年文部科学省令第十二号）」（以下「手続省令」という。）第二条第三項、第三条第三項及び同条第十項に基づき、臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とする薬学を履修する大学の設置等の認可の申請又は届出の際は、「薬学実務実習に必要な施設の概要等を記載した書類」を提出することとしています。このたび、薬学教育モデル・コア・カリキュラムの令和4年度改訂に伴い、下記第一及び第二に示す提出書類を一部変更しましたので、十分御留意願います。

また、実務実習施設の確保、実務の経験を有する専任教員、適切な学科名称に関する判断の観点等については、引き続き下記第三のとおりとしておりますので、適宜御活用願います。

なお、本通知に伴い、「臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とする薬学を履修する大学の設置等の認可の申請手続等について（二文科高第九四二号、令和三年一月一八日付け高等教育局長通知）」は廃止します。

第一 手続省令第二条第三項、第三条第三項及び同条第十項の規定による「薬学実務実習に必要な施設の概要等を記載した書類」について

1. 各大学が独自に薬学実務実習施設を確保する場合

(1) 「薬学実務実習に必要な施設の概要等を記載した書類」として、次に掲げる書類を提出すること。

- ① 実習施設に関する総括表（別紙様式1）
- ② 実習施設の概要（病院）（別紙様式2-1、2-2）
- ③ 実習施設の概要（薬局）（別紙様式3-1、3-2）
- ④ 大学と実習施設との連携体制

大学と個別の実習施設との間における指導方法、評価方法に係る具体的な連携方策を説明すること（様式自由）。

⑤ 実習施設の使用承諾書（別添作成例1）

実習施設の開設者又は管理者から、当該申請に係る申請者又は当該届出に係る届出者宛てに作成すること。

2. 大学と実習施設との間の調整を行う機関（以下「調整機関」という。）が薬学実務実習に必要な施設の確保に係る調整を実施する場合

(1) 「薬学実務実習に必要な施設の概要等を記載した書類」として、次に掲げる書類を提出すること。

- ① 調整機関からの調整実施に係る承諾書（別添作成例2）  
調整機関の責任者から、当該申請に係る申請者又は当該届出に係る届出者宛てに作成すること。
- ② 大学と実習施設との連携体制の整備計画  
大学と実習施設との間の指導方法、評価方法に係る連携についての計画を記載すること（様式自由）。

(2) この場合においては、実務実習を開始する年の前年の6月30日までに、次に掲げる書類の電子ファイル各1式を、高等教育局大学教育・入試課大学設置室へ提出すること。（提出方法は(3)参照）

- ① 実習施設に関する総括表（別紙様式1）
- ② 実習施設の概要（病院）（別紙様式2-1、2-2）
- ③ 実習施設の概要（薬局）（別紙様式3-1、3-2）
- ④ 大学と実習施設との連携体制

大学と個別の実習施設との間における指導方法、評価方法に係る具体的な連携方策を説明すること（様式自由）。

⑤ 実習施設の使用承諾書（別添作成例1）

実習施設の開設者又は管理者から、当該申請に係る申請者又は当該届出に係る届出者宛てに作成すること。

- (3) 原則として、電子メールにて大学設置室（[dsosch@met.go.jp](mailto:dsosch@met.go.jp)）宛に送付してください。ファイルサイズが10MBを超えるなど、電子メールでの提出が困難な場合は、CD-ROMに電子ファイルを記録し、表面に大学名、提出年度及び「薬学実務実習に必要な施設の概要等」と記載した上で、郵送により提出してください。

電子ファイルは、PDF形式にて上記(2)①～⑤(3)に作成し、Word、Excel、一太郎等で作成したファイルが存在しない資料については、スキヤナで読み取る等の方法により作成しても差支えありませんが、ファイルサイズが大きくなり過ぎないよう御留意ください。

電子ファイルの名称は、以下のとおり大学名、提出時期（2024年6月の場合、「2406」）、各提出書類名（名称の前に番号を付す）を半角アンダーバー（「\_」）でつないだものとしてください。

例） 文部薬科大学、実習施設に関する総括表の場合

文部薬科大学「2406\_01」実習施設に関する総括表.pdf

3. 大学の統合等に係る「薬学実務実習に必要な施設の概要等を記載した書類」の取扱い

大学の統合や学部等の移管による薬学部又は薬学科の設置に当たって、大学設置分科会運営委員会において、教育研究上の目的、授与する学位の種類及び分野、教員組織の編制並びに教育課程の編成等が既設大学等と同等であると認められたものについては、上記1.及び2.の書類の提出を免除することとします。

第二 臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とする薬学を履修する大学の設置等の認可の申請又は届出の際に提出した、「薬学実務実習に必要な施設の概要等を記載した書類」の内容に変更が生じた場合について

(1) 提出書類

本通知第一1.(1)又は第一2.(1)の書類について、設置認可申請又は届出時から変更した部分を朱書きで見え消し修正し、変更理由書（様式自由）を添えて提出すること。なお、書類のうち、変更が生じていないものについても、併せて、設置認可申請又は届出時に提出した書類と同内容のものを提出すること。

(2) 提出部数

電子ファイル 各1式

(3) 提出時期

実務実習を開始する年の前年の6月30日まで

(4) 提出方法

第一2.(3)参照

(5) 提出先

高等教育局大学教育・入試課大学設置室

第三 薬学実務実習に必要な施設の確保、薬剤師としての実務の経験を有する専任教員、薬学分野における学部及び学科の名称並びに学位の名称について

薬学実務実習に必要な施設の確保、薬剤師としての実務の経験を有する専任教員については、大学設置基準等に規定しているが、その判断の観点について別添のとおり取り扱うものとする（別添1及び別添2）。

また、薬学分野における適切な学部及び学科の名称並びに学位の名称については、大学設置基準及び学位規則を踏まえ、別添のとおり取り扱うものとする（別添3）。



## 実習施設の概要（病院）

病院の名称

位置（所在地）

開設者

管理者

保険医療機関指定の有無

（有の場合の指定年月日） （指定年月日： ）

診療科名

病床数

|                   |     |           |
|-------------------|-----|-----------|
| 実習生受入れ状況<br>（ 年度） | 学校数 | 年間受入れ延べ人数 |
|-------------------|-----|-----------|

|                                 |     |           |
|---------------------------------|-----|-----------|
| 実習生受入れ予定<br>（ 年度）<br>（ 年 月 日時点） | 学校数 | 年間受入れ延べ人数 |
|---------------------------------|-----|-----------|

薬剤師数

|    |        |            |
|----|--------|------------|
| 氏名 | 実務経験年数 | 実習指導に係る研修歴 |
|----|--------|------------|

実習指導者（指導薬剤師）

|          |    |   |    |        |    |
|----------|----|---|----|--------|----|
| 処方せん枚数／月 | 入院 | 枚 | 外来 | 枚（うち院外 | 枚） |
|----------|----|---|----|--------|----|

|             |    |   |    |        |    |
|-------------|----|---|----|--------|----|
| 注射薬処方せん枚数／月 | 入院 | 枚 | 外来 | 枚（うち院外 | 枚） |
|-------------|----|---|----|--------|----|

薬剤管理指導請求件数／月

病棟薬剤業務実施加算の算定

状況

（注）

1. 実習を行う施設ごとに作成すること。
2. 「診療科名」の欄には、当該施設において標榜する診療科名を全て記入すること。
3. 「実習受入れ状況」及び「実習受入れ予定」の欄は6年制薬学部の実習生を対象とすること。
4. 「実習生受入れ状況」の「学校数」の欄は、当該実習施設が実習生の受入れを承諾している学校の数（本書類を提出する大学も含めた数）を記入すること。また、「年間受入れ延べ人数」の欄は、最近1年間（本書類提出の前年度）における当該実習施設の年間の受入れ延べ人数（他大学からの受入れ学生数も含む。）を記入すること。
5. 「実習生受入れ予定」の「学校数」の欄は、本書類を提出する大学が実務実習を行う年度に、他大学実習生の受入れが行われる場合、他大学も含めた学校数を記入すること。また、「年間受入れ延べ人数」の欄は、本書類を提出する大学が実務実習を行う年度に、他大学からの受入れも含め、当該実習施設が年間に受け入れる延べ人数（予定）を記入すること。
6. 「薬剤師数」の欄は、常勤換算（週32時間以上）した非常勤薬剤師の数も含むこと。
7. 「実務指導者（指導薬剤師）」の欄は、次のとおり記入すること。
  - ①実習指導者の実務経験年数については、常勤に換算した場合の年数を記入すること。
  - ②実習指導者の研修歴については、主催団体名、研修年度、研修（例 認定実務実習指導薬剤師養成研修等）の名称を記入すること。
  - ③実習指導者が複数になる場合には、実習指導者ごとに欄を設けること。
  - ④申請又は届出を行う年度に受講予定の研修がある場合には、「実習指導に係る研修歴」の欄に研修予定時期（ 年 月）を併せて記入すること。
8. 「処方せん枚数」「注射薬処方せん枚数」「薬剤管理指導請求件数」の欄は、過去1年間の処方せん受け取り実績を元に、1か月の平均を記入すること。
9. 「病棟薬剤業務実施加算の算定状況」の欄には、算定している場合は「有」を、算定していない場合は「無」を記入すること。
10. 別紙様式 2 - 2 についても作成の上、本様式に添付すること。

## F 臨床薬学

| 学修目標  |  | 実施の可否 |
|---|--|-------|
| F-1 薬物治療の実践   |  |       |
| F-1-1 薬物治療の個別最適化  |  |       |
| 1) 医薬品適正使用の概念を説明する。   |  |       |
| 2) 患者情報を適切に収集し、評価することにより、患者の状態を正確に把握する。   |  |       |
| 3) 薬物治療の評価等に必要な情報について、最も適切な情報源を効果的に利用し、情報を収集する。また、得られた情報及び情報源を批判的に評価し、効果的に活用する。   |  |       |
| 4) 薬物治療の問題点の抽出を行い、その評価に基づき、問題解決策を検討し、薬物治療を個別最適化するための計画を立案する。  |  |       |
| 5) 様々なモニタリング項目から患者状態を的確に把握し、薬物治療の有効性と安全性を確認・評価して適切に記録する。  |  |       |
| 6) 医薬品の適正使用の観点から、処方監査・解析を行い、疑義照会・処方提案を実践し、調剤、服薬指導、患者教育等を行う。   |  |       |
| 7) 個々の患者背景を踏まえ患者の最善のアウトカムを考慮し、科学的根拠に基づく薬物治療の計画を立案する。  |  |       |
| 8) 薬物治療開始時からその必要性和安全性を評価し、医薬品の不適正使用等によるリスクを回避するとともに、薬物治療開始後の患者の状態を継続的に把握し、適切に評価し、医薬品の有効性と安全性を確保する。                            |  |       |
| 9) 疾患の病期(急性期、回復期、慢性期、終末期)や患者や家族の希望、年齢(小児から高齢者まで)、生理学的変動、療養の環境や生活状況を踏まえ、その状況に適した薬物治療を計画立案し、関係者間の情報共有により、シームレスな薬物治療を実践する。       |  |       |
| 10) 複数の疾患、複数の医薬品が複雑に関連して治療を受けている患者の薬物治療について、その安全性、有効性を評価し、生活の質(QOL)の維持・改善、副作用の予防・早期発見等を実践する。                                  |  |       |
| 11) 多職種専門性や思考、意識等の違いを理解し、連携する多職種とどのように関われば最も患者・生活者にとって有益かを模索する。多職種からの評価を受け入れ、連携による患者・生活者のより効果的な薬物治療と継続的な薬学的管理を実現する。           |  |       |
| F-2 多職種連携における薬剤師の貢献   |  |       |
| F-2-1 多職種連携への参画・薬剤師の職能発揮  |  |       |
| 1) 多様な医療チームにおける薬剤師及び多職種の役割を説明し、薬剤師に求められる役割と責任を自覚する。   |  |       |
| 2) 地域に応じた施設間連携等の医療制度、保健福祉制度等を説明する。  |  |       |
| 3) 機能が異なる病院間、病院と薬局間、薬局と薬局との間等の施設間の連携、地域包括ケアシステムにおける医療、保健、介護、福祉に関する連携に参画して、入退院時等における療養環境の変化にシームレスな患者支援を実践する。                   |  |       |
| 4) 連携する多職種とともに、患者・生活者にとって何が重要な課題かを明確にし、共通の目標を設定し、チームの活動方針を共有し課題解決を図るとともに、薬学的観点からチームの活動に有益な情報を提供する。                            |  |       |
| 5) 患者や家族が議論や意思決定に積極的に参加できるように多職種・患者や家族に働きかける。   |  |       |
| 6) 各専門職の背景が異なることに配慮し、双方向に互いの専門職としての役割、知識、意見、価値観を共有する。また、相互理解を深め、対立や葛藤を回避せず、お互いの考えを確認しながら連携する職種間の合意を形成し、患者・生活者の問題解決を図る。        |  |       |
| 7) 積極的にコミュニケーションを図り、連携する多職種と信頼関係を構築し、その維持、向上に努める。   |  |       |
| 8) 連携する多職種との関わりを通して、薬剤師としての専門性や思考、意識、感情、価値観などを振り返り、その経験をより深く理解して連携に活かすとともに、薬剤師としての専門性向上に努める。                                  |  |       |
| F-3 医療マネジメント・医療安全の実践  |  |       |
| F-3-1 医薬品の供給と管理   |  |       |
| 1) 流通状況を踏まえ、医薬品の供給及び管理を適切に実施する。   |  |       |
| 2) 市販されている医薬品では対応できない場合の医薬品の調製、使用、品質管理等について説明する。  |  |       |
| F-3-2 医薬品情報の管理と活用   |  |       |
| 1) 医療環境に応じて医薬品の情報源や情報媒体を把握し、利用して網羅的かつ最新の医薬品情報を収集し、医療機関や患者集団への情報の適合性や必要性を考慮する。また、根拠に基づいた適切な評価及び目的に応じた加工を行い、医薬品情報の提供、発信(伝達)を行う。 |  |       |
| 2) 医療における安全性情報の収集に努めるとともに、安全性情報や回収情報等に対して医療環境に応じて迅速に対応する。   |  |       |
| 3) 報告されている種々の医薬品に関する情報を整理、統合して、臨床で有益な知見を新たに構築して提供する。  |  |       |
| 4) 適切な医薬品情報及び有害事象情報等に基づき、医療環境に応じた医薬品適正使用の推進と安全対策を立案する。  |  |       |
| 5) 医療環境に応じた医薬品使用基準について理解し、有効かつ安全で経済的な医薬品の採用、使用等について説明する。  |  |       |



| 学修目標  |  | 実施の可否 |
|---|--|-------|
| F-3-3 医療安全の実践   |  |       |
| 1) 自らのヒヤリハット事例などを振り返り、医療現場の安全の向上に努める。   |  |       |
| 2) 医療に関するリスクマネジメントにおける薬剤師の責任と義務を把握し、医療現場での患者安全の原則と概念、安全を確保する体制や具体的な方策を説明する。                                     |  |       |
| 3) 医療過誤やインシデント・アクシデント事例を収集し、要因を解析した上で、発生時や対応時における法的措置(刑事責任・民事責任)を理解し、医療環境に合わせた適切な対応と予防策を検討する。                   |  |       |
| F-3-4 医療現場での感染制御  |  |       |
| 1) 感染症を発生させない環境整備等に努め、感染源や媒介者にならない等、感染予防や健康管理に留意して行動する。   |  |       |
| 2) 標準予防策を理解、実践し、感染経路別の予防策を実施する。   |  |       |
| 3) 感染症が発生したときの対応を理解し、感染拡大しないよう感染制御に努める。   |  |       |
| 4) 新興・再興感染症に対して、最新の知見や行政の対応に基づき、医療提供体制の役割等を把握した上で、感染制御を理解する。  |  |       |
| F-4 地域医療・公衆衛生への貢献   |  |       |
| F-4-1 地域住民の疾病予防・健康維持・増進の推進、介護・福祉への貢献  |  |       |
| 1) 地域住民が自らの健康生活を維持するための健康の相談窓口として、有益な知識・情報を積極的に提供し、適切なアドバイスを気軽に受けられる環境を整備して、地域住民の健康維持・管理を支援する。                  |  |       |
| 2) 地域包括ケアシステムにおけるかかりつけ薬剤師の役割を理解し、地域住民の介護・福祉を向上させるために地域連携を推進し、生活環境、生活の質(QOL)の維持・改善に尽力する。                         |  |       |
| 3) 地域における医療、保健、介護、福祉等の疫学データを活用して、地域住民の健康状態及び地域独自の医療、保健、介護、福祉環境等の課題を把握するとともに、それらの課題改善への取り組みを科学的エビデンスに基づき検討し提案する。 |  |       |
| F-4-2 地域での公衆衛生、災害対応への貢献   |  |       |
| 1) 薬剤師として求められる地域住民の生活・衛生環境の保全、疾病予防や感染拡大防止による医療環境の維持・整備を実際の地域の中で実践し、地域住民の健康的な環境を確保する。                            |  |       |
| 2) 住民・児童生徒に向けた保健知識の普及指導・啓発活動を実践して、住民・児童生徒の公衆衛生意識を向上し、生活環境の向上に積極的に寄与する。  |  |       |
| 3) 災害時に薬剤師が果たすべき役割や備え等を理解し、行動(シミュレーション)する。  |  |       |
| F-5 臨床で求められる基本的な能力  |  |       |
| F-5-1 医療・福祉・公衆衛生の現場で活動するための基本姿勢   |  |       |
| 1) 個々の患者・生活者に寄り添い、身体的、心理的、社会的特徴の把握に努め、その想いを受け止めて患者・生活者を全人的・総合的に深く理解する。  |  |       |
| 2) 薬剤師として医療の中で求められる責任を自覚し、自らを律して行動するとともに、薬剤師としての義務及び法令を遵守する。医療の担い手として、豊かな人間性と生命の尊厳について深い認識を持ち、薬剤師の社会的使命を果たす。    |  |       |
| 3) 関係者と相互理解を図り、信頼関係を構築した上で、他者の意見又は記述された文章を正しく理解し、それに対する自分の意見を効果的な説明方法や手段を用いて明確に表現する。                            |  |       |
| 4) 専門職がチームとして連携して活動を推進するため、チームの活動の活性化に積極的に貢献するとともに、チームの中での個人の責任を果たす。  |  |       |
| 5) 自己研鑽を続けることは医療・保健に携わる薬剤師の基本であることを理解し、薬学・医療の進歩に対応するために、医療・保健・介護・福祉・情報・科学技術など薬剤師を巡る社会的動向を把握する。                  |  |       |
| 6) 医療の質的向上に貢献するため、再現性・信頼性・具体性のあるエビデンスの構築に努める。   |  |       |

(注)

- 1 本様式は、実習施設の概要を提出した全ての実習施設ごとに作成し、実習施設の概要に添付して提出すること。
- 2 「実施の可否」の欄については、当該実習施設において実施できる到達目標には「○」を、実施しないものには「×」を記入すること。
- 3 「薬学教育モデル・コア・カリキュラム (F 臨床薬学)」における全ての到達目標について記載すること。

## 実習施設の概要（薬局）

|                                       |                            |           |            |
|---------------------------------------|----------------------------|-----------|------------|
| 薬局の名称                                 |                            |           |            |
| 位置（所在地）                               |                            |           |            |
| 開設者                                   |                            |           |            |
| 管理者                                   |                            |           |            |
| 保険薬局指定の有無<br>（有の場合の指定年月日）             | （指定年月日： ）                  |           |            |
| 健康サポート薬局である旨<br>の表示の有無                |                            |           |            |
| 実習生受入れ状況<br>（ 年度）                     | 学校数                        | 年間受入れ延べ人数 |            |
| 実習生受入れ予定<br>（ 年度）<br>（ 年 月 日時点）       | 学校数                        | 年間受入れ延べ人数 |            |
| 薬剤師数                                  |                            |           |            |
| 実習指導者（指導薬剤師）                          | 氏名                         | 実務経験年数    | 実習指導に係る研修歴 |
|                                       |                            |           |            |
| 取扱い処方せん数／月                            |                            |           |            |
| 取扱い診療科名                               |                            |           |            |
| 一般用医薬品取扱い状況                           | （品目数： ）                    |           |            |
| 居宅療養管理指導又は在宅<br>患者訪問薬剤管理指導の算<br>定件数／月 | 居宅療養管理指導：<br>在宅患者訪問薬剤管理指導： |           |            |

## (注)

1. 実習を行う施設ごとに作成すること。
2. 「実習受入れ状況」及び「実習受入れ予定」の欄は6年制薬学部の実習生を対象とすること。
3. 「実習生受入れ状況」の「学校数」の欄は、当該実習施設が実習生の受入れを承諾している学校の数（本書類を提出する大学も含めた数）を記入すること。また、「年間受入れ延べ人数」の欄は、最近1年間（本書類提出の前年度）における当該実習施設の年間の受入れ延べ人数（他大学からの受入れ学生数も含む。）を記入すること。
4. 「実習生受入れ予定」の「学校数」の欄は、本書類を提出する大学が実務実習を行う年度に、他大学実習生の受入れが行われる場合、他大学も含めた学校数を記入すること。また、「年間受入れ延べ人数」の欄は、本書類を提出する大学が実務実習を行う年度に、他大学からの受入れも含め、当該実習施設が年間に受け入れる延べ人数（予定）を記入すること。
5. 「薬剤師数」の欄は、常勤換算（週32時間以上）した非常勤薬剤師の数も含むこと。
6. 「実務指導者（指導薬剤師）」の欄は、次のとおり記入すること。
  - ①実習指導者の実務経験年数については、常勤に換算した場合の年数を記入すること。
  - ②実習指導者の研修歴については、主催団体名、研修年度、研修（例 認定実務実習指導薬剤師養成研修等）の名称を記入すること。
  - ③実習指導者が複数になる場合には、実習指導者ごとに欄を設けること。
  - ④申請又は届出を行う年度に受講予定の研修がある場合には、「実習指導に係る研修歴」の欄に研修予定時期（ 年 月）を併せて記入すること。
7. 「取扱い処方せん数」の欄は、過去1年間の処方せん取扱い数実績を元に、1か月の平均を記入すること。
8. 「取扱い診療科名」の欄は、当該薬局で受け付けている処方せんの主な診療科名を記載することとし、実習生が実習中に体験できる診療科を記載すること。
9. 「一般用医薬品取扱い状況」の欄は、当該薬局で一般用医薬品を取り扱っている場合には、「有」を、そうでない場合には「無」を記入すること。また、「有」とした場合は、取り扱っている品目数も併せて記入すること。
10. 「居宅療養管理指導又は在宅患者訪問薬剤管理指導の算定状況」の欄には、それぞれの算定件数の実績を元に、1か月の平均を記入すること。
11. 別紙様式3-2についても作成の上、本様式に添付すること。

## F 臨床薬学

| 学修目標  |  | 実施の可否 |
|---|--|-------|
| F-1 薬物治療の実践   |  |       |
| F-1-1 薬物治療の個別最適化  |  |       |
| 1) 医薬品適正使用の概念を説明する。   |  |       |
| 2) 患者情報を適切に収集し、評価することにより、患者の状態を正確に把握する。   |  |       |
| 3) 薬物治療の評価等に必要な情報について、最も適切な情報源を効果的に利用し、情報を収集する。また、得られた情報及び情報源を批判的に評価し、効果的に活用する。   |  |       |
| 4) 薬物治療の問題点の抽出を行い、その評価に基づき、問題解決策を検討し、薬物治療を個別最適化するための計画を立案する。  |  |       |
| 5) 様々なモニタリング項目から患者状態を的確に把握し、薬物治療の有効性と安全性を確認・評価して適切に記録する。  |  |       |
| 6) 医薬品の適正使用の観点から、処方監査・解析を行い、疑義照会・処方提案を実践し、調剤、服薬指導、患者教育等を行う。   |  |       |
| 7) 個々の患者背景を踏まえ患者の最善のアウトカムを考慮し、科学的根拠に基づく薬物治療の計画を立案する。  |  |       |
| 8) 薬物治療開始時からその必要性和安全性を評価し、医薬品の不適正使用等によるリスクを回避するとともに、薬物治療開始後の患者の状態を継続的に把握し、適切に評価し、医薬品の有効性と安全性を確保する。                            |  |       |
| 9) 疾患の病期(急性期、回復期、慢性期、終末期)や患者や家族の希望、年齢(小児から高齢者まで)、生理学的変動、療養の環境や生活状況を踏まえ、その状況に適した薬物治療を計画立案し、関係者間の情報共有により、シームレスな薬物治療を実践する。       |  |       |
| 10) 複数の疾患、複数の医薬品が複雑に関連して治療を受けている患者の薬物治療について、その安全性、有効性を評価し、生活の質(QOL)の維持・改善、副作用の予防・早期発見等を実践する。                                  |  |       |
| 11) 多職種専門性や思考、意識等の違いを理解し、連携する多職種とどのように関われば最も患者・生活者にとって有益かを模索する。多職種からの評価を受け入れ、連携による患者・生活者のより効果的な薬物治療と継続的な薬学的管理を実現する。           |  |       |
| F-2 多職種連携における薬剤師の貢献   |  |       |
| F-2-1 多職種連携への参画・薬剤師の職能発揮  |  |       |
| 1) 多様な医療チームにおける薬剤師及び多職種の役割を説明し、薬剤師に求められる役割と責任を自覚する。   |  |       |
| 2) 地域に応じた施設間連携等の医療制度、保健福祉制度等を説明する。  |  |       |
| 3) 機能が異なる病院間、病院と薬局間、薬局と薬局との間等の施設間の連携、地域包括ケアシステムにおける医療、保健、介護、福祉に関する連携に参画して、入退院時等における療養環境の変化にシームレスな患者支援を実践する。                   |  |       |
| 4) 連携する多職種とともに、患者・生活者にとって何が重要な課題かを明確にし、共通の目標を設定し、チームの活動方針を共有し課題解決を図るとともに、薬学的観点からチームの活動に有益な情報を提供する。                            |  |       |
| 5) 患者や家族が議論や意思決定に積極的に参加できるように多職種・患者や家族に働きかける。   |  |       |
| 6) 各専門職の背景が異なることに配慮し、双方向に互いの専門職としての役割、知識、意見、価値観を共有する。また、相互理解を深め、対立や葛藤を回避せず、お互いの考えを確認しながら連携する職種間の合意を形成し、患者・生活者の問題解決を図る。        |  |       |
| 7) 積極的にコミュニケーションを図り、連携する多職種と信頼関係を構築し、その維持、向上に努める。   |  |       |
| 8) 連携する多職種との関わりを通して、薬剤師としての専門性や思考、意識、感情、価値観などを振り返り、その経験をより深く理解して連携に活かすとともに、薬剤師としての専門性向上に努める。                                  |  |       |
| F-3 医療マネジメント・医療安全の実践  |  |       |
| F-3-1 医薬品の供給と管理   |  |       |
| 1) 流通状況を踏まえ、医薬品の供給及び管理を適切に実施する。   |  |       |
| 2) 市販されている医薬品では対応できない場合の医薬品の調製、使用、品質管理等について説明する。  |  |       |
| F-3-2 医薬品情報の管理と活用   |  |       |
| 1) 医療環境に応じて医薬品の情報源や情報媒体を把握し、利用して網羅的かつ最新の医薬品情報を収集し、医療機関や患者集団への情報の適合性や必要性を考慮する。また、根拠に基づいた適切な評価及び目的に応じた加工を行い、医薬品情報の提供、発信(伝達)を行う。 |  |       |
| 2) 医療における安全性情報の収集に努めるとともに、安全性情報や回収情報等に対して医療環境に応じて迅速に対応する。   |  |       |
| 3) 報告されている種々の医薬品に関する情報を整理、統合して、臨床で有益な知見を新たに構築して提供する。  |  |       |
| 4) 適切な医薬品情報及び有害事象情報等に基づき、医療環境に応じた医薬品適正使用の推進と安全対策を立案する。  |  |       |
| 5) 医療環境に応じた医薬品使用基準について理解し、有効かつ安全で経済的な医薬品の採用、使用等について説明する。  |  |       |

| 学修目標  |  | 実施の可否 |
|---|--|-------|
| F-3-3 医療安全の実践   |  |       |
| 1) 自らのヒヤリハット事例などを振り返り、医療現場の安全の向上に努める。   |  |       |
| 2) 医療に関するリスクマネジメントにおける薬剤師の責任と義務を把握し、医療現場での患者安全の原則と概念、安全を確保する体制や具体的な方策を説明する。                                     |  |       |
| 3) 医療過誤やインシデント・アクシデント事例を収集し、要因を解析した上で、発生時や対応時における法的措置(刑事責任・民事責任)を理解し、医療環境に合わせた適切な対応と予防策を検討する。                   |  |       |
| F-3-4 医療現場での感染制御  |  |       |
| 1) 感染症を発生させない環境整備等に努め、感染源や媒介者にならない等、感染予防や健康管理に留意して行動する。   |  |       |
| 2) 標準予防策を理解、実践し、感染経路別の予防策を実施する。   |  |       |
| 3) 感染症が発生したときの対応を理解し、感染拡大しないよう感染制御に努める。   |  |       |
| 4) 新興・再興感染症に対して、最新の知見や行政の対応に基づき、医療提供体制の役割等を把握した上で、感染制御を理解する。  |  |       |
| F-4 地域医療・公衆衛生への貢献   |  |       |
| F-4-1 地域住民の疾病予防・健康維持・増進の推進、介護・福祉への貢献  |  |       |
| 1) 地域住民が自らの健康生活を維持するための健康の相談窓口として、有益な知識・情報を積極的に提供し、適切なアドバイスを気軽に受けられる環境を整備して、地域住民の健康維持・管理を支援する。                  |  |       |
| 2) 地域包括ケアシステムにおけるかかりつけ薬剤師の役割を理解し、地域住民の介護・福祉を向上させるために地域連携を推進し、生活環境、生活の質(QOL)の維持・改善に尽力する。                         |  |       |
| 3) 地域における医療、保健、介護、福祉等の疫学データを活用して、地域住民の健康状態及び地域独自の医療、保健、介護、福祉環境等の課題を把握するとともに、それらの課題改善への取り組みを科学的エビデンスに基づき検討し提案する。 |  |       |
| F-4-2 地域での公衆衛生、災害対応への貢献   |  |       |
| 1) 薬剤師として求められる地域住民の生活・衛生環境の保全、疾病予防や感染拡大防止による医療環境の維持・整備を実際の地域の中で実践し、地域住民の健康的な環境を確保する。                            |  |       |
| 2) 住民・児童生徒に向けた保健知識の普及指導・啓発活動を実践して、住民・児童生徒の公衆衛生意識を向上し、生活環境の向上に積極的に寄与する。  |  |       |
| 3) 災害時に薬剤師が果たすべき役割や備え等を理解し、行動(シミュレーション)する。  |  |       |
| F-5 臨床で求められる基本的な能力  |  |       |
| F-5-1 医療・福祉・公衆衛生の現場で活動するための基本姿勢   |  |       |
| 1) 個々の患者・生活者に寄り添い、身体的、心理的、社会的特徴の把握に努め、その想いを受け止めて患者・生活者を全人的・総合的に深く理解する。  |  |       |
| 2) 薬剤師として医療の中で求められる責任を自覚し、自らを律して行動するとともに、薬剤師としての義務及び法令を遵守する。医療の担い手として、豊かな人間性と生命の尊厳について深い認識を持ち、薬剤師の社会的使命を果たす。    |  |       |
| 3) 関係者と相互理解を図り、信頼関係を構築した上で、他者の意見又は記述された文章を正しく理解し、それに対する自分の意見を効果的な説明方法や手段を用いて明確に表現する。                            |  |       |
| 4) 専門職がチームとして連携して活動を推進するため、チームの活動の活性化に積極的に貢献するとともに、チームの中での個人の責任を果たす。  |  |       |
| 5) 自己研鑽を続けることは医療・保健に携わる薬剤師の基本であることを理解し、薬学・医療の進歩に対応するために、医療・保健・介護・福祉・情報・科学技術など薬剤師を巡る社会的動向を把握する。                  |  |       |
| 6) 医療の質的向上に貢献するため、再現性・信頼性・具体性のあるエビデンスの構築に努める。   |  |       |

(注)

- 1 本様式は、実習施設の概要を提出した全ての実習施設ごとに作成し、実習施設の概要に添付して提出すること。
- 2 「実施の可否」の欄については、当該実習施設において実施できる到達目標には「○」を、実施しないものには「×」を記入すること。
- 3 「薬学教育モデル・コア・カリキュラム (F 臨床薬学)」における全ての到達目標について記載すること。

## 承諾書

(学校名) (学部、学科名) の薬学実務実習施設として、(使用開始時期) より (当該実習施設名) を使用することを承諾します。

年 月 日

開設者又は長の職名及び氏名

(申請者名)

殿

(注)

1. 使用する学部、学科等ごとの実習施設全てについて記入するものとする。ただし、2以上の施設で開設者等が同一の場合には、「当該実習施設名」を併記しても差し支えない。
2. 「開設者又は長の職名及び氏名」の欄は、管理者と開設者が異なる場合は、管理者として差し支えない。
3. 「(使用開始時期)」の欄は、実際に実習を開始する年を記入すること。
4. 「(申請者名)」については、届出を行う場合には、「届出者名」とすること。

## 薬学実務実習施設の調整実施承諾書

(学校名) (学部、学科名) の薬学実務実習に必要な施設の確保については、本 (薬学実務実習施設調整機関名) が、貴大学における長期実務実習の開始前年までに、貴大学学生〇〇人 (入学定員〇〇人) の受入れが可能となるよう、調整を行うことを承諾します。

年 月 日

当該機関の責任者の職名及び氏名

(申請者名) 殿

(注)

「(申請者名)」については、届出を行う場合には、「(届出者名)」とすること。

## 薬学実務実習に必要な施設の確保について

大学設置基準第39条の2は、「薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを置き、又は設ける大学は、薬学実務実習に必要な施設を確保するものとする。」と規定している。

ここにいう「薬学実務実習に必要な施設を確保する」という規定の解釈については、以下の観点を参考として取り扱うこととする。

1. 全学生を受け入れるのに十分な実習施設が確保されているか

(1) 大学と実習施設との間の調整を行う機関が実習施設の確保に係る調整を行うこととなっている場合

- ① 当該機関による調整可能な施設数及びそれらの施設において受入れ可能な学生の総数に基づき、当該大学からの学生の受け入れが可能であること。
- ② この場合、各大学は、長期実務実習が開始される前年に、調整の結果確保された個別の病院・薬局に関する諸情報を文部科学省に提出することとする。
- ③ 各大学は、実習施設の確保に係る諸情報を随時ホームページ等で公表することが望ましい（どのような情報をどの段階で公表するかについては、各大学の判断に委ねることとする）。

(2) 各大学が独自に実習施設を確保することとしている場合

- ① 大学が確保した実習施設における年間の受入れ学生数が当該大学の1学年定員を上回っていること。
- ② 大学が、受入れ施設の使用承諾書や長期実務実習の実施計画を記載した資料により、当該大学の1学年定員全員が実習を行うことができることを証明していること。
- ③ 各大学は、実習施設の確保に係る諸情報を随時ホームページ等で公表することが望ましい（どのような情報をどの段階で公表するかについては、各大学の判断に委ねることとする）。

(3) 調整を行う機関及び大学独自の取り組みを併用し、実習施設の確保を図る場合、上記(1)及び(2)の要件が満たされることが必要であること。

2. 実習施設の質が確保されているか

(1) 大学と実習施設との間の調整を行う機関が実習施設の確保に係る調整を行うこととなっている場合には、実習施設の質の確保は行われているものと見なす。

※この場合、上記1.(1)②に基づき、実習開始前年に提出する資料において、(2)に記す諸情報の提出が必要となる。

- (2) 各大学が個別に実習施設を確保することとしている場合  
以下の諸情報の提出に基づき、実習施設において病院業務・薬局業務が適切に行われていると判断されることが必要
- ① 病院  
病床数，常勤薬剤師数（常勤換算薬剤師数），指導薬剤師数，保険医療機関指定日，院内調剤件数，院外処方せん発行枚数，薬剤管理指導請求件数 等
  - ② 薬局  
常勤薬剤師数（常勤換算薬剤師数），指導薬剤師数，保険薬局指定日，取扱い処方せん数，一般用医薬品取扱い状況（品目数） 等
- (3) 上記（1）（2）においては，薬学教育モデル・コア・カリキュラムの内容が実施可能であることが証明されることが必要。（証明する方法については，調整を行う機関又は各大学に委ねることとする。）

### 3. 指導体制が整備されているか

- (1) 大学が指導に責任を持てるような体制が整備されていること  
大学と実習施設との間で指導・評価方法に係る具体的な連携方策が示されていること（実習施設における指導担当者と大学教員との会議の開催等，実習生指導に係る計画の策定，教員及び助手による実習生の巡回指導計画の策定，その他の方策が考えられる）
- (2) 実習について適当な実習指導者の指導が行われること  
実習指導者は，日本薬剤師研修センター，日本薬学会，薬学教育協議会，病院薬剤師会，薬剤師会等が主催する研修会に参加することが望ましい。



薬剤師としての実務の経験を有する専任教員について  
(大学設置基準別表第1イ備考第10号及び平成16年文部科学省告示第175号関係)

大学設置基準別表第1イ備考第10号は、「薬学関係（臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの）の学部に係る専任教員のうちには、文部科学大臣が別に定めるところにより、薬剤師としての実務の経験を有する者を含むものとする。」と規定しており、本規定を受けて平成16年文部科学省告示第175号が定められている。

「薬剤師としての実務の経験を有する専任教員」に係るこれらの諸規定の解釈については、以下の観点を参考として取り扱うこととする。

1. 実務家教員の授業科目担当能力については、薬学部での非常勤講師経験（卒前実習指導、薬学概論等の講義実績）、指導用教材の作成実績、医療薬学系大学院生の実務研修の指導実績、研修生（薬剤部独自採用及び（財）日本薬剤師研修センターからの依頼）に対する指導実績、生涯学習・卒後学習や薬剤師対象の研修会での講師経験、各種指導者対象の講習会・ワークショップ等への参加実績等を考慮する。
2. 「おおむね5年程度の実務の経験」については、原則として、病院又は薬局において常勤薬剤師として勤務した経験を求めることとする。なお、非常勤や研修の場合であっても、常勤薬剤師と同様、週に5日、1日8時間程度の勤務経験があれば、足りることとし、このことを証明する書類の提出を求めることとする。
3. いわゆる「みなし専任教員」（平成16年文部科学省告示第175号第2項に定める教員）については、1年につき6単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とする薬学の課程を置く組織の運営について責任を担う者であることが求められている。  
この場合、授業科目としては、実務実習科目を含むこととする。また、教育課程の編成については、当該授業科目の教育内容、単位認定に係る責任を有していることや、構成するユニットの責任者としてコースの合否判定に責任を有していることなど、教育課程の編成に当たっての責任者であることが求められる。さらに、組織の運営に関しては、教授会等への出席など、当該薬学の課程（学部・学科）の運営に責任をもつて関与していることが求められる。
4. 元実務家を実務家教員として認定するためには、実務経験の期間と実務から離れてからの期間とを勘案して判定を行うこととする。なお、おおよその目安として、実務をやめてから5～10年以内であることが望ましく、実務をやめる前の実務経験の長さも考慮することとする。
5. 実務家教員の教授、准教授、講師又は助教の区分については、当該教員の教育上の能力、実務の実績、研究上の業績、学位、教授・准教授・講師・助教としての経歴、指導を行う分野における知識・経験等を総合的に勘案し、決定することとする。

薬学分野における学部及び学科の名称並びに学位の名称について  
(大学設置基準第40条の4及び学位規則第10条関係)

学部及び学科の名称については、大学設置基準第40条の4において、「大学、学部及び学科（以下「大学等」という。）の名称は、大学等として適当であるとともに、当該大学等の教育研究上の目的にふさわしいものとする。」と規定されている。また、学位の名称については、学位規則第10条において「大学（中略）は、学位を授与するに当たっては、適切な専攻分野の名称を付記するものとする。」と規定されている。

修業年限の延長に伴い、薬学分野においては学部段階の課程において2通りの修業年限が設けられ、博士課程の標準修業年限も異なったものとされた。

各大学においては、学部、学科の名称をその教育研究上の目的にふさわしいものとして適切に選択することが必要であり、学位の名称についても適切な専攻分野の名称を選択することが必要である。その際、両課程の相違が社会的に認知されやすいような名称とすることが必要不可欠である。

そこで、薬学分野の学部及び学科の名称並びに学位の名称については、以下の観点を参考として取り扱うこととする。

【学部及び学科の名称について】

1. 6年制の学部の名称は「薬学部」とする。また、6年制の学科の名称は「薬学科」とすることを基本とする。
2. 4年制の学部の名称は「薬科学部」とし、4年制の学科の名称は「薬科学科」とすることを基本とする。
3. 1学部の中に6年制学科と4年制学科が併存する場合、学部名称は「薬学部」とすることができる。
4. 4年制課程のみの学部を「薬学部」とすることは、社会的な混乱を招くおそれがあることからこれを認めない。同様に4年制学科を「薬学科」とすることも認めない。

【学位の名称について】

1. 学位の名称に関し、平成16年2月18日の中央教育審議会答申を踏まえ、6年制課程卒業者に付与する学位は「学士（薬学）」とする。また、6年制課程を基礎とする博士課程の修了者に付与する学位は「博士（薬学）」とする。
2. 4年制課程卒業者に付与する学位は「学士（薬科学）」を基本とし、4年制課程を基礎とする博士課程の修了者に付与する学位は「博士（薬科学）」を基本とする。

## 第二章 寄附行為（変更）認可・届出関係

### ○ 私立学校法施行規則（抄）

昭和二十五年三月十四日  
（文部省令第十二号）  
最終改正 令元・九・一七文科令一五

#### （収益事業の種類）

**第一条** 私立学校法（以下「法」という。）第二十六条第二項の事業の種類は、文部科学大臣の所轄に属する学校法人については文部科学省告示で定める。

（法人が事業活動を支配する法人等）

**第一条の二** 私立学校法施行令（昭和二十五年政令第三十一号。以下「令」という。）第一条第五号の法人が事業活動を支配する法人として文部科学省令で定めるものは、学校法人の設立者である法人が他の法人の財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している場合における当該他の法人（第三項第一号において「子法人」という。）とする。

2 令第一条第五号の法人の事業活動を支配する者として文部科学省令で定めるものは、一の者が当該法人の財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している場合における当該一の者とする。

3 前二項に規定する「財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している場合」とは、次に掲げる場合をいう。

- 一 学校法人の設立者である法人（第一項に規定する場合に限る。）又は前項に規定する当該一の者（その者が財務及び営業又は事業の方針の決定を支配する一又は二以上の法人を含む。次号において「支配法人等」という。）がそれぞれ子法人又は学校法人の設立者である法人（前項に規定する場合に限る。）（次号において「被支配法人」という。）の意思決定機関（社員総会その他の団体の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関をいう。次号において同じ。）における議決権の過半数を有する場合
- 二 被支配法人の意思決定機関の構成員の総数に対する次に掲げる者の数の割合が百分の五十を超える場合
- イ 支配法人等の役員（理事、監事、取締役、会計参与、監査役、執行役その他これらに準ずる者をいう。）若しくは評議員又は職員
- ロ 支配法人等によつて当該構成員に選任された者

ハ 当該構成員に就任した日前五年以内にイ又はロに掲げる者であつた者  
（寄附行為認可申請手続）

#### 第二条

法第三十条の規定により文部科学大臣の所轄に属する学校法人の設立を目的とする寄附行為の認可を受けようとするときは、認可申請書及び寄附行為に次に掲げる書類を添付して、当該学校法人の設置する私立大学又は私立高等専門学校（以下「私立大学等」という。）の開設する年度（以下「開設年度」という。）の前々年度の十月一日から同月三十一日までの間に文部科学大臣に申請するものとする。

- 一 設立趣意書
  - 二 設立決議録
  - 三 設置に係る基本計画及び当該学校法人の概要を記載した書類
  - 四 設立代表者の履歴書
  - 五 役員に関する次に掲げる書類
    - イ 役員の就任承諾書及び履歴書
    - ロ 役員のうち、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族が一人を超えて含まれていないことを証する書類
    - ハ 役員が法第三十八条第八項第一号又は第二号に該当しない者であることを証する書類
  - 六 経費の見積り及び資金計画を記載した書類
  - 七 当該学校法人の事務組織の概要を記載した書類
  - 八 その他文部科学大臣が定める書類
- 2 前項の申請をした者は、次に掲げる書類を当該私立大学等の開設年度の前年度の六月三十日までに文部科学大臣に提出するものとする。
- 一 財産目録その他の最近における財産の状況を知ることができる書類
  - 二 寄附申込書
  - 三 不動産（当該申請に係る学校その他の事業に係るものをいう。以下同じ。）の権利の所属についての登記所の証明書書類等
  - 四 不動産その他の主なる財産については、その評価をする十分な資格を有する者の作成した価格評価書
  - 五 校地校舎等の整備の内容を明らかにする図面
  - 六 開設年度の前年度から開設後修業年限に相当する年数が経過する年度までの事業計画及びこれに伴う予算書
  - 七 その他文部科学大臣が定める書類
- 3 第一項の寄附行為が、他の学校法人が設置している私立大学等の目的、位置、職員組織並びに施設及び設備の現状を変更することなく、当該私立大学等の設置を目的とする新たな学校法人を設立する場合に係るものときは、同項中「前々年度の

十月一日から」とあるのは、「前々年度の三月一日から」とする。

4 第二項の規定は、前項の申請をした者について準用する。

5 法第三十条の規定により都道府県知事の所轄に属する学校法人の設立を目的とする寄附行為の認可を受けようとするときは、認可申請書及び寄附行為に次に掲げる書類を添付して、所轄庁が定める日までに所轄庁に申請するものとする。

一 第一項第一号、第二号、第四号及び第五号に掲げる書類

二 第二項各号（第七号を除く。）に掲げる書類（この場合において、同項第六号中「開設年度の前年度から開設後修業年限に相当する年数が経過する年度まで」とあるのは「二年間」とする。）

三 その他所轄庁が定める書類

6 第二項第一号の財産目録は、基本財産（学校法人の設置する私立学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金をいう。）と運用財産（学校法人の設置する私立学校の経営に必要な財産をいう。）とを区分して記載するものとする。ただし、学校法人が収益を目的とする事業を行う場合には、収益事業用財産（収益を目的とする事業に必要な財産をいう。）を、さらに区分して記載するものとする。

7 第一項、第三項及び第五項の認可申請書及び寄附行為並びに第二項第一号の財産目録には、副本を添付することを要する。

（文部科学大臣の認可の手続）

**第三条** 文部科学大臣は、前条第一項及び第三項の申請があつた場合には、当該私立大学等の開設年度の前年度の三月三十一日までに当該申請について認可するかどうかを決定し、当該申請をした者に対しその旨を速やかに通知するものとする。

（役員職務の適正な執行ができない者）

**第三条の二** 法第三十八条第八項第二号（法第六十四条第五項において準用する場合を含む。）の文部科学省令で定めるものは、精神の機能の障害により役員の職務を適正に執行するに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（責任の一部免除に係る報酬等の額の算定方法）

**第三条の三** 法第四十四条の五（法第六十四条第五項において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号。以下「準用一般社団・財団法人法」という。）第百十三条第一項第二号に規定する文部科学省令で定める方法により算定される額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 役員がその在職中に報酬、賞与その他の職務執行の対価（当該役員のうち理事が当該学校法人（法第六十四条第五項において準用する場合にあつては、同条第四項の法人（以下「準学校法人」という。）以下この条及び次条において同じ。）

の職員を兼ねている場合における当該職員の報酬、賞与その他の職務執行の対価を含む。）として学校法人から受け、又は受けるべき財産上の利益（次号に定めるものを除く。）の額の会計年度（次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに定める日を含む会計年度及びその前の各会計年度に限る。）ごとの合計額（当該会計年度の期間が一年でない場合にあつては、当該合計額を一年当たりの額に換算した額）のうち最も高い額

イ 準用一般社団・財団法人法第百十三条第一項の評議員会の決議を行った場合当該評議員会の決議の日

ロ 準用一般社団・財団法人法第百十四条第一項の規定による寄附行為の定めに基づいて責任を免除する旨の理事会の決議を行った場合 当該決議のあつた日

ハ 準用一般社団・財団法人法第百十五条第一項の契約を締結した場合 責任の原因となる事実が生じた日（二以上の日がある場合にあつては、最も遅い日）

二 イに掲げる額をロに掲げる数で除して得た額

イ 次に掲げる額の合計額

(1) 当該役員が当該学校法人から受けた退職慰労金の額

(2) 当該役員のうち理事が当該学校法人の職員を兼ねていた場合における当該職員としての退職手当のうち当該役員のうち理事を兼ねていた期間の職務執行の対価である部分の額

(3) (1)又は(2)に掲げるものの性質を有する財産上の利益の額

ロ 当該役員がその職に就いていた年数（当該役員が次に掲げるものに該当する場合における次に定める数が当該年数を超えている場合にあつては、当該数）

(1) 理事長 六

(2) 理事長以外の理事であつて、次に掲げる者 四

(i) 寄附行為の定めるところにより理事長を補佐して学校法人の業務を掌理する理事として選定されたもの

(ii) 当該学校法人の業務を執行した理事（(i)に掲げる理事を除く。）

(iii) 当該学校法人の職員

(3) 理事（(1)及び(2)に掲げるものを除く。）又は監事 二

（責任の免除の決議後に受ける退職慰労金等）

**第三条の四** 準用一般社団・財団法人法第百十三条第四項（準用一般社団・財団法人法第百十四条第五項及び第百十五条第五項において準用する場合を含む。）に規定する文部科学省令で定める財産上の利益は、次に掲げるものとする。

一 退職慰労金

二 当該役員のうち理事が当該学校法人の職員を兼ねていたときは、当該職員としての退職手当のうち当該役員のうち理事を兼ねていた期間の職務執行の対価であ

る部分

三 前二号に掲げるものの性質を有する財産上の利益

(役員賠償責任保険契約から除外する保険契約)

**第三条の五** 準用一般社団・財団法人法第百十八条の三第一項に規定する文部科学省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 被保険者に保険者との間で保険契約を締結する学校法人を含む保険契約であつて、当該学校法人がその業務に関連し第三者に生じた損害を賠償する責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて当該学校法人に生ずることのある損害を保険者が填補することを主たる目的として締結されるもの
- 二 役員が第三者に生じた損害を賠償する責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて当該役員に生ずることのある損害(役員がその職務上の義務に違反し若しくは職務を怠つたことによつて第三者に生じた損害を賠償する責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて当該役員に生ずることのある損害を除く。)を保険者が填補することを目的として締結されるもの

(寄附行為変更認可申請手続等)

**第四条** 法第四十五条第一項の規定により寄附行為の変更の認可を受けようとするときは、認可申請書並びに寄附行為変更の条項(当該条項に係る新旧の比較対照表を含む。以下同じ。)及び事由を記載した書類に次に掲げる書類を添付して、所轄庁に申請するものとする。

- 一 寄附行為所定の手続(法第四十二条に規定する手続を含む。以下同じ。)を経たことを証する書類
  - 二 文部科学大臣の所轄に属する学校法人にあつては、次に掲げる書類
    - イ 当該学校法人の概要を記載した書類
    - ロ 第二条第一項第七号に掲げる書類
  - 三 その他所轄庁が定める書類
- 2 前項の寄附行為の変更が、学校法人が私立大学等を設置する場合に係るものであるときは、同項の規定にかかわらず、次に掲げる書類を添付して、当該私立大学等の開設年度の前々年度の十月一日から同月三十一日までの間に文部科学大臣に申請するものとする。
- 一 前項第一号に掲げる書類
  - 二 第二条第一項第三号、第六号及び第七号に掲げる書類
  - 三 その他文部科学大臣が定める書類
- 3 前項の申請をした者は、次に掲げる書類を当該私立大学等の開設年度の前々年度の六月三十日までに文部科学大臣に提出するものとする。

一 開設年度の前々年度の財産目録その他の最近における財産の状況を知ることができる書類、貸借対照表及び収支決算書並びに開設年度の前年度の予算書

二 負債がある場合又は借入れを予定する場合には、その償還計画書

三 第二条第二項第二号及び第四号から第六号までに掲げる書類

4 前二項の規定は、第一項の寄附行為の変更が、私立大学の学部若しくは学科、大学院若しくは大学院の研究科又は私立高等学校の学科(以下「私立大学の学部等」と総称する。)を設置する場合に係るものであるときの申請について準用する。この場合において、次の表の第一欄に掲げる規定中同表の第二欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第三欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| 前項  | 第二欄                                | 第三欄                                   |
|-----|------------------------------------|---------------------------------------|
| 第一欄 | 第二欄                                | 第三欄                                   |
| 第二項 | 当該私立大学等の開設年度の前々年度の十月一日から同月三十一日までの間 | 当該私立大学の学部等の開設年度の前々年度の三月一日から同月三十一日までの間 |
| 前項  | 当該私立大学等                            | 当該私立大学の学部等                            |

5 第一項の寄附行為の変更が、大学設置基準(昭和三十一年文部省令第二十八号)第五十条第一項、短期大学設置基準(昭和五十年文部省令第二十一号)第四十三条第一項、専門職大学設置基準(平成二十九年文部科学省令第三十三号)第六十二条第一項又は専門職短期大学設置基準(平成二十九年文部科学省令第三十四号)第五十九条第一項に規定する国際連携学科の設置に係る場合における前項の規定の適用については、同項の表中「当該私立大学の学部等の開設年度の前々年度の三月一日から同月三十一日まで」とあるのは「当該学科の開設年度の前々年度の三月一日から同月三十一日まで又は当該学科の開設年度の前々年度の八月一日から同月三十一日まで若しくは三月一日から同月三十一日まで又は当該学科の開設年度の八月一日から同月三十一日まで」と、同表前項の項中「当該私立大学等」とあるのは「当該私立大学等の開設年度の前年度の六月三十日までに」と、「当該私立大学の学部等」とあるのは「当該学科の設置の認可に係る申請時に」とする。この場合において、第二条第二項第六号中「開設年度の前年度」とあるのは「開設年度の前年度(開設年度に申請する場合にあつては開設年度)」と、第三項第一号中「開設年度の前々年度」とあるのは「申請年度の前年度」と、「開設年度の前年度」とあるのは「申請年度」とする。

6 (略)

7 第一項の寄附行為の変更が、文部科学大臣の所轄に属する学校法人が都道府県知事の所轄に属する私立学校を設置し、又は都道府県知事の所轄に属する私立学校に課程等を設置する場合に係るものであるときは、同項に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付して、文部科学大臣に申請するものとする。

一 第二条第一項第六号に掲げる書類

二 第二条第二項第一号及び第四号から第六号までに掲げる書類

三 第三項第一号及び第二号に掲げる書類

四 その他文部科学大臣が定める書類

8 第三条の規定は、第二項及び第四項の申請について準用する。この場合において、同項の申請については、同条中「私立大学等」とあるのは、「私立大学の学部等」と読み替えるものとする。

9 第一項の寄附行為の変更が、私立学校を廃止し、若しくは都道府県知事の所轄に属する私立学校に置いていた課程等を廃止する場合（広域の通信制の課程を広域の通信制の課程以外の課程とする場合を含む。以下この項において同じ。）又は従来行っていた収益事業を廃止する場合に係るものであるときは、同項に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付して、所轄庁に申請するものとする。

一 当該廃止する私立学校若しくは課程等又は収益事業に係る財産の処分に関する事項を記載した書類

二 第二条第二項第一号及び第六号に掲げる書類（この場合において、同号中「開設年度の前年度から開設後修業年限に相当する年数が経過する年度まで」とあるのは「二年間」とする。）

10 (略)

11 第一項の寄附行為の変更が、当該学校法人が新たに収益事業を行う場合に係るものであるときは、同項に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付して、所轄庁に申請するものとする。

一 第二条第二項第四号から第六号までに掲げる書類（この場合において、同号中「開設年度の前年度から開設後修業年限に相当する年数が経過する年度まで」とあるのは「二年間」とする。）

二 第三項第一号及び第二号に掲げる書類

12 第一項の寄附行為の変更が登記事項の変更に係る場合には、同項の認可申請書並びに寄附行為変更の条項及び事由を記載した書類には、副本を添付することを要する。

**第四条の二** 前条第一項の寄附行為の変更が、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四条第一項に基づく私立大学等又は私立大学の学部等の設置者の変更により当該私立大学等又は私立大学の学部等の設置者となる場合に係るものであるときは、前条第一項の規定にかかわらず、次に掲げる書類を添付して、文部科学大臣に申請す

るものとする。

一 前条第一項第一号及び第二号に掲げる書類

二 前条第三項第一号及び第二号に掲げる書類

三 第二条第一項第三号に掲げる書類

四 第二条第二項第四号から第六号までに掲げる書類

五 その他文部科学大臣が定める書類

2 前条第一項の寄附行為の変更が、学校教育法第四条第一項に基づく私立大学等又は私立大学の学部等の設置者の変更により当該私立大学等又は私立大学の学部等の設置者でなくなる場合（当該変更後も文部科学大臣の所轄に属する学校法人である場合に限り。）に係るものであるときは、前条第一項の規定にかかわらず、次に掲げる書類を添付して、文部科学大臣に申請するものとする。

一 当該設置者の変更による財産の処分に関する事項を記載した書類

二 前条第一項第一号及び第二号に掲げる書類

三 第二条第二項第一号及び第六号に掲げる書類（この場合において、同号中「開設年度の前年度から開設後修業年限に相当する年数が経過する年度まで」とあるのは「二年間」とする。）

（寄附行為変更の届出手続等）

**第四条の三** 法第四十五条第一項（法第六十四条第五項において準用する場合を含む。）に規定する文部科学省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 法第三十条第一項第三号（法第六十四条第五項において読み替えて準用する場合を含む。）に掲げる事項のうち、学校教育法第四条第二項の規定に基づき、認可を受けることを要しないこととされた事項、同条第一項（同法第三百三十四条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）及び同法第三百三十一条の設置廃止を伴わない名称の変更に係る事項、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。附則第十二項において「認定こども園法」という。）第十七条第一項の設置廃止を伴わない名称の変更に係る事項並びに大学の学部の学科、高等専門学校等の学科及び大学における通信教育の廃止に係る事項

二 法第三十条第一項第四号（法第六十四条第五項において準用する場合を含む。）に掲げる事項（ただし、所轄庁の変更を伴わない場合に限る。）

三 法第三十条第一項第十二号（法第六十四条第五項において準用する場合を含む。）に掲げる事項

2 法第四十五条第二項に規定する寄附行為の変更の届出を行おうとするときは、届出書に寄附行為変更の条項及び事由を記載した書類、変更後の寄附行為並びに第四条第一項第一号に掲げる書類を添付して、所轄庁に提出するものとする。

（財産目録等の作成）

**第四条の四** 法第四十七条第一項（法第六十四条第五項において準用する場合を含む。）

以下この条において同じ。）に規定する書類（事業報告書にあつては財務の状況に関する部分に限り、役員名簿を除く。）の作成は、一般に公正妥当と認められる学校法人会計の基準その他の学校法人会計の慣行に従つて行なわれなければならない。

2 法第四十七条第一項に規定する書類のうち貸借対照表については、前項の規定によるほか、金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第一条第二号に掲げる証券若しくは証券を発行し、若しくは発行しようとし、又は同令第一条の三の四に規定する権利を有価証券として発行し、若しくは発行しようとする学校法人及び法第六十四条第四項の法人であつて、当該証券若しくは当該証券又は当該権利について金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）に規定する募集又は売出しを行うもの（次項において「有価証券発行学校法人」という。）にあつては、文部科学大臣が別に定めるところにより作成しなければならない。

3 法第四十七条第一項に規定する書類のうち収支計算書については、第一項の規定によるほか、有価証券発行学校法人にあつては、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表に分けて、文部科学大臣が別に定めるところにより作成しなければならない。

4 法第四十七条第一項に規定する書類のうち事業報告書については、当該学校法人（法第六十四条第五項において準用する場合にあつては、準学校法人。）の状況に関する重要な事項をその内容としなければならない。

（報酬等の支給の基準に定める事項）

**第四条の五** 法第四十八条第一項（法第六十四条第五項において準用する場合を含む。）に規定する役員に対する報酬等の支給の基準においては、役員の勤務形態に応じた報酬等の区分及びその額の算定方法並びに支給の方法及び形態に関する事項を定めるものとする。

（解散認可又は解散認定申請手続）

**第五条** 法第五十条第二項の規定により解散の認可又は認定を受けようとするときは、解散の事由を記載した認可申請書又は認定申請書に次に掲げる書類を添付して、所轄庁に申請するものとする。

一 理由書

二 法第五十条第一項第一号に該当する場合にあつては同号に規定する手続（法第四十二条に規定する手続を含む。）、法第五十条第一項第三号に該当する場合にあつては法第四十二条に規定する手続を経たことを証する書類

三 残余財産の処分に関する事項を記載した書類

四 第二条第二項第一号に掲げる書類

五 文部科学大臣の所轄に属する学校法人にあつては、第二条第一項第七号及び第四十一条第二号イに掲げる書類

六 その他所轄庁が定める書類

2 前項の認可申請書又は認定申請書及び同項第一号に掲げる書類には、副本を添付

することを要する。

（合併認可申請手続）

**第六条** 法第五十二条第二項の規定により合併の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して、所轄庁に申請するものとする。

一 理由書

二 法第五十二条第一項に規定する手続（法第四十二条に規定する手続を含む。）を経たことを証する書類

三 法第五十五条の場合においては、申請者が同条の規定により選任された者であることを証する書類

四 合併契約書

五 合併後存続する学校法人（以下この項において「存続学校法人」という。）又は合併によつて設立する学校法人（以下この項において「設立学校法人」という。）について、次に掲げる書類

イ 寄附行為

ロ 第二条第一項第五号に掲げる書類（存続学校法人については、同号イの書類のうち引き続き役員となる者に係る就任承諾書を除く。）

ハ 第二条第二項第六号に掲げる書類（この場合において、同号中「開設年度の前年度から開設後修業年限に相当する年数が経過する年度まで」とあるのは、「二

年間」とする。）

六 合併前の学校法人又は準学校法人について、次に掲げる書類

イ 寄附行為

ロ 貸借対照表

ハ 第二条第二項第一号から第五号まで（第二号を除く。）に掲げる書類

七 合併前の学校法人又は準学校法人について、存続学校法人又は設立学校法人が文部科学大臣の所轄に属する学校法人である場合にあつては、当該学校法人の概要を記載した書類及び第二条第一項第七号に掲げる書類

八 存続学校法人又は設立学校法人の設置する私立学校の学則

九 その他所轄庁が定める書類

2 前項の規定による申請は、合併後当事者の一方である学校法人が存続する場合にあつては、合併の当事者である学校法人又は準学校法人の双方が共同して行なうものとする。

3 第一項の認可申請書、同項第一号及び第五号イに掲げる書類並びに同項第六号ハに掲げる書類のうち財産目録には、副本を添付することを要する。

（公表）

**第七条** 法第六十三条の二の公表は、インターネットの利用により行うものとする。

2 法第六十三条の二第三号に規定する文部科学省令で定める書類は、法第四十七条第一項に規定する財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（個

人の住所に係る記載の部分を除く。)とする。

## 第八条 (略)

(学校法人及び準学校法人の組織変更認可申請手続等)

**第九条** 法第六十四条第六項の規定により学校法人及び準学校法人が、それぞれ準学校法人及び学校法人となること(以下この条において「組織の変更」という。)の認可を受けようとするときは、認可申請書並びに寄附行為変更の条項及び事由を記載した書類に次に掲げる書類を添付して、所轄庁に認可を申請するものとする。

一 理由書

二 寄附行為所定の手続を経たことを証する書類

2 前項の組織の変更が、当該準学校法人が文部科学大臣の所轄に属する学校法人にならうとする場合に係るものであるときは、同項に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付して、開設年度の前々年度の十月一日から同月三十一日までの間に文部科学大臣に申請するものとする。

一 第二条第一項第三号及び第五号から第七号までに掲げる書類

二 その他文部科学大臣が定める書類

3 前項の申請をした者は、次に掲げる書類を設置する私立大学等の開設年度の前年度の六月三十日までに文部科学大臣に提出するものとする。

一 第二条第二項第二号から第六号までに掲げる書類

二 第四条第三項第一号及び第二号に掲げる書類

三 その他文部科学大臣が定める書類

4 第三条の規定は、第二項の申請について準用する。

5 第一項の組織の変更が、他の学校法人が設置している私立大学等の目的、位置、職員組織並びに施設及び設備の現状を変更することなく、当該私立大学等の設置を目的とする場合に係るものであるときは、第二項中「前々年度の十月一日から」とあるのは、「前々年度の三月一日から」とする。

6 第一項の組織の変更が、当該学校法人が準学校法人にならうとする場合(新たに私立専修学校又は私立各種学校を設置する場合に限る。)又は準学校法人が都道府県知事の所轄に属する学校法人にならうとする場合に係るものであるときは、同項に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付して、所轄庁が定める日までに所轄庁に申請するものとする。この場合において、文部科学大臣の所轄に属する当該学校法人が準学校法人にならうとする場合に係るものときは、当該学校法人を都道府県知事の所轄に属する学校法人とみなす。

一 第二条第一項第五号に掲げる書類

二 第二条第二項各号(第二号及び第七号を除く。)に掲げる書類(この場合において、同項第六号中「開設年度の前年度から開設後修業年限に相当する年数が経過する年度まで」とあるのは、「二年間」とする。)

三 第四条第三項第一号及び第二号に掲げる書類

四 その他所轄庁が定める書類

7 第一項の認可申請書並びに寄附行為変更の条項及び事由を記載した書類並びに同項第一号に掲げる書類には、副本を添付することを要する。

(認可申請書の様式等)

**第九条の二** 第二条、第四条から第六条まで及び前条の認可申請書その他の書類(次項において「認可申請書等」という。)のうち文部科学大臣に提出するものの様式及び提出部数等は、文部科学大臣が別に定める。

2 文部科学大臣は、必要があると認めるときは、認可申請書等以外の書類の提出を求め、又は認可申請書等の一部の提出を免除することができる。

(専修学校又は各種学校を設置する学校法人に対してこの省令の規定を適用する場合)

**第十条** 法第六十四条第二項の規定により専修学校又は各種学校を設置する学校法人に対してこの省令の規定を適用する場合には、この省令の規定中私立学校のうちには、私立専修学校又は私立各種学校を含むものとする。

**第十一条及び第十二条** 削除

(登記の届出等)

**第十三条** 令第二条第二項の規定により都道府県知事に届け出なければならない事項は、理事又は監事が就任したときに係るものである場合にはその氏名及び住所並びにその年月日、理事又は監事が退任したとき並びに理事(理事長を除く。以下この項において同じ。)が理事長の職務を代理し、又は理事長の職務を行うこととなつたとき及び理事長の職務を代理する理事が当該職務の代理をやめたときに係るものである場合にはその氏名及びその年月日とする。

2 文部科学大臣を所轄庁とする学校法人は、組合等登記令(昭和三十九年政令第二十九号)の規定により登記をしたときは、遅滞なく、登記事項証明書を添えて、その旨を文部科学大臣に届け出ることを要する。

3 文部科学大臣を所轄庁とする学校法人は、理事又は監事が就任したときはその氏名及び住所並びにその年月日を、理事又は監事が退任したとき並びに理事(理事長を除く。以下この項において同じ。)が理事長の職務を代理し、又は理事長の職務を行うこととなつたとき及び理事長の職務を代理する理事が当該職務の代理をやめたときはその氏名及びその年月日を、遅滞なく、文部科学大臣に届け出ることを要する。

4 令第二条第一項若しくは第二項又は前二項の届出が、理事又は監事の就任に係るものである場合には、届出書に第二条第一項第五号に掲げる書類及び第四条第一項第一号に掲げる書類を、理事長その他の代表権を有する理事の異動に係るものである場合には、届出書に同号に掲げる書類を添付するものとする。

**第十四条** (略)

附 則 (略)



**附則** (平一八・三・三一文科令一七)

この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

**附則** (平一九・八・九文科令二三)

この省令は、平成二十年三月一日から施行する。

**附則** (平一九・一〇・三二文科令三五抄)

1 この省令は、公布の日から施行する。

**附則** (平一九・一一・二五文科令四〇抄)

この省令は、学校教育法等の一部を改正する法律の施行の日(平成十九年十二月二十六日)から施行する。

**附則** (平二六・一一・三三文科令三)

この省令は、平成二十六年十月一日から施行する。

**附則** (平二七・一一・二七文科令三)

この省令は、平成二十七年三月一日から施行する。

**附則** (平二七・三・三〇文科令一三抄)

(施行期日)

1 この省令は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正する法律の施行の日(平成二十七年四月一日)から施行する。

**附則** (平一九・九・二九文科令三八号)

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 平成三十一年度開設する専門職大学又は専門職短期大学の設置の認可を受けようとする場合における第二条第一項、第四条第二項及び第九条第二項の適用については、これらの規定中「十月一日から同月三十一日まで」とあるのは「十一月一日から同月三十日まで」とする。

**附則** (令元・五・一〇文科令一号)

この省令は、公布の日から施行する。

**附則** (令元・九・二九文科令十五号)

この省令は、令和二年四月一日から施行する。ただし、第一条中私立学校法施行規則第二条第五号ハ及び第三条の二の改正規定は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(令和元年十二月十四日)から施行する。

**附則** (令三・二・二三文科令四号)

この省令は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第七十号)の施行の日(令和三年三月一日)から施行する。

**別表**(第十四条関係) (略)

## ○ 学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準

平成十九年三月三十日  
文部科学省告示第四十一号

最終改正 令五・九・二十二文科告百五

私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)の規定に基づく審査を実施するため、学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準(平成十五年文部科学省告示第四十一号)の全部を次のように改正し、平成十九年四月一日から適用する。

### 第一 学校法人の寄附行為を認可する場合

大学、短期大学又は高等専門学校(以下「大学等」という。)を設置する学校法人の設立に係る寄附行為の認可については、次の基準によつて審査する。

#### 一 校地並びに施設及び設備について

(一) 大学等の校地並びに校舎その他の必要な施設(以下「施設」という。)及び図書、機械、器具等の設備(以下「設備」という。)は、教育研究に支障のないよう整備されるときに、大学等の種類の別に応じ、それぞれ、大学設置基準(昭和三十一年文部省令第二十八号)、高等専門学校設置基準(昭和三十六年文部省令第二十三号)、大学院設置基準(昭和四十九年文部省令第二十八号)、短期大学設置基準(昭和五十年文部省令第二十一号)、大学通信教育設置基準(昭和五十六年文部省令第三十三号)、短期大学通信教育設置基準(昭和五十七年文部省令第三号)、専門職大学院設置基準(平成十五年文部科学省令第十六号)、専門職大学設置基準(平成二十九年文部科学省令第三十三号)、専門職短期大学設置基準(平成二十九年文部科学省令第三十四号)その他の法令(別表第一及び別表第二において総称して「大学設置基準等」という。)に適合していること。

(二) 校地は、申請時までに申請者名義の所有権の登記(以下「自己所有」という。)がされており、かつ、負担付きの土地でないこと。ただし、次のいずれかに該当するものについては、この限りでない。

ア 現物により負担付きの寄附を受けた校地で、当該負担が申請者の資産状況等からみて長期にわたり使用する上で支障がないと認められるもの

イ 開設時以降二十年(独立大学院大学(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第百三条に定める大学をいう。以下同じ。))の校地にあっては、開設時以降十年。ウ及び(四)において同じ。)以上にわたり使用できる保証のある校地であつて、次のいずれかに該当するもの

(ア) 地方公共団体、国、独立行政法人及びこれらに準ずる者(以下「地方公共団体等」

という。))の所有する土地で、申請時までに貸付けについての議会の議決等がなされているもの

(イ) 地方公共団体等以外の者の所有する土地で、申請時までに賃貸借の契約等が締結されているもの

ウ 開設時以降二十年以上にわたり使用できる保証を得ることが困難な特別な事情があり、かつ、大学等の教育研究上の目的を達成する上でやむを得ない理由があると認められる場合において、学校教育法に定める当該大学等の修業年限に相当する年数以上にわたり使用できる保証のある校地であつて、イの(ア)及び(イ)のいずれかに該当するもの

(二) 次のいずれかに該当する土地を校地とするときの(二)の規定の適用については、当該校地は、申請時までに自己所有がされている土地とみなす。

ア 法令の規定による制限により、申請時までに所有権の移転登記をすることができない土地で、開設時以降確実に登記できる見込みのあるもの

イ 地方公共団体等の所有する土地で、申請時までに譲渡についての議会の議決等がなされ、寄附行為の認可があれば開設時までにその所有権を取得できる保証のあるもの

ウ ア及びイに定めるもののほか、所有権の移転登記をすることが困難な特別な事情があると認められる場合において、申請時までに仮登記され、かつ、開設時以降確実に登記できる見込みのある土地

(四) 施設は、自己所有がされており、かつ、負担付きの建物等でないこと。ただし、次のいずれかに該当するものは、この限りでない。

ア 現物により負担付きの寄附を受けた施設で、当該負担が申請者の資産状況等からみて長期にわたり使用する上で支障がないと認められるもの

イ 開設時以降二十年以上にわたり使用できる保証のある施設であつて、次のいずれかに該当するもの

(ア) 地方公共団体等の所有する建物等で、申請時までに貸付けについての議会の議決等がなされているもの

(イ) 地方公共団体等以外の者の所有する建物等で、申請時までに賃貸借の契約等が締結されているもの

ウ 開設時以降二十年以上にわたり使用できる保証を得ることが困難な特別な事情があり、かつ、大学等の教育研究上の目的を達成する上でやむを得ない理由があると認められる場合において、学校教育法に定める当該大学等の修業年限に相当する年数以上にわたり使用できる保証のある施設であつて、イの(ア)及び(イ)のいずれかに該当するもの

エ 実務の経験を有する者等を対象とした授業を行う施設(附属施設を除く。)であつ

て、学校教育法に定める当該大学等の修業年限に相当する年数以上にわたり使用できる保証のあるもの

(五) 地方公共団体等の所有する建物等を施設とする場合において、申請時までに譲渡についての議会の議決等がなされ、寄附行為の認可があれば開設時までにその所有権を取得できる保証があるときの(四)の規定の適用については、当該施設は、自己所有がされている建物等とみなす。

(六) 設備は、申請者が所有し、かつ、負担付きのものでないこと。ただし、教育研究に支障がないと認められる場合は、この限りでない。

(七) 校地は、教育研究に支障のないよう開設時までに整備されること。

(八) 大学等(独立大学院大学を除く。)の施設及び設備の整備について、当該整備の計画に照らして二の(五)に規定する設置経費の支払計画が適切に策定されており、教育研究に支障がないと認められるときは、次の表の上欄に掲げる各年次において、整備をした施設及び設備の全体に対する割合が、それぞれ同表の下欄に掲げる大学等の種類に応じた割合以上となるよう段階的に整備することができる。

| 年次    | 大学等の種類に応じた割合 |                |
|-------|--------------|----------------|
|       | 大学           | 短期大学<br>高等専門学校 |
| 開設時まで | 十分の四         | 十分の三           |
| 第一年次中 | 十分の七         | 十分の五           |
| 第二年次中 | 十分の十         | 十分の五           |
| 第三年次中 | ―            | ―              |
| 第四年次中 | ―            | ―              |

(九) 独立大学院大学の施設及び設備の整備について、当該整備の計画に照らして二の(五)に規定する設置経費の支払計画が適切に策定されており、教育研究に支障がないと認められるときは、段階的に整備することができる。

二 設置に必要な財産について

(一) 大学等(独立大学院大学を除く。)の校舎及び設備(図書等を除く。)(二)、第二の二の(三)及び六の(ア)、第四の六の(二)のイ並びに別表第一において同じ(ジ)の整備に要する経費(以下「校舎等経費」という。)(通信教育に係るものを除く。)(ハ)、別表第一の一から三までの各表に定める標準設置経費額以上の額を計上していること。

(二) 現物による寄附がある場合にあつては当該寄附に係る校舎及び設備の価額等、校舎及び設備が借用である場合にあつては当該借用に係る校舎及び設備の評価額等

からみて相当と認められるときは当該校舎及び設備の価額等又は評価額等の範囲で、標準設置経費額を減額することができる。

(二) 大学等の図書等の整備に要する経費は、学部(短期大学及び高等専門学校にあつては、学科)の種類、規模等に応じた必要な額を計上していること。

(四) 独立大学院大学の校舎等経費及び通信教育に係る校舎等経費は、教育研究上の目的を達成するために必要と認められる額を計上していること。

(五) 大学等の校地並びに施設及び設備の整備に要する経費(以下「設置経費」という。)の財源は、寄附金収入により積み立てられた資産を充てるものとし、申請時までに当該設置経費に相当する額の寄附金が収納されていること。

(六) 大学等の設置経費の財源となる寄附金は、寄附申込書のほか、株式会社その他の法人にあつては役員会の決議録その他の資料により、個人にあつては寄附者の収入又は資産の状況を明らかにする納税証明書その他の資料により、当該寄附の事実を確認することができるものであり、かつ、次のいずれにも該当しないものであること。

ア 設置しようとする学校又は専修学校若しくは各種学校(以下「学校等」という。)(ハ)の入学又は入園を条件とするもの  
イ 寄附者が借入金により調達したもの  
ウ 寄附能力がない者からのもの  
エ 施設及び設備の整備に係る契約当事者からのもの  
オ その他大学等の設置経費の財源として適当と認められないもの

(七) 次のいずれかに該当する寄附金等は、(五)の適用については、申請時までに収納されている寄附金とみなす。  
ア 地方公共団体等の寄附金又は補助金であつて、申請時までに予算についての議会の議決等がなされ、当該寄附又は補助の事実を確認できるもの

イ 文部科学大臣の所轄に属する学校法人による寄附金であつて、申請時までに寄附をすることができないやむを得ない事情があり、申請時までに当該寄附及びその時期についての理事会の議決がなされ、かつ、申請者の大学等の設置経費の財源の保有状況に照らして資金計画に支障がないと認められるもの

(八) 大学等の設置経費の財源は、現金、預金又は国債等の有価証券(設置経費の支払時期までに満期日が到来し、額面金額が償還されるものに限る。)(九)により保有されるものであること。

三 経営に必要な財産について  
(一) 大学等(独立大学院大学を除く。)の開設年度の経常経費は、別表第二に定める標準経常経費額以上の額を計上していること。ただし、人件費については、大学等(独立大学院大学を除く。)(ハ)の教育研究実施組織を段階的に整備する場合は、この限りでない。

からみて相当と認められるときは当該校舎及び設備の価額等又は評価額等の範囲で、標準設置経費額を減額することができる。

- (二) 独立大学院大学の開設年度の経常経費は、教育研究上の目的を達成するために必要と認められる額を計上していること。
  - (三) 大学等の開設年度の経常経費の財源は、寄附金収入により積み立てられた資産を充てるものとし、申請時まで開設年度の経常経費に相当する額の寄附金が収納されていること。
  - (四) 大学等の開設年度の翌年度から完成年度までの各年度における経常経費の資金計画の財源は学生納付金収入、寄附金収入、資産運用収入その他の確実に収納される見込みのある資金を充てるものとし、原則として、借入金を用いるものでないこと。
  - (五) 経常経費の資金計画の財源となる学生納付金収入は、その算出根拠となる単価及び学生数が、次に定める事項に関する妥当な資料の分析により合理的に算定されており、確実に収納される見込みがあると認められること。
  - ア 大学等に入学を希望する者の数に関する長期的な動向及び設置する大学等において育成しようとする人材の需要の動向
  - イ 設置する大学等と競合する大学等における収容定員の充足の状況及びその見通しに関する調査の結果
  - ウ 学生募集に関する取組の効果
  - (六) 校地及び校舎が借用の場合には、(三)の規定にかかわらず、原則として、申請時まで大学等の開設年度から完成年度までの経常経費に相当する額の寄附金が収納されていること。
  - (七) 経常経費の財源の取扱いについては、二の(六)から(八)までの規定を準用する。この場合において、二の(七)中「(五)」とあるのは、「(三)の(二)」と読み替えるものとする。
- 四 役員等について
- (一) 理事及び監事は、学校法人の管理運営に必要な知識又は経験を有し、その職務を十分に果たすことができるものと認められ、かつ、学校法人の理事及び監事としてふさわしい社会的信望を有する者であること。
  - (二) 理事及び監事は、他の学校法人の理事又は監事を四以上兼ねていない者であること。
  - (三) 理事長は、学校法人の業務の全般について主導的な役割等を果たすために必要な知識又は経験を有し、その職務を十分に果たすことができるものと認められる者であること。
  - (四) 理事長は、他の学校法人の理事長を二以上兼ねていない者であること。
  - (五) 役員構成は、教育研究実施組織との意思疎通を適切に行うことが可能なものであること。
  - (六) 理事会の運営は、理事相互間の情報及び意見の交換の機会が適切に確保される

- ものであること。
  - (七) 監事の業務に対する支援体制は、適切に構築されるものであること。
  - (八) 理事である評議員以外の評議員は、学校法人の設立後速やかに選任できるよう、その候補者が選定されていること。
  - (九) 学校法人の事務局長その他の幹部職員は、その職務に専念できる者であること。
  - (十) 学校法人の事務局長その他の幹部職員の構成は、役員との配偶者又は親族等に偏らないものであること。
  - (十一) 学校法人の事務を処理するため、設置する大学等の規模に応じた専任の職員を置く適切な事務組織が設けられていること。
  - (十二) 学校法人の管理運営上必要な諸規程の整備その他大学等を設置する学校法人にふさわしい管理運営体制が整えられていること。
- 五 その他
- (一) 文部科学大臣は、第一の規定に基づく認可の審査については、申請者が、私立学校法第三十一条第一項の申請において、偽りその他不正の行為のあった者であつて、当該行為が判明した日から起算して五年以内で相当と認める期間(二)において「特定期間」という。)を経過していないものである場合には、当該認可をしないこと。
  - (二) (一)の規定の適用を受けた者が、特定期間を経過した後申請をする場合は、再発の防止のために必要な措置が講じられていること。
- 第二** 文部科学大臣の所轄に属する学校法人が大学等を設置する場合に係る寄附行為の変更を認可する場合
- 文部科学大臣の所轄に属する学校法人が大学等を設置する場合に係る寄附行為の変更の認可については、次の基準によって審査する。
- 一 校地並びに施設及び設備について
    - (一) 校地並びに施設及び設備については、第一の一の規定を準用する。この場合において、第一の一の(八)及び(九)中「二の(五)」とあるのは、「第一の二の(五)」と読み替えるものとする。
    - (二) 当該学校法人が既に設置している学校等(以下「既設の学校等」という。)に係る教育事業その他の事業において使用する施設及び設備であつて、教育又は研究の用に供しようとするものがある場合は、当該施設及び設備の転用又は共用(以下「転共用」という。)をすることができ、
    - 二 設置に必要な財産について
      - (一) 大学等の設置経費の財源は、寄附金収入、資産売却収入その他学校法人の負債とならない収入により積み立てられた資産(以下「寄附金等の資産」という。)を充てるものとし、申請時まで当該設置経費に相当する額の寄附金等の資産を保有していること。

(二) 大学等の設置経費及び開設年度の経常経費(以下「設置経費等」という。)に相当する額の寄附金等の資産を保有している場合には、大学等の設置経費の財源に借入金を用いても差し支えない。ただし、当該借入金の額は、当該設置経費等の額の二分の一を超えることができない。

(三) 既設の学校等の施設及び設備の転共用をする場合で、次の要件を満たすときは、当該施設及び設備の帳簿価額等の範囲で、標準設置経費額を減額することができる。

ア 転共用をする施設及び設備が教育研究上の目的を達成するために必要なものであると認められること。

イ 転共用をする施設及び設備の整備のためにした借入金(転共用をする施設の整備のためにした借入金については、当該施設の自己資金率(当該転共用をする施設の帳簿価額に対する当該帳簿価額から当該借入金の残額を減じた額の割合をいう。)が大学等における当該施設の使用割合(当該施設の全体の面積に対する大学等において使用する面積の割合)当該施設を他の大学等と共用する場合にあっては、大学等において使用する面積により按分したものの割合をいう。)を下回るものに限る。以下同じ。)が償還中である場合には、次に掲げる要件のすべてに該当していること。

(ア) 当該借入金の額と設置経費等に充てる借入金の額との合計額が設置経費等の額の二分の一を超えないこと。

(イ) 申請時において、当該借入金に相当する額の財源として、寄附金等の資産を保有していること。

(ウ) 申請者の資産状況等からみて当該借入金に対する適正な償還計画が策定され、かつ、転共用をする施設及び設備の帳簿価額が当該借入金の残額を上回っていること。

(四) 設置に必要な財産に係るその他の事項については、第一の二(五)を除く。)の規定を準用する。この場合において、第一の二(六)の「ア中「への」とあるのは「及び既設の学校等への」と、第一の二(七)中「寄附金等」とあるのは「寄附金等の資産」と、「(五)」とあるのは「第二の二(一)」と、「収納されている寄附金」とあるのは「保有している寄附金等の資産」と読み替えるものとする。

### 三 経営に必要な財産について

(一) 大学等の開設年度の経常経費の財源は、寄附金等の資産を充てるものとし、申請時までに開設年度の経常経費に相当する額の寄附金等の資産を保有していること。

(二) 二(二)の規定は、大学等の経常経費の財源に借入金を充てる場合について準用する。

(三) 経営に必要な財産に係るその他の事項については、第一の三(三)を除く。)の規定を準用する。この場合において、第一の三(五)のうち「学生募集」とあるのは「第二の五(一)」に規定する既設の大学等における収容定員の充足の状況及びその見通

し並びに学生募集」と、第一の三(六)中「(三)」とあるのは「第二の三(一)」と、「寄附金が収納されて」とあるのは「寄附金等の資産を保有して」と、第一の三(七)中「二(六)」とあるのは「第一の二(六)」と、「二(七)中「(五)」とあるのは、「三(三)」とあるのは「第一の二(六)の「ア中「への」とあるのは「及び既設の学校等への」と、第一の二(七)中「寄附金等」とあるのは「寄附金等の資産」と、「(五)」とあるのは「第二の三(一)」と、「収納されている寄附金」とあるのは「保有している寄附金等の資産」と読み替えるものとする。

### 四 役員等について

役員等については、第一の四(八)を除く。)の規定を準用する。

### 五 既設の学校等について

(一) 当該学校法人が既に設置している大学等(以下「既設の大学等」という。)の校地並びに施設及び設備については、第一の一(一)の規定を準用する。

(二) 既に置かれている学部又は学科(大学設置基準第四十一条に規定する学部等連係課程実施基本組織及び短期大学設置基準第三条の二第一項に規定する学科連係課程実施学科を除く。)の収容定員充足率(当該認可の申請をする年度の五月一日現在の収容定員(通信教育に係るものを除く。)の数に対する学生(通信教育に係る課程に在籍する者を除く。)の数の割合(当該割合の小数点以下二位未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。)をいう。(三)において同じ。)が、〇・五を上回ること。この場合において、大学に置かれる学部の学科ごと(修業年限が異なる場合は学科について、短期大学に置かれる学科ごと)に修業年限が異なる場合は専攻課程について算定するものとする。

(三) 既に置かれている学部又は学科の収容定員充足率が著しく高いものでないこと。この場合において、収容定員充足率の算定単位については、(二)後段の規定を準用する。

(四) 既設の大学等又は既設の大学等に既に置かれている学部等(大学等に置く学部、学科、大学院又は大学院の研究科をいう。(以下「既設の学部等」という。)に、第一から第四までの規定に基づく認可を受け、開設後学校教育法に定める修業年限に相当する年数を経過していないものがある場合、当該認可に係る大学等又は学部等の設置に関する計画が確実に履行されていること。

(五) 既設の学校等のためにした借入金その他の負債は、適正な償還計画が策定され、かつ、その償還が適正に行われていること。

(六) 学校法人の負債の状況について、開設年度の前々年度の末日における負債率(総資産額に対する前受金を除く総負債額(設置経費等に借入金を充てる場合にあっては、当該借入金を含む。)の割合をいう。以下同じ。)は、〇・二五以下であること。

(七) 開設年度の前々年度及び開設年度の初日の属する年の三年前の年の四月一日の

属する年度において基本金組入前当年度収支差額が零を上回っており、かつ、開設年度の前年度から完成年度までの各年度において基本金組入前当年度収支差額が零を上回る見込みがあると認められる場合には、(六)の規定にかかわらず、負債率は、〇・三三以下であること。

(八) 校地の再評価(校地について、次に定めるいずれかの方法による評価を行い、当該校地の価額を算出することをいう。)を行った後の総資産額により算出した場合における負債率が〇・二五以下であるときの(六)の規定の適用については、負債率は、〇・二五以下であるとみなす。

ア 不動産鑑定士の鑑定評価によるもの  
イ 地価公示法(昭和四十四年法律第四十九号)第六条第二号に定める標準地の単位面積当たりの価格に基づき算出するもの(再評価の対象となる土地が標準地又はその隣接地である場合に限る。)

ウ 国土利用計画法施行令(昭和四十九年政令第三百八十七号)第九条に定める基準地の単位面積当たりの標準価格に基づき算出するもの(再評価の対象となる土地が基準地又はその隣接地である場合に限る。)

エ 相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)による路線価及びその財産評価の方式に基づき算出するもの

(九) 既設の学校等のための負債に係る償還計画において、開設年度の初日の属する年の三年前の年の四月一日の属する年度から完成年度までの各年度における負債償還率(借入金等返済支出から短期借入金(当該借入れを行う年度内に償還期限が到来するものに限る。))に係る支出を控除したものの額と借入金等利息支出の額との合計額が事業活動収入の額に占める割合をいう。)が〇・二以下であること。

(十) 余裕金等により借入金の償還期限を繰り上げて償還を行った場合であつて、借入金等返済支出から当該借入金の元本に相当する金額を控除した額により算出した場合における負債償還率が〇・二以下であるときの(九)の規定の適用については、負債償還率は、〇・二以下であるとみなす。

(十一) 偽りその他不正の手段により私立学校振興助成法(昭和五十年法律第六十一号)の規定による補助金(以下(十一)において単に「補助金」という。)の交付を受け、又は補助金の他の用途への使用その他補助金の交付条件に違反したことにより、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)第十八条又は第十九条(日本私立学校振興・共済事業団法(平成九年法律第四十八号)第二十七条において準用する場合を含む。))の規定による返還又は納付を命ぜられた場合において、その履行を完了していること。

(十二) (一)から(十一)までに定めるもののほか、申請者及び既設の学校等の管理運営について、著しく適正を欠く事実がないこと。

## 六 改組転換について

大学(専門職大学を除く。以下六及び第四の六において同じ。)若しくは大学の学部を廃止して、その教育研究実施組織、施設及び設備を基に、新たに専門職大学を設置する場合であつて、当該専門職大学の入学定員が当該廃止に係る大学若しくは大学の学部の入学定員の百分の百十以下である改組転換又は短期大学(専門職短期大学を除く。以下六及び第四の六において同じ。)若しくは短期大学の学科を廃止して、その教育研究実施組織、施設及び設備を基に、新たに大学、専門職大学若しくは専門職短期大学を設置する場合であつて、当該大学、専門職大学若しくは専門職短期大学の入学定員が当該廃止に係る短期大学若しくは短期大学の学科の入学定員の百分の百十以下である改組転換は、次のとおり取り扱う。

ア 二(四)において準用する第一の二(二)の規定にかかわらず、校舎及び設備の整備に要する経費については、校舎及び設備の状況が教育研究に支障がないと認められる範囲で、標準設置経費額を減額することができること。

イ 二(三)のイの規定は、当該転換に係る施設及び設備の整備のためにした借入金については、適用しないこと。

ウ 五(六)の規定にかかわらず、設置経費等の財源に借入金を充てない場合には、負債率は、〇・三三以下であること。

## 七 その他

(一) 文部科学大臣は、第二の規定に基づく認可の審査については、申請者が、私立学校法第三十一条第一項(同法第六十四条第七項において準用する場合を含む。)(又は同法第四十五条の申請(文部科学大臣への申請に限る。))若しくは文部科学大臣への届出(私立学校法施行規則(昭和二十五年文部省令第十二号)第四条の三第一項第一号の事項に関する届出に限る。))において、偽りその他不正の行為のあつた者であつて、当該行為が判明した日から起算して五年以内で相当と認める期間(二)において「特定期間」という。)を経過していないものである場合には、当該認可をしないこと。

(二) (一)の規定の適用を受けた者が、特定期間を経過した後申請をする場合は、再発の防止のために必要な措置が講じられていること。

**第三** 都道府県知事の所轄に属する学校法人等が大学等を設置する場合に係る寄附行為の変更等を認可する場合

都道府県知事の所轄に属する学校法人が大学等を設置する場合に係る寄附行為の変更及び私立学校法第六十四条第四項の法人が大学等を設置する場合に係る組織変更の認可については、次の基準によつて審査する。

## 一 校地並びに施設及び設備について

校地並びに施設及び設備については、第二の一の規定を準用する。

## 二 設置に必要な財産について

設置に必要な財産については、第二の二の規定を準用する。この場合において、第二の二の(四)中「第二の二の(一)」とあるのは、「第三の二において準用する第二の二の(一)」と読み替えるものとする。

### 三 経営に必要な財産について

経営に必要な財産については、第二の三の規定を準用する。この場合において、第二の三の(三)中「第一の三の(五)のうち「学生募集」とあるのは「第二の五の(一)に規定する既設の大学等における収容定員の充足の状況及びその見通し並びに学生募集」と、第一の三の(六)中「とあるのは「第一の三の(六)中」と、「第二の三の(一)」とあるのは「第三の三において準用する第二の三の(一)」と読み替えるものとする。

### 四 役員等について

役員等については、第二の四の規定を準用する。

### 五 既設の学校等について

既設の学校等については、第二の五の(五)から(十二)までの規定を準用する。

### 六 その他

その他については、第二の七の規定を準用する。この場合において、第二の七の(一)中「第二」とあるのは、「第三」と読み替えるものとする。

### 第四 文部科学大臣の所轄に属する学校法人が学部等を設置する場合に係る寄附行為の変更を認可する場合

文部科学大臣の所轄に属する学校法人が学部等を設置する場合に係る寄附行為の変更の認可については、次の基準によって審査する。

#### 一 校地並びに施設及び設備について

校地並びに施設及び設備については、第二の一の規定を準用する。この場合において、第二の一の(一)中「第一の一の(八)及び(九)中「二の(五)」とあるのは、「とあるのは、「第一の一の(一)、(二)、(四)及び(八)中「大学等」とあるのは「学部等」と、第一の一の(二)中「独立大学院大学(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第百三条に定める大学をいう。以下同じ。)」とあるのは「大学院及び大学院の研究科」と、第一の一の(八)及び(九)中「独立大学院大学」とあるのは「大学院及び大学院の研究科」と、「二の(五)」とあるのは「と読み替えるものとする。」

#### 二 設置に必要な財産について

設置に必要な財産については、第二の二の規定を準用する。この場合において、第二の二の(一)から(三)まで中「大学等」とあるのは「学部等」と、第二の二の(四)中「第一の二の(六)」とあるのは「第一の二の(一)、(三)、(六)及び(八)中「大学等」とあるのは「学部等」と、第一の二の(一)及び(四)中「独立大学院大学」とあるのは「大学院及び大学院の研究科」と、第一の二の(六)」と、「第二の二の(一)」とあるのは「第四の二において準用する第二の二の(一)」と読み替えるものとする。

### 三 経営に必要な財産について

経営に必要な財産については、第二の三の規定を準用する。この場合において、第二の三の(一)及び(二)中「大学等」とあるのは「学部等」と、第二の三の(一)中「申請時」とあるのは「開設時」と、「保有している」とあるのは「保有する見込みがある」と、第二の三の(二)中「準用する」とあるのは「準用する。この場合において、「大学等」とあるのは、「学部等」と読み替えるものとする」と、第二の三の(三)中「(三)を除く」とあるのは「(一)、(三)及び(六)を除く」と、「第一の三の(五)」とあるのは「第一の三の(二)中「独立大学院大学」とあり、第一の三の(四)中「大学等」とあるのは「学部等」と、第一の三の(五)」と、「第一の三の(六)中「(三)」とあるのは「第二の三の(一)」と、「寄附金が収納されて」とあるのは「寄附金等の資産を保有して」と、第一の三の(七)中「とあるのは「第一の三の(七)中」と、「第一の二の(六)の(ア)中」とあるのは「第一の二の(六)から(八)まで中「大学等」とあるのは「学部等」と、第一の二の(六)の(ア)中」と、「(五)」とあるのは「第二の三の(一)」とあるのは「(五)」とあるのは「第四の三において準用する第二の三の(一)」と読み替えるものとする。

### 四 役員等について

役員等については、第二の四の規定を準用すること。

### 五 既設の学校等について

既設の学校等については、第二の五の規定を準用する。

### 六 改組転換等について

(一) 大学若しくは大学の学部を廃止して、その教育研究実施組織、施設及び設備を基に、新たに専門職学部を設置する場合であつて、当該専門職学部の入学定員が当該廃止に係る大学若しくは大学の学部の入学定員の百分の百以下である改組転換又は短期大学若しくは短期大学の学科を廃止して、その教育研究実施組織、施設及び設備を基に、新たに学部、専門職学部若しくは専門職学科を設置する場合であつて、当該学部、専門職学部若しくは専門職学科の入学定員が当該廃止に係る短期大学若しくは短期大学の学科の入学定員の百分の百以下である改組転換については、第二の六の規定を準用する。この場合において、第二の六の(ア)中「二の(四)」において準用する第一の二の(一)」とあるのは「第四の二において準用する第二の二の(四)」において準用する第一の二の(一)」と、第二の六の(イ)中「二の(三)のイ」とあるのは「第四の二において準用する第二の二の(三)のイ」と、第二の六の(ウ)中「五の(六)」とあるのは「第四の五において準用する第二の五の(六)」と読み替えるものとする。

(二) 二以上の大学等を設置する学校法人が、一の大学等(高等専門学校を除く。以下(二)において同じ。)若しくはその学部等(高等専門学校の学科を除く。以下(二)において同じ。)を廃止して、その教育研究実施組織、施設及び設備を基に、当該学校法

人が設置する他の大学等に学部等を設置する場合において、当該学部等について、当該廃止に係る学部等からの授与する学位の種類及び分野の変更並びに収容定員の増加を伴わないとき又は一の高専専門学校若しくはその学科を廃止して、その教育研究実施組織、施設及び設備を基に、当該学校法人が設置する他の高専専門学校に学科を設置する場合において、当該学科について、当該廃止に係る学科からの分野の変更及び収容定員の増加を伴わないときは、教育研究に支障がないと認められる場合に限り、次のとおり取り扱う。ただし、(三)に規定する場合は、この限りでない。

ア 二において準用する第二の二の(四)において準用する第一の二の(一)の規定にかかわらず、校舎及び設備の状況が教育研究に支障がないと認められる範囲で、標準設置経費額を減額することができること。

イ 二において準用する第二の二の(三)の規定は、適用しないこと。

ウ 五において準用する第二の五の(五)から(十)までの規定は、適用しないこと。この場合において、既設の大学等又は既設の学部等のためにした借入金その他の負債は、その償還が適正に行われており、かつ、適正な償還計画が策定されていること。

(三) 二以上の大学等を設置する学校法人が、一の大学等(高専専門学校を除く。以下(三)において同じ。)若しくはその学部等(高専専門学校の学科を除く。以下(三)において同じ。)を廃止して、その組織並びに校地並びに施設及び設備の同一性を保持しつつ、当該学校法人が設置する他の大学等に学部等を設置する場合又は一の高専専門学校若しくはその学科を廃止して、その組織並びに校地並びに施設及び設備の同一性を保持しつつ、当該学校法人が設置する他の高専専門学校の学科を設置する場合においては、次のとおり取り扱う。

ア 一において準用する第二の一の(一)において準用する第一の一の(七)から(九)までの規定は、適用しないこと。

イ 二において準用する第二の二の(四)において準用する第一の二の(一)の規定にかかわらず、校舎及び設備の状況が教育研究に支障がないと認められる範囲で、標準設置経費額を減額することができること。

ウ 二において準用する第二の二の(三)の規定は、適用しないこと。

エ 三において準用する第二の三の(三)において準用する第一の三の(四)及び(五)の規定は、適用しないこと。

オ 五において準用する第二の五の(五)から(十)までの規定は、適用しないこと。この場合において、既設の大学等又は既設の学部等のためにした借入金その他の負債は、その償還が適正に行われており、かつ、適正な償還計画が策定されていること。

七 その他

その他については、第二の七の規定を準用する。この場合において、第二の七の(一)中「第二」とあるのは「第四」と読み替えるものとする。

## 第五 設置者の変更に係る文部科学大臣の所轄に属する学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更等を認可する場合

設置者の変更に係る文部科学大臣の所轄に属する学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更並びに私立学校法第六十四条第四項の法人の組織変更の認可については、次の基準によって審査する。ただし、設置者の変更は、大学等又は学部等の組織並びに校地並びに施設及び設備の同一性を保持しつつ行われるものであることを要するものとし、当該変更後の財務状況等を勘案し、必要と認められる場合は、負債率及び負債償還率に係る基準を弾力的に取り扱うことができる。

一 設置者の変更により大学等の設置者となる学校法人の寄附行為の認可について

(一) 校地並びに施設及び設備については、第一の一の規定(七)から(九)までを除く。(一)を準用する。

(二) 設置に必要な財産については、第一の二(一)から(三)までを除く。(一)の規定を準用する。この場合において、第一の二の(四)中「独立大学院大学の設置経費及び通信教育に係る」とあるのは、「大学等の」と読み替えるものとする。

(三) 経営に必要な財産については、第一の三(一)及び(五)を除く。(一)の規定を準用する。この場合において、第一の三の(二)中「独立大学院大学」とあるのは「大学等」と、第一の三の(三)中「申請時」とあるのは「開設時」と、「収納されている」とあるのは「収納される見込みがある」と、第一の三の(六)中「開設年度」とあるのは「開設年度の翌年度」と、第一の三の(七)中「二」とあるのは「第一の二」と、「三の(三)」とあるのは「第五の一の(三)において準用する第一の三の(三)」と読み替えるものとする。

(四) 役員等については、第一の四の規定を準用する。

(五) その他については、第一の五の規定を準用する。この場合において、第一の五の(一)中「第一」とあるのは、「第五」と読み替えるものとする。

二 設置者の変更により大学等の設置者となる学校法人の寄附行為の変更及び私立学校法第六十四条第四項の法人の組織変更の認可について

(一) 校地並びに施設及び設備については、第二の一の(一)前段及び(二)の規定を準用する。この場合において、第二の一の(一)中「第一の一」とあるのは、「第一の一(七)から(九)までを除く。(一)と読み替えるものとする。

(二) 設置に必要な財産については、第二の二(三)を除く。(一)の規定を準用する。この場合において、第二の二の(四)中「(五)を除く」とあるのは「(一)から(三)まで及び(五)を除く」と、「この場合において」とあるのは「この場合において、第一の二の(四)中「独立大学院大学の校舎等経費及び通信教育に係る」とあるのは「大学等の」と」と、「第二の一の(一)」とあるのは「第五の二の(二)において準用する第二の二の(一)」と読み替えるものとする。

(一)中「第二」とあるのは「第四」と読み替えるものとする。



(三) 経営に必要な財産については、第二の三の規定を準用する。この場合において、第二の三の(一)中「申請時」とあるのは「開設時」と、「保有している」とあるのは「保有する見込みがある」と、第二の三の(三)中「(三)を除く」とあるのは「(一)、(三)及び(五)を除く」と、「(五)のうち「学生募集」とあるのは「第二の五の(一)に規定する既設の大学等における収容定員の充足の状況及びその見通し並びに学生募集」とあるのは「(二)中「独立大学院大学」とあるのは「大学等」と、「第二の三の(一)」とあるのは「第五の二の(三)において準用する第二の三の(一)」と、「寄付金が」とあるのは「開設年度」とあるのは「開設年度の翌年度」と、「寄附金が」と読み替えるものとする。

(四) 役員等については、第二の四の規定を準用する。

(五) 既設の学校等については、第二の五の規定を準用する。ただし、都道府県知事の所轄に属する学校法人が設置者の変更により文部科学大臣の所轄に属する学校法人となる場合は、第二の五の(一)から(四)までの規定は、準用しない。

(六) その他については、第二の七の規定を準用する。この場合において、第二の七の(一)中「第二」とあるのは、「第五」と読み替えるものとする。

三 設置者の変更により学部等(学部の学科を除く。以下三において同じ。)の設置者となる学校法人の寄附行為の変更の認可について

(一) 校地並びに施設及び設備については、第二の一の規定を準用する。この場合において、第二の一の(一)中「第一の一の規定」とあるのは「第一の一(七)から(九)までを除く。(一)の規定」と、「第一の一の(八)及び(九)中「二の(五)」とあるのは、「第一の二の(五)」とあるのは「第一の一の(一)、(二)及び(四)において「大学等」とあるのは「学部等」と、第一の一の(二)において「独立大学院大学(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第百三条に定める大学をいう。以下同じ。)」とあるのは「大学院及び大学院の研究科」と読み替えるものとする。

(二) 設置に必要な財産については、第二の二(三)を除く。(一)の規定を準用する。この場合において、第二の二の(一)及び(二)中「大学等」とあるのは「学部等」と、第二の二の(四)中「(五)を除く」とあるのは「(一)から(三)まで及び(五)を除く」と、「この場合において」とあるのは「この場合において、第一の二の(四)中「独立大学院大学の校舎等経費及び通信教育に係る」とあるのは「学部等」と、第一の二の(六)から(八)まで中「大学等」とあるのは「学部等」と、「第二の二の(一)」とあるのは「第五の三の(二)において準用する第二の二の(一)」と読み替えるものとする。

(三) 経営に必要な財産については、第二の三の規定を準用する。この場合において、第二の三の(一)及び(二)中「大学等」とあるのは「学部等」と、第二の三の(一)中「申請時」とあるのは「開設時」と、「保有している」とあるのは「保有する見込みがある」と、第二の三の(二)中「準用する」とあるのは「準用する。この場合において、

「大学等」とあるのは、「学部等」と読み替えるものとする」と、第二の三の(三)中「(三)を除く」とあるのは「(一)、(三)、(五)及び(六)を除く」と、「(五)のうち「学生募集」とあるのは「第二の五の(一)に規定する既設の大学等における収容定員の充足の状況及びその見通し並びに学生募集」と、第一の三の(六)中「(三)」とあるのは「第二の三の(一)」と、「寄附金が収納されて」とあるのは「寄附金等の資産を保有して」とあるのは「(二)中「独立大学院大学」とあるのは「学部等」と、第一の三の(四)中「大学等」とあるのは「学部等」と、「第一の二の(六)の(六)」とあるのは「第一の二の(六)から(八)まで中「大学等」とあるのは「学部等」と、第一の二の(六)の(六)中「(五)」とあるのは「第二の三の(一)」とあるのは「(五)」とあるのは「第五の三の(三)において準用する第二の三の(一)」と読み替えるものとする。

(四) 役員等については、第二の四の規定を準用する。

(五) 既設の学校等については、第二の五(六)から(十)までを除く。(一)の規定を準用する。

(六) その他については、第二の七の規定を準用する。この場合において、第二の七の(一)中「第二」とあるのは、「第五」と読み替えるものとする。

四 一、二及び三における校地並びに施設及び設備の取扱の特例について

(一) 一の(一)において準用する第一の一の(二)の規定並びに二の(一)及び三の(一)において準用する第二の一の(一)において準用する第一の一の(二)の規定にかかわらず、校地が、申請時まで自己所有がされることが困難な事情があると認められる場合であつて、相手方の学校法人(設置者の変更により大学等又は学部等の設置者でなくなる学校法人をいう。(二)において同じ。)の理事会において、開設時までに当該校地の所有権を移転させる議決等が申請時までになされているときは、申請時まで自己所有がされているとみなす。

(二) 一の(一)において準用する第一の一の(四)及び(六)並びに二の(一)及び三の(一)において準用する第二の一の(一)において準用する第一の一の(四)及び(六)の規定にかかわらず、施設又は設備が、開設時までに自己所有又は所有がされることが困難な特別の事情があると認められる場合であつて、相手方の学校法人の理事会において、開設時までに当該施設又は設備の所有権を移転させる議決等が申請時までになされているときは、自己所有又は所有がされているとみなす。

五 設置者の変更により大学等又は学部等の設置者でなくなる学校法人の寄附行為の変更(所轄庁が都道府県知事に変更となる場合を除く。(一)の認可について

(一) 役員等については、第二の四の規定を準用する。

(二) 既設の学校等については、第二の五の(一)の規定を準用する。

## 第六 その他

一 文部科学大臣は、第一から第五までの規定に基づく認可をしたときは、申請者の同

意を得て、当該認可に係る大学等の校地並びに施設及び設備に関する事項の概要及び二に規定する事項その他必要な事項をインターネットの利用その他適切な方法により公表するものとする。

二 文部科学大臣は、第一から第五までの規定に基づく認可を受けた者が、当該認可に係る大学等及び学部等の設置等に関する計画(三において単に「計画」という。)を履行するに当たって遵守すべき事項及び充実することが望まれる事項(三において単に「附帯事項」という。)があるとき、当該者に対し、当該事項の内容を通知するものとする。

三 文部科学大臣は、第一から第五までの規定に基づく認可に係る計画及び附帯事項の履行の状況及び学校法人の経営の実態を確認するため必要があるときは、書類、実地等による調査を実施するものとする。

(平一九文科告六八・平一九文科告一四六・平二四文科告二七・平二五文科告一九・平二六文科告一八・平二七文科告二八・平二八文科告一三・平二九文科告二二四・令元文科告一・令二文科告一四・令四文科告一三〇・令五文科告一〇・一部改正)

#### 附則

本告示による改正後の第二の四の四のア(第三の四、第四の四及び第五の二において準用する場合を含む。)の規定中負債率を算出する日に係る部分は、平成二十一年度を開設年度とする申請の審査から適用し、平成二十年度を開設年度とするものについては、なお従前の例による。

#### 附則 (平一九・五・一文科告六十八)

1 この告示は、公布の日から施行する。

2 この告示による改正後の学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準の規定は、平成二十年度を開設年度とする申請の審査から適用する。

#### 附則 (平二一・三・二文科告三十)

この告示は、公布の日から実施する。

#### 附則 (平二一・五・十五文科告八十一)

この告示は、公布の日から施行する。

#### 附則 (平二二・二・二六文科告三十九)

この告示は、公布の日から施行する。

#### 附則 (平二三・二・二五文科告二十七)

この告示は、平成二十三年三月一日から施行する。

#### 附則 (平二四・二・二八文科告二十七)

この告示は、平成二十四年三月一日から施行する。

#### 附則 (平二五・二・二八文科告十九)

この告示は、平成二十五年三月一日から施行する。

#### 附則 (平二六・二・二六文科告十八)

この告示は、平成二十六年三月一日から施行する。

#### 附則 (平二六・九・二六文科告百三十四)

この告示は、平成二十六年十月一日から施行する。

#### 附則 (平二七・二・二七文科告二十八)

この告示は、平成二十七年三月一日から施行する。

#### 附則 (平二七・九・十六文科告百五十二)

この告示は、平成二十七年十月一日から施行する。

#### 附則 (平二八・二・二九文科告十三)

この告示は、平成二十八年三月一日から施行する。

#### 附則 (平二八・九・十二文科告百二十七)

この告示は、平成二十八年十月一日から施行する。

#### 附則 (平二九・九・二十九文科告百二十四)

この告示は、平成二十九年十月一日から施行する。

#### 附則 (平三〇・二・二八文科告二十六)

この告示は、平成三十年三月一日から施行する。

#### 附則 (平三〇・九・十九文科告百七十五)

この告示は、平成三十年十月一日から施行する。

#### 附則 (令元・五・十〇文科告一)

この告示は、公布の日から施行する。

#### 附則 (令元・九・二〇文科告六十六)

この告示は、令和元年十月一日から施行する。

#### 附則 (令二・九・二九文科告百十四)

この告示は、令和二年十月一日から施行する。

#### 附則 (令三・九・二七文科告百五十九)

この告示は、令和三年十月一日から施行する。

#### 附則 (令和四年九月二二日文科科学省告示第一二三号)

この告示は、公布日から施行し、令和六年度に行おうとする大学の設置等(大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則(平成十八年文科科学省令第十二号)第一条に規定する大学の設置等をいう。)に係る審査から適用する。

#### 附則 (令和四年九月三〇日文科科学省告示第一三〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この告示は、大学設置基準等の一部を改正する省令の施行の日(令和四年十月一日)から施行する。

**附則**（令和五年三月一日文部科学省告示第一〇号）

（施行期日）

第一条 この告示は、令和五年三月一日から施行する。

（認可の申請に係る審査に関する経過措置）

第二条 令和六年度に行おうとする私立の大学の設置等（大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則（平成十八年文部科学省令第十二号）第一条に規定する大学の設置等（大学の大学院の研究科の専攻及び専攻の課程の変更を除く。）をいう。）に伴う学校法人の寄附行為の認可又は寄附行為の変更の認可（以下「私立大学等の寄附行為の認可等」という。）の申請に係る審査については、別表第一に係るものを除き、なお従前の例による。

第三条 令和七年度に行おうとする私立大学等の寄附行為認可等の申請に係る審査における改正後の第二の五の（二）（これを準用する場合を含む。）の規定の適用については、「既に置かれている」とあるのは、「学部等を置こうとする大学等に既に置かれている」と読み替える。

**附則**（令和五年九月二日文科科学省告示第一〇五号）

この告示は、公布の日から施行し、令和七年度に行おうとする大学の設置等（大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則（平成十八年文部科学省令第十二号）第一条に規定する大学の設置等をいう。）に係る審査から適用する。

**別表第一** 標準設置経費額（第一の二の（一）、第二の二の（四）、第三の二及び第四の二

関係）

一 大学

（一） 収容定員が八〇〇人未満（医学関係及び歯学関係にあつては七二〇人未満）の場合

（単位：百万円）

| 経費の区分       | 学部の種類          |                        |       |                   |
|-------------|----------------|------------------------|-------|-------------------|
|             | 人文科学関係又は社会科学関係 | 自然科学関係（医学関係及び歯学関係を除く。） | その他   | 医学関係（うち附属病院分）     |
| 校舎の整備に要する経費 | 六八八            | 一、四〇四                  | 九三二   | 一七、一九五<br>（二、三七八） |
| 設備の整備に要する経費 | 三八             | 七五八                    | 一四九   | 七、二二九<br>（五、三八三）  |
| 合計          | 七二六            | 二、一六二                  | 一、〇八〇 | 二四、四二四<br>（二、九一一） |
|             |                |                        |       | 六、七九八<br>（三、二六〇）  |

備考

一 収容定員が四〇〇人の場合における標準設置経費額は、この表に定める校舎の整備に要する経費の額と設備の整備に要する経費の額とを合計して得た額とする。この場合において、各経費の区分ごとに、それぞれこの表に定める額以上であることを要する。

二 施設の整備に要する経費には、建築工事費のほか、給排水、衛生ガス、冷暖房、電気通信その他の建築附帯工事費を含む。（以下別表第一において同じ。）

三 設備の整備に要する経費には、図書等の整備に要する経費を含まない。（以下別表第一において同じ。）

四 この表に掲げる学部の種類は、大学設置基準別表第一若しくは第三又は専門職大学設置基準別表第一若しくは第二に掲げる学部の種類の例による。この場合において

て、次のアからオまでに掲げる区分に応じ、それぞれおおむね当該アからオまでに定める学部の種類を含むものとする。(別表第一の(一)(二)の表において同じ。)

ア 人文科学関係又は社会科学関係 文学関係、法学関係、経済学関係及び社会学・社会福祉学関係

イ 自然科学関係(医学関係及び歯学関係を除く。) 理学関係、工学関係、農学関係、獣医学関係及び薬学関係

ウ その他 教育学・保育学関係、家政関係、美術関係、音楽関係、体育関係及び保健衛生学関係

エ 医学関係 医学関係  
オ 歯学関係 歯学関係

五 八〇〇人未満で四〇〇人以外の収容定員の場合における標準設置経費額は、次のア及びイに掲げる経費の区分に応じ、この表に定める額に、それぞれ当該ア及びイに定める割合を乗じて得た額を合計した額とする。

ア 校舎の整備に要する経費 収容定員が四〇〇人の場合の基準面積に対する当該四〇〇人以外の収容定員の場合の基準面積の割合

イ 設備の整備に要する経費 四〇〇人以上に対する当該四〇〇人以外の収容定員の割合

六 大学設置基準第四十五条第一項又は専門職大学設置基準第五十七条第一項に規定する共同学科(以下「大学の共同学科」という。)を置く学部における標準設置経費額は、第一号及び前号の規定にかかわらず、当該学部における大学の共同学科以外の学科を一の学部とみなした場合の標準設置経費額に、大学の共同学科に係る標準設置経費額を加えた額とする。

七 第五号において、基準面積とは、第四号のアからオまでに掲げる区分に応じ、当該アからオまでに含まれる学部の種類(ただし、同号のウについては、当分の間、教育学・保育学関係を除く。)の大学設置基準別表第三のイ若しくはロの表又は専門職大学設置基準別表第二のイの表に定める基準校舎面積(以下別表第一の一において単に「基準校舎面積」という。)のうち、その面積が最小である当該面積をいう。(別表第一の一の(一)(二)の表において同じ。)

八 既設の学部(共同学科を除く。)を設置する場合の標準設置経費額は、当該学部(共同学科を置く学部にあつては、当該学部における大学の共同学科以外の学科の収容定員を合わせて一の学部とみなしたものをいう。以下この号において同じ。)に当該学科を設置した場合の標準設置経費額に当該学部(共同学科を置いた場合)の当該学部の収容定員に対する当該学科の収容定員の割合を乗じて得た額とする。(別表第一の一の(二)の表において同じ。)

九 大学の共同学科に係る標準設置経費額は、それぞれの大学の共同学科の収容定員を合わせて一の学部とみなした場合の当該学部の標準設置経費額(以下この号におい

て「全体標準設置経費額」という。)をこれらの学科に係る収容定員の割合に応じて按分した額とする。ただし、それぞれの大学の共同学科に係る校舎及び設備の整備に要する経費を合計した額が、全体標準設置経費額を超え、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合には、この限りでない。(別表第一の(一)(二)の表において同じ。)

十 大学設置基準等の定めにより基準校舎面積を下回る場合の標準設置経費額は、経費の区分に応じ、第一号から前号までの規定を適用して得た額に、それぞれ次のア又はイに定める割合(ア及びイの適用を受ける場合は当該それぞれの割合を合計した割合)を乗じて得た額を合計した額とする。(別表第一の(一)(二)の表において同じ。)

ア 大学設置基準別表第三のイ(ロ)の表備考第二号又は専門職大学設置基準別表第二のイの表備考第五号の規定に基づき基準校舎面積を減じる場合にあつては、減じる前の基準校舎面積に対する減じた後の当該面積の割合(「専門職大学等特例割合」という。)

イ 大学設置基準第五十七条により同令第三十七条の二の規定の全部若しくは一部に よらない場合及び専門職大学設置基準第七十六条の規定により同令第四十七条の規定の全部若しくは一部によらない場合であつて、基準校舎面積を下回る場合にあつては、基準校舎面積に対する実際の校舎面積の割合(「大学等特例認定割合」という。)

(二) 収容定員が八〇〇人以上(医学関係及び歯学関係にあつては七二〇人以上)の場合

(単位：百万円)

| 経費の区分       | 学 部 の 種 類      |                        |       |                                   |
|-------------|----------------|------------------------|-------|-----------------------------------|
|             | 人文科学関係又は社会科学関係 | 自然科学関係(医学関係及び歯学関係を除く。) | その他   | 医学関係(うち附属病院分)                     |
| 校舎の整備に要する経費 | 一、〇三二          | 一、八八三                  | 一、三五九 | 一九、九一九<br>(二五、四九四)                |
| 設備の整備に要する経費 | 七四             | 一、五一五                  | 二九五   | 九、六八六<br>(六、九二二)                  |
| 合計          | 一、一〇六          | 三、三九八                  | 一、六五四 | 二九、六〇五<br>(三三、四一六)                |
|             |                |                        |       | 歯学関係(うち附属病院分)<br>五、三六四<br>(二、六四九) |
|             |                |                        |       | 二、五九三<br>(六九八)                    |
|             |                |                        |       | 七、九五七<br>(三、三四七)                  |

備考

一 収容定員が八〇〇人の場合における標準設置経費額は、この表に定める校舎の整備に要する経費の額と設備の整備に要する経費の額とを合計して得た額とする。この場合において、経費の区分ごとに、それぞれこの表に定める額以上であることを要する。

二 八〇〇人を超える収容定員の場合における標準設置経費額は、次のア及びイに掲げる経費の区分に応じ、この表に定める額に、それぞれ当該ア及びイに定める割合を乗じて得た額を合計した額とする。

ア 施設の整備に要する経費 収容定員が八〇〇人の場合の基準面積に対する当該八〇〇人を超える収容定員の場合の基準面積の割合  
イ 設備の整備に要する経費 八〇〇人に対する当該八〇〇人を超える収容定員の割合

三 大学の共同学科を置く学部における標準設置経費額は、前二号の規定にかかわらず、当該学部における大学の共同学科以外の学科を一の学部とみなした場合の標準設置経費額に、大学の共同学科に係る標準設置経費額を加えた額とする。

二 短期大学

(一) 収容定員が一五〇人以下的の場合

(単位…百万円)

| 経費の区分       | 学科の種類          |        |     |
|-------------|----------------|--------|-----|
|             | 人文科学関係又は社会科学関係 | 自然科学関係 | その他 |
| 校舎の整備に要する経費 | 三三四            | 四五〇    | 三六八 |
| 設備の整備に要する経費 | 一一             | 二三八    | 四五  |
| 合計          | 三四五            | 六七八    | 四一三 |

備考

一 収容定員が一〇〇人の場合における標準設置経費額は、この表に定める校舎の整備に要する経費の額と設備の整備に要する経費の額とを合計して得た額とする。こ

の場合において、各経費の区分ごとに、それぞれこの表に定める額以上であることを要する。

二 この表に掲げる学科の種類は、短期大学設置基準別表第一若しくは第二又は専門職短期大学設置基準別表第一若しくは第二に掲げる学科の種類による。この場合において、次のアからウまでに掲げる区分に応じ、それぞれおおむね当該アからウまでに定める学科の種類を含むものとする。(別表第一の二の(二)の表において同じ。)

ア 人文科学関係又は社会科学関係 文学関係、法学関係、経済学関係及び社会学・社会福祉学関係

イ 自然科学関係 理学関係、工学関係及び農学関係

ウ その他 教育学・保育学関係、家政関係、美術関係、音楽関係、体育関係及び保健衛生学関係

三 一五〇人以下で一〇〇人以外の収容定員の場合における標準設置経費額は、次のア及びイに掲げる経費の区分に応じ、この表に定める額に、それぞれ当該ア及びイに定める割合を乗じて得た額を合計した額とする。

ア 校舎の整備に要する経費 収容定員が一〇〇人の場合の基準面積に対する当該一〇〇人以外の収容定員の場合の基準面積の割合  
イ 設備の整備に要する経費 一〇〇人に対する当該一〇〇人以外の収容定員の割合

四 前号において、基準面積とは、第二号のアからウまでに掲げる区分に応じ、当該各号に含まれる学科の種類(ただし、同号のウについては、当分の間、教育学・保育学関係を除く。)の短期大学設置基準別表第二のイの表又は専門職短期大学設置基準別表第二のイの表に定める基準校舎面積(以下別表第一の二において単に「基準校舎面積」という。)のうち、その面積が最小である当該面積をいう。(別表第一の二の(二)の表備考第二号において同じ。)

五 短期大学設置基準第三十八条第一項又は専門職短期大学設置基準第五十四条第一項に規定する共同学科(以下「短期大学の共同学科」という。)に係る標準設置経費額は、第一号及び第三号の規定にかかわらず、それぞれの短期大学の共同学科の収容定員を合わせて一の学科とみなした場合の標準設置経費額(以下この号において「短期大学全体標準設置経費額」という。)をこれらの学科に係る収容定員の割合に応じて按分した額(以下この号において「短期大学別標準設置経費額」という。)以上であることを要する。ただし、それぞれの短期大学の共同学科に係る校舎及び設備の整備に要する経費を合計した額が、短期大学全体標準設置経費額を超え、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合には、この限りでない。

六 大学設置基準等の定めにより基準校舎面積を下回る場合の標準設置経費額は、経費の区分に応じ、第一号から前号までの規定を適用して得た額に、それぞれ次のア又

はイに定める割合(ア及びイの適用を受ける場合は当該それぞれの割合を合計した割合)を乗じて得た額を合計した額とする。(別表第一の二の(二)の表において同じ。)

ア 短期大学設置基準別表第二のイの表備考第五号又は専門職短期大学設置基準別表第二のイの表備考第五号の規定に基づき基準校舎面積を減じる場合にあつては、基準校舎面積に対する減じた後の当該面積の割合(「専門職短期大学等特例割合」という。)

イ 短期大学設置基準第五十条により同令第三十一条の規定の全部若しくは一部によらない場合及び専門職短期大学設置基準第七十三条の規定により同令第四十五条の規定の全部若しくは一部によらない場合であつて、基準校舎面積を下回る場合にあつては、基準校舎面積に対する実際の校舎面積の割合(「短期大学等特例認定割合」という。)

(二) 収容定員が一五〇人を超える場合

(単位：百万円)

| 経費の区分       | 学 科 の 種 類      |        |     |
|-------------|----------------|--------|-----|
|             | 人文科学関係又は社会科学関係 | 自然科学関係 | その他 |
| 校舎の整備に要する経費 | 三九五            | 五六一    | 四四四 |
| 設備の整備に要する経費 | 一三三            | 四五六    | 八九  |
| 合計          | 四一八            | 一、〇一七  | 五三三 |

備考

一 収容定員が二〇〇人の場合における標準設置経費額は、この表に定める校舎の整備に要する経費の額と設備の整備に要する経費の額とを合計して得た額とする。この場合において、各経費の区分ごとに、それぞれこの表に定める額以上であることを要する。

二 一五〇人を超える二〇〇人以外の収容定員の場合における標準設置経費額は、次のア及びイに掲げる経費の区分に応じ、この表に定める額に、それぞれ当該ア及びイに定める割合を乗じて得た額を合計した額とする。

ア 校舎の整備に要する経費 収容定員が二〇〇人の場合の基準面積に対する当該二〇〇人以外の収容定員の場合の基準面積の割合

イ 設備の整備に要する経費 二〇〇人に対する当該二〇〇人以外の収容定員の割合

三 高等専門学校

(単位：百万円)

| 経費の区分       | 収 容 定 員 |         |
|-------------|---------|---------|
|             | 二〇〇人の場合 | 四〇〇人の場合 |
| 施設の整備に要する経費 | 六八八     | 八九三     |
| 設備の整備に要する経費 | 二八二     | 五六二     |
| 合計          | 九七〇     | 一、四五五   |

備考

一 標準設置経費額は、校舎の整備に要する経費の額と設備の整備に要する経費の額とを合計して得た額とする。この場合において、各経費の区分ごとに、それぞれこの表に定める額以上であることを要する。

二 この表は、高等専門学校の種類の別を問わず、適用する。

三 四〇〇人未満で二〇〇人以外の収容定員の場合における標準設置経費額は、次のア及びイに掲げる経費の区分に応じ、この表に定める額に、それぞれ当該ア及びイに定める割合を乗じて得た額を合計した額とする。

ア 校舎の整備に要する経費 収容定員が二〇〇人の場合の基準面積(高等専門学校設置基準第二十五条第二項に定める基準校舎面積(以下別表第一の三において単に「基準校舎面積」という。))をいい、学級数は、同令第五条第二項に定める標準学生数を単位とする。以下別表第一の三の表において同じ。)に対する当該二〇〇人以外の収容定員の場合の基準面積の割合

イ 設備の整備に要する経費 二〇〇人に対する当該二〇〇人以外の収容定員の割合

四 四〇〇人を超える収容定員の場合における標準設置経費額は、次のア及びイに掲げる経費の区分に応じ、この表に定める額に、それぞれ当該ア及びイに定める割合を乗じて得た額を合計した額とする。

ア 校舎の整備に要する経費 収容定員が四〇〇人の場合の基準面積に対する当該四〇〇人を超える収容定員の場合の基準面積の割合

イ 設備の整備に要する経費 四〇〇人に対する当該四〇〇人を超える収容定員の割合

五 高等専門学校設置基準第二十八条の規定により同令第二十五条の規定の全部若し

くは一部によらない場合であつて、基準校舎面積を下回る場合の標準設置経費額は、第一号から前号までの規定を適用して得た経費の区分に応じた額に、それぞれ基準校舎面積に対する実際の校舎面積の割合を乗じて得た額を合算した額とする。

**別表第二** 標準経常経費額(第一の三の(一)、第二の三の(三)及び第三の三関係)

(単位：千円)

| 経費の区分      | 額の計算方法                     |
|------------|----------------------------|
| 人件費        | 教員数×八、八〇〇+職員数×六、三〇〇        |
| 人件費以外の経常経費 | 人件費×〇・五(医学関係にあつては、人件費×〇・七) |

備考

- 一 標準経常経費額は、人件費の額と人件費以外の経常経費の額とを合計して得た額とする。
- 二 教員数は、大学等の種類の別に応じて大学設置基準等の定める基幹教員の数とする。ただし、第一の二の(二)のただし書きに規定する場合(開設時に複数の学年の学生を受け入れる場合を除く。)において、大学、修業年限が三年である短期大学及び高等専門学校が行うときは、当該教員数に、修業年限が四年の大学及び高等専門学校にあつては二分の一、修業年限が六年の大学にあつては三分の一、修業年限が三年の短期大学にあつては三分の二を乗じて得た数をもって教員数に代えることができる。
- 三 職員数は、大学等の種類の別に応じて大学設置基準等の定める基幹教員の数に、次のアからエまでに掲げる学部等(大学院又は大学院の研究科を除く。)の別に応じ、当該アからエまでに定める割合を乗じて得た数とする。
  - ア 学部(医学又は歯学に関するものを除く。) 五分の四
  - イ 医学に関する学部 三
  - ウ 歯学に関する学部 五分の六
  - エ 短期大学又は高等専門学校の学科 五分の三
- 四 大学の共同学科に係る標準経常経費額は、それぞれの大学に置く当該共同教育課程を編成する学科について大学設置基準第四十六条により算定された大学別基幹教員数をこの表に適用して得られる額(以下「大学別標準経常経費額」という。)とする。ただし、それぞれの大学に置く当該共同教育課程を編成する学科に係る経常経費を合計した額が、それぞれの大学に置く当該共同教育課程を編成する学科を合わせて

一の学部とみなして大学設置基準第四十六条により算定された全体基幹教員数をこの表に適用して得られる額を超え、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合には、この限りでない。

五 短期大学の共同学科に係る標準経常経費額は、それぞれの短期大学に置く当該共同教育課程を編成する学科について短期大学設置基準第三十九条により算定された短期大学別基幹教員数をこの表に適用して得られる額(以下「短期大学別標準経常経費額」という。)とする。ただし、それぞれの短期大学に置く当該共同教育課程を編成する学科に係る経常経費を合計した額が、それぞれの短期大学に置く当該共同教育課程を編成する学科を合わせて一の学科とみなして短期大学設置基準第三十九条により算定された全体基幹教員数をこの表に適用して得られる額を超え、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合には、この限りでない。

○ 学校法人の寄附行為等の認可申請に係る書類の様式等（抄）

（平成六年七月二十日  
文部省告示第百十七号）

最終改正 令二・一二・二八文科告百四十七

学校法人の寄附行為等の認可申請に係る書類の様式等

**第一条** 私立学校法施行規則（昭和二十五年文部省令第十二号。以下「規則」という。）

第二条第一項第八号の書類は、役員が学校法人の管理運営に必要な知識又は経験を有することを証する書類とする。

**第二条** 規則第二条第二項第七号（同条第四項において準用する場合を含む。）の書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 寄附の収納状況等を明らかにする書類
- 二 財産目録について公認会計士の監査の結果を記載した書類
- 三 予算書の内容を補足する書類

**第三条** 規則第四条第一項第三号の書類は、現行の寄附行為とする。

**第四条** 規則第四条第二項第三号（同条第四項において準用する場合を含む。）の書類は、現行の寄附行為とする。

**第五条** 規則第四条第三項第四号（同条第四項において準用する場合を含む。）の書類は、第二条に掲げる書類とする。

**第六条** 規則第四条第七項第四号の書類は、第二条に掲げる書類とする。

**第七条** 規則第四条の二第一項第五号の書類は、第二条第一号及び第三号に掲げる書類とする。

**第八条** 規則第五条第一項第六号の書類は、現行の寄附行為とする。

**第九条** 規則第九条第二項第二号の書類は、現行の寄附行為とする。

**第十条** 規則第九条第三項第三号の書類は、第二条各号に掲げる書類とする。

**第十一条** 規則の規定により文部科学大臣に提出すべき書類のうち次の表の上欄に掲げるもの様式は、同表の下欄のとおりとする。

| 提出すべき書類   | 様式       |
|---|----------|
| 一 規則第二条第一項の認可申請書  | 様式第一―一号  |
| 二 規則第四条第一項の認可申請書  | 様式第一―二号  |
| 三 規則第四条の三第二項の届出書  | 様式第一―三号  |
| 四 規則第六条第一項の認可申請書  | 様式第一―四号  |
| 五 規則第九条第一項の認可申請書  | 様式第一―五号  |
| 六 規則第二条第一項第三号の書類  | 様式第二―一号  |
| 七 規則第二条第一項第五号の書類  | 様式第三号    |
| 八 規則第二条第一項第六号の書類  | 様式第四号    |
| 九 規則第二条第一項第七号の書類  | 様式第五号    |
| 十 規則第二条第二項第一号の書類  | 様式第六号    |
| 十一 規則第二条第二項第六号の書類   | 様式第七号    |
| 十二 規則第四条第一項第二号イの書類  | 様式第二―二号  |
| 十三 規則第四条第三項第一号の書類のうち、開設年度の前々年度の財産目録その他の最近における財産の状況を<br>知ることができる書類 | 様式第六号    |
| 十四 規則第四条第三項第一号の書類のうち、開設年度の前年度の予算書                                 | 様式第七号その二 |
| 十五 規則第四条第三項第二号の書類   | 様式第八号    |

**第十二条** 第一条及び第二条に規定する文部科学大臣に提出すべき書類のうち次の表の上欄に掲げるもの様式は、同表の下欄のとおりとする。

| 提出すべき書類     | 様式    |
|-------------|-------|
| 一 第一条の書類    | 様式第九号 |
| 二 第二条第三号の書類 | 様式第十号 |

**第十三条** 認可申請書その他の書類の提出部数は、別表第一から別表第三までのとおりとする。

**附 則**（平一九・八・九文科告一一五抄）

この告示は、平成二十年三月一日から施行する。



**附 則**（平二六・二一・三文科告一六抄）

この告示は、平成二十六年十月一日から施行する。

**附 則**（平二七・二一・二七文科告二九抄）

この告示は、平成二十七年三月一日から施行する。

**附 則**（令元・五・一〇文科告三抄）

この告示は、公布の日から施行する。

**附 則**（令元・一二・一三文科告百八）

この告示は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和元年十二月十四日）から施行する。

**附 則**（令二・一二・二十八文科告百四十七）

この告示は、公布の日から施行する。

別表第 1 (第 13 条関係) 学校法人の寄附行為又は寄附行為変更の認可の申請に係る提出書類

| 申請の区分<br>(私立学校法施行規則)                            | 寄附行為                                  |   |                              |                          | 寄附行為の変更                               |                                   |                       |                  |  |  |
|---|---------------------------------------|---|------------------------------|--------------------------|---------------------------------------|-----------------------------------|-----------------------|------------------|--|--|
|   | 私立大学等を設置する学校法人の設立 (第 2 条第 1 項及び第 2 項) | 私立大学等設置者の変更による学校法人の設立 (第 2 条第 3 項及び第 4 項) | 私立大学等の設置 (第 4 条第 2 項及び第 3 項) | 私立大学の学部等の設置 (第 4 条第 4 項) | 都道府県知事の所属に属する私立学校又は課程の設置 (第 4 条第 6 項) | 私立学校若しくは課程等又は収益事業の廃止 (第 4 条第 8 項) | 収益事業の開始 (第 4 条第 10 項) | その他 (第 4 条第 1 項) | 私立大学等又は私立大学の設置者となる場合の設置者の変更 (第 4 条第 1 項) | 私立大学等又は私立大学の設置者となる場合の設置者の変更 (第 4 条第 2 項) |
| 提出すべき書類 (様式)                                    | 正本                                    | 正本  | 正本                           | 正本                       | 正本                                    | 正本                                | 正本                    | 正本               | 正本                                       | 正本                                       |
| 提出期限  | 開設年度の前々年度の10月1日から同月31日まで              | 開設年度の前々年度の3月1日から同月31日まで                   | 開設年度の前々年度の10月1日から同月31日まで     | 開設年度の前々年度の3月1日から同月31日まで  |                                       |                                   |                       |                  |  |  |
| 1 認可申請書 (様式第 1-1 号)                             | ○                                     |   | ○                            |                          |                                       |                                   |                       |                  |  |  |
| 2 認可申請書 (様式第 1-2 号)                             |                                       |   |                              |                          |                                       |                                   |                       |                  |  |  |
| 3 寄附行為  | ○                                     |   | ○                            |                          |                                       |                                   |                       |                  |  |  |
| 4 寄附行為変更の条項及び事由を記載した書類                          |                                       |   |                              |                          |                                       |                                   |                       |                  |  |  |
| 5 設立趣意書   | ○                                     |   | ○                            |                          |                                       |                                   |                       |                  |  |  |
| 6 設立決議録   | ○                                     |   | ○                            |                          |                                       |                                   |                       |                  |  |  |
| 7 設置に係る基本計画及び当該学校法人の概要を記載した書類 (様式第 2-1 号)       | ○                                     |   | ○                            |                          |                                       |                                   |                       |                  |  |  |
| 8 当該学校法人の概要を記載した書類 (様式第 2-2 号)                  |                                       |   |                              |                          |                                       |                                   |                       |                  |  |  |
| 9 設立代表者の履歴書                                     | ○                                     |   | ○                            |                          |                                       |                                   |                       |                  |  |  |
| 10 役員に関する書類 (様式第 3 号)                           | ○                                     |   | ○                            |                          |                                       |                                   |                       |                  |  |  |
| 11 役員が学校法人の管理運営に必要な知識又は経験を有することを証する書類 (様式第 9 号) | ○                                     |   | ○                            |                          |                                       |                                   |                       |                  |  |  |
| 12 寄附行為所定の手続を経たことを証する書類                         |                                       |   |                              |                          |                                       |                                   |                       |                  |  |  |
| 13 現行の寄附行為                                      |                                       |   |                              |                          |                                       |                                   |                       |                  |  |  |
| 14 経費の見積り及び資金計画を記載した書類 (様式第 4 号)                | ○                                     |   | ○                            |                          |                                       |                                   |                       |                  |  |  |
| 15 当該学校法人の事務組織の概要を記載した書類 (様式第 5 号)              | ○                                     |   | ○                            |                          |                                       |                                   |                       |                  |  |  |
| 16 財産目録その他の最近における財産の状況を知ることができる書類 (様式第 6 号)     | ○                                     | ※ 1                                       | ○                            | ※ 1                      |                                       |                                   |                       |                  |  |  |



別表第2 (第13条関係) 学校法人の解散の認可若しくは認定又は合併若しくは組織変更の認可の申請に係る提出書類

| 提出すべき書類 (様式)  | 申請の区分<br>(私立学校法施行規則) |                  | 提出期限  |   |
|---|----------------------|------------------|---|---|
|   | 学校法人の解散 (第5条第1項)     | 学校法人の合併 (第6条第1項) | 進学校法人が文部科学大臣の所轄に属する学校法人になる場合の組織変更 (第9条第2項及び第3項) | 進学校法人が設置者の変更により文部科学大臣の所轄に属する学校法人になる場合の組織変更 (第9条第5項) |
| 1 解散の事由を記載した認可申請書又は認定申請書  | ○                    | ○                | 開設年度の前年度の6月30日以前から開設年度の3月31日まで                  | 開設年度の3月31日まで  |
| 2 認可申請書 (様式第1-4号)   |                      |                  |   |   |
| 3 認可申請書 (様式第1-5号)   |                      |                  |   |   |
| 4 寄附行為変更の条項及び事由を記載した書類  |                      |                  |   |   |
| 5 理由書   |                      |                  |   |   |
| 6 設置に係る基本計画及び当該学校法人の概要を記載した書類 (様式第2-1号)   |                      |                  |   |   |
| 7 当該学校法人の概要を記載した書類 (様式第2-2号)  |                      |                  |   |   |
| 8 役員に関する書類 (様式3号)   |                      |                  |   |   |
| 9 寄附行為所定の手続を経たことを証する書類  |                      |                  |   |   |
| 10 現行の寄附行為  |                      |                  |   |   |
| 11 経費の見積り及び資金計画を記載した書類 (様式第4号)  |                      |                  |   |   |
| 12 当該学校法人の事務組織の概要を記載した書類 (様式第5号)  |                      |                  |   |   |
| 13 法第50条第1項第1号に規定する手続 (法第42条に規定する手続を含む。)又は法第42条に規定する手続を経たことを証する書類                         |                      |                  |   |   |
| 14 法第52条第1項に規定する手続 (法第42条に規定する手続を含む。)を経たことを証する書類  |                      |                  |   |   |
| 15 法第55条の場合においては、申請者が同条の規定により選任された者であることを証する書類  |                      |                  |   |   |
| 16 合併契約書  |                      |                  |   |   |
| 17 存続学校法人又は設立学校法人の寄附行為  |                      |                  |   |   |
| 18 合併前の学校法人又は準学校法人の寄附行為   |                      |                  |   |   |
| 19 存続学校法人又は設立学校法人の設置する私立学校の学則   |                      |                  |   |   |
| 20 財産目録その他の最近における財産の状況を知ることができる書類 (様式第6号)   |                      |                  |   |   |
| 21 合併前の学校法人又は準学校法人の貸借対照表  |                      |                  |   |   |
| 22 開設年度の前々年度の財産目録その他の最近における財産の状況を知ることができる書類、貸借対照表及び収支決算書並びに開設年度の前年度の予算書 (様式第6号及び様式第7号その2) |                      |                  |   |   |



別表第3 (第13条関係) 学校法人の寄附行為変更の届出に係る提出書類

| 届出の区分<br>(私立学校法施行規則)<br>提出すべき書類 (様式) | 寄附行為の変更 (第4条の3) |
|--------------------------------------|-----------------|
| 1 寄附行為変更届出書 (様式第1-3号)                | ○               |
| 2 寄附行為変更の条項及び事由を記載した書類               | ○               |
| 3 寄附行為所定の手続を経たことを証する書類               | ○               |
| 4 変更後の寄附行為                           | ○               |
| 提出部数                                 | 1               |

○ 私立大学等の設置に際し農地を学校用地に転用する場合の手続について

平成十二年三月三十一日文高行第二四〇号  
 文 部 省 高 等 教 育 局 長 から  
 文 部 大 臣 所 轄 各 学 校 法 人 理 事 長  
 あて通知

私立大学、私立大学の学部又は私立短期大学の学科（以下「大学等」という。）の設置に際し、農地を学校用地に転用する場合には、農地法（昭和二十九年法律第二二九号）に基づく所定の手続をとるとともに、当職に対し、下記の要領により大学等設置計画書を提出していただくこととしましたので、通知します。

なお、本通知に伴い、「私立大学等の設置に際し農地を学校用地とする場合の手続について（平成六年七月二十日文高行第三一〇号）」は廃止します。

記

1 記載すべき事項及び添付書類

- (1) 大学等の設置の趣旨及び特に設置を必要とする理由
- (2) 設置する大学等の概要（「大学の設置等の認可申請に係る書類の様式及び提出部数」（平成六年文部省告示第一一六号。）に定める様式第二号により作成し、校地等の図面及び登記簿謄本（仮登記）、校舎等建物の配置図並びに設置計画に係る決議録、議事録等を添付すること。
- (3) 学校法人の寄附行為（寄附行為変更の場合は、寄附行為変更に係る新旧比較対照表を含む。）
- (4) 財産目録（学校法人の寄附行為等の認可申請に係る書類の様式等）（平成六年文部省告示第一一七号。以下「告示」という。）に定める様式第三号により作成すること。）
- (5) 大学等の設置に要する経費及び初年度の経常経費並びにその支払い計画を記載した書類（告示の様式第八号により作成し、契約書等の写しを添付すること。）
- (6) 大学等の設置に要する経費及び初年度の経常経費の財源の調達方法及びその時期を記載した書類（告示の様式第九号により作成すること。）
- (7) 負債償還計画書（告示の様式第七号により作成すること。）
- (8) 大学等の設置を申請しようとする年度の前前年度の収支決算書及び前年度から大学等の完成年度までの予算書（告示の様式第五号により作成すること。）
- (9) 学校法人の沿革その他参考となる書類
- (10) 農地法に基づき許可権者に提出した「大学等の新增設用地の選定に関する伺書」

の写し

2 提出期限

設置しようとする大学等の開設年度の前前年度の六月三十日

3 提出部数

一部

4 適用時期

この手続きは、開設年度を平成十四年度とする大学等の設置の申請に係るものから適用することとする。

## ○ 寄附行為変更の届出の取扱いについて

平成十五年三月三十一日十四高私行第九号  
文部科学省高等教育局私学部私学行政課長から  
文部科学大臣所轄各学校法人理事長  
各都道府県私立学校主管部長あて通知

このたび、「学校教育法の一部を改正する法律（平成十四年法律第百十八号）」、「学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成十五年政令第七十四号）」、「学校教育法施行規則等の一部を改正する省令（平成十五年文部科学省第十五号）」及び平成十五年文部科学省告示第四十二号（学校法人の寄附行為等の認可申請に係る書類の様式等（平成六年文部省告示第百十七号）の一部を改正する件）が公布され、学校法人等の寄附行為の変更の届出事項が制定され、平成十五年四月一日から施行されることとなりました。

これらの法令に基づく、学校法人の寄附行為の変更の届出に係る手続き等は、下記のとおりですので、御了知の上、その運用に遺憾のないようお取り計らい願います。

また、このことについては、法務省民事局と打合せ済みであることを念のため申し添えます。

おって、「学校法人の寄附行為又は寄附行為変更の認可の申請に係る提出書類の一覧等について（平成十三年三月三十日付け十三高私行第一号）」及び「学校教育法第六十六条ただし書に規定する研究科以外の教育研究上の基本となる組織等の設置に伴う寄附行為変更認可申請に係る取扱いについて（平成十一年十月十五日付け十一高行第十七号）」は、平成十五年四月一日をもって廃止します。

なお、各都道府県私立学校主管部長におかれましては、都道府県知事所轄学校法人等についても、学校等の名称、事務所の所在地及び公告の方法に係る変更は、届出事項になりましたので、その運用に遺憾のないようお取り計らうとともに、所轄学校法人等に對して周知されるようお願いいたします。

### 記

#### 1 提出時期

寄附行為変更後、遅滞なく所轄庁に届け出ること。

#### 2 提出書類

- (1) 学校法人寄附行為変更届出書  
寄附行為変更の条項及び事由を記載した書類並びに新旧の比較対照表
- (2) 寄附行為所定の手続（法第四十二条に規定する手続を含む。）を経たことを証する書類
- (3) 変更後の寄附行為

#### 3 寄附行為の施行日

理事会等の議決の日、又はそれ以降の理事会等において議決された特定日

#### 4 登記に係る提出書類

- (1) 寄附行為変更の条項及び事由を記載した書類並びに新旧の比較対照表
- (2) 寄附行為所定の手続（法第四十二条に規定する手続を含む。）を経たことを証する書類



第三章 その他届出・報告関係

○ 文部科学省関係道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事務等を定める省令

（平成二十年八月二十一日）  
文部科学省令第二十七号

（学校教育法施行規則の特例）

**第一条** 道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（以下「法」という。）第七条の規定により特定広域団体が別表に掲げる事務に関する事項が定められている道州制特別区域計画を作成したときは、同条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による公告の日以後における当該特定広域団体である都道府県が設立する公立大学法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八号第一項に規定する公立大学法人をいう。別表において同じ。）が設置する大学に対する学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第五条第一項の規定の適用については、「第一項各号」とあるのは「第一項各号（第五号に掲げる事項（医学に関する学部又は学部の学科の収容定員に係る事項に限る。）を除く。）とする。（特定事務等）」とする。

**第二条** 法別表第八号の主務省令で定める事務等のうち、文部科学省令で定める事務等は別表に掲げる事務とする。

**附 則**（平二〇・八・二一文科令二一）

この省令は、公布の日から施行する。

別表（第一条、第二条関係）

| 事務の名称   | 関係条項 |
|---|------|
| 学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）第二十六条第一項の規定による届出に関する事務で同項第三号に掲げる場合（特定広域団体である都道府県が設立する公立大学法人が設置する大学の医学に関する学部又は学部の学科の収容定員に係る変更の場合に限る。）に係るもの | 第一条  |

○ 私立大学等の学長決定及び公私立大学等の学則変更等の届出等について（通知）

令和五年三月十日四文科高第一八四二号文部科学省高等教育局長から各私立大学長、各公私立高等専門学校長、大学を設置する各地方公共団体の長、各公立大学法人の理事長、大学を設置する各学校法人の理事長、大学を設置する各学校設置会社の代表取締役、放送大学学園理事長、高等専門学校を設置する各地方公共団体の教育委員会教育長、高等専門学校を設置する各学校法人の理事長あて通知

標記のことについては、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第十条、学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三四〇号）第二十六条第一項、第二十七条、学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第二条及び第十九条に基づき、文部科学大臣へ届け出ることとされていますが、令和五年三月二十日以降は、下記のとおり取り扱うこととしましたので事務処理上遺漏のないようお取り計らい願います。

本件は、提出様式等について変更を行うほか、届出書類における手続の根拠法令の記載に誤りがある事例が散見されることから、下記一〜六のとおり手続き区分ごとに根拠法令等を明示するものです。

また、本通知の記載事項に沿わない手続も散見されるため、改めて、本通知に記載されている内容を十分に御理解の上、適切な手続を行うようお願いいたします。

なお、本通知に伴い、「私立大学等の学長決定及び公私立大学等の学則変更等の届出等について（三文科高第一五三二号、令和四年三月十五日付け高等教育局長通知）」は、令和五年三月十九日付けで廃止します。

記

一 学校教育法第十条に基づく、私立（構造改革特別区域法（平成十四年法律第一八九号）第十二条に基づき学校教育法第二条の特例として学校設置会社により設置される場合を含む。以下同じ。）の大学（短期大学を除く。以下同じ。）、短期大学及び高等専門学校（以下「大学等」という。）の学長（高等専門学校にあつては校長。以下同じ。）の決定（再任の場合を含む。）の届出

① 提出書類

ア 届出書（別紙様式一）

イ 新学長の履歴書

- ② 提出時期 学長を決定したとき。  
③ 提出先

ア 大学

大学教育・入試課 設置室

イ 短期大学

大学教育・入試課 短期大学係

ウ 高等専門学校

専門教育課 高等専門学校第一係

二 公立大学等の場合は学校教育法施行令第二十六条第一項第一号又は第二号、私立大学等の場合は学校教育法施行規則第二条第一項第一号に基づく、大学等の目的（公立大学等を除く）、名称、位置の変更（単なる住居表示の変更のみに係るものを除く）の届出

- ① 届出の種類

ア 私立大学等の目的の変更

イ 公立大学等の名称の変更（大学の学部、学部の学科、大学院、大学院の研究科若しくは研究科の専攻、短期大学の学科又は高等専門学校の学科の名称の変更を含む。）

ウ 公立大学等の位置の変更（二以上の校地において教育を行う場合にあつては、学長室若しくは校長室が設置され、又は表簿が備え付けられている等、当該大学等の管理に関して主たる機能を有する校地が移転する場合を「位置の変更」という。）

- ② 提出書類

ア 上記①の届出のうちア及びイ

(1) 届出書（別紙様式2）

(2) 変更の事由及び時期を記載した書類（様式任意）

(3) 学則及び変更部分の新旧の比較対照表（様式任意）

イ 上記①の届出のうちウ

(1) 届出書（別紙様式2）

(2) 変更の事由及び時期を記載した書類（様式任意）

(3) 基本計画書（大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に關する規則）（平成十八年文部科学省令第十二号。以下「手続規則」という。）別記様式第二号をいう。以下同じ。）のうち、以下に記載す

る様式

【「大学設置基準等の一部を改正する省令（令和四年文部科学省令第三十四号）」附則第四条に基づき、改正前の大学設置基準（以下、「改正前大学設置基準」という。）を適用する大学等の場合】

・ 共同学科に関する手続きの場合…手続規則（改正前）様式の基本計画書（その1の2）

・ 共同学科以外に関する手続きの場合…手続規則（改正前）様式の基本計画書（その1の1）

【「大学設置基準等の一部を改正する省令（令和四年文部科学省令第三十四号）」により改正された大学設置基準（以下、「改正後大学設置基準」という。）を適用する大学等の場合】

・ 大学（大学院を除く）、短期大学に関する手続き（共同学科に関する手続きを除く）の場合…手続規則（改正後）様式の基本計画書（その1の1）

・ 大学院に関する手続き（共同教育課程に関する手続きを除く）の場合…手続規則（改正後）様式の基本計画書（その1の2）

・ 高等専門学校に関する手続きの場合…手続規則（改正後）様式の基本計画書（その1の3）

・ 共同学科に関する手続きの場合…手続規則（改正後）様式の基本計画書（その1の4）

・ 共同教育課程に関する手続きの場合…手続規則（改正後）様式の基本計画書（その1の5）

(4) 校地校舎等の図面（①最寄りの駅からの距離並びに当該大学等の学生が通常使用する当該最寄りの駅からの交通手段及び時間等を示した図面、②校舎及び運動場等の配置図、③校舎の平面図）

- ③ 提出時期

ア 上記①の届出のうちア

変更しようとする年度の前々年度の三月一日から前年度の十二月三十一日まで。ただし、特別の事情によりこれを過ぎる場合は、変更しようとするとき。

イ 上記①の届出のうちイ及びウ

変更しようとする年度の前年度の四月一日から十二月三十一日まで。ただし、特別の事情によりこれを過ぎる場合は、変更しようとするとき。

④ 提出先

- ア 公立大学
- 上記①のイ 大学教育・入試課大学設置室
- 上記①のウ 大学教育・入試課公立大学係
- イ 私立大学
- 大学教育・入試課大学設置室
- ウ 短期大学
- 大学教育・入試課短期大学係
- エ 高等専門学校
- 専門教育課高等専門学校第一係

三 学校教育法施行規則第二條第一項第三号に基づく、私立の大学の学部、大学院の研究科、短期大学の学科その他の組織の位置を、我が国から外国に、外国から我が国に、又は一の外国から他の外国に変更するときの届出

① 提出書類

- (1) 届出書（別紙様式2）
- (2) 変更の事由及び時期を記載した書類（様式任意）
- (3) 基本計画書のうち、以下に記載する様式

【改正前大学設置基準を適用している大学等の場合】

- ・ 共同学科に関する手続きの場合… 手続規則（改正前）様式の基本計画書（その1の2）
  - ・ 共同学科以外に関する手続きの場合… 手続規則（改正前）様式の基本計画書（その1の1）
- 【改正後大学設置基準を適用している大学等の場合】
- ・ 大学（大学院を除く）、短期大学に関する手続き（共同学科に関する手続きを除く）の場合… 手続規則（改正後）様式の基本計画書（その1の1）
  - ・ 大学院に関する手続き（共同教育課程に関する手続きを除く）の場合… 手続規則（改正後）様式の基本計画書（その1の2）
  - ・ 共同学科に関する手続きの場合… 手続規則（改正後）様式の基本計画書（その1の4）

- ・ 共同教育課程に関する手続きの場合… 手続規則（改正後）様式の基本計画書（その1の5）

(4) 校地校舎等の図面（①当該組織が設置される国及び行政区画等の位置を示した図面、②校舎及び運動場等の配置図、③校舎の平面図（当該届出に係る学部等が使用する部分を明確に示したもの））

(5) 学則及び変更部分の新旧の比較対照表（様式任意）

② 提出時期

変更しようとする年度の前年度の四月一日から十二月三十一日まで。ただし、特別の事情によりこれを過ぎる場合は、変更しようとするとき。

③ 提出先

- ア 大学
- 大学教育・入試課大学設置室
- イ 短期大学
- 大学教育・入試課短期大学係

四 学校教育法施行規則第二條第一項第六号に基づく、私立の大学等の校地、校舎その他直接教育の用に供する土地及び建物に関する権利（土地の賃借権等及び建物の賃借の契約に係るものを含む。）を取得し、若しくは処分しようとするとき、又は用途の変更、改築等によりこれらの土地及び建物の現状に重要な変更（以下「校地・校舎等の変更等」という。）を加えようとするときの届出

① 提出書類

- (1) 届出書（別紙様式2）
- (2) 変更の事由及び時期等を記載した書類（別紙様式3）
- (3) 校地校舎等の図面（①最寄り駅からの距離並びに当該大学等の学生が通常使用する当該最寄り駅からの交通手段及び時間等を示した図面、②校舎及び運動場等の配置図、③校舎の平面図（当該届出に係る学部等が使用する部分を明確に示したもの））

② 提出時期

変更しようとする年度の前年度の四月一日から十二月三十一日まで。ただし、特別の事情によりこれを過ぎる場合は、変更しようとするとき。

③ 提出先

- ア 大学
- 大学教育・入試課大学設置室
- イ 短期大学
- 大学教育・入試課短期大学係

ウ 高等専門学校

専門教育課高等専門学校第一係

※本件は、変更後の校地・校舎等が、大学設置基準等の各種基準に適合しているか否かを確認するための手続であり、従来より、高等教育局私学部参事官室に届け出ることとされている「校地・校舎の変更の届出」とは別のものでありますので、御留意ください（引き続き、高等教育局私学部参事官室に、別途、届け出る必要があります）。

※この通知における「校地・校舎等の変更等」とは、校舎面積の変更を伴う建物に関する権利の取得、処分若しくは用途の変更又は校地面積の変更を伴う土地に関する権利の取得、処分若しくは用途の変更その他これらに準ずる変更を指します。

五 公立大学等の場合は学校教育法施行令第二十六条第一項第三号、私立大学等の場合は学校教育法施行規則第二条第一項第一号に基づく、学則の変更の届出

① 届出の種類

(組織の設置に係るもの)

ア 公立大学の学部の設置に伴うもの（国際連携学科に関するものを除く。）

※「大学、短期大学及び高等専門学校」の設置等に係る認可の基準（平成十三年文部科学省告示第四十五号）第一条第一項第五号に定める分野については、同告示に定める事項に該当しない限り、定員変更はできません。

イ 公立大学の学部の国際連携学科等の設置に伴うもの

ウ 公立短期大学の学科の専攻課程の設置に伴うもの（私立短期大学の学科の収容定員の変更を伴うものを除く。）

エ 公立大学等の専攻科及び公私立の大学又は短期大学の別科の設置に伴うもの

(収容定員の変更に係るもの)

オ 公立大学の学部の学科又は公立短期大学の学科、公立高等専門学校の学科の収容定員の変更に伴うもの

※「大学、短期大学及び高等専門学校」の設置等に係る認可の基準（平成十三年文部科学省告示第四十五号）第一条第一項第五号に定める分野については、同告示に定める事項に該当しない限り、定員変更はできません。

カ 公立大学の大学院の専攻科の専攻の収容定員の変更に伴うもの

(組織の廃止に係るもの)

キ 公立大学の学部の学科、大学院の専攻科の専攻、短期大学の学科の専攻課程、高等専門学校の学科、専攻科、別科並びに大学又は短期大学の通信教育の廃止に伴うもの

(地域医療連携推進法人の参加法人による附属病院の開設に係るもの)

ク 医学又は歯学に関する学部に置かれる附属病院の開設者を変更し、医療法（昭和二十三年法律第二〇五号）第七十条の五第一項に規定する地域医療連携推進法人の参加法人（同法第七十条第一項に規定する参加法人をいう。）が開設する病院を附属病院とするもの

(その他)

ケ 上記及び手続規則第一条に掲げる事項以外の学則変更

② 提出書類

ア 上記①の届出のうちア、ウ及びエ

(1) 届出書（別紙様式2）

(2) 変更の事由及び時期を記載した書類（様式任意）

(3) 基本計画書のうち、以下に記載する様式

【改正前大学設置基準を適用している大学等の場合】

・ 共同学科に関する手続の場合…手続規則（改正前）様式の基本計画書（その1の2）

・ 共同学科以外に関する手続の場合…手続規則（改正前）様式の基本計画書（その1の1）

【改正後大学設置基準を適用している大学等の場合】

・ 大学（大学院を除く）、短期大学に関する手続（共同学科に関する手続を除く）の場合…手続規則（改正後）様式の基本計画書（その1の1）

・ 大学院に関する手続（共同教育課程に関する手続を除く）の場合…手続規則（改正後）様式の基本計画書（その1の2）

・ 高等専門学校に関する手続の場合…手続規則（改正後）様式の基本計画書（その1の3）

・ 共同学科に関する手続の場合…手続規則（改正後）様式の基本計画書（その1の4）

・ 共同教育課程に関する手続の場合…手続規則（改正後）様式の基本計画書（その1の5）

(4) 学則及び変更部分の新旧の比較対照表

(様式任意)

イ 上記①の届出のうちイ

- (1) 届出書 (別紙様式2)
- (2) 変更の事由及び時期を記載した書類 (様式任意)
- (3) 基本計画書のうち、以下に記載する様式

【改正前大学設置基準を適用している大学等の場合】

- ・ 手続規則 (改正前) 様式の基本計画書 (その1の1)、(その2の3) 及び (その3の3)

【改正後大学設置基準を適用している大学等の場合】

- ・ 手続規則 (改正後) 様式の基本計画書 (その1の1)、(その2の3) 及び (その3の3)

(4) 校地校舎等の図面 (①最寄り駅からの距離並びに当該大学等の学生が通常使用する当該最寄り駅からの交通手段及び時間等を示した図面、②校舎及び運動場等の配置図、③校舎の平面図 (当該届出に係る学科が使用する部分を明確に示したもの))

(5) 学則及び変更部分の新旧の比較対照表 (様式任意)

(6) 当該届出についての意思の決定を証する書類 (「協定書を説明する資料」を含む。)

(7) 設置の趣旨及び学生の確保の見通し等を記載した書類 (様式任意)

(8) 教員名簿 (手続規則別記様式第三号をいう。以下同じ。) のうち、以下に記載する様式

【改正前大学設置基準を適用している大学等の場合】

- ・ 手続規則 (改正前) 様式の教員名簿 (その1)、(その2の1) 及び (その3の1)

【改正後大学設置基準を適用している大学等の場合】

- ・ 国際連携学科に関する手続きの場合…手続規則 (改正後) 様式の教員名簿 (その1)、(その2の1) 及び (その3の1)
- ・ 国際連携専攻に関する手続きの場合…手続規則 (改正後) 様式の教員名簿 (その1)、(その2の2) 及び (その3の2)

ウ 上記①の届出のうちウ及びカ

(1) 届出書 (別紙様式2)

(2) 変更の事由及び時期を記載した書類 (様式任意)

(3) 基本計画書のうち、以下に記載する様式

【改正前大学設置基準を適用している大学等の場合】

- ・ 共同学科に関する手続きの場合…手続規則 (改正前) 様式の基本計画書 (その1の2)

・ 共同学科以外に関する手続きの場合…手続規則 (改正前) 様式の基本計画書 (その1の1)

【改正後大学設置基準を適用している大学等の場合】

- ・ 大学 (大学院を除く)、短期大学に関する手続き (共同学科に関する手続きを除く) の場合…手続規則 (改正後) 様式の基本計画書 (その1の1)

・ 大学院に関する手続き (共同教育課程に関する手続きを除く) の場合…手続規則 (改正後) 様式の基本計画書 (その1の2)

・ 高等専門学校に関する手続きの場合…手続規則 (改正後) 様式の基本計画書 (その1の3)

・ 共同学科に関する手続きの場合…手続規則 (改正後) 様式の基本計画書 (その1の4)

・ 共同教育課程に関する手続きの場合…手続規則 (改正後) 様式の基本計画書 (その1の5)

(4) 学則及び変更部分の新旧の比較対照表 (様式任意)

エ 上記①の届出のうちキ

(1) 届出書 (別紙様式2)

(2) 廃止の事由及び時期並びに学生の処置方法を記載した書類 (様式任意)

(3) 学則及び変更部分の新旧の比較対照表 (様式任意)

オ 上記①の届出のうちク

(1) 届出書 (別紙様式2)

(2) 変更の事由及び時期等を記載した書類 (別紙様式3)

(3) 学則及び変更部分の新旧の比較対照表 (様式任意)

(4) 当該届出についての意思の決定を証する書類 (協定書を含む。)

(5) 設置の趣旨等を記載した書類 (様式任意)

(6) 附属病院所在地の概況説明書 (手続規則別記様式第六号)

(7) 附属病院の医師、歯科医師、看護師等の配置計画書 (手続規則別記様式第七号)

カ 上記①の届出のうちケ

(1) 届出書（別紙様式2）

(2) 変更の事由及び時期を記載した書類（様式任意）

(3) 学則及び変更部分の新旧の比較対照表（様式任意）

③ 提出時期

ア 上記①の届出のうちアからエ

設置又は変更しようとする年度の前年度の四月一日から十二月三十一日まで。ただしエについては、免許状授与の所要資格を得させるための課程認定等が十二月末までにされない可能性があり、その課程認定等をされることが当該専攻科又は別科の設置の前提になっている場合には、別紙様式2を「専攻科（又は別科）」の設置に係る学則変更予定書として、②アの書類を十二月三十一日までに提出をした上で、課程認定等がされた後、速やかに課程認定等を証する書類を添えて改めて②アの書類を提出してください。

イ 上記①の届出のうちオ及びカ

変更しようとする年度の前々年度の三月一日から前年度の十二月三十一日まで。

ウ 上記①のキ

在学生がいなくなることが確定したとき。（廃止の日以前）

エ 上記①のク及びケ

公立にあつては変更したとき、私立にあつては変更しようとするとき。

④ 提出先

ア 公立大学（上記①のケのみに係る届出の場合）

大学教育・入試課公立大学係

イ 公立大学（上記アに基づき大学教育・入試課公立大学係に提出するものを除く。）

大学教育・入試課大学設置室

ウ 短期大学

大学教育・入試課短期大学係

エ 高等専門学校

専門教育課高等専門学校第一係

六 公立の大学又は短期大学の場合は学校教育法施行令第二十七条、私立の大学又は

短期大学の場合は学校教育法施行規則第二条第一項第四号に基づく、通信教育に関

する規程の変更

① 提出書類

ア 届出書（別紙様式2）

イ 変更の事由及び時期を記載した書類（様式任意）

ウ 学則及び変更部分の新旧の比較対照表（様式任意）

② 提出時期 変更しようとするとき。

③ 提出先

ア 公立大学

大学教育・入試課公立大学係

イ 私立大学

大学教育・入試課大学設置室

ウ 短期大学

大学教育・入試課短期大学係

七 学生募集の停止の報告

学生募集の停止については、従前より文部科学省への報告をお願いしていましたが、引き続き、学内における意思決定後速やかに報告を行っていただくようになります。

① 提出書類 報告書（別紙様式4）

② 提出時期 募集停止を決定したとき。

③ 提出先

ア 大学（法科大学院を除く。）

大学教育・入試課大学設置室

イ 短期大学

大学教育・入試課短期大学係

ウ 高等専門学校

専門教育課高等専門学校第一係

エ 法科大学院

専門教育課法科大学院係

八 学則等の公開とこれに伴う措置

「大学による情報の積極的な提供について」（十六文科高第九五八号、平成十七年三月十四日付け高等教育局長通知）の趣旨を踏まえ、学則及び上記一〜七により

文部科学省に対し提出した書類について、広く一般に周知を図るため、それらをインターネットのホームページにおいて掲載する等の情報提供を行っていただくようお願いいたします。

なお、改正後の学則全文をホームページにおいて掲載する場合、届出に当たって、学則を添付することは要しません。(別紙様式2注3参照)

## 九 提出方法について

以下の文部科学省ホームページに示すURLから、必要な情報を入力の上、提出してください。

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/ninka/1366768.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ninka/1366768.htm)

提出に際しては、届出書類は全て一つのPDFファイルとするようお願いいたします。

(複数の種類の届出がある場合は、複数回手続を行う必要がありますので、あらかじめ御了承ください。) また、提出に当たっては、以下に記載する注意事項を確認の上、提出していただくようお願いいたします。なお、入力内容については、別紙「入力イメージ」を御確認ください。

### 【注意事項】

- ① 一つの手続については全ての書類を一つのPDFにまとめて提出してください。複数のファイルに分割して提出された場合、他の大学等の提出書類と混交し、手続に必要な書類が揃っていないかの確認が困難になります。そのため、複数のファイルに分割されている場合は届出を受け付けたものとは扱いません。なお、パスワードは設定しないようお願いいたします。(※複数の手続を行う場合は、一つの手続ごとにPDFを作成してください。)

- ② 上記URLで必要事項を入力しないで提出した場合、届出を受け付けたものとはしませんので、必ず必要な情報を入力してください。

- ③ ファイル名については、以下の記載例を参考に、誤りの無いよう入力してください。ファイル名に誤りがある場合、入力いただいた連絡先に担当者から連絡を取り、当該ファイル名による届出提出をしたことの確認をもって受け付けたものとさせていただきますが、ファイル名に誤りがないか等について提出前に改めて確認を行うていただきますようお願いいたします。

▶ファイル名例

届出年月日(届出書に記載の日付) + 【学校コード】 + 大学・大学院名 + (届出区分) + 【差替】(※差替え提出の場合のみ)

(例・1) 私立大学の学長の決定の場合：20220301【000】虎ノ門大学(1)  
(例・2) その他の学則変更の場合：20230301【000】虎ノ門大学(5・ケ)  
※1 【学校コード】については、以下URLを確認の上、該当番号を入力してください。なお、該当の無い場合は、本番号は学校基本調査での「学校コード」と同様の番号ですので、当該番号を入力してください。  
[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/toukei/mext\\_01087.html](https://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/mext_01087.html)

※2 (届出区分)には、上記一〜七に挙げた届出等の区分を記載してください。

※3 届出年月日には、届出書の日付を記載してください。

※4 大学名欄には、大学院の場合は大学院名を記載してください。

※5 届出の再提出、または同じ届出を複数回アップロードされる際は理由を、フォームの備考欄に記載してください。ファイルの差替えの場合はファイル名の末尾に【差替】と記載してください。

### 【本件担当：提出先に応じて下記のとおり】

大学教育・入試課大学設置室

電話：03-5253-4111(内線2048・3377)

E-mail：d-todokede@mext.go.jp

大学教育・入試課公立大学係、短期大学係

電話：03-5253-4111(内線3370・3340)

E-mail：daigaku@mext.go.jp

専門教育課高等専門学校第一係

電話：03-5253-4111(内線3347)

E-mail：seimon@mext.go.jp

専門教育課法科大学院係

電話：03-5253-4111(内線3349)

E-mail：sen-ps@mext.go.jp

〇〇大学長の決定について (届出)

年 月 日

文 部 科 学 大 臣 殿

届出者の職名及び氏名

このたび、〇〇大学長を決定しましたので、学校教育法第 10 条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 新旧学長名  
(新学長)  
(旧学長)
- 2 決定の時期 年 月 日
- 3 就任の時期 年 月 日 (任期 年)
- 4 決定の事由

(注)

- 1 短期大学、高等専門学校为学校種に応じ、「大学」、「学長」とある箇所については適切に表記を変更すること。
- 2 「就任の時期」の「任期」については、任期制を用いない場合は「(任期の定めなし)」と記入すること。
- 3 「決定の事由」は、「任期満了」、「辞任」、「再任」等の理由を簡潔に記入すること。



〇〇大学の〇〇の変更について (届出)

年 月 日

文 部 科 学 大 臣 殿

届出者の職名及び氏名

このたび、下記の事項について、〇〇の規定により、別紙書類を添えて届け出ます。

記

(記載例)

- ・ 大学の目的の変更 (・ 〇〇学部の名称の変更 (〇〇学部))
- ・ 大学の位置の変更
- ・ 〇〇学部の通信教育に関する規程の変更・ 専攻科、別科、  
〇〇学部〇〇学科の設置 (廃止) に係る学則変更
- ・ 専攻科、別科の設置に係る学則変更 (予定)
- ・ 〇〇学科の専攻課程間 (〇〇専攻、〇〇専攻) の収容定員の変更に係る学則変更
- ・ 〇〇研究科の収容定員の変更に係る学則変更
- ・ 〇〇学部の〇〇の変更に係る学則変更
- ・ 地域医療連携推進法人の参加法人による附属病院の開設に係る学則変更

(注)

- 1 表題については、必要に応じ、①「目的の変更」、②「名称の変更」、③「位置の変更」、④「校地・校舎等の変更」、⑤「学則の変更」(①～④及び⑥に該当するものを除く。)、⑥「通信教育に関する規程の変更」のいずれかとし、これらの表題ごとにそれぞれ作成すること。
- 2 表題及び記載例の部分については、短期大学、高等専門学校の学校種に応じ、「大学」とある箇所について適切に表記を変更すること。
- 3 通知本文「8 学則の公開とこれに伴う措置」に基づき学則の添付を省略する場合、「なお、学則については、全文をホームページ上で公表しており、添付を省略します。」と付記すること。
- 4 本通知の他、学校教育法施行令第26条第1項、第27条、同法施行規則第2条を参照し、届け出る事項につき正確に遺漏無く記載すること。
- 5 専攻科 (又は別科) の設置に係る学則変更予定書を提出する場合には、表題を「専攻科 (又は別科) の設置に係る学則変更予定書」とし、本文を「このたび、下記の事項について、〇〇の課程認定を受け次第、今年度中に速やかに届け出る予定ですので報告します。」としてください。

変更の事由及び時期等を記載した書類

| 事 項           |            | 記 入 欄                                |                                      |                                      |                                      | 備考                                   |         |      |     |
|---------------|------------|--------------------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|---------|------|-----|
| フリガナ設置者       |            |                                      |                                      |                                      |                                      |                                      |         |      |     |
| フリガナ大学の名称     |            |                                      |                                      |                                      |                                      |                                      |         |      |     |
| 大学の位置         |            |                                      |                                      |                                      |                                      |                                      |         |      |     |
| 変更の内容         |            |                                      |                                      |                                      |                                      |                                      |         |      |     |
| 変更の事由         |            |                                      |                                      |                                      |                                      |                                      |         |      |     |
| 変更の時期         |            |                                      |                                      |                                      |                                      |                                      |         |      |     |
| 取得・処分等する土地・建物 | 取得する土地     | 土地の位置                                |                                      |                                      |                                      |                                      |         |      |     |
|               |            | 用途                                   |                                      |                                      |                                      |                                      |         |      |     |
|               |            | 土地の面積(うち校地面積)                        | 専用                                   | m <sup>2</sup> ( m <sup>2</sup> )    | 共用                                   | m <sup>2</sup> ( m <sup>2</sup> )    |         |      |     |
|               | 処分する土地     | 土地の位置                                |                                      |                                      |                                      |                                      |         |      |     |
|               |            | 用途                                   |                                      |                                      |                                      |                                      |         |      |     |
|               |            | 土地の面積(うち校地面積)                        | 専用                                   | m <sup>2</sup> ( m <sup>2</sup> )    | 共用                                   | m <sup>2</sup> ( m <sup>2</sup> )    |         |      |     |
|               | 重要な変更をする土地 | 土地の位置                                |                                      |                                      |                                      |                                      |         |      |     |
|               |            | 用途                                   |                                      |                                      |                                      |                                      |         |      |     |
|               |            | 土地の面積                                | 専用                                   | m <sup>2</sup> (変更前 m <sup>2</sup> ) | 共用                                   | m <sup>2</sup> (変更前 m <sup>2</sup> ) |         |      |     |
|               |            | 土地のうち校地に係る面積                         | 専用                                   | m <sup>2</sup> (変更前 m <sup>2</sup> ) | 共用                                   | m <sup>2</sup> (変更前 m <sup>2</sup> ) |         |      |     |
|               | 取得する建物     | 建物の位置                                |                                      |                                      |                                      |                                      |         |      |     |
|               |            | 用途                                   |                                      |                                      |                                      |                                      |         |      |     |
|               |            | 建物の面積(うち校舎面積)                        | 専用                                   | m <sup>2</sup> ( m <sup>2</sup> )    | 共用                                   | m <sup>2</sup> ( m <sup>2</sup> )    |         |      |     |
|               | 処分する建物     | 建物の位置                                |                                      |                                      |                                      |                                      |         |      |     |
|               |            | 用途                                   |                                      |                                      |                                      |                                      |         |      |     |
|               |            | 建物の面積(うち校舎面積)                        | 専用                                   | m <sup>2</sup> ( m <sup>2</sup> )    | 共用                                   | m <sup>2</sup> ( m <sup>2</sup> )    |         |      |     |
| 重要な変更をする建物    | 建物の位置      |                                      |                                      |                                      |                                      |                                      |         |      |     |
|               | 用途         |                                      |                                      |                                      |                                      |                                      |         |      |     |
|               | 建物の面積      | 専用                                   | m <sup>2</sup> (変更前 m <sup>2</sup> ) | 共用                                   | m <sup>2</sup> (変更前 m <sup>2</sup> ) |                                      |         |      |     |
|               |            | 建物のうち校舎に係る面積                         | 専用                                   | m <sup>2</sup> (変更前 m <sup>2</sup> ) | 共用                                   | m <sup>2</sup> (変更前 m <sup>2</sup> ) |         |      |     |
| 校地等           |            | 専 用                                  | 共 用                                  |                                      | 共用する他の学校等の専用                         | 計                                    |         |      |     |
|               |            | m <sup>2</sup> (変更前 m <sup>2</sup> ) | m <sup>2</sup> (変更前 m <sup>2</sup> ) |                                      | m <sup>2</sup> (変更前 m <sup>2</sup> ) | m <sup>2</sup> (変更前 m <sup>2</sup> ) |         |      |     |
| 校舎            |            | 専 用                                  | 共 用                                  |                                      | 共用する他の学校等の専用                         | 計                                    |         |      |     |
|               |            | m <sup>2</sup> (変更前 m <sup>2</sup> ) | m <sup>2</sup> (変更前 m <sup>2</sup> ) |                                      | m <sup>2</sup> (変更前 m <sup>2</sup> ) | m <sup>2</sup> (変更前 m <sup>2</sup> ) |         |      |     |
| 教室等           | 室 数        |                                      | 室 数                                  |                                      |                                      |                                      |         |      |     |
|               | 室 (変更前 室)  |                                      | 教員研究室 室 (変更前 室)                      |                                      |                                      |                                      |         |      |     |
| 既設大学等の状況      | 大学の名称      |                                      |                                      |                                      |                                      |                                      |         |      |     |
|               | 学部等の名称     | 修業年限                                 | 入学定員                                 | 編入学定員                                | 収容定員                                 | 学位又は称号                               | 収容定員充足率 | 開設年度 | 所在地 |
|               |            | 年                                    | 人                                    | 年次人                                  | 人                                    |                                      | 倍       |      |     |

※「取得・処分等する土地・建物」の欄については、土地や建物の位置ごとにまとめて記入してください。

(ただし、まとめて記入し難い場合又は位置が2カ所以上にわたっている場合には、適宜欄を増やして記入してください。)

## 〇〇大学〇〇学部〇〇学科の学生募集停止について（報告）

年 月 日

文 部 科 学 大 臣 殿

報告者の職名及び氏名

このたび、〇〇大学〇〇学部〇〇学科の学生募集を停止することとしたので、下記のとおり報告します。

## 記

## 1 募集停止する学部、学科及び定員

入学定員 収容定員

〇〇学部

〇〇学科 〇〇人 〇〇人

## 2 募集停止により入学する者がいなくなる最初の年度又は時期

〇〇年度（又は 年 月 日）

## 3 募集停止する理由

（例 1）募集停止する〇〇学部〇〇学科を改組転換して、新たに〇〇学部を設置するため。

（改組転換の全体図は別紙のとおり）

（例 2）△△大学を廃止するため。

## 4 今後の取扱い

（例 1）在校生が卒業するのを待って〇〇学部〇〇学科を廃止する予定。なお、廃止するまでの間の在校生への教育条件の維持には万全を尽くすこととしたい。所属教職員並びに施設・設備については、すべて新設される〇〇学部に移管する。

（例 2）在校生が卒業するのを待って△△大学を廃止する予定。なお、廃止するまでの間の在校生への教育条件の維持には万全を尽くすこととしたい。

△△大学の廃止認可申請については、在校生がいなくなった後速やかに提出する。

## 5 募集停止に係る決議等を行った年月日

（例）理事会 年 月 日

## 6 募集停止を開始する時期（一般に公表する時期）

年 月 日

## （注）

- ① 学生募集停止の報告を求める対象は、大学、大学の学部、学部の学科、短期大学、短期大学の学科、短期大学の学科の専攻課程、大学の大学院、大学院の研究科、研究科の専攻及び専攻に係る課程、高等専門学校及び高等専門学校の学科とし、改組転換などの理由を問わず学内における意思決定後速やかに報告を行うこと。
- ② 「3 募集停止する理由」欄には、改組転換や入学定員の減少等、募集停止に至った理由を詳細に記述すること。また、既存の学部等を廃止し、新設する学部等に改組転換する等の場合には、全体がわかる資料を添付すること。
- ③ 「4 今後の取扱い」欄には、在校生への教育条件の確保や教職員の身分保障、施設設備の取扱い等について詳細に記述すること。
- ④ 本件における学則の変更にあたっては、附則等において当該学生募集停止学部等の名称、教育課程等が引き続き記載されるよう留意すること。
- ⑤ 「5 募集停止に係る決議等を行った年月日」欄には、「設置者側」（理事会等）の最高意思決定機関の議決日を記入すること。
- ⑥ 「6 募集停止を開始する時期（一般に公表する時期）」欄には、理事会等の後、学外の受験生、マスコミ等一般に正式に公表する時期を記入すること。

第六編 入学者選抜関係

## 第六編 入学者選抜関係

### 第一章 入学者選抜実施要項

#### ○ 令和六年度大学入学者選抜実施要項

令和五年六月二日  
五文科高第三六九号  
文部科学省高等教育局長通知

#### 第一 基本方針

大学入学者選抜は、各大学（専門職大学及び短期大学（専門職短期大学を含む。以下同じ。）を含む。以下同じ。）が、それぞれの教育理念に基づき、生徒が高等学校段階までに身に付けた力を、大学において発展・向上させ、社会へ送り出すという大学教育の一貫したプロセスを前提として、各大学が、学校教育法施行規則第六十五条の二の規定に基づき卒業認定・学位授与の方針（以下「ディプロマ・ポリシー」という。）や教育課程編成・実施の方針（以下「カリキュラム・ポリシー」という。）を踏まえ定める入学者受入れの方針（以下「アドミッション・ポリシー」という。）に基づき、大学への入口段階で入学者に求める力を多面的・総合的に評価・判定することを役割とするものである。

このことを踏まえ、各大学は、入学者の選抜を行うに当たり、公正かつ妥当な方法によって、入学志願者の能力・意欲・適性等を多面的・総合的に評価・判定する。その際、各大学は、年齢、性別、国籍、家庭環境等に関して多様な背景を持った学生の受入れに配慮する。あわせて、高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。第十三の11(2)を除き、以下同じ。）における適切な教育の実施を阻害することとならないよう配慮する。

能力・意欲・適性等の評価・判定に当たっては、アドミッション・ポリシーに基づき、学力を構成する特に重要な以下の三つの要素のそれぞれを適切に把握するよう十分留意する。その際、入学後の教育との関連を十分に踏まえた上で、入試方法の多様化、評価尺度の多元化に努める。なお、高等学校の学科ごとの特性にも配慮する。

- ① 基礎的・基本的な知識・技能（以下「知識・技能」という。）
- ② 知識・技能を活用して、自ら課題を発見し、その解決に向けて探究し、成果等を表現するために必要な思考力・判断力・表現力等の能力（以下「思考力・判断力・表現力等」という。）

- ③ 主体性を持ち、多様な人々と協働しつつ学習する態度

#### 第二 アドミッション・ポリシー

アドミッション・ポリシーの策定については、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを踏まえ、これらの方針に基づく教育を受ける学生の選抜の方針としてふさわしいものとなるよう留意して策定する。

このために、各大学の特色や教育研究上の強み、社会的役割等を踏まえ、ディプロマ・ポリシーにおいて、当該大学において育成を目指す人材像とそれに基づく学生が身に付けるべき資質・能力の目標を記述するとともに、カリキュラム・ポリシーにおいて、ディプロマ・ポリシーの達成のために、どのような教育課程に基づきどのような学修を行うのかを記述することとする。

さらに、これらを踏まえ、アドミッション・ポリシーにおいて、抽象的な「求める学生像」だけでなく、入学志願者に高等学校段階までにどのような力を培うことを求めるのか、そうした力をどのような基準・方法によって評価・判定するのかなどについて可能な限り具体的に設定する。その際、第一に示す三つの要素については、各大学の特色等に応じて具体的な評価・判定方法や要素ごとの評価・判定の重み付け等について検討の上、それぞれについて適切に評価・判定するよう努める。

あわせて、入学後の教育課程を踏まえ、高等学校で履修すべき科目や取得しておけることが望ましい資格等を列挙するなど「何をどの程度学んでほしいか」をできる限り具体的に記述する。

また、記述する科目・資格等は、高等学校教育の内容・水準に十分配慮したものである。

なお、各大学におけるアドミッション・ポリシーの策定・公表に当たっては、「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン」（平成二十八年三月三十一日中央教育審議会大学分科会大学教育部会）及び「教学マネジメント指針（追補）」（令和五年二月二十四日中央教育審議会大学分科会）も参考にされたい。

#### 第三 入試方法

1 入学者の選抜は、調査書の内容、学力検査、小論文、「平成三十三年度大学入学者選抜実施要項の見直しに係る予告（平成二十九年七月）」（以下「見直しに係る予告」という。）で示した入学志願者本人の記載する資料等\*により、入学志願者の能力・意欲・適性等を多面的・総合的に評価・判定する入試方法（以下「一般選抜」という。）による。

\*入学志願者本人が記載する資料の他、エッセイ、面接、ディベート、集団討論、プレゼンテーション、各種大会や顕彰等の記録、総合的な学習の時間などにおける生

徒の探究的な学習の成果等に関する資料やその面談等

2 一般選抜のほか、各大学の判断により、入学定員の一部について、以下のような多様な入試方法を工夫することが望ましい。

(1) 総合型選抜

詳細な書類審査と時間をかけた丁寧な面接等を組み合わせることによって、入学志願者の能力・適性や学習に対する意欲、目的意識等を総合的に評価・判定する入試方法。

この方法による場合は、以下の点に留意する。

① 入学志願者自らの意志で出願できる公募制という性格に鑑み、「見直しに係る予告」で示した入学志願者本人の記載する資料\*を積極的に活用する。

\*入学志願者本人が記載する活動報告書、大学入学希望理由書及び学修計画書等。

② 総合型選抜の趣旨に鑑み、可否判定に当たっては、入学志願者の能力・意欲・適性等を多面的・総合的に評価・判定する。なお、高度な専門知識等が必要な職業分野に求められる人材養成を目的とする学部・学科等において、総合型選抜を実施する場合には、当該職業分野を指すことに関する入学志願者の意欲・適性等を特に重視した評価・判定に留意する。

③ 大学教育を受けるために必要な知識・技能、思考力・判断力・表現力等も適切に評価するため、調査書等の出願書類だけではなく、「見直しに係る予告」で示した評価方法等\*又は大学入学共通テストのうち少なくともいずれか一つを必ず活用し、その旨を募集要項に記述する。

\*例えば、小論文等、プレゼンテーション、口頭試問、実技、各教科・科目に係るテスト、資格・検定試験の成績等。

(2) 学校推薦型選抜

出身高等学校長の推薦に基づき、調査書を主な資料としつつ、以下の点に留意して評価・判定する入試方法。

① 大学教育を受けるために必要な知識・技能、思考力・判断力・表現力等も適切に評価するため、高等学校の学習成績の状況など調査書・推薦書等の出願書類だけではなく、「見直しに係る予告」で示した評価方法等又は大学入学共通テストのうち少なくともいずれか一つを必ず活用し、その旨を募集要項に記述する。

② 推薦書の中に、入学志願者本人の学習歴や活動歴を踏まえた第一に示す三つの要素に関する評価や、生徒の努力を要する点などその後の指導において特に配慮を要するものがあればその内容について記載を求める。

(3) 専門学科・総合学科卒業生選抜

高等学校の専門教育を主とする学科又は総合学科卒業及び卒業見込みの入学志願者を対象として、職業に関する教科・科目の学力検査の成績等により評価・判定する入試方法。

(4) 帰国生徒選抜・社会人選抜

帰国生徒（中国引揚者等生徒を含む。）又は社会人を対象として、一般の入学志願者と異なる方法により評価・判定する入試方法。

この方法による場合は、外国における教育事情の違いや高等学校等卒業後の年月の経過等に鑑み、広く入学志願者の能力・意欲・適性等に応じ選抜がなされるよう学力検査の免除又は負担の軽減を図り、小論文、面接、資格・検定試験等の成績、その他大学が適当と認める資料を適切に組み合わせ評価・判定することが望ましい。

(5) 多様な背景を持った者を対象とする選抜

家庭環境、居住地域、国籍、性別等の要因により進学機会の確保に困難があると認められる者その他各大学において入学者の多様性を確保する観点から対象になると考える者（例えば、理工系分野における女子等）を対象として、入学志願者の努力のプロセス、意欲、目的意識等を重視し、評価・判定する入試方法。

この方法による場合は、こうした選抜の趣旨や方法について社会に対し合理的な説明を行うことや、入学志願者の大学教育を受けるために必要な知識・技能、思考力・判断力・表現力等を適切に評価することに留意すること。

3 上記1及び2の入学者の選抜に際しては、スポーツ・文化活動やボランティア活動などの諸活動、海外留学等の多様な経験や特定の分野において卓越した能力を有する者を適切に評価・判定することが望ましい。

第四 試験期日等

1 大学入学共通テストの実施期日は以下のとおりとする。

本試験 令和六年一月十三日、十四日

追試験 令和六年一月二十七日、二十八日

2 各大学で実施する一般選抜及び専門学科・総合学科卒業生選抜における第六に定める学力検査の期日並びに総合型選抜及び学校推薦型選抜において学力検査を課す場合の期日については、次により適宜定める。

(1) 試験期日 令和六年二月一日から三月二十五日までの間

なお、「見直しに係る予告」で示した小論文等、プレゼンテーション、口頭試問、実技等の評価方法については、令和六年二月一日よりも前から実施することができ、高等学校教育に対する影響や入学志願者に対する負担に十分配

慮する。

(2) 入学願書受付期間 試験期日に応じて定める。

(3) 合格者の決定発表 令和六年三月三十一日まで

3 総合型選抜、学校推薦型選抜等において学力検査を課さない場合は、上記(2)の試験期日によることを要しないが、高等学校教育に対する影響や入学志願者に対する負担に十分配慮する。

4 総合型選抜については、入学願書受付を令和五年九月一日以降とし、その判定結果を令和五年十一月一日以降に発表する。

5 学校推薦型選抜については、入学願書受付を令和五年十一月一日以降とし、その判定結果を令和五年十二月一日以降で一般選抜の試験期日の十日前まで(学校推薦型選抜で大学入学共通テストを活用する場合は前日までのなるべく早い期日)に発表する。

6 帰国生徒選抜・社会人選抜については、上記(1)によることを要しない。  
第五 調査書

1 各大学は、入学志願者から、入学者選抜の資料として、在籍する高等学校が高等学校生徒指導要録(以下「指導要録」という。)に基づき別紙様式1により作成した調査書の提出を求める。

なお、大学と高等学校が個別に合意した場合には、上記に代えて別紙様式1に記載すべきこととされている事項を全て電磁的に記録した調査書(以下「電磁的記録による調査書」という。)の提出を高等学校に求めることができる。この場合は、校長及び記載責任者の押印は不要とする。

各高等学校は、電磁的記録による調査書の作成、提出に際しては、個人情報保護法等に定められた各教育機関の属性に応じて遵守すべき個人情報保護法制や、高等学校の設置者等が定める教育情報セキュリティポリシー等の定めに従うものとする。

2 各大学は、入学者の選抜に当たり、「見直しに係る予告」で示した調査書の活用 の在り方を踏まえ、調査書を十分に活用する。

なお、調査書を活用する際には、以下の点に十分留意すること。

(1) 必修科目・教科の未履修があった場合の調査書については、「調査書記入上の注意事項等について」の十六により取り扱うものとし、合否判定に当たり、未履修科目があることをもって、不利益に取り扱うことがないよう配慮する。

(2) 「調査書記入上の注意事項等について」の十七を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の影響により出席日数、特別活動の記録、指導上参考となる諸事項の記載が少ないこと等をもって、合否判定に当たり、特定の入学志願者を不利益に取り扱うことがないようにする。その他、次のような配慮も行う。

① 新型コロナウイルス感染症の影響により、中止・延期等となった大会や資格・検定試験等に参加できず、その結果を高等学校における部活動等の諸活動の実績や資格・検定試験等の成績として調査書等に記載できない場合において、そのことをもって入学志願者が不利益を被ることがないようにする。

② 特に、総合型選抜及び学校推薦型選抜においては、評価の方法や重み付け等に配慮し、個々の入学志願者の成果獲得に向けた努力のプロセスや入学を志願する大学で学ぼうとする意欲を多面的・総合的に評価するなどの工夫に配慮するものとする。

その際、各大学は入学志願者の実情に配慮した丁寧な選抜を行う観点から、推薦書、志願者本人が記載する資料等においてこれらの努力のプロセス等について記載を求めることなど評価方法を定め、その内容を募集要項等で周知するものとする。

3 各大学は、調査書の「7. 指導上参考となる諸事項」以外の多様な学習や履歴等を入学者選抜に用いる場合は、大学で評価・判定する内容をどのように調査書に盛り込むのかといった記載方法等について、募集要項にできる限り具体的に記述するものとする。

4 各大学は、高等学校長に対し、調査書の学習成績概評がAに属する生徒のうち、人物、学力ともに特に優秀な者については、「4. 学習成績概評」の欄に④と標示するよう希望することができる。この場合には「備考」の欄にその理由を記載させるものとする。

5 各大学は、高等学校長に対し、当該大学の学部等が求める能力・適性等について、高等学校長が特に推薦できる生徒については、その旨を調査書の「8. 備考」の欄に記載するよう希望することができる。

6 過年度卒業生については、従前の様式による調査書の提出を認める。また、指導要録の保存期間(入学、卒業等の学籍に関する記録(各教科・科目等の修得単位数の記録を含む。))については卒業後二十年、指導に関する記録については卒業後五年)が経過したものについては、原則として調査書にその記載を要しない。この取扱いには、全ての高等学校卒業生(又は退学者)に適用する。

7 上記6の場合及び廃校・被災その他の事情により調査書が得られない場合には、卒業証明書や成績通信簿を提出させるなど、それに代わる措置を講ずることとし、そのことを募集要項に記述することなどにより周知を図ることが望ましい。

8 高等専門学校第三学年修了者等の調査書については、次による。

(1) 高等専門学校第三学年修了者及び修了見込みの者並びに文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程又は相当する課程を有するものとして認定又は指定した在外教育施設の当該課程を修了した者及び修了見込みの者の調査書について

は、別紙様式1の調査書に準じて作成し提出させる。

(2) 外国において学校教育における十二年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの、国際バカロレア資格取得者、アビトウア資格取得者、バカロレア資格(フランス共和国)取得者、ジェネラル・サートイフィケート・オブ・エデュケーション・アドバンスト・レベル資格取得者、文部科学大臣の指定を受けた専修学校高等課程の学科を修了した者及び修了見込みの者並びに高等学校卒業程度認定試験合格者(従前の大学入学資格検定合格者を含む。)については、当該試験等の成績証明書をもって調査書に代えることができる。

## 第六 学力検査等

### 1 個別学力検査

(1) 各大学が実施する学力検査(以下「個別学力検査」という。)は、高等学校学習指導要領(平成二十二年文部科学省告示第三四号。以下「学習指導要領」という。)に準拠し、高等学校教育の正常な発展の障害とならないよう十分留意しつつ、適切な方法により実施する。

(2) 各大学が個別学力検査を実施する教科・科目は、学習指導要領に定められている教科・科目の中から、高等学校教育に及ぼす影響にも配慮しつつ、大学・学部等の目的、特色、専門分野等の特性に応じ、各大学が定める。

なお、複数教科を統合して学力を判断する総合的な問題の出題など、工夫に努めることが望ましい。

(3) 各大学が個別学力検査を実施する教科・科目を定めるに当たっては、アドミツション・ポリシーに基づき、学習指導要領の趣旨も踏まえつつ、できるだけ多くの教科・科目を出題し、選択解答させることが望ましい。

(4) 大学・学部等の目的、特色、専門分野等の特性からみて適当と認められる場合には、普通教科の一部に代えて、職業に関する教科を出題し、又は普通教科の科目に職業に関する基礎的・基本的科目を加え、選択解答させることが望ましい。

(5) 個別学力検査は、以下の点に留意して、入学志願者の学習能力をできる限り多面的・総合的に評価・判定することができるよう出題方針を立てるものとする。

① 個別学力検査は、各種の客観式及び記述式の検査方法を適宜組み合わせ、入学志願者の自ら学ぶ意欲や思考力・判断力・表現力等を適切に判断できるよう工夫することが望ましい。

② 上記(4)に示す職業に関する科目の出題に当たっては、専門教育を主とする学科及び総合学科の卒業生及び卒業見込み者が普通教育を主とする学科の卒業生及び卒業見込み者に比べて不利にならないよう、特に考慮する。

(6) 個別学力検査における公平性・公正性の確保のため、入学志願者に関係者や親

族がいる教職員は、試験問題の作成・点検に関与しないことや、採点の際には、受験者の氏名や受験番号をマスキングすること、複数人で採点・点検することなど、不正やミスを防止するための方策を講ずる。

### 2 大学入学共通テストの利用

大学入学共通テストを利用した選抜を実施する大学にあつては、「令和六年度大学入学共通テストに係る大学入学共通テスト実施大綱」(令和四年六月三日付け文科高第二三〇五号文部科学省高等教育局長通知)の定めによるほか、以下の点に留意して実施する。

(1) 各大学が大学入学共通テストにおいて入学志願者に解答させる教科・科目を定めるに当たっては、できるだけ多くの教科・科目の中から選択解答させることが望ましい。

(2) 各大学の個別学力検査において、大学入学共通テストと同じ教科・科目を課す場合は、論理的思考力や言語的表現力などの把握において、大学入学共通テストとは異なる能力判定に力点を置くような工夫を行うことが望ましい。

(3) 各大学は、総合型選抜、学校推薦型選抜においても大学入学共通テストを利用することができる。

(4) 各大学における大学入学共通テストの成績の利用方法については、例えば、一定の学力水準に達しているか否かの判定に主として用いる資格試験的な利用方法や成績の複数年利用等、多様な利用方法を工夫することが望ましい。

### 3 小論文、面接、実技検査等の活用

入学志願者の能力・適性等を多角的に評価・判定するため、学部等の特性に応じ、小論文等を課し、また、面接や討論等を活用することが望ましい。

主として実技による授業を行う美術、工芸、音楽、体育等に関する学部等(教員養成学部にあつては主専攻)においては、学力検査のほか、実技に関する検査を課すことが望ましい。

小論文、面接、討論、実技検査等を活用する場合には、評価者間で評価・判定の観点や手法の共通化が図られるよう、また特定の受験者の優遇や特定の属性による差別的な取扱いが行われないよう、それらの実施方法や評価・判定の方法・基準についてマニュアル等を整備する。

### 4 資格・検定試験等の成績の活用

(1) 入学志願者の能力・適性や学習の成果、活動歴等を多角的かつ客観的に評価・判定する観点から、例えば、以下のとおり、大学・学部等の特性及び必要に応じ、信頼性の高い資格・検定試験等の活用を図ることが望ましい。

① 入学志願者の外国語におけるコミュニケーション能力を適切に評価・判定する観点から、「英語力評価及び入学志願者選抜における資格・検定試験の活用促



進について」(平成二十七年三月三十一日付け二六文科初第一四九五号文部科学省初等中等教育局長・文部科学省高等教育局長通知)を踏まえ、実用英語技能検定(英検)やTOEFL等、「聞く」「読む」「話す」「書く」の四技能を測ることのできる資格・検定試験等の結果を活用する。

② 入学志願者の優れた理数系の能力を適切に評価・判定する観点から、国際科学オリンピック等の結果を活用する。

③ 基本的な知識・技能に加え、「主体的に学び考える力」を育成する上で有益なプログラムとして国際的に評価されている国際バカロレアの資格や成績を活用する。

(2) 資格・検定試験等の成績の活用に関しては、下記第七の個別学力検査実施教科・科目及び入試方法等の発表の際にその旨を明らかにするとともに、具体的な活用方法(例えば、個別学力検査の成績に代えて当該資格・検定試験等の結果を用いる場合における得点の換算方法等)を明らかにする。また、当該資格・検定試験等の結果の確認方法等について、事前に実施機関に確認しておく。

5 志願者本人が記載する資料や高等学校に記載を求める資料等の活用

活動報告書、大学入学希望理由書、学修計画書を活用する場合の記載内容や活用の方法、留意事項等については、「見直しに係る予告」で示した内容によるものとする。活動報告書のイメージ例は別紙様式2のとおりとする。なお、これら志願者本人が記載する資料や高等学校に記載を求める資料については、編集可能な様式のデータファイルをダウンロード可能とすること等により、資料を作成する者の負担軽減に努めることが望ましい。

第七 個別学力検査実施教科・科目、入試方法等の決定・発表

1 各大学は、個別学力検査の実施教科・科目、入試方法(小論文の出題や面接の実施等)、その他入学者選抜に関する基本的な事項について入試方法の区分ごとに決定し、令和五年六月二日から七月三十一日までに発表するものとし、発表後は、大規模な災害の発生などにより当該大学において入学者選抜が実施できない場合を除き、受験者に不利益を与える恐れのある変更は行わないものとする。

2 発表した内容は、大学のホームページに掲載するなど、広く一般への情報提供に努める。

3 個別学力検査及び大学入学共通テストにおいて課す教科・科目の変更等が入学志願者の準備に大きな影響を及ぼす場合には、一年程度前には予告・公表する。その他の変更についても、入学志願者保護の観点から可能な限り早期の周知に努める。

第八 募集人員

1 各大学で募集する人員は、所定の入学定員による。

なお、入学定員は、教員組織、施設、設備等を総合的に考慮して定められていることを十分踏まえ、入学定員を著しく超えて入学させないものとする。このことは、編入学試験を実施する際も同様とする。

2 大学における学校推薦型選抜の募集人員は、附属高等学校長からの推薦に係るものも含め、学部等募集単位ごとの入学定員の5割を超えない範囲において各大学が定める。

短期大学における学校推薦型選抜の募集人員は、上記にかかわらず、学校推薦型選抜以外の入試方法における受験機会の確保にも配慮して、各短期大学が適切に定める。

3 各大学は、例えば、学科単位ではなく学部単位で募集するなど、募集単位を大きくくり化することにより、入学志願者が大学入学後に幅広い分野の大学教育に触れながら自らの適性や関心等に基づき、専攻分野を決めることができるようにすることが望ましい。

4 各大学においては、入学定員の充足や欠員の補充の方法等について、事前に準備をするよう努める。

第九 出願資格

大学に入学を出願することのできる者は、学校教育法第九十条並びに同法施行規則第五十条及び第五十四条の規定により大学の入学資格を有する者又は大学入学の前までに入学資格を有することとなる見込みの者とする。

第十 募集要項等

1 募集要項

(1) 各大学は、アドミッション・ポリシー、募集人員、出願要件、出願手続、試験期日、試験方法、試験場、入学検定料その他入学に要する経費の種類・額やその納入手続・期限など入学志願者が出願等に必要事項を決定し、それらを記述した募集要項を令和五年十二月十五日までに発表する。

(2) 各大学は、アドミッション・ポリシーに基づき、調査書や志願者本人の記載する資料等をどのように活用するのかについて、募集要項等に明記する。

(3) 第三の2(1)から(5)までに掲げるもののほか、アドミッション・ポリシーに基づき、評価・判定の方法や対象等に取扱いの差異を設ける場合には、入試方法を区分することとし、二以上の入試方法により入学者選抜を実施する場合には、それぞれの入試方法の区分ごとにその内容や区分を設ける理由を示した上で、(1)に掲げる募集人員等を記述する。

(4) 寄付金等の納入を条件として入学許可を行うことのないよう、「私立大学における入学者選抜の公正確保等について」(平成十四年十月一日付け一四文科高第四五号文部科学事務次官通知)を踏まえ、寄付金等を募集する場合は、募集要

項において応募が任意であること、入学前の募集は行っていないことなどを記述する。

(5) 各大学は、入学志願者に対し、募集要項のほか、大学案内、大学説明会等により、アドミツション・ポリシー、学部等の組織、教育研究の内容及び特色、学生生活の概要及び諸経費、過去の年度の入学志願者、受験者及び合格者の数、卒業後の進路状況など大学・学部等の選択の参考となる情報の提供に努める。

## 2 入学手続

(1) 入学手続に際しては、合格者の負担等に配慮し、必要に応じ郵送による手続も認めるなど弾力的な実施に配慮する。

(2) 入学料を含む学生納付金について、「私立大学における入学選抜の公正確保等について」（平成十四年十月一日付け一四文科高第四五四号文部科学事務次官通知）を踏まえ、その額の抑制に努めるとともに、独自の減免又は分割納入等の措置を積極的に講じるよう努めることとし、これらの措置の具体的内容を募集要項等に明記する。

(3) 入学料以外の学生納付金について、「私立大学の入学手続時における学生納付金の取扱いについて」（昭和五十年九月一日付け文管振第二五一号文部省管理局長・文部省大学局長通知）の趣旨を踏まえ、合格発表後、短期間内に納入させるような取扱いは避ける。

(4) 入学辞退者に対する授業料、施設設備費等の学生納付金の返還申出期限については、「大学、短期大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校の入学辞退者に対する授業料等の取扱いについて」（平成十八年十二月二十八日付け文科高第五三六号文部科学省高等教育局長・文部科学省生涯学習政策局長通知）の趣旨を踏まえ、以下の点について入学志願者に対し、例えば、あらかじめ募集要項、入学手続要項等に記述するなどにより、明確にする。

① 三月三十一日までに入学辞退の意思表示をした者（専願又は学校推薦型選抜（これに類する入学試験を含む。）に合格して大学等と在学契約を締結した受験者を除く。）については、原則として、受験者が納付した授業料等及び諸会費等の返還に応じる。

② ①にかかわらず、募集要項、入学手続要項等に、「入学式を無断欠席した場合には入学を辞退したものとみなす」、「入学式を無断欠席した場合には入学を取り消す」などと記述している場合には、入学式の日までに受験者が明示的に又は黙示的に在学契約を解除したときは、授業料等及び諸会費等の返還に応じる。

## 第十一 国立大学の入学選抜

国立大学の入学選抜の日程等は、国立大学協会の定める実施要領に基づき実施される。

## 第十二 公立大学の入学選抜

公立大学の入学選抜の日程等は、公立大学協会の定める実施要領に基づき実施される。

## 第十三 その他注意事項

### 1 健康状況の把握及び障害のある者等への配慮

(1) 入学志願者の健康状況については、原則として、入学選抜の判定資料としないうものとし、大学において健康状況の把握を必要とする特別の事由がある場合には、募集要項に具体的に記述する。この場合でも、健康の状況を理由として不合格の判定を行うことについては、疾病などにより志望学部等の教育の目的に即した履修に耐えないことが、入学後の保健指導等を考慮してもなお明白な場合に限定し、真に教育上やむを得ない場合のほかは、これらの制限を行わないものとする。

(2) 障害等のある入学志願者に対しては、「障害者基本法」（昭和四十五年法律第八四号）や「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成二十五年法律第六五号）の趣旨に十分留意しつつ、その能力・意欲・適性、学習の成果等を適切に評価・判定するために必要な合理的配慮を行い、障害のない学生に比べて不利にならないよう配慮する。

その際、令和五年三月に閣議決定された「第五次障害者基本計画」、「障害のある学生の修学支援に関する検討会報告（第二次まとめ）」について（平成二十九年三月二十九日付け二八文科高第一二二九号文部科学省高等教育局長通知）や以下の例示を参考にするとともに、「障害者等に係る欠格事由の適正化等を図るための医師法等の一部を改正する法律の施行について」（平成十三年十二月二十七日付け十三国文科高第一一〇号文部科学省高等教育局長通知）にも十分留意する。

① 点字・拡大文字による出題、ICT機器の活用、拡大解答用紙の作成など

② 特定試験場の設定、試験場への乗用車での入構、座席指定の工夫など

③ 試験時間の延長、文書による注意事項の伝達、試験室入り口までの付添者の同伴、介助者の配置など

合理的配慮の内容を決定する際には、障害のある入学志願者一人一人の個別のニーズを踏まえた建設的対話を行うこととし、事前相談の時期や方法について十分配慮しつつ、相談窓口や支援担当部署等を設置するなど事前相談体制の構築・充実に努める。

また、「就学の機会均等確保の観点からの入学選抜の在り方の点検等について」（平成二十八年三月三十一日付け二七文科初第一七九六号文部科学省生涯

学習政策局長・初等中等教育局長・高等教育局長通知）を踏まえ、各大学において、入学選抜の在り方の点検等を行うなど適切に対応する。

- (3) 各大学は、障害等のある入学志願者に対し、アドミSSION・ポリシー、募集人員、出願要件、出願手続、試験期日、試験方法、試験場、入学検定料その他入学に要する経費の種類・額やその納入手続・期限など、出願等に必要事項の伝達においても、合理的配慮を行うものとする。

また、入試における配慮の内容や受入実績を募集要項やホームページ等に掲載するなど、情報アクセシビリティに配慮しつつ広く情報を公開すること。

## 2 入試情報の取扱

- (1) 個別学力検査における試験問題やその解答については、当該入試の実施以降に受験者や次年度以降の入学志願者が学習上参考に行えるようにするため、次のとおり取り扱うものとする。

- ① 試験問題については、原則として公表するものとする。
- ② 解答については、原則として公表するものとする。ただし、一義的な解答が示せない 記述式の問題等については、出題の意図又は複数の若しくは標準的な解答例等を原則として公表するものとする。

なお、試験問題中の著作物の権利処理が困難である場合には、著作物名を記述すること 等により問題の内容が明らかになるよう努める。

- (2) 各大学は、受験者本人への成績開示や、入試方法の区分に応じた受験者数、合格者数、入学者数等の入試情報の積極的開示に努める。また、試験の評価・判定方法についても、可能な限り情報開示に努める。

- (3) (1)における公表及び(2)における受験者本人への成績開示を含む情報の開示については、情報を入手する者の利便性の向上に十分に努めるものとする。

- (4) 入学志願者の特定や出願資格・要件の確認、各種連絡等のために必要な情報を除き、能力・意欲・適性等の評価・判定に用いない情報を入学志願者に求めないこととする。ともに、合格者の氏名や住所、調査書に記載された内容等、各大学が選抜を通じて取得した個人情報については、入学選抜並びに必要に応じ入学後の学籍管理、学修指導及び学生支援関係業務に限って利用するものとし、外部への漏洩や目的外の利用等がないよう、その保護に十分留意しつつ、適正な取扱いに努める。

## 3 入学選抜の実施に係るミスの防止

各大学は、受験者に影響を与えることがないよう、業務の効率性に配慮しつつ以下の対応を図ることなどにより、入学選抜の実施に係るミスの防止に努めるものとする。

- (1) 学長のリーダーシップの下、入試担当の理事、副学長等が入試業務全体を統括し、各学部等の入試担当と密接に連携するなど、入学選抜業務全般に係るガバナンス体制を構築するとともに、入学選抜のプロセス全体を把握した上で、入学選抜に関するマニュアルの作成等により、業務全体のチェック体制を確立する。

また、チェック体制を不断に点検するとともに、入学選抜に関わる全ての者にそれぞれの業務内容の周知徹底を行う。

- (2) 試験問題の点検においては、試験実施前に点検するだけでなく、試験実施中及び実施後においても速やかに、作題者以外の者も含めて、二重、三重に点検を行うこと等により、出題ミスの防止及び早期発見に努める。

また、学習指導要領や設定した出題範囲との関係についても確認するとともに、問題の文面だけではなく、問題の内容や条件設定についても確認するなど、受験者の立場に立ち、解答が導き出せるかなどについて点検を行う。

- (3) 試験の実施においては、教員及び事務職員が一体となり、緊急時の対応も含めた迅速性のある全学的な連絡体制を確立し、円滑な試験実施に努める。

- (4) 採点及び合否判定においては、解答や電算処理のチェック体制を確立し、その実施結果に誤りがないか点検・確認する。

その際、電算処理については、予定していた処理が実際に実行されていることも確認する。

また、合否判定結果の公表等においては、追加合格者の決定も含め、複数の担当者により二重、三重に点検を行う。

- (5) 外部から入学選抜におけるミスに係る指摘等があった場合には、速やかに作題者以外の者も含めて組織的な体制で検証を実施するなど、適切に対応する。

- (6) 入学選抜においてミスが生じた場合には、受験者に丁寧に対応するとともに、ミスが生じた原因を分析し、再発防止策を策定し、入学選抜に関するマニュアル等の改善を行うなど、ミスの再発防止に努める。

## 4 入学選抜の公平性・公正性の確保

- (1) 入学選抜は、中立かつ公平・公正に実施することを旨とし、試験問題の漏洩や不適切な合否判定など入学選抜の信頼性を損なう事態が生ずることのないよう、学長を中心とした責任体制の明確化、入学選抜の実施に関する学内規程の整備、入試担当教職員の選任における適格性の確保、研修の実施など実施体制の充実を図る。

また、入学選抜の適正性を確保するため、学内で不正抑止が働く体制や仕組みを設けるとともに、入学選抜の実施に係る体制や方法等に関して自己点検・評価を実施する。

- (2) 試験問題の作成において、外部の機関又は専門家の協力を得ることについては、機密性、中立性、公平性・公正性の観点から十分慎重に対応する。また、パーソナルコンピュータを用いて試験問題を作成する際には、機密性の観点から第三者のアクセスを防止するための措置を適切に講じるものとする。
- (3) 受験者の不正行為を防止するため、次のことに取り組むこと。
- ① 不正行為に該当する行為及び罰則について、事前に整理をし、その内容を募集要項等において周知すること。
- この他、各大学の判断により、例えば、不正行為については、警察に被害届を提出する必要があることを周知することも考えられること。
- ② 受験者の所持品について、入試方法や受験者数など、大学の実情に応じ、試験場に持ち込めないもの、試験時間中に使用できないもの又は身に付けることができないもの、大学が持ち込みや使用を禁止しているものを試験時間中に発見した場合の取扱い（不正行為として扱われる等）を募集要項等で明示しておくこと。
- また、試験時間中に使用することを認めていない通信機器の試験場への持ち込みを認める場合には、試験開始前に電源を切らせるとともに、大学の実情に応じて、例えば、鞆に収納させること等についても説明を行うこと。
- ③ 監督者が巡視を円滑に行うことができよう、受験者の座席の配置など試験室の設定の工夫を行うとともに、試験時間中は、静謐な環境保持に十分に留意しながら、試験室内の巡視を適切に行うこと。その際、巡視時に注意を要する観点（例えば、手の位置、受験生の視線等）を踏まえ、監督者等に周知しておくこと。
- また、大学の実情に応じて必要な監督者や巡視を補助する人員を確保すること。
- (4) 合否判定の方法や基準を明確に定め、あらかじめ募集要項等により公表し、それを遵守する。合否判定は、中立かつ公平・公正な意思決定が行われるよう教授会や入試委員会等の合議制の合議体で行い、その際に用いる資料には、原則として評価・判定に用いない情報は記載せず、又はマスキングを施す等の配慮をする。また、補欠合格候補者の取扱い及び繰上合格に係る手続についてもあらかじめ定めておく。
- (5) 次のような公平性・公正性を欠く不適切な合否判定は行わない。
- ① 合否判定の方法や基準に基づかず恣意的に特定の受験者を合格又は不合格としたり、それらの方法や基準に基づき決定した成績の順番を恣意的に飛ば

- して合格又は不合格としたりすること。
- ② 合理的理由がある場合を除き、性別、年齢、現役・既卒の別、出身地域、居住地域等の属性を理由として一律に取扱いの差異を設けること。
- これらは、正規合格者の決定のみならず、補欠合格候補者の決定や繰上合格に係る手続においても同様である。
- (6) 大学が受験の勧誘を行う場合には、それをもって直ちに合格を確約するものと誤解されることのないよう留意する。
- (7) 合格発表前に個別に受験者の保護者等の関係者と接触するなど、入学者選抜の公平性・公正性を損なうような行為は厳に慎み、万一、特定の受験者に対する特別な優遇や配慮を求める外部からの働きかけや申出等があった場合には、大学として入学者選抜の公平性・公正性を損なうことのないよう毅然と対応する。
- 5 「ICT」を活用したオンラインによる試験の実施
- 入学者志願者の居住地や各大学の実情等に応じ、「ICT」を活用したオンラインによる試験の実施（オンラインによる個別面接やプレゼンテーション、オンライン模擬授業を受講した上で、その内容に関するレポートの提出、実技動画の提出等）等の工夫をする場合には、入学者志願者による利用環境の差異や技術的な不具合の発生等によって、特定の入学者志願者が不利益を被ることのないよう、例えば次のような配慮を行うとともに、受験者の不正行為を未然に防止するため、不正行為の内容及び罰則等について、募集要項に明記するなどの対応を行う。
- (1) 通信環境の不具合が生じ、試験続行が困難になった場合、当日の時間を繰下げ、又は予備日を設けて選抜を行う。
- (2) 入学者志願者が通信環境を整えることができない場合、大学でのオンライン受験も可能とする。
- (3) 大学にサポートデスクなどの連絡窓口を設け、不測の事態に個別に対応できるようにする。
- (4) 「ICT」を活用して選抜を行う場合においても、障害等のある入学者志願者に必要な合理的な配慮を行う。
- 6 災害等の不測の事態への対応
- 各大学は、入学者志願者の進学の機会を確保する観点から、自然災害や人為災害、感染症の全国的な拡大等により所定の日程による試験実施が困難となる等の不測の事態に適切に対応できるよう、入学者志願者への連絡方法や問い合わせ窓口の設置、関係機関との連携・協力体制の構築、相当数の者が当日に受験できなかった場合の対応等について、十分な検討・準備を行う。

特に、受験者が安心して受験に臨めるよう、各大学は次のことに取組むこと。  
(1) 試験実施当日の安全対策について、必要に応じて警察や受験者が利用する公共交通機関等と連携して対応すること。

(2) 試験実施日には、入試方法や受験者数など大学の実情に応じて、教職員の活用も含め、必要な警備要員を確保するとともに、試験場周辺や試験場内の十分な巡回に努めること。

(3) 警察や消防等の協力の下、警備体制や救助要請等に関する危機事象発生時のマニュアル等を整備し、定期的に見直すこと。

その他、各大学は、大学の実情に応じて、次のようなことについても継続的に対応することが考えられる。

(1) 試験実施当日の試験場周辺や試験場内において、受験者等が万が一、不審者や不審物を発見した場合に、その通報を受けられる体制を整えておくこと。

7 感染症対策  
(2) 自然災害や人為災害など不測の事態により、試験に遅刻した者又は受験することができなかった者がいる場合には、試験時間の繰り下げや別日程への振替等の対象とするなど、当該受験者の受験機会の確保等に配慮すること。

8 専門職大学及び専門職短期大学の入学者選抜  
受験者が安心して受験に臨めるよう、各大学は、大学入学共通テスト、個別学力検査等の実施時期における感染症の流行状況等を踏まえ、換気の確保や手洗いの手指衛生の励行など感染症の特徴に応じた対策を講じるものとする。

9 国際連携学科の入学者選抜  
専門職大学及び専門職短期大学の入学者選抜は、「専門職大学設置基準」(平成二十九年文部科学省令第三三三号)、「専門職短期大学設置基準」(平成二十九年文部科学省令第三四号)及び「専門職大学及び専門職短期大学の制度化に係る学校教育法の一部を改正する法律等の公布について」(平成二十九年九月二十一日付け二九文科高第五四二号文部科学事務次官通知)を踏まえ実施するものとする。

(1) 外国の大学と連携して教育研究を実施するための学科(以下「国際連携学科」という。)の学生は、我が国の大学と国際連携学科において連携して教育研究を実施する一以上の外国の大学(以下「連携外国大学」という。)との二重在籍となることから、学校教育法その他関係法令に規定する我が国の大学への入学資格を満たすとともに、あわせて、連携外国大学における入学資格についても満たす必要があることに留意する。

(2) 国際連携学科の入学者選抜は、本要項を踏まえるとともに、国際連携学科の入

学者選抜の実施方法等について、我が国の大学と連携外国大学との協議により定め、適切に実施する。特に、入学者選抜の実施方法等については、入学志願者保護の観点から可能な限り早期の周知に努める。

10 外国人を対象とした入試

(1) 私費外国人留学生の入試に当たっては、「外国人留学生の適切な受入れ及び在籍管理の徹底等について(通知)」(令和五年四月四日付け五高参国第六号文部科学省高等教育局参事官(国際担当)通知)に基づき、入学志願者が真に修学を目的とし、その目的を達するための十分な能力・意欲・適性等を有しているかを適切に判定すること。特に、日本語など必要な能力の基準(日本語で授業を行う場合、日本語能力試験N2レベル相当以上が目安)を明確化し、適正な水準を維持することが重要である。また、国際交流等の推進の観点から、独立行政法人日本学生支援機構が実施する「日本留学試験」の積極的な活用や、当該試験を利用した渡日前入学許可の実施について配慮することが望ましい。

特に入学志願者にかかる負担軽減の観点から、外国人入学志願者の選抜については、「G」を活用したオンラインによる試験の実施等の工夫により、可能な限り渡航を伴わない方法により実施するなどの工夫に配慮する。

(2) 個別学力検査の実施教科・科目及び試験方法等の決定・発表は、試験期日の六ヶ月以上前に行うとともに募集要項の発表も出願に必要な期間を考慮して行う。

(3) 国際バカロレア資格取得者、アビトウア資格取得者、バカロレア(フランス共和国)資格取得者及びジェネラル・サーティフィケート・オブ・エデュケーション・アドバンスト・レベル資格取得者について、これらの資格を国内で取得した場合であっても、外国において取得した場合と同様の取扱いをするよう配慮することが望ましい。

11 その他

(1) 各大学は、入試に関する研究委員会を設け、入学者の追跡調査等により、選抜の妥当性・信頼性の検証を行い、その成果を入試に反映させることが望ましい。

(2) 学校推薦型選抜等の実施に際しては、高等学校及び中等教育学校のみならず、高等部を置く特別支援学校及び我が国の高等学校の課程と同等の課程又は相当する課程を有するものとして文部科学大臣が認定又は指定した在外教育施設並びに文部科学大臣の指定を受けた専修学校高等課程の学科の出身者等についても対象とするよう配慮する。

(3) 各大学は、入学手続をとった者に対し、必要に応じ、これらの者の出身高等学校と協力しつつ、入学までに取り組みべき課題を課すなど、入学後の学修のため

の準備をあらかじめ講ずるよう努める。特に十二月以前に入学手続をとった者に対しては、積極的に当該措置を講ずることとする。

また、学校推薦型選抜の場合、高等学校による推薦段階だけではなく、合格決定後も、推薦を行った高等学校の指導の下に、例えば、入学予定者に対して大学入学までの学習計画を立てさせ、その取組状況等を、高等学校を通じ大学に報告させるなど、高大連携した取組を行うことが望ましい。

なお、当該措置を講ずる場合は、その旨を募集要項に記述する。その際、アドミッション・ポリシーとの関連に留意する。

- (4) 秋季入学等、四月以外の入学時期に係る大学入学選抜の実施に当たり、募集人員の規模、選抜時期、募集対象者については、本要項を踏まえて各大学において適切に判断するとともに、各大学は入学志願者の能力・意欲・適性等に応じて選抜がなされるよう、主として書類審査、面接等を組み合わせるといった方法を用いるなど、入試方法の多様化、評価尺度の多元化に努めることにより、多面的・総合的に評価・判定する。

#### 第十四 備考

この要項は、令和五年度に実施する令和六年度大学入学選抜に適用する。

なお、この要項により実施し難い事情のある大学は、募集要項の発表前に、(募集要項の発表後に募集要項のとおり実施し難い事態が生じた場合には、速やかに。) 文部科学省高等教育局大学教育・入試課大学入試室に連絡する。



## ○ 大学院入学者選抜実施要項

平成二十年五月二十九日  
二〇文科高第一六八号  
文部科学省高等教育局長通知

大学院入学者の選抜は、大学院の課程を履修するにふさわしい能力と素質のある者を公正かつ妥当な方法で選抜するように実施するものとする。

### 第一 募集人員

募集する人員は、所定の入学定員によるものとする。

### 第二 出願資格

大学院に入学を志願することのできる者は、法令の規定により大学院の入学資格を有する者及び大学院入学の前までに入学資格を有することとなる見込みの者とする。

### 第三 試験期日

- 1 試験期日は、原則として学生が入学する年度の前年度の七月以降当該年度中の期日で、各大学が適宜定める。
- 2 秋季入学を実施する場合には、学生が入学する年度中の期日に試験を実施することができ。
- 3 入学願書受付期間及び合格者の決定発表の期日については、試験期日に応じて各大学が適宜定める。

### 第四 入試方法

入学者の選抜は、学力検査その他志望理由書や成績証明書等大学が適当と認める資料により、入学志願者の能力等を合理的に総合して判定する方法によることが望ましい。

なお、出身大学の指導教員の推薦状及び社会人志願者の場合の勤務先上司等の推薦状については、入学者選抜の必要資料とはせず、提出するか否かは志願者の任意にゆだねる任意提出資料とすることが適当である。

### 第五 募集要項等

- 1 各大学は、募集人員、出願要件、出願手続、試験期日、試験方法、試験場、入学検定料その他入学に要する経費等出願に必要な事項を記載した募集要項を、遅くとも試験期日の二か月前までに発表するものとする。
- 2 各大学は、大学院の研究科等に入学する者に求める能力・資質・適性等について

て、募集要項に具体的に記載することが望ましい。

- 3 募集要項など大学院の学生募集に関する事項は、国内外の学生の流動性の向上及び社会人の受験機会の確保に資する観点から、できるだけ情報提供に努めるものとする。

### 第六 出願手続

入学志願者は、出願書類を取りそろえ、志願大学院に提出するものとする。

### 第七 注意事項

- 1 障害のある者等への配慮  
障害のある者等の試験に係る特別措置については、大学入学者選抜の特別措置を参考に更に配慮する。

また、障害等の状態に応じた入試が実施できるよう、事前相談体制の構築・充実に努めるとともに、事前相談の時期や方法について十分配慮し、他の入学志願者に比べて不利にならないようにする。

### 2 入試情報の取扱い

合格者の氏名や住所等、選抜を通じて取得した個人情報については、漏洩や選抜以外の目的の利用等がないよう、その保護に十分留意しつつ、適切な取扱いに努める。

### 3 入学者選抜の実施に係るミスの防止

入学者選抜の実施に係るミスの防止に努めるため、入学者選抜業務のプロセス全体を把握した上で、ミスを防止するためのガイドラインを作成すること等により、業務全体のチェック体制を確立するとともに、入学者選抜に関わる者の責務を明確にし、責任を持って業務を行うよう注意を喚起する。

### 4 入学者選抜の公正確保

入学者の選抜は中立・公正に実施することを旨とし、入試問題の漏洩など入学者選抜の信頼性を損なう事態が生ずることのないよう、学長を中心とした責任体制の明確化、入試担当教職員の選任における適格性の確保、研修の実施など実施体制の充実を図る。

### 5 その他

所定の日程による試験実施が困難となるような不測の事態に適切に対応できるように、入学志願者への連絡方法や問い合わせ窓口の設置、関係機関との連携・協力体制の構築などについて、十分な検討・準備を行う。

### 第八 備考

本要項により実施し難い事情のある大学は、募集要項の発表前に、(募集要項の発表後に募集要項のとおり実施し難い事態が生じた場合には、速やかに)文部科学省高等教育局大学振興課大学入試室に連絡する。



第二章 入学資格・編入学資格関係

○ 高等学校に文部科学大臣が定める年数以上在学した者に準ずる者を定める件

（平成十三年十一月二十七日）  
 文部科学省告示第六十七号  
 最終改正 平三三・一・三三〇文科告一三

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第五百五十四条第五号の規定により、高等学校に、文部科学大臣が定める年数以上在学した者に準ずる者を、次のように指定する。

- 一 高等学校及び学校教育法施行規則第五百五十四条第一号に掲げる学校並びに同条第三号に掲げる施設並びに同条第二号及び第四号に掲げる課程に通算して二年以上在学した者
- 二 外国において、学校教育における十二年の課程を修了した者と同等以上の学力があるかどうかに関する認定試験であると認められる当該国の検定（国の検定に準ずるものを含む。）に合格した者で、十七歳に達した者

附則

- 1 この告示は、平成十四年四月一日から施行する。
- 2 平成九年文部省告示第四百二十二号（高等学校に二年以上在学した者に準ずる者を定める件）は、廃止する。

附則

この告示は、平成十七年十二月一日から施行する。

附則（平二八・三・三二文科告七七）

この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

附則（平三三・一・三三〇文科告一三）

この告示は、公布の日から施行する。

○ 専修学校の高等課程のうち、当該課程を修了した者が大学入学に関し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められるものに係る基準を定める件

（平成十七年九月九日）  
 文部科学省告示第三十七号  
 最終改正 平二四・三・三三〇文科告七〇

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第五百五十四条第三号の規定に基づき、専修学校の高等課程のうち、当該課程を修了した者が大学入学に関し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められるものに係る基準を次のように定め、平成十七年十二月一日から施行する。

- 一 修業年限が三年以上であること。
- 二 全課程の修了の要件が、次の表上欄に掲げる学科の区分に応じ、同表下欄に掲げるものであること。

| 学科の区分  |   | 要件                                 |
|--|---|------------------------------------|
| 専修学校設置基準（昭和五十一年文部省令第二号）第四十一条に規定する昼間学科<br>又は夜間等学科 | 学校教育法施行規則第八十三条の二第二項の規定により学年による教育課程の区分を設けない学科（以下この表において「単位制による学科」という。）であるもの以外のもの | 全課程の修了に必要な総授業時数が二千五百九十単位時間以上であること。 |
| 専修学校設置基準第五条第一項に規定する通信制の学科                        | 単位制による学科であるもの   | 全過程の修了に必要な総単位数が七十四単位以上であること。       |

附則（平成一九・一二・二五文科告一四六抄）

この告示は、学校教育法等の一部を改正する法律の施行の日（平成一九年十二月二十六日）から施行する。

附則（平成二四・三・三三〇文科告七〇）

この告示は、学校教育法施行規則及び専修学校設置基準の一部を改正する省令の施行の日（平成二十四年四月一日）から施行する。

○ 専修学校の専門課程のうち、当該課程を修了した者が大学（短期大学を除く。）の専攻科又は大学院への入学に関し大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められるものに係る基準を定める件

（平成十七年九月九日）  
 文部科学省告示第百三十八号  
 最終改正 平二四・三・三〇文科告七

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第百五十五条第一項第五号の規定に基づき、専修学校の専門課程のうち、当該課程を修了した者が大学（短期大学を除く。）の専攻科又は大学院への入学に関し大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められるものに係る基準を次のように定める。

一 修業年限が四年以上であること。

二 全課程の修了の要件が、次の表上覧に掲げる学科の区分に応じ、同表下覧に掲げるものであること。

| 学科の区分  |  | 要件                               |
|--|--|----------------------------------|
| 専修学校設置基準（昭和五十一年文部省令第二号）第 四 条に規定する昼間学科又は夜間等学科 | 学校教育法施行規則第百八十三條の二第二項の規定により学年による教育課程の区分を設けない学科（以下この表において「単位制による学科」という。）であるもの以外のもの | 全課程の修了に必要な総授業時数が三千四百単位時間以上であること。 |
| 専修学校設置基準第五條第一項に規定する通信制の学科                    | 単位制による学科であるもの  | 全課程の修了に必要な総単位数が百二十四単位以上であること。    |

三 体系的に教育課程が編成されていること。

四 試験等により成績評価を行い、その評価に基づいて課程の修了の認定を行っていること。

**附則**（平成一九・一二・二五文科告一四六抄）  
 この告示は、学校教育法等の一部を改正する法律の施行の日（平成一九年十二月二十六日）から施行する。

**附則**（平成二四・三・三〇文科告七〇）  
 この告示は、学校教育法施行規則及び専修学校設置基準の一部を改正する省令の施行の日（平成二十四年四月一日）から施行する。

○ 外国において学校教育における十二年の課程を修了した者に準ずる者を指定する件

（昭和五十六年十月三日）  
 文部省告示第百五十三号  
 最終改正 令和二・九・三十文科告一二六

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第百五十條第一号の規定により、外国において学校教育における十二年の課程を修了した者に準ずる者を次のように指定する。

- 一 外国において学校教育における十二年の課程を修了した者と同等以上の学力があるかどうかに関する認定試験であると認められる当該国の検定（国の検定に準ずるものを含む。次号において同じ。）に合格した者で、十八歳に達したものであること。
- 二 外国において、高等学校に対応する学校の課程を修了した者（これと同等以上の学力があるかどうかに関する認定試験であると認められる当該国の検定に合格した者を含む。）で、文部科学大臣が別に定めるところにより指定した我が国の大学に入学するための準備教育を行う課程又は別表第一の上欄及び中欄に掲げる施設における研修並びに同表の下欄に掲げる施設における我が国の大学に入学するために必要な教科に係る教育をもって編成される当該課程を修了した者
- 三 外国において、高等学校に対応する学校の課程（その修了者が当該外国の学校教育における十一年以上の課程を修了したとされるものであることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを修了した者
- 四 我が国において、高等学校に対応する外国の学校の課程（その修了者が当該外国の学校教育における十二年の課程を修了したとされるものに限る。）と同等の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた別表第二に掲げる教育施設の当該課程を修了した者
- 五 我が国において、高等学校に対応する外国の学校の課程（その修了者が当該外国の学校教育における十二年の課程を修了したとされるものを除く。）と同等の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた別表第三に掲げる教育施設の当該課程を修了した者で、第二号の準備教育を行う課程を修了したもの

- 別表第一** (第二号関係) (略)  
**別表第二** (第四号関係) (略)  
**別表第三** (第五号関係) (略)

**附則** (平二〇・七・二四文科告一一二)  
 この告示は、公布の日から施行する。

**附則** (平二二・七・一五文科告一一七)  
 この告示は、公布の日から施行する。

**附則** (平二三・三・三〇文科告六一)  
 この告示は、公布の日から施行する。

**附則** (平二五・一一・一八文科告一六〇)  
 この告示は、公布の日から施行する。ただし、別表第二東京韓国学校中・高等部(名称変更前の東京韓国学校を含む。)の項の次に次のように加える改正規定及び同表リセ・フランコ・ジャポネ・ド・東京 柳北校(名称変更前のリセ・フランコ・ジャポネ・ド・トウキョウを含む。)の項を削る改正規定は、平成二十四年八月一日から適用する。

**附則** (平二七・三・一三文科告五〇)  
 この告示は、公布の日から施行する。

**附則** (平二八・三・三二文科告七四)  
 この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

**附則** (平三一・一・三二文科告一〇)  
 この告示は、公布の日から施行する。

**附則** (平三一・三・二八文科告五六)  
 この告示は、公布の日から施行する。

**附則** (令和二・九・三〇文科告一二六)  
 この告示は、公布の日から施行する。

○ **大学入学に関し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者を指定する件**

(昭和二十三年五月三十一日)  
 文部省告示第四十七号  
 最終改正 令四・二・二五文科告二十

学校教育法施行規則第五十条第四号の規定により、大学の入学に関し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者を、次のように指定する。  
 一〇十七 (略)

十八 旧運輸省設置法及び旧運輸省組織令(昭和五十九年政令第七十五号)による海員学校の高等科を卒業し、独立行政法人海技教育機構法(平成十一年法律第二百十四号)による独立行政法人海技教育機構(旧運輸省設置法、旧運輸省組織令及び独立行政法人国立公文書館等の設立に伴う関係政令の整備等に関する政令(平成十二年政令第三百三十三号)による改正前の国土交通省組織令(平成十二年政令第二百五十五号)による海技大学校並びに独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律(平成十八年法律第二十八号)による廃止前の独立行政法人海技大学校法(平成十一年法律第二百十二号)による独立行政法人海技大学校を含む。)の普通科A課程を卒業した者(昭和五十年四月一日以降に当該課程に入学した者に限る。)

十九 独立行政法人海技教育機構法による独立行政法人海技教育機構(旧運輸省組織令及び独立行政法人国立公文書館等の設立に伴う関係政令の整備等に関する政令による改正前の国土交通省組織令による海員学校並びに独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律による改正前の独立行政法人海員学校法による独立行政法人海員学校を含む。)の本科を卒業した者

二十 スイス民法典に基づく財団法人である国際バカロレア事務局が授与する国際バカロレア資格を有する者  
 二十一 ドイツ連邦共和国の各州において大学入学資格として認められているアビトウア資格を有する者  
 二十二 フランス共和国において大学入学資格として認められているバカロレア資格を有する者

二十三 グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国において大学入学資格として認められているジェネラル・サーティファイケート・オブ・エデュケーション・アドバンスト・レベル資格を有する者

二十四 アメリカ合衆国カリフォルニア州に主たる事務所が所在する団体であるウェスタン・アソシエーション・オブ・スクールズ・アンド・カレッジズ、同国コロラド州に主たる事務所が所在する団体であるアソシエーション・オブ・クリスチャン・スクールズ・インターナショナル、同国マサチューセッツ州に主たる事務所が所在する団体であるニューイングランド・アソシエーション・オブ・スクールズ・アンド・カレッジズ又はオランダ王国南ホラント州に主たる事務所が所在する団体であるカウケンセル・オブ・インターナショナル・スクールズから教育活動等に係る認定を受けた教育施設に置かれる十二年の課程を修了した者

**附則**（平二一・六・二三文科告九〇）

この告示の施行前にヨーロッパアン・カウケンセル・オブ・インターナショナル・スクールズの認定を受けた教育施設に置かれる十二年の課程を修了した者については、この告示による改正前の大学入学に関し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者を指定する件第二十三号の規定は、なお効力を有する。

**附則**（平二八・三・三二文科告七六）

この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

**附則**（平三二・一・三二文科告一一）

この告示は、公布の日から施行する。

○ 高等学校に対応する外国の学校の課程のうち当該課程を修了した者が大  
学入学に関し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められ  
るものに係る基準

（平成二八年三月三十一日）  
文部科省告示第七五号

外国において学校教育における十二年の課程を修了した者に準ずる者を指定する件（昭和五十六年文部省告示第百五十三号）第三号の規定に基づき、高等学校に対応する外国の学校の課程のうち当該課程を修了した者が大学入学に関し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められるものに係る基準を次のように定める。

- 一 当該課程の修了者が当該外国の学校教育における十一年以上の課程を修了したとされるものであること。
- 二 当該課程の修了者が大学に対応する当該外国の学校に入学することができるものであること。
- 三 高等学校の教科等に相当する教科等により編成される教育課程を有すると認められるものであること。

**附則**（平二八・三・三二文科告七五）

この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

○ 高等学校に対応する外国の学校の課程のうち当該課程を修了した者が大  
 学入学に関し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められ  
 るものを指定する件

（平成二十八年十二月十五日）  
 文部科学省告示第一七七号  
 最終改正 令五・八・二十一文科告九九

外国において学校教育における十二年の課程を修了した者に準ずる者を指定する件  
 （昭和五十六年文部省告示第百五十三号）第三号に規定する高等学校に対応する外国  
 の学校の課程のうち当該課程を修了した者が大学入学に関し高等学校を卒業した者と  
 同等以上の学力があると認められるものとして次の表の上欄に掲げるものを指定し、  
 同表の下欄に掲げる日から適用する。

| 外国の学校の課程の名称   | 適用開始日       |
|---|-------------|
| ウクライナのポウナ・ザハリナ・セレドニャ・オス<br>ヴィタの課程   | 平成三年五月二十三日  |
| ウズベキスタン共和国のシコーラ・スレードウネヴ<br>ア・オブラゾヴァーニャの課程   | 平成二十九年三月十五日 |
| カザフスタン共和国のオブシエエ・スレドニエエ・<br>オブラゾヴァーニエの課程   | 平成十九年七月二十七日 |
| スーダン共和国のアル・マドラサ・アツ・サーナウ<br>イーヤの課程   | 平成四年一月一日    |
| ベラルーシ共和国のトレーチャ・ストウペニ・オー<br>ブシエヴォ・スレードネヴォ・オブラゾヴァーニャ<br>の課程                               | 平成二十三年一月十三日 |
| ペルー共和国のエスクエラ・セクンダリアの課程  | 明治三十四年三月九日  |
| ミャンマー連邦共和国のアテツタン・アスイン・ピ<br>ンニャーイェーの課程（旧ビルマ連邦社会主義共和<br>国のアテツタン・アスイン・ピンニャーイェーの課<br>程を含む。） | 昭和四十八年十月一日  |
| ロシア連邦のオブシエエ・スレドニエエ・オブラゾ<br>ヴァーニエの課程   | 平成二十一年十月六日  |

附 則（平二八・十二・十五文科告一七七）

この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。  
 附 則（平三一・一・三二文科告一一）  
 この告示は、公布の日から施行する。

○ 大学院及び大学の専攻科の入学に関し大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者を指定する件（抄）

（昭和二十八年二月七日）  
文部省告示第五号

最終改正 平一九・一二・二五文科告一四六

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第五百五十五条第一項第六号の規定により、大学院及び大学の専攻科（医学を履修する博士課程及び専攻科、歯学を履修する博士課程及び専攻科、薬学を履修する博士課程及び専攻科（当該課程に係る研究科及び当該専攻科の基礎となる学部）の修業年限が六年であるものに限る。）並びに獣医学を履修する博士課程及び専攻科を除く。）の入学に関し、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者を、次のように指定する。

一〜四（略）

五 防衛省設置法（昭和二十九年法律第六十四号）による防衛大学校又は防衛医科大学校を卒業した者

六 独立行政法人水産大学校法（平成十一年法律第九十一号）による水産大学校（旧農林水産省設置法（昭和二十四年法律第五十三号）、旧農林水産省組織令（昭和二十七年政令第三百八十九号）及び独立行政法人国立公文書館等の設立に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成十二年政令第三百三十三号）による改正前の農林水産省組織令（平成十二年政令第二百五十三号）による水産大学校を含む。）を卒業した者（旧水産庁設置法（昭和二十三年法律第七十八号）による水産講習所を卒業した者を含む。）

七 国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）による海上保安大学校（国家行政組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（昭和五十八年法律第七十八号）による改正前の海上保安庁法（昭和二十三年法律第二十八号）及び旧運輸省組織令（昭和五十九年政令第七十五号）による海上保安大学校を含む。）を卒業した者

八 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）による職業能力開発総合大学校の長期課程を修了した者（旧職業訓練法（昭和三十三年法律第三百三十三号）による中央職業訓練所又は職業訓練大学校の長期指導員訓練課程を修了した者、職業訓練法の一部を改正する法律（昭和六十年法律第五十六号）による改正前の職業訓練法（昭和四十四年法律第六十四号）による職業訓練大学校の長期指導員訓練課程を修了した者、職業能力開発促進法の一部を改正する法律（平成四年法律第六十七号）に

よる改正前の職業能力開発促進法による職業訓練大学校の長期課程を修了した者及び職業能力開発促進法及び雇用促進事業団法の一部を改正する法律（平成九年法律第四十五号）による改正前の職業能力開発促進法による職業能力開発大学校の長期課程を修了した者を含む。）

九 国土交通省組織令による気象大学校（旧運輸省設置法（昭和二十四年法律第五百五十七号）及び旧運輸省組織令による気象大学校を含む。）の大学部を卒業した者

十 教育職員免許法（昭和二十四年法律第四十七号）による小学校、中学校、高等学校若しくは幼稚園の教諭若しくは養護教諭の専修免許状又は一種免許状を有する者で二十二歳に達した者

十一 国立養護教諭養成所設置法（昭和四十年法律第十六号）による国立養護教諭養成所を卒業した者で、教育職員免許法による中学校教諭若しくは養護教諭の専修免許状は一種免許状を有するもの

十二 国立工業教員養成所の設置等に関する臨時措置法（昭和三十六年法律第八十七号）による国立工業教員養成所を卒業した者で、教育職員免許法による高等学校教諭免許状及び三年以上教員として良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有するもの

附則（略）

附則（平成一六・一二・一五文科告一七二）

この告示は、平成十八年四月一日から施行する。

附則（平成一九・一・一六文科告一）

この告示は、公布の日から施行し、平成十九年一月九日から適用する。

附則（平成一九・一二・二五文科告一四六抄）

この告示は、学校教育法等の一部を改正する法律の施行日（平成十九年十二月二十六日）から施行する。

○ 医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する博士課程又は専攻科の入学に關し、**大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者を指定する件（抄）**

（昭和三十年四月八日）  
文部省告示第三十九号  
最終改正 平一九・一二・二十五文科告一四六

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第百五十五条第一項第六号の規定により、医学を履修する博士課程若しくは専攻科、歯学を履修する博士課程若しくは専攻科、薬学を履修する博士課程若しくは専攻科（当該課程に係る研究科又は当該専攻科の基礎となる学部）の修業年限が六年であるものに限る。）又は獣医学を履修する博士課程若しくは専攻科の入学に關し、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者を、次のように指定する。

一（略）  
二 防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）による防衛医科大学を卒業した者

三 修士課程又は学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十九条第二項の専門職大学院の課程を修了した者及び修士の学位の授与を受けることのできる者並びに前期及び後期の課程の区分を設けない博士課程に二年以上在学し、三十単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた者（学位規則の一部を改正する省令（昭和二十九年文部省令第二十九号）による改正前の学位規則（昭和二十八年文部省令第九号）第六条第一号に該当する者を含む。）で大学院又は専攻科において、大学の医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

四 大学（医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの及び獣医学を履修する課程を除く。）を卒業し、又は外国において学校教育における十六年の課程を修了した後、大学、研究所等において二年以上研究に従事した者で、大学院又は専攻科において、当該研究の成果等により、大学の医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

附則（平成一六・一二・一五文科告一七三）

この告示は、平成十八年四月一日から施行する。

附則（平成一九・一・一六文科告二）

この告示は、公布の日から施行し、平成十九年一月九日から適用する。

附則（平成一九・一二・一四文科告二四二）

この告示は、大学院設置基準の一部を改正する省令の施行の日（平成十九年十二月四日）から施行する。

附則（平成一九・一二・二五文科告一四六抄）

この告示は、学校教育法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十九年十二月二十六日）から施行する。

## ○ 大学入学のための準備教育課程の指定等に関する規程（抄）

（平成十一年九月三日）  
文部省告示第百六十五号

最終改正 平二九・五・三一文科告八四

### 第一章 総則

（趣旨）

**第一条** 外国において学校教育における十二年の課程を修了した者に準ずる者を定める件（昭和五十六年文部省告示第百五十三号）第二号の規定により我が国の大学に入学するための準備教育を行う課程（以下「準備教育課程」という。）を文部科学大臣が指定する際の基準及び手続等並びに次条第一項に規定する準備教育施設の運営の基準については、この規程の定めるところによるものとする。

（定義）

**第二条** この規程において、「準備教育施設」とは、第七条第一項の規定により準備教育課程を開設する専修学校（専門課程を除く。）及び各種学校並びに同条第三項に規定する教育施設をいう。

2 この規程において、「生徒等」とは、準備教育課程を履修する者をいう。

3 この規程において、「設置者」とは、第七条第一項の規定により準備教育課程を開設する学校等の設置者をいう。

### 第二章 準備教育課程の指定の基準

（目的）

**第三条** 準備教育課程は、外国において高等学校に対応する学校の課程を修了した者（これと同等以上の学力があるかどうかに関する認定試験であると認められる当該国の検定に合格した者を含む。）で、我が国の大学（専修学校の専門課程を含む。）に入学することを目的とするものに対し、日本語その他大学に入学するために必要な教科に係る教育を行うことを目的とする。

（修業年限）

**第四条** 準備教育課程の修業年限は、一年以上とする。

2 準備教育課程の始期及び終期は、具体的に定めるものとする。  
（教育課程）

**第五条** 準備教育課程は、数学、理科及び外国語（以下「基礎教科」という。）並びに日本語によって編成するものとする。ただし、生徒等の専攻分野別に準備教育課程を編成する場合において相当の理由があると認められるときは、地理歴史又は公民をもつて理科に代えることができるものとする。

2 基礎教科に属する科目の名称、目標及び内容については、高等学校学習指導要領（平成二十一年文部科学省告示第三十四号）に定めるところによる。

3 前項の規定にかかわらず、生徒等の実態、生徒等が入学しようとする大学の教育の特色等から特に必要があり、かつ、高等学校と同等の教育水準が確保できると認められるときは、基礎教科に属する科目の一部を行わないことができる。

4 準備教育課程における日本語は、大学に入学するために必要な日本語教育としてふさわしいものとする。

（授業時数）

**第六条** 準備教育課程を修了するために履修すべき授業時数は、九百二十単位時間以上とする。

2 前項に規定する授業時数のうち基礎教科に係るものは百二十単位時間以上とし、日本語に係るものは八百単位時間以上とする。

3 前項に規定する授業時数のうち日本語に係るものについては、日本語教育に係るものは七百六十単位時間以上とし、日本事情に係るものは四十単位時間以上とする。

4 準備教育課程の授業における一単位時間は、四十五分以上とする。

5 準備教育課程の授業は、主として昼間に行われるものとする。  
（準備教育課程の開設等）

**第七条** 準備教育課程は、次に掲げる学校等が開設することができる。

一 大学

二 専修学校

三 各種学校

2 前項の規定により大学及び専修学校（専門課程に限る。）が開設する準備教育課程は、その学生又は生徒以外の者を対象とするものとする。

3 第一項の規定により準備教育課程を開設する大学及び専修学校（専門課程に限る。）は、準備教育のための教育施設（以下「教育施設」という。）を付置するものとする。  
（設置者）

**第八条** 国及び地方公共団体のほか、設置者は、次の各号に該当する者とする。

一 準備教育課程を開設するために必要な経済的基礎を有すること。

二 設置者（設置者が法人の場合にあつては、当該法人の代表者及びその運営を担当する当該法人の役員とする。次号において同じ。）が準備教育施設を運営するために必要な知識又は経験を有すること。



三 設置者が社会的信望を有すること。

2 前項の規定にかかわらず、準備教育課程の指定の申請時において、第十五条各号に該当する者及び過去三年以内に第二十八条の規定による指定の取消しを受けた者は、設置者となることができないものとする。

(規則)

**第九条** 第七条第一項各号に掲げる学校等は、その開設する準備教育課程について学則中に記載するものとする。

2 準備教育施設は、準備教育課程に関し、学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)第四条第一項各号に掲げる事項に準じた内容を記載した規則を制定するものとする。

(同時に授業を行う生徒等の数)

**第十条** 準備教育施設において同時に授業を行う生徒等の数(準備教育課程以外の課程を履修する者と合同で授業を行う場合にあつては、当該課程を履修する者の数を含む。以下同じ。)は、二十人以下とする。

(教職員の数)

**第十一条** 準備教育施設には、長のほか、基礎教科の教員、日本語の教員、生徒指導担当者その他必要な職員を置くものとする。

2 基礎教科の教員(常勤の長が教員を兼ねる場合には、当該長を含む。以下同じ。)は、生徒等の数に応じて必要な数を置くものとし、その数は、二人以上とする。

3 日本語の教員は、次の表に定める数以上とする。

|             |                                   |
|-------------|-----------------------------------|
| 収容定員の区分     | 日本語の教員数                           |
| 生徒等の数六十人まで  | 三                                 |
| 生徒等の数六十一人以上 | 3 + $\frac{\text{収容定員} - 60}{20}$ |

4 基礎教科の教員は、日本語の教員と兼ねることができる。

5 準備教育施設には、教育上必要があるときは、授業を担当しない教員を置くことができる。ただし、第二項及び第三項に掲げる教員数には、当該教員を含まないこととする。

6 専任の教員数は、教員の合計数の二分の一以上(教員の合計数の二分の一が三に満たない場合にあつては、三人以上)とする。

(長の資格)

**第十二条** 準備教育施設の長は、教育に関する識見を有し、かつ、教育、学術又は文化

に関する業務に五年以上従事した者とする。

(教員の資格)

**第十三条** 基礎教科の教員は、次の各号のいずれかに該当する者で、その担当する教科の教育に関し、専門的な知識、技術、技能等を有するものとする。

一 担当する教科について高等学校の教諭の免許を有する者

二 学士の学位を有する者で、一年以上大学、高等学校(中等教育学校の後期課程を含む)、高等専門学校、専修学校又は各種学校(以下「大学等」という。)においてその担当する教科に関する教育又は研究に関する業務に従事したもの

三 短期大学又は高等専門学校を卒業した者で、一年以上(修業年限を三年とする短期大学にあつては、一年以上)大学等においてその担当する教科に関する教育又は研究に関する業務に従事したもの

四 専修学校の専門課程(修業年限を四年以上とする課程を除く。)を修了した者で、大学等においてその担当する教科に関する教育又は研究に関する業務に従事したものであつて、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して四年以上となるもの

五 修業年限を四年以上とする専修学校の専門課程を修了した者で、一年以上大学等においてその担当する教科に関する教育又は研究に関する業務に従事したもの

六 その他前各号に掲げる者と同年以上の能力があると認められる者

2 日本語の教員は、次の各号のいずれかに該当する者で、日本語の教育に関し、専門的な知識、技術、技能等を有するものとする。

一 大学(短期大学を除く。)において日本語教育に関する科目を履修し、当該科目の単位を二十六単位以上修得して卒業した者

二 学士の学位を有する者で、日本語教育に関する研修であつて適当と認められるものを三百十五時間以上受講した者

三 公益財団法人日本国際教育支援協会(昭和三十三年三月一日に財団法人日本国際教育協会として設立された法人をいう。)が実施する日本語教育能力検定試験に合格した者

四 その他前各号に掲げる者と同年以上の能力があると認められる者

(生活指導担当者の資格)

**第十四条** 生活指導担当者は、生徒等の生活指導及び進路指導に関する知識を有する者とする。

2 生活指導担当者は、専任教員又は事務職員がこれを兼ねることができる。

(教職員の欠格事由)

**第十五条** 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第九条各号に該当する者並びに外国人の入国及び在留に関する不正行為を行い、三年を経過していない者は、準備教

育施設の長、基礎教科の教員、日本語の教員及び生活指導担当者になることができな  
いものとする。

(位置及び環境)

**第十六条** 準備教育施設の位置及び環境は、教育上及び保健衛生上適切なものとする。

(名称)

**第十七条** 準備教育施設及び準備教育課程の名称は、それぞれ準備教育施設又は準備教  
育課程の名称として適切なものとする。

(校地)

**第十八条** 準備教育施設には、その開設する準備教育課程の教育の目的を実現するため  
に必要な校地を備えるものとする。

(校舎)

**第十九条** 準備教育施設の校舎の面積は、百十五平方メートル以上とし、当該面積を準  
備教育課程の収容定員数(準備教育課程以外の課程を開設している場合にあつては、  
準備教育課程とこれ以外の課程のそれぞれの収容定員数の合計数)で除した面積は、  
二・三平方メートル以上とする。

2 準備教育施設の校舎には、教室、教員室、事務室、図書室、保健室その他準備教育  
課程の開設に必要な付帯施設を備えるものとする。

3 準備教育施設の教室は、収容定員数に応じて、必要な面積を備えるものとする。た  
だし、同時に授業を行う生徒一人当たり一・五平方メートル以上とする。

(設備)

**第二十条** 準備教育施設は、生徒等の数に応じて、必要な種類及び数の教育機器、図書  
その他の設備を備えるものとする。

(外国の準備教育施設の特例)

**第二十一条** 外国に所在する準備教育施設が開設する準備教育課程の指定については、  
この規程に準ずるものとする。

### 第三章 準備教育施設の運営の基準

(学籍管理)

**第二十二条** 準備教育施設は、入学、卒業等の学籍に関する記録及び出席簿を備えるも  
のとする。

2 準備教育施設は、学力試験の成績、出席状況に基づき適正に課程修了の認定を行う  
ものとする。

3 前二項のほか、準備教育施設は、学籍を管理するために適切な措置を講ずるものと  
する。

(事業の区分)

**第二十三条** 設置者が準備教育施設の運営以外の事業を行う場合にあつては、その事業  
の運営と準備教育施設の運営とを区分して行うものとする。

### 第四章 準備教育課程の指定の手續等

(指定の申請)

**第二十四条** 準備教育課程の指定(以下単に「指定」という。)の申請については、別  
に定める。

(申請の期限)

**第二十五条** 指定の申請の期限は、指定を受けようとする年の前年の五月三十一日とす  
る。

2 文部科学大臣は、前項の申請があつた場合には、指定を受けようとする年の前年の  
九月三十日までに当該課程を指定するかどうかを決定し、当該課程の設置者に対し  
その旨を速やかに通知するものとする。

(廃止、変更の届出)

**第二十六条** 設置者は、準備教育課程を廃止しようとする場合又は次の各号に掲げる場  
合(国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第一項に規定する国立大学  
法人にあつては、第一号に掲げる場合を除く。)には、あらかじめ文部科学大臣に届  
け出るものとする。

一 設置者(設置者が法人の場合にあつては、その代表者及びその運営を担当する  
当該法人の役員を含む。)を変更しようとするとき

二 準備教育施設の名称、位置及び長を変更しようとするとき

三 準備教育施設の校地及び校舎の用に供する土地建物に関する権利を処分しよう  
とするとき、又は用途の変更、改築等によりこれらの土地建物の現状に重要な変  
更を加えようとするとき

四 第九条に規定する規則を変更しようとするとき

五 準備教育課程の名称を変更しようとするとき

(資料の提出)

**第二十七条** 設置者は、文部科学大臣から必要な資料の提出を求められた場合には、当  
該資料を提出するものとする。

(指定の取消し)

**第二十八条** 文部科学大臣は、設置者、準備教育課程及び準備教育施設が次の各号のい  
ずれかに該当するときは、指定を取り消すことができる。

一 第三条から第二十三条までに規定する指定又は運営の基準に適合しなくなった

とき

二 第九条に規定する規制に定めた収容定員を著しく超えて生徒等を入学させたとき

三 第二十六条に規定する届出を怠ったとき

四 前条の規定により提出しなければならない資料の提出を怠ったとき

五 外国において高等学校に対応する学校の課程を修了した者（これと同等以上の学力があるかどうかに関する認定試験であると認められる当該国の検定に合格した者を含み、学校教育における十二年の課程を修了した者を除く。）が三年続けて入学しなかったとき

**第二十九条** 設置者は、その設置する準備教育施設が開設する準備教育課程について、指定の取消しを受けようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を文部科学大臣に提出するものとする。

一 指定の取消しを受けようとする理由

二 指定の取消しを受けようとする時期

三 在学している生徒等があるときは、その取り扱い

**第三十条** 文部科学大臣は、準備教育課程を指定したときは、その名称、位置その他必要事項を官報で告示するものとする。これらの事項の変更についても、同様とする。

#### 附則

1 この規程は、平成十一年九月三日から施行する。

2 留学生交流を目的とする公益社団法人又は公益財団法人は、その設置する教育施設において公共性及び安定性が確保できると認められるときは、第七条第一項の規定にかかわらず、当分の間、準備教育課程を開設することができる。

3 前項の教育施設及び公益社団法人又は公益財団法人に対しこの規程の規定を適用する場合には、この規程の規定中準備教育施設のうちには同項の教育施設を、設置者のうちには公益社団法人又は公益財団法人をそれぞれ含むものとする。

4 第十条の規定にかかわらず、当分の間、基礎教科について同時に授業を行う生徒等の数は四十人以下とする。

5 第十一条第六項の規定にかかわらず、当分の間、専任の教員数は、教員の合計数の三分の一以上（教員の合計数の三分の一が二に満たない場合にあっては、二人以上）とする。

6 第二十五条の規定にかかわらず、平成十二年に指定を受けようとする者についての指定の申請の期限は、平成十一年九月三十日とする。

#### 附則（平一一・一一一・一一一 文告一八一抄）

（施行期日）

1 この告示は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の

日（平成十三年一月六日）から施行する。

**附則**（平一六・三・三二 文科告五七）

この告示は、平成十六年四月一日から施行する。

**附則**（平二〇・一一一・一一一 文科告一六九）

この告示は、平成二十年十二月一日から施行する

**附則**（平一九・五・三二 文科告八四）

この告示は、平成二九年十月一日から施行する

○ 我が国の大学に入学するための準備教育を行う課程を定める告示

（平成二十二年二月二十日）  
 文部科学省告示第二十九号  
 最終改正 令和元・八・二二文科告

昭和五十六年文部省告示第五百五十三号（外国において学校教育における十二年の課程を修了した者に準ずる者を指定する件）第二号に規定する我が国の大学に入学するための準備教育を行う課程として次の表の上欄に掲げるものを指定し、それぞれ同表の下欄に掲げる日以降に入学する者の準備教育について適用する。

| 準備教育課程の名称                                     | 位置      | 適用開始日      |
|---|---------|------------|
| 東京外国語大学留学生日本語教育センター学部留学生準備教育課程                | 東京都府中市  | 平成十二年四月一日  |
| 大阪外国語大学留学生日本語教育センター学部留学生準備教育課程                | 大阪府箕面市  | 平成十二年四月一日  |
| 大阪外国語大学日本語日本文化教育センター学部留学生準備教育課程               | 大阪府箕面市  | 平成十八年四月一日  |
| 大阪大学日本語日本文化教育センター学部留学生準備教育課程                  | 大阪府箕面市  | 平成十九年十月一日  |
| 拓殖大学言語文化研究所附属日本語研修センター準備教育課程                  | 東京都文京区  | 平成十二年四月一日  |
| 拓殖大学日本語学校準備教育課程                               | 東京都文京区  | 平成十五年四月一日  |
| 京都コンピュータ学院鴨川校京都日本語研修センター進学準備1年コース及び進学準備1年半コース | 京都府京都市  | 平成十三年四月一日  |
| 大阪YMC A学院日本語学科1年コース、日本語学科1年半コース及び日本語学科2年コース   | 大阪府大阪市  | 平成十八年四月一日  |
| 大阪YMC A学院総合日本語1年コース、総合日本語1年半コース及び総合日本語2年コース   | 大阪府大阪市  | 平成二十一年四月一日 |
| 環球日本語学習院日本語科進学準備2年コース                         | 宮城県仙台市  | 成二十三年四月一日  |
| 環球日本語学習院進学特別課程2年コース及び進学特別課程1年半コース             | 宮城県仙台市  | 平成二十六年四月一日 |
| セントメリー日本語学院準備教育課程Aコース及び準備教育課程Bコース             | 栃木県宇都宮市 | 平成二十五年四月一日 |

|  |          |            |
|--|----------|------------|
| 学校法人三井学園武蔵浦和日本語学院進学準備1年課程及び進学準備1年半課程                     | 埼玉県さいたま市 | 平成十六年四月一日  |
| 学校法人三井学園武蔵浦和日本語学院進学準備2年課程及び進学準備1年半課程                     | 埼玉県さいたま市 | 平成十九年四月一日  |
| 学校法人三井学園武蔵浦和日本語学院進学準備課程2年コース及び進学準備課程1年6か月コース             | 埼玉県さいたま市 | 平成二十三年四月一日 |
| ARC東京日本語学校準備教育課程2年コース及び1年6か月コース                          | 東京都文京区   | 平成三十一年四月一日 |
| 大原日本語学院準備教育課程1年コース及び1年半コース                               | 東京都千代田区  | 平成二十七年四月一日 |
| 学校法人新井学園赤門会日本語学校本校進学進学のための準備教育2年コース及び大学進学のための準備教育1.5年コース | 東京都荒川区   | 平成十九年四月一日  |
| カルチャー・アンド・ランゲージ・センター日本語学校日本語学科1、日本語学科2及び日本語学科3           | 東京都新宿区   | 平成十三年四月一日  |
| KCP地球市民日本語学校特別進学課程2年コース及び1年半コース                          | 東京都新宿区   | 平成二十年四月一日  |
| 国際学友会日本語学校進学課程1年コース及び進学課程1年半コース                          | 東京都新宿区   | 平成十二年四月一日  |
| 日本学生支援機構東京日本語教育センター進学課程1年コース及び進学課程1年半コース                 | 東京都新宿区   | 平成十六年四月一日  |
| 財団法人言語文化研究所附属東京日本語学校進学課程1年コース、進学課程1年半コース及び進学課程2年コース      | 東京都渋谷区   | 平成十二年四月一日  |
| 学校法人長沼スクール東京日本語学校進学課程1年コース、進学課程1年半コース及び進学課程2年コース         | 東京都渋谷区   | 平成二十一年四月一日 |
| 淑徳日本語学校大学進学課程A及び大学進学課程B                                  | 東京都板橋区   | 平成十二年四月一日  |
| 新宿日本語学校日本語学科1、日本語学科2及び日本語学科3                             | 東京都新宿区   | 平成十二年四月一日  |
| ジェット日本語学校日本語進学科A及び日本語進学科B                                | 東京都北区    | 平成十二年四月一日  |

|   |        |            |
|---|--------|------------|
| 千駄ヶ谷日本語学校日本語学科I部準備教育課程2年コース、日本語学科I部準備教育課程1年6ヶ月コース、日本語学科II部準備教育課程2年コース及び日本語学科II部準備教育課程1年6ヶ月コース | 東京都豊島区 | 平成十八年四月一日  |
| 千駄ヶ谷日本語学校日本語学科I部準備教育課程2年コース、日本語学科I部準備教育課程1年6ヶ月コース、日本語学科II部準備教育課程2年コース及び日本語学科II部準備教育課程1年6ヶ月コース | 東京都新宿区 | 平成二十二年四月一日 |
| 東京ギャラクシー日本語学校準備教育課程2年コース及び準備教育課程1年6ヶ月コース  | 東京都中央区 | 平成二十八年四月一日 |
| 東京ギャラクシー日本語学校準備教育課程2年コース及び準備教育課程1年6ヶ月コース  | 東京都中央区 | 平成二十八年四月一日 |
| 東京工科大学附属日本語学校大学準備教育2年コース  | 東京都大田区 | 平成二十二年四月一日 |
| 東京国際大学付属日本語学校準備教育課程A学科及び準備教育課程B学科   | 東京都新宿区 | 平成十四年四月一日  |
| 東京国際大学付属日本語学校準備教育課程4月コース及び準備教育課程10月コース  | 東京都新宿区 | 平成二十五年四月一日 |
| メロス言語学院日本語総合準備教育2年課程及び日本語総合準備教育1年6ヶ月課程  | 東京都豊島区 | 平成二十六年四月一日 |
| メロス言語学院日本語総合準備教育2年課程、日本語総合準備教育1年6ヶ月課程及び日本語総合準備教育1年課程  | 東京都豊島区 | 平成二十八年四月一日 |
| 山野日本語学校大学進学予備教育1年コース及び大学進学予備教育1年半コース  | 東京都渋谷区 | 平成十二年四月一日  |
| 山野日本語学校大学進学準備教育1年コース及び大学進学準備教育1年半コース  | 東京都渋谷区 | 平成十五年四月一日  |
| 国際ことば学院大学進学コース  | 静岡県静岡市 | 平成十四年四月一日  |
| 国際ことば学院日本語学校大学進学コース   | 静岡県静岡市 | 平成二十年四月一日  |
| 静岡日本語教育センター進学特別課程   | 静岡県静岡市 | 平成十五年四月一日  |

|  |                   |            |
|--|-------------------|------------|
| 学校法人育英館関西語学院進学準備教育1年半コース及び進学準備教育1年コース                              | 京都府京都市            | 平成二十五年四月一日 |
| 関西国際学友会日本語学校本科課程1年コース及び本科課程1年半コース                                  | 大阪府大阪市            | 平成十二年四月一日  |
| 日本学生支援機構大阪日本語教育センター本科課程1年コース及び本科課程1年半コース                           | 大阪府大阪市            | 平成十六年四月一日  |
| 日本学生支援機構大阪日本語教育センター進学課程1年コース及び進学課程1年半コース                           | 大阪府大阪市            | 平成二十年四月一日  |
| 英教学館岡山校日本語科大学進学準備1年半コース  | 岡山県岡山市            | 平成十四年四月一日  |
| 九州英教学館国際言語学院日本語科大学進学準備コース  | 福岡県福岡市            | 平成十二年四月一日  |
| 九州英教学館国際言語学院日本語科大学進学準備1年コース及び日本語科大学進学準備2年コース                       | 福岡県福岡市            | 平成十三年四月一日  |
| 財団法人アジア学生文化協会留学生日本語コース大学進学準備1年課程及び留学生日本語コース大学進学準備1.5年課程            | 東京都文京区            | 平成十二年四月一日  |
| 公益財団法人アジア学生文化協会留学生日本語コース大学進学準備1年課程及び留学生日本語コース大学進学準備1.5年課程          | 東京都文京区            | 平成二十六年四月一日 |
| 帝京マレイシア日本語学院日本留学準備教育課程15カ月コース、日本留学準備教育課程18カ月コース及び日本留学準備教育課程20カ月コース | マレーシアクアラ<br>ランプール | 平成十六年四月一日  |
| 帝京マレイシア日本語学院日本留学準備教育課程12カ月コース、日本留学準備教育課程18カ月コース及び日本留学準備教育課程20カ月コース | マレーシアクアラ<br>ランプール | 平成十九年一月一日  |

**附 則**

この告示は、公布の日から施行する。

**附 則** (平一三・三・三〇文科告六二)

この告示は、公布の日から施行する。

**附則**（平二四・一一・二八文科告一七七）

この告示は、公布の日から施行する。

**附則**（平二六・一・三〇文科告一三）

この告示は、公布の日から施行する。

**附則**（平二七・一・二八文科告一一）

この告示は、公布の日から施行する。

**附則**（平二八・二・一八文科告一一）

この告示は、公布の日から施行する。

**附則**（令和元・八・二二文科告五七）

この告示は、公布の日から施行する。

○ 外国の大学、大学院又は短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設の指定等に関する規程

（平成十六年十二月二十日）  
文部科学省告示第百七十六号

最終改正 令四・四・二十八五文科告六九

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第百五十五条第一項第四号及び第二項第五号、第百五十六条第三号、第百六十条第三号、第百六十一条第二項、第百六十二条並びに第百七十七条第五号、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第二十八条第二項、短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）第十四条第二項並びに専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）第十三条第二項の規定に基づき、外国の大学、大学院又は短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設の指定等に関する規程を次のように定める。

（外国大学等の日本校の指定）

**第一条** 文部科学大臣は、学校教育法施行規則第百五十五条第一項第四号若しくは第二項第五号、第百五十六条第三号、第百六十条第三号、第百六十一条第二項、第百六十二条若しくは第百七十七条第五号、大学設置基準第二十八条第二項、短期大学設置基準第十四条第二項又は専門職大学院設置基準第十三条第二項の規定により外国の大学、大学院又は短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設（以下「外国大学等日本校」という。）を指定する場合には、我が国にある当該外国の大使館、公使館、領事館その他これらに準ずる機関（以下「在日外国大使館等」という。）に対し、次の各号のいずれにも該当することの確認を求めるものとする。

- 一 外国大学等日本校がその本校の課程を有すること（一年以内に当該課程を有すると見込まれる場合を含む）。
- 二 外国大学等日本校の本校が当該外国の学校教育制度において大学、大学院又は短期大学として位置付けられていること。

（指定の内容の変更）

**第二条** 文部科学大臣は、前条の規定による指定を受けた外国大学等日本校（以下「指定日本校」という。）の課程の変更により当該指定の内容を変更する場合には、必要に応じ、在日外国大使館等に対し、変更後の指定日本校の課程がその本校の課程であ

ることの確認を求めるとする。

(指定の取消し)

**第三条** 文部科学大臣は、次の各号のいずれかに該当するものとして指定日本校の指定を取り消す場合には、必要に応じ、在日外国大使館等に対し、当該各号に該当することの確認を求めるとする。

一 指定日本校がその本校の課程を有しなくなったこと。

二 指定日本校の本校が当該外国の学校教育制度において大学、大学院又は短期大学として位置付けられなくなったこと。

(指定等の告示)

**第四条** 文部科学大臣は、第一条の規定による指定をしたときは、指定日本校の名称、位置及び課程の名称をインターネットの利用その他の適切な方法により公示する。当該指定の内容を変更し、又は当該指定を取り消したときも同様とする。

**附 則** (平成一九・二二・二五文科告一四六抄)

この告示は、学校教育法等の一部を改正する法律の施行の日(平成十九年十二月二十六日)から施行する。

○ 大学院の入学に関し修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められる者を指定する件

(平成元年九月一日  
文部省告示第百十八号)

最終改正 平二四・三・一四文科告三四

学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)第百五十六条第六号の規定により、大学院の入学に関し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められる者を次のように指定する。

一 大学を卒業し、大学、研究所等において、二年以上研究に従事した者で、大学院において、当該研究の成果等により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者

二 外国において学校教育における十六年の課程を修了した後、又は外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における十六年の課程を修了した後、大学、研究所等において、二年以上研究に従事した者で、大学院において、当該研究の成果等により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者

○ 大学へ編入学できる専修学校の専門課程の総授業時数を定める件

（平成十年八月十四日）  
 文部省告示第百二十五号  
 最終改正 平二四・三・三〇文科告七〇

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第百八十六条第一項第二号の規定に基づき、専修学校の専門課程を修了した者が大学へ編入学できる専修学校の専門課程の総授業時数を次のように定める。

全課程の修了の要件が、次の表上覧に掲げる学科の区分に応じ、同表下欄に掲げるものであること。

| 学科の区分                                      |  | 要件                              |
|--|--|---------------------------------|
| 専修学校設置基準（昭和五十一年文部省令第二号）第四条に規定する昼間学科又は夜間等学科 | 学校教育法施行規則第百八十三条の二第二項の規定により学年による教育課程の区分を設けない学科（以下この表において「単位制による学科」という。）であるもの以外のもの | 全課程の修了に必要な総授業時数が千七百単位時間以上であること。 |
| 専修学校設置基準第五条第一項に規定する通信制の学科                  | 単位制による学科であるもの  | 全課程の修了に必要な総単位数が六十二単位以上であること。    |

附則（平成二四・三・三〇文科告七〇）

この告示は、学校教育法施行規則及び専修学校設置基準の一部を改正する省令の施行の日（平成二十四年四月一日）から施行する。

○ 高等学校の専攻科のうちその課程を修了した者が大学に編入学することができるものの課程の基準

（平成二十八年三月三十日）  
 文部科学省告示第六十三号

最終改正 令四・九・三十文科告百三十

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第百条の二第一項第二号（同令第百十三条第三項の規定において準用する場合を含む。）の規定に基づき、高等学校の専攻科のうちその課程を修了した者が大学に編入学することができるものの課程の基準を次のように定める。

第一章 総則

（趣旨）

**第一条** 学校教育法施行規則第百条の二第一項第二号（同令第百十三条第三項において準用する場合を含む。）の規定により、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下同じ。）の専攻科のうち、その課程を修了した者が大学に編入学することができるもの（以下「専攻科」という。）の課程の基準については、この告示の定めるところによる。

第二章 教育課程等

第一節 通則

（単位の授与）

**第二条** 専攻科の課程においては、一の授業科目を履修した生徒に対しては、高等学校の定めるところにより、審査、試験その他の高等学校の専攻科の教育の特性を踏まえた適切な方法で、学修の成果を評価した上、単位を与えるものとする。

（各授業科目の単位数）

**第三条** 専攻科の課程における各授業科目の単位数は、高等学校において定める。  
 2 専攻科の課程における授業科目について、前項の単位数を定めるに当たっては、一単位の授業科目を四十五時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、高等学校の専攻科の教育の特性を踏まえつつ、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね十五時間から四十五時間までの範囲で高等学校が定める時間の授業をもつて一単位として単位数を計算



するものとする。ただし、音楽等の学科における個人指導による実技の授業については、高等学校が定める時間の授業をもって一単位とすることができる。

3 前項の規定にかかわらず、修了研究、修了制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(授業の方法)

**第四条** 専攻科は、通信衛星、光ファイバ等を用いることにより、多様なメディアを高度に利用して、文字、音声、静止画、動画等の多様な情報を一体的に扱う授業で、同時かつ双方向に行われるものであって、当該専攻科において、対面により行う授業に相当する教育効果を有すると認められたものを、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

2 前項の授業の方法により修得する単位数は、専攻科の全課程の修了に必要な総単位数のうち四分の三を超えないものとする。

(専攻科の全日制の課程又は定時制の課程における全課程の修了要件)

**第五条** 専攻科の全日制の課程又は定時制の課程における全課程の修了の要件は、当該課程に修業年限の年数以上在学し、六十二単位以上を修得することとする。

## 第二節 専攻科の通信制の課程の教育課程等の特例

(通信教育用学習図書等による授業科目の単位数)

**第六条** 専攻科の通信制の課程における通信教育用学習図書その他これに準ずる教材を送付若しくは指定し、若しくはその内容をインターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて提供し、主としてこれらにより学修させる授業(次条において「通信教育用学習図書等による授業」という。)又は主として放送その他の多様なメディアを利用した指導による授業(第四条第一項に規定するものを除く。次条において「放送等による授業」という。)の授業科目について単位数を定めるに当たっては、第三条第二項及び第三項の規定にかかわらず、四十五時間の学修を必要とする通信教育用学習図書等又は放送等をもって一単位とする。

**第七条** 一の授業科目について、通信教育用学習図書等による授業又は放送等による授業と面接指導による授業又は第四条第一項の方法による授業との併用により行う場合においては、その組合せに応じ、第三条第二項及び第三項並びに前条に規定する基準を考慮して、当該授業科目の単位数を定めるものとする。

(専攻科の通信制の課程における全課程の修了要件)

**第八条** 専攻科の通信制の課程における全課程の修了の要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

一 当該課程に修業年限の年数以上在学し、六十二単位以上を修得すること

二 二百二十単位時間(一単位時間の標準は五十分とする。)に当該課程の修業年限の年数に相当する数を乗じて得た授業時数以上の面接指導による授業を履修すること

## 第三章 教員

(専攻科の全日制の課程又は定時制の課程の教員数)

**第九条** 専攻科の全日制の課程又は定時制の課程における教員の数は、別表第一に定める数以上とする。

2 前項の教員の数の半数以上は、専任の教員(専ら当該専攻科における教育に従事する校長が教員を兼ねる場合にあつては、当該校長を含む。以下この項及び次条第二項において同じ。)でなければならない。ただし、当該専任の教員の数は三人を下ることができない。

(専攻科の通信制の課程の教員数)

**第十条** 専攻科の通信制の課程における教員の数は、別表第二に定める数以上とする。

2 前項の教員の数の半数以上は、専任の教員でなければならない。ただし、当該専任の教員の数は三人を下ることができない。

(専攻科の教員の資格)

**第十一条** 専攻科の教員は、次のいずれかに該当する者で、その担当する教育に関し、専門的な知識、技術、技能等を有するものでなければならない。

一 高等学校(特別支援学校の高等部を含む。)の専攻科の課程(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第五十八条の二(同法第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。)に規定するものに限る。)を修了した後、学校、専修学校、各種学校、研究所、病院、工場等においてその担当する教育に関する教育、研究又は技術に関する業務に従事した者で、当該専攻科の課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して六年以上となるもの

二 専修学校設置基準(昭和五十一年文部省令第二号)第四十一条第一号から第五号までに該当する者

三 その他前二号に掲げる者と同等以上の能力があると認められる者

## 第四章 施設

(校舎等)

**第十二条** 専攻科を置く高等学校の校舎には、当該専攻科の目的、生徒数、課程又は学科に応じ、専ら当該専攻科の授業の用に供する教室その他必要な附帯施設を備えな

なければならない。

2 専攻科を置く高等学校は、当該専攻科の目的に応じ、専ら当該専攻科の授業の用に供する実習場その他の必要な施設を確保しなければならない。

(専ら専攻科の全日制の課程又は定時制の課程の授業の用に供する教室の面積)

**第十三条**

専ら専攻科の全日制の課程又は定時制の課程の授業の用に供する教室の面積は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積以上とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

一 一の学科を置く場合 別表第三イの表により算定した面積

二 二以上の学科を置く場合 次のイ及びロに掲げる面積を合計した面積

イ これらの学科のうち別表第三イの表第三欄の収容定員四十人までの面積が最大となるいずれか一の学科について同表により算定した面積

ロ これらの学科のうち前イの一の学科以外の学科についてそれぞれ別表第三イの表により算定した面積を合計した面積

(専ら専攻科の通信制の課程の授業の用に供する教室の面積)

**第十四条**

専ら専攻科の通信制の課程の授業の用に供する教室の面積は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積以上とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

一 一の学科を置く場合 別表第四イの表により算定した面積

二 二以上の学科を置く場合 次のイ及びロに掲げる面積を合計した面積

イ これらの学科のうち別表第四イの表第三欄の収容定員八十人までの面積が最大となるいずれか一の学科について同表により算定した面積

ロ これらの学科のうち前イの一の学科以外の学科についてそれぞれ別表第四イの表により算定した面積を合計した面積

**附則**

この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

**別表第一** 専攻科の全日制の課程又は定時制の課程に係る教員数（第九条関係）

| 学科の区分  | 学科ごとの収容定員の区分                | 教員数                         |
|--|-----------------------------|-----------------------------|
| 農業に関する学科、工業に関する学科、水産に関する学科、看護に関する学科及び福祉に関する学科（別表第二から別表第四までにおいて「農業に関する学科等」という。）   | 八十人まで                       | 3<br>—<br>—<br>—<br>—<br>—  |
|  | 八十一人から二百人まで                 | 3+                          |
|  | 二百一人から六百人まで                 | 40<br>—<br>—<br>—<br>—<br>— |
|  | 六百一人以上                      | 6+                          |
|  |                             | 50<br>—<br>—<br>—<br>—<br>— |
|  |                             | 14+                         |
| 普通科、商業に関する学科、家庭に関する学科、情報に関する学科、理数に関する学科、体育に関する学科、音楽に関する学科、美術に関する学科、外国語に関する学科、国際関係に関する学科並びにその他専門教育を施す学科として適当な規模及び内容があると認められる学科並びに総合学科（別表第二から別表第四までにおいて「普通科等」という。） | 八十人まで                       | 3                           |
|  | 八十一人から二百人まで                 | 3+                          |
|  | 二百一人から四百人まで                 | 40<br>—<br>—<br>—<br>—<br>— |
|  | 四百一人以上                      | 6+                          |
|  | 50<br>—<br>—<br>—<br>—<br>— |                             |
|  | 10+                         |                             |
|  | 60                          |                             |

**備考**

- 一 この表の算式中収容定員とあるのは、学科ごとの収容定員をいう（別表第二から別表第四までにおいて同じ。）。
- 二 全日制の課程と定時制の課程とを併せ置く場合においては、教育上支障がないよう、相当数の教員を増員するものとする。

**別表第二** 専攻科の通信制の課程に係る教員数（第十条関係）

| 学科の区分     | 学科ごとの収容定員の区分     | 教員数                    |
|-----------|------------------|------------------------|
| 農業に関する学科等 | 八十人まで            | 3<br>収容定員—80           |
|           | 八十一人から二百人まで      | 3+<br>60<br>収容定員—200   |
| 普通科等      | 二百一人から八百人まで      | 5+<br>75<br>収容定員—800   |
|           | 八百一人から千七百人まで     | 13+<br>90<br>収容定員—1700 |
|           | 千七百一人以上          | 23+<br>105             |
|           | 八十人まで            | 3<br>収容定員—80           |
|           | 八十一人から二百人まで      | 3+<br>60<br>収容定員—200   |
| 普通科等      | 二百一人から六百五十人まで    | 5+<br>75<br>収容定員—650   |
|           | 六百五十一人から千三百七十人まで | 11+<br>90<br>収容定員—1370 |
|           | 千三百七十一人以上        | 23+<br>105             |

**別表第三** 専ら専攻科の全日制の課程又は定時制の課程の授業の用に供する教室の面積（第十三条関係）

イ 基準面積の表

| 学科の区分     | 学科ごとの収容定員の区分 | 面積（平方メートル）        |
|-----------|--------------|-------------------|
| 農業に関する学科等 | 四十人まで        | 260               |
|           | 四十一人以上       | 260+3.0×(収容定員—40) |
| 普通科等      | 四十人まで        | 200               |
|           | 四十一人以上       | 200+2.5×(収容定員—40) |

ロ 加算面積の表

| 学科の区分     | 学科ごとの収容定員の区分 | 面積（平方メートル）        |
|-----------|--------------|-------------------|
| 農業に関する学科等 | 四十人まで        | 180               |
|           | 四十一人以上       | 180+3.0×(収容定員—40) |
| 普通科等      | 四十人まで        | 140               |
|           | 四十一人以上       | 140+2.5×(収容定員—40) |

**別表第四** 専ら専攻科の通信制の課程の授業の用に供する教室の面積（第十四条関係）

イ 基準面積の表

|           |              |                         |
|-----------|--------------|-------------------------|
| 学科の区分     | 学科ごとの収容定員の区分 | 面積（平方メートル）              |
| 農業に関する学科等 | 八十人まで        | 200                     |
|           | 八十一人以上       | 200 + 1.8 × (収容定員 - 80) |
| 普通科等      | 八十人まで        | 200                     |
|           | 八十一人以上       | 200 + 1.5 × (収容定員 - 80) |

ロ 加算面積の表

|           |              |                         |
|-----------|--------------|-------------------------|
| 学科の区分     | 学科ごとの収容定員の区分 | 面積（平方メートル）              |
| 農業に関する学科等 | 八十人まで        | 180                     |
|           | 八十一人以上       | 180 + 1.8 × (収容定員 - 80) |
| 普通科等      | 八十人まで        | 140                     |
|           | 八十一人以上       | 140 + 1.5 × (収容定員 - 80) |

○ 特別支援学校の高等部の専攻科のうちその課程を修了した者が大学に編入学することができるものの課程の基準

（平成二十八年三月三十日）  
文部科学省告示第六十四号

最終改正 令四・九・三十文科告百三十

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第三百三十五条第五項において準用する第百条の二第一項第二号の規定に基づき、特別支援学校の高等部の専攻科のうちその課程を修了した者が大学に編入学することができるものの課程の基準を次のように定める。

**第一章 総則**

（趣旨）

**第一条** 学校教育法施行規則第三百三十五条第五項において準用する第百条の二第一項第二号の規定により、特別支援学校の高等部の専攻科のうちその課程を修了した者が大学に編入学することができるもの（以下「専攻科」という。）の課程の基準については、この告示の定めるところによる。

**第二章 教育課程等**

（単位の授与）

**第二条** 専攻科の課程においては、一の授業科目を履修した生徒に対しては、特別支援学校の定めるところにより、審査、試験その他の特別支援学校の専攻科の教育の特性を踏まえた適切な方法で、学修の成果を評価した上、単位を与えるものとする。

（各授業科目の単位数）

**第三条** 専攻科の課程における各授業科目の単位数は、特別支援学校において定める。  
2 専攻科の課程における授業科目について、前項の単位数を定めるに当たっては、一単位の授業科目を四十五時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、特別支援学校の専攻科の教育の特性を踏まえつつ、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね十五時間から四十五時間までの範囲で特別支援学校が定める時間の授業をもって一単位として単位数を計算するものとする。ただし、音楽等の学科における個人指導による実技の授業については、特別支援学校が定める時間の授業をもって一単位とすることができる。

3 前項の規定にかかわらず、修了研究、修了制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(授業の方法)

**第四条** 専攻科は、通信衛星、光ファイバ等を用いることにより、多様なメディアを高度に利用して、文字、音声、静止画、動画等の多様な情報を一体的に扱う授業で、同時かつ双方向に行われるものであつて、当該専攻科において、対面により行う授業に相当する教育効果を有すると認められたものを、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

2 前項の授業の方法により修得する単位数は、専攻科の全課程の修了に必要な総単位数のうち四分の三を超えないものとする。

(専攻科における全課程の修了要件)

**第五条** 専攻科における全課程の修了の要件は、当該専攻科に修業年限の年数以上在学し、六十二単位以上を修得することとする。

### 第三章 教員

(専攻科の教員数)

**第六条** 専攻科の課程における教員の数は、別表に定める数以上とする。

2 前項の教員の数の半数以上は、専任の教員(専ら当該専攻科における教育に従事する校長が教員を兼ねる場合にあつては、当該校長を含む。以下この項において同じ。)でなければならない。ただし、当該専任の教員の数は三人を下ることができない。

(教員の資格)

**第七条** 専攻科の教員は、次のいずれかに該当する者で、その担当する教育に関し、専門的な知識、技術、技能等を有するものでなければならない。

一 高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。)の専攻科の課程(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第五十八条の二(同法第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。))に規定するものに限る。)を修了した後、学校、専修学校、各種学校、研究所、病院、工場等においてその担当する教育に関する教育、研究又は技術に関する業務に従事した者で、当該専攻科の課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して六年以上となるもの

二 専修学校設置基準(昭和三十五年文部省令第二号)第四十一条第一号から第五号までに該当する者

三 その他前二号に掲げる者と同等以上の能力があると認められる者

### 第四章 施設

(校舎等)

**第八条** 専攻科を置く特別支援学校の校舎には、当該専攻科の目的、生徒数又は学科に応じ、専ら当該専攻科の授業の用に供する教室その他必要な附帯施設を備えなければならない。

2 専攻科を置く特別支援学校は、当該専攻科の目的に応じ、専ら当該専攻科の授業の用に供する実習場その他の必要な施設を確保しなければならない。

附則

この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

別表 専攻科の課程に係る教員数（第六条関係）

| 学科の区分   | 学科ごとの収容定員の区分   | 教員数                           |
|---|----------------|-------------------------------|
| 医療に関する学科、理学療法に関する学科、農業に関する学科、工業に関する学科、理容・美容に関する学科、歯科技工に関する学科、産業一般に関する学科並びにその他専門教育を施す学科として適当な規模及び内容があると認められる学科のうちこれらに類する学科 | 三十人まで          | 3<br>—<br>収容定員—30             |
|   | 三十一人から七十五人まで   | 3 +<br>15<br>—<br>収容定員—75     |
|   | 七十六人から二百二十五人まで | 6 +<br>18.75<br>—<br>収容定員—225 |
|   | 二百二十六人以上       | 14 +<br>22.5<br>—<br>収容定員—225 |
|   | 三十人まで          | 3<br>—<br>収容定員—30             |
| 普通科並びに家庭に関する学科、音楽に関する学科、商業に関する学科、美術に関する学科並びにその他専門教育を施す学科として適当な規模及び内容があると認められる学科のうちこれらに類する学科                               | 三十一人から七十五人まで   | 3 +<br>15<br>—<br>収容定員—75     |
|   | 七十六人から百五十人まで   | 6 +<br>18.75<br>—<br>収容定員—150 |
|   | 百五十一人以上        | 10 +<br>22.5<br>—<br>収容定員—150 |

備考 この表の算式中収容定員とあるのは、学科ごとの収容定員をいう。